

右三人建長三年三月十三日豊後を逃て五家山白鳥嶽に潜隠す深草院の御宇なり元祿九年迄四百四十七年とあり

- 一 高七斗一升三合 椎原村
- 一 同一石七斗六升三合五勺 久連子村
- 一 同九斗四升七合 樺木村
- 一 同四斗三升九合五勺 葉木村
- 一 同六斗四合 仁田尾村

合三石九斗三升六合  
 ○球麻郡 四十五ヶ村  
 高二萬二千九百九十二石三斗二升

○肥後全高  
 高五十六萬三千八百七石一斗七升八合  
 右球麻天草五ヶ庄を加へ久住野津原鶴崎を除きたる高なり

○知行何貫と云こと太平記時代の知行に五百貫千貫など云知行を記したるあり五百貫は今の五千石なり千貫は一萬石なり其外推て知べし

○役名  
 郡奉行と唱來りしを郡代と改唱又藏奉行銀奉行或

は薪奉行など云しを藏支配役銀支配役薪支配役と唱改る寶曆六年七月なり

○高瀬町奉行  
 寶曆六年十一月廢せられ郡代の支配となる明和元年閏十二月又町奉行を立らる今に至て不替なり  
 ○郡頭廻在  
 郡頭を在中巡察として寶曆の初年より差廻さる其條目

- 一 民間の風俗善惡
- 一 郡代の指揮届か届ざるか
- 一 在役人の心得厚薄
- 一 山川所置の得失
- 一 塘手道橋手入の精粗
- 一 郡中治理不治理之事

已上は見聞之爲也  
 ○國中在町地子免許

- 飽田
- 一 鹿子木 寛永十五年免許なり
- 一 高橋町 寛永十年免許
- 一 川尻町 加藤氏の時より免許

一同岡町 寛永十年より

一小島町 年貢地なり

一室町 地子免許

上益城

一御舟町 一岩下町 一木山町 一矢部濱町

右之所々年貢地なり

下益城

一小川町 一松橋町 寛永十五年より免許

一隈庄町 一堅志田町 一砥用町 年貢地

宇土

一字土町 一御領 一高良 寛永十五年免許

八代

一宮原町 一八代町 一吉本町 同免許

一鏡町年貢 一河原町免許

蘆北郡

一濱村町 一日奈久町 一佐敷町 一陣町免許

山本郡

一味取町 寛永十五年 一同新町年貢元祿八年免許

玉名郡

一高瀬町 一大島町 一木葉町 一關町

一肥猪町 已上寛永十五年免許

一長須町 一大濱町 一伊倉町 一廣町

右年貢地

山鹿郡

一湯町免許 一新町年貢 一隈府年貢

合志郡

一大津町免許 一新町同

一竹迫町年貢

阿蘇郡

一内杉町年貢 一坂梨町 一吉田新町上に同

天和元年七月初て町立になる

一馬見原免許 一鶴新町年貢 一高森町年貢

一宮地町

久住

一久住町免許 一白丹町年貢 一野津原免許

一鶴崎町免許 一佐賀關町年貢

○追廻田

坪井村の懸河原田新地と云

高三十四石六斗二升一合五勺二才

物成十五石九斗二升五合九勺四ツ六歩

田畝二丁七反六畝十二歩

高反一石二斗五升三勺二才  
米反五斗七升五合一勺五才

○坪井田

田畑八十一町六反二畝餘坪井村より室園道を限り西は寺原より打越村の通り道南は寺原より竹邊下屋敷邊を限る

○牧崎田

田畑二十一町五反三畝牧崎村陣の橋本妙寺弓手一圓なり

右明和七年寅六月改なり

○岩立田

田畑二十七町七反八畝餘

○竹邊出屋敷

寛文十二年二月坪井村百姓居屋敷を家中侍屋敷に渡さるについて百姓へは家立料を給るなり

○隠田 隠田の事前に出たりといへども改に就ての其節の令書を此所に記す

加藤氏有罪而國除るの後寛永九年、妙解公入藩の後同十年檢地有上使其前檢地の時百姓共隠田又は能田を否田と唱又は荒地なごり詐り有すしになきにより、妙解公仰出さる箇條を奉りて下に示す其

文に云

一御知行高かくれ候而有之處あまた有之由に付而高多き前斗明細に書上候へ其役人を被遣御改被成候間其時田地廣候は其村中へ過意として可申付由飽田郡へ申付候間十一月に下改いたし廣き所々は繩をしらめ只今念を入申由に候間此段庄屋へ可申付候事

一國御檢地之儀は江戸へ被得御意に被遣候間其段は重而可被仰付條々何時も被仰觸候時書上候様それへみせたき田地書付庄屋へ手前に置候へご其時もむさごせはきよし申上候へ共御檢地之刻は御改堅可有之候條内々被得御意候へご可被申觸候事

一右總百姓中に被仰觸候ごとく勿論其段を以て堅可得其意候上使衆御前は不荒所を荒候様子書出し又は隠田も有之候に付其段只今之改に百姓中より書出可申此段曲事なる事に候得共右方之儀は少も御拂ひ無之候條かくし地の物成は庄屋百姓相談之上能程出候へご此方不及仰付候左候はご左様之所は物成何程出し可申と庄屋へ書上

候得と可申付候氣仕可仕候いさゝか不苦候百姓

迷惑不仕程に斗可申付候由可被申付候御郡奉行

御代官少もかまひ申間敷事

一當月中に百姓中に差出衆に可被遣候間此儀も庄

屋へ可被申觸候右之旨堅 御意に付可被得其意

候恐々謹言

二月三日

宗像清兵衛

御郡奉行衆中

右宗像田中兩人も 御入國頃の御奉行なり 御意

を奉りすべての御政事を觸流したる面々なり

○寺社領

寺社領の數は前に記し置しなり寛永十年二月十日に國中寺社領を改めらる事を寺社奉行に命せらる改めすみたる上にて先規の旨に任せて寺社の料は相違なしの命を下さる

○上使

寛永八年三月肥後下向之上使衆出立に付沙汰

上使衆御泊りく盡の休所に借り屋を立させ候

へと御意に候鶴崎道筋にはかつて水無之所御座

候由申上候間左様之所には大釜をすへ湯を沸じ

下々のみ申候様可申付旨得其意申候是も御奉行

へ可被仰付と奉存候事

御入國後寛永十年二月御國廻被遊候事

○鶴崎水夫

すべて國中惣水夫之事は前に記する通りなり然る

に鶴崎の水夫之手當は各別なり則如左

一七十九人 高田定水夫

但四百十石五斗七升一合

作り高

十五石六斗屋敷赦免高畝數一町五反八畝一人

ニ二畝

一四百九十三人 關手永右同

内

作り高

二千四百一十一石三斗七升

九十四石九斗六升四合三勺居屋敷赦免畝九町

八反二畝十二步一人ニ二畝

合五百七十二人

外に六十人高田助水夫二百五人 關右同

右定水夫の儀寛永の初年々之極め召仕はるゝ時に

は一人一日二升五合宛之飯米を下さる然るに承應二年より一人扶持減少せらる

○代官口米

- 一 五千石已下二十五石
- 一 五千石已上一萬石迄三十石
- 一 一萬石已上一萬五千石迄三十五石
- 一 一萬五千石已上二萬石迄四十石
- 一 二萬石已上二萬五千石迄四十五石
- 一 二萬五千石已上五十六石

○水前寺茶屋床坪敷

六百間總廻り此畝九町四反九畝坪にメ二萬八千四百七十九坪

○御判物

忠興公元和元年より細川と號し給ふ同七年の春御隱居法體し給ひ 三齋宗立と稱し奉る御剃髮江戸にて被成たるなり其時の御詠歌  
やすからぬ思ひの家は出にけりしかすみはてぬ  
柴の庵に

妙解公は御三男様にて元和七年御家督豊前小倉御在城同國中津へ御隱居江戸一ヶ年越に御父子様御

上り被成候なり 三齋様は京吉田に御屋敷有江戸御往來には御滞留も被成候事

一 寛永九年十月廿八日忠利公肥後御拜領十二月九日に熊本へ御入 三齋様は明る春八代へ御入中務太輔様は刑部様八代に御一所に被成御座候事

一家光公將軍公より忠利公へ證文

肥後國十二郡五十一萬九千石并豊後國之内直入郡大分海部郡之内二萬餘石都合五十四萬石目録在別紙

紙 事宛行訖令領知之狀如件

寛永九年八月四日御判

肥後少將殿

一 慶長五年濃州岐阜關ヶ原の御軍功によりて忠興公へ丹後を改め豊前并豊後之内二郡被進同十二月廿六日 忠興公豊前小倉 御入部其節羽柴越中守と奉稱 御官位參議宰相と奉稱候事御知行高三十九萬石内九萬石無役三十萬石役高

台徳公秀忠より 忠興公へ之證書

豊前國一圓并豊後國之内國東郡速見郡之内所 所合三十萬石目録在別紙 事宛行訖可有領知之狀如件

元和三年五月廿六日御判

豊前宰相殿

○御花畑坪敷之事

- 東 百八十七間二尺四寸
- 西 百二十一間三尺
- 南 八十一間
- 北 百十一間

坪ニメ一萬四千七百六十五坪

町ニメ四町九反二畝五步

○熊本屋敷高

- 一 六百七十一斗餘
- 寛永九年 上使衆引渡の節より高外になる熊本廻り諸屋敷に成たる引高なり
- 一 百三十七石六斗一升餘

右同年已後慶安四年迄熊本屋敷廻り引高なり  
合七百四十四石八斗餘

右は古來よりの引高なり 御入國の後侍屋敷不足に付上の通町下の通町の町を引き長六橋外在地の所に引き方に成りたるを今迎町と云此所の地床高は相知れ不申候右屋敷の坪敷二十二萬三

千四百四十坪餘撫高一石一反の積

○熊本内道のり

東西一里南北一里餘出京町構口より大手の城門迄八百九十一間 長六橋口より右同所迄八百六十二間

○曲輪郡界之事

熊本内飽田詫摩界は詳に分りがたし繪圖を以相考るに御花畑の邊備前坂の堀際の邊より山崎天神の邊は詫摩の内と相見る追廻土手田畑之所河原田開と申て五町手永の内に加り居る其外は何方より何方と申事不詳高田原邊は代繼社の産子にて彼神の敷地と申傳へ九月十五日に神祭あり是を以て考れば本庄手永之内と見るなり

○圍籾之事

圍籾と云は寶曆の初年を初る同八年七月に初て藏を立らる治世の善政にて凶年に民の飢を救術なり 唐土にては常平倉又は義倉と云籾の出來秋に少々宛民の戸毎に出さしめて此を在中會所への藏に納め置飢民を救ふなり今に至りて連綿せり此に過たる美事はあらじ

○寛永九年肥後上使 熊本八代の兩城被引渡節之上使衆板倉内膳正殿仙石大和守殿御代官小林十郎左衛門殿十一月下旬熊本は米田監物英御受取八代は有吉頼母英受取なり 忠利公十二月五日小倉を御發駕九日入城し給ふ城番石川主殿頭殿一人は相知れ不申忠廣公改易已後上使大勢なりしが引渡之節は右三人なり

○朝鮮信使之事

文化八年の夏朝鮮の信使對馬まで來聘に付公義より脇坂淡路守寺社其外御目附御使番對州に下向諸大小各々出金之命有肥後國分  
一金九千四百五十兩 但五十四萬石分

内

四千五十兩

肥後役高一萬石に七十  
五兩宛五十四萬石分

五千四百兩

國役懸一萬石二百兩

○高札讀聞之事

高札の趣を年々影踏の節町人百姓へよみきけ可申旨貞享元年正月より相始る  
○百姓出高にて造る橋

一長六 一中ノ瀬 一國町 一氷川 一三十町  
一佐敷 一小池橋 一内牧  
右總在中割賦にて出銀なり

○八代城

三齋公正保二年十二月二日御逝去に付翌三年 眞源公より御願被成松井佐渡守同年八月十二日依台命八代之城被引移候事

○熊本内大火

寶永五年三月十日坪井竹屋町より出火千二百軒餘燒失なり

坪井廣町の侍屋敷を潰し火よけの爲に杉土手迄東西南北左右廣小路を造らる元祿二年なり此時に竹部出屋敷出來なり

享保四年四月廿八日藪の内より出火千四百三軒燒失

寶曆十二年七月八日晝竹部五十人組より出火西にさして燒失

明和七年閏六月廿五日晝九時分より出火坪井堀はたが火本四百七十六軒西にさして京町赤尾口まで此時に陣の橋上の櫓燒る

安永八年亥七月廿八日極樂寺町より出火千七百九十八軒燒失夜四時分より曉に至る

○彦山知行

一高百石 此物成三十六石五斗四升三合餘高三分八分云玉名郡下關村にて百姓共と相對直所務

○土地見様

土地の形象東高く西低は早稻上作なり西高く東低は晚稻上作なり南低北高は常に上作なり北低く南高きは下地なりと知べし

○上米種子糶

日本の中に美濃尾張紀州近江などの國々上米なり土地も上國と聞く此等の米は肥後に而は菊地八代芦北玉名の内にて坂下内田益城にて甲佐などの地味に類せり此國々の糶を植て見ば能米出來る事もあらんか然れども江南の橋を江北に植れば枳となる類にもあらん

○竹を植る土地

竹を植る地は能く乾きたる地應するなり地卑の濕地には竹の性あじよ  
○松を植る候

松を植るは二月の中年を候とするなり

○杉植はさしめよし候は正月下旬より二月中旬迄の間を吉とする

○知行割

家中の面々々新知加増又は減知等の節知行割渡之事

一新地は根村三里二里より内に一ヶ所其外は城下より五里已上十里已下なり

一加増は九里已下十里已上の遠在にては不被渡下一減知は其人の家筋にて追々加増之節年月近き知行所之内より上知になる藏納になるなり

一知行割の時は上知の内六ヶ年已上になる知行所にて無之ては割方に不成なり

一一百石高に現高は八十七八石より九十石已上の釣合なれば割渡すなり

○新堤

新堤堀方は費地床年貢米受免中村并上納年限後は法の通三ヶに上納免許

○井樋

井樋は國中にて作事料年々五六十貫目在中割賦に

て出すなり御一門御家老開所の井樋は 公よりの  
作事は不被仰付候事 寶曆二年に極る

○千石已上人數

一萬石已上三萬五千石細川能登守、三萬石細川和  
泉守、一萬石長岡左仲、三萬石長岡主水、一萬  
五千石長岡左馬助、一萬八千五百石有吉主膳、  
一萬千石澤村衛士、  
合七人知行高十四萬九千五百石  
一三千石已上六千石長岡内膳、六千石小笠原美濃、  
五千石三淵八郎左衛門、三千石堀丹右衛門、三  
千石 内千石 松野外記、時比 三千石 内二千石 遠坂關  
足高 内、中老 四千石清水數馬、三千石尾藤助次郎、  
三千石氏家甚左衛門、三千石朽木内匠、五千石  
沼田勘解由、五千石大木彌助、三千石有吉萬之  
丞、三千六百石松井求馬、四千五百石柏原新左  
衛門、三千石坂崎兵庫、  
合十六人知行六萬三千六百石  
一二千石已上二千八百石溝口藏人、二千石 内足四百  
石大目附  
津川平左衛門、二千八百石木下三郎左衛門、二  
千石宮村平馬、二千石平野九郎右衛門、二千八

百石有吉市左衛門、二千八百石藪内藏允、二千  
百石岩間恰、二千五百石木村萬之助、二千百石  
小笠原多宮、二千石田中嘉治馬、  
合十一人知行高二萬五千九百石

一千石已上千七百石郡夷則、千五百石福田源左衛  
門、千儀長岡與三郎、千五百石志水孫七郎、千  
石楯岡亥一郎、千石下津久馬、千三百石長岡岩  
之助、千五百石松下久兵衛、千二百石志水九左  
衛門、千三百石小笠原彦左衛門、千石續彈右衛  
門、千石津田三十郎、千石堀次郎右衛門、千九  
百石片山典膳、千石住江甚右衛門、千八百石澤  
村宇右衛門、千五百石三宅英藏、千五百石益  
田彌一右衛門、千石中根平兵衛、千二百石出田  
作左衛門、千二百石與村安太夫、千石大河原次  
郎九郎、千石西山大衛、千石牧左學、千石中瀬  
助五郎、千九百石松野齋、千五百石松野龜右衛  
門、千三百五十石横山壽七郎、千五百石岩越椿  
十郎、千石小坂仙八、千二百石齋藤又大夫、千  
石三野文大夫、千石鎌田軍助、千五十石寺尾志  
摩、千百五十石長谷川久太郎、千四百石山本四

有沙汰候已上

十一月

士中知行之儀代々相續之事大體當國之高に應じ  
古代之定有之候處中古々我等に及迄新知加祿等  
都而世祿に申付來候付當國不相應之高に至り後  
來勤功之者有之候共賞すべき祿乏數世背前代之  
本意候依之慶安二年已前之知行は舊故之家に付  
無相違相續せしめ右已後之新知加祿は代々相續  
之高を斟酌し可申付候子孫拔群之功勞に依而は  
舊故之家に准し或子孫才能に依而世祿すべから  
ず新知加祿之儀に付而は近年申付置候趣も有之  
候條何も存候爲申聞置候者也  
寶曆六年閏十一月 御判

○延寶八年公義御代官等渡さるる書付

一 民は國之本也御代官之面々常に民之辛苦を能く  
察し飢寒等之愁無之様可申付事  
一 國寛なる時は民奢もの也奢時は己が事業に懈り  
安し諸民衣食住諸事奢無之様可申付候事  
一 民は上へ遠き故に疑有ものなり此故に上よりも

四郎、千石中村伊織、千石芦村八百八、千石志  
水新之允、千石松山形馬、千石神谷矢柄、千石  
谷内藏允、  
合四十四人知行高五萬三千三百七十六石  
總計七十八人知行總高二十九萬二千三百石餘

- 一番方組四百八十八人 前に詳なり
- 一八代城付四十四人
- 一佐敷番二十二

○士席已上二男末子別祿

御備頭々

士席已上二男末子等別祿被下置候面々は其身才  
能に依而被召出置本家も有之事に候へば子孫相  
續容易に不被仰付筈に候右之類は嫡子たり共他  
家に養子に遣候儀勝手次第之事に候條此段頭々  
承置候様可申聞旨候

御中小姓頭々相渡

代々相續被仰付候御中小姓之嫡子  
御目見願之儀勝手次第其外之御中小姓俸  
御目見奉願候儀は可有遠慮候此段組支配方へ可

### 官職制度考五

#### 制度部

當藩の事蹟遠く其往昔を考るに逸焉として詳ならず  
 と雖も古史に火國と稱せし事初て  
 崇神帝の朝に見ゆ其後肥の字に改めし事支干を詳に  
 せず宋史に火兒と記し武備志に非谷と記す初天草輩  
 北阿蘇各一國たり後併て一國十四郡となる東海諸國  
 記云神護景雲二年以往正稅米納除免出瑞郡田租三  
 分一是征賦の事始て見る所なり同書に天平十七年  
 五月肥後國無姓人等賜所願姓一是國の司の初なら  
 ん同書に又云寶龜六年乙未肥後置省二員貞觀十八  
 年運賃穀一萬七千四束并綱丁水手百六十餘人稻三千  
 二百八拾束是東敷を以て貢し官人にも東敷を以て  
 給せしなり其後藁を去て粗として貢す太平記時代ま  
 ではもみにて貢せりと見たり今のすり米とせし事其  
 時代を詳にせず又當國にて府とせしは古飽田郡之内  
 に有し今聞今横手庄宮寺村の邊に其節の在廳屋敷の  
 蹟今にあり熊本には菊池の氏族出田秀信と云者在城  
 す今の千葉城なり大永享祿の頃二百八十九鹿子木三河守

又下を疑事多し上下疑なきやふに萬事念を入可  
 被申付候事

一御代官之面々常に其身を謹しみ奢なく民の農業  
 細に存候はゞ御取上等入念宜様可被申付候總而  
 諸事不任手代之身分被勤儀肝要候然時は手代末  
 々迄私有間敷事

一面々之儀は不及申手代等に至る迄支配所之民私  
 用につかひ申間敷并金銀米錢民より借又は民え  
 かし不申様堅可申付候事

一堤川除道橋其外諸事常々心に懸物事不及大破時  
 支配所に達し可被加修理并百姓論評がまじき儀  
 有之節は輕き内に聞届内證に而可相濟儀は依怙  
 鼻負なく不及難儀様可被申付候事

一面々御代官所替又は私領相渡候節は跡々未進其  
 外諸事無油斷常々念を入第一御勘定無滯様可被  
 心懸候事

右之條々可被相守者也

延寶八年閏六月

備中

親員等熊本に住す今の古城なり此頃より熊本幅濶の  
 地となり寺院社祠等も多くは此地に移る漸々一國  
 の府となり親貞は寂心なり四十四年在城其子民部  
 大輔親俊相續て住す天文二十年豊後大友義鎮肥後に  
 亂入して城を屠る親俊降を乞大友に屬す後此城を城  
 越前守に譲りて自ら上代に移り住す城氏飽田詫摩二  
 郡の主なり其後城十良太郎親政相續す住す事三十  
 餘年天正十五年二月豊太閤秀吉大に駆て九州を征す  
 親政降を乞秀吉熊本に留る事三日肥後征討する所の  
 土地四十九萬石を佐々陸奥守成政に賜ひ封す國中の  
 諸士を成政が與力とす親政本領八百丁を賜り與力と  
 成る同月成政熊本城に入る茲に菊池郡隈府城主隈部  
 但馬守親永其子山鹿城村の城主式部太夫親安成政の  
 下知に従はず因て成政兵を率て隈府城を改む親政敗  
 走し城村の城に入る同八月成政又此城村に討入る時  
 に菊池香右衛門武宗甲斐相摸守親秀入道宗立相謀り  
 國中の士をかたらひ三萬五千人一揆して熊本城を責  
 む成政驚て城村には押の兵を殘し熊本に歸る賊京町  
 口に支ゆ成政力戰して賊を敗り城に入る敵を斬事四  
 千八百九十人賊皆散す同十二月玉名郡和仁田中の城

主和仁勘解由反す成政是を征し直に城村の隈部をか  
 こむ合戦のいごむ處に秀吉命じて上京せしむ天正十  
 六年四月二日熊本を發し四月十四日攝州尼ヶ崎に着  
 す秀吉賜死五月一作四月十四日自刎す是みたりに干戈に  
 及び國中動亂せし故を以てなり此の時城親俊等大坂  
 に至り一揆の謀に與せぬ由を辭すと雖も秀吉不聞領  
 地を沒收す同年秀吉命淺野彈正少弼長政監熊本  
 加藤主計頭宇土城を監す福嶋左衛門太夫正則は八代  
 を監し生駒雅樂頭吉一は山鹿城村を監す蜂須賀阿波  
 守家政は菊池城を監す黒田勘解由孝高は益城御舟を  
 監す毛利壹岐守勝信は阿蘇内牧を監して國中遠戻の  
 賊を討伐して國中を平治し各歸り上る同年五月當國  
 の半を加藤清正に封す半國を小西攝津守行長に封し  
 て國中平定せり慶長五年關ヶ原の役小西行長敗北す  
 故を以て清正尙加へ封せられて一圓に領之同六年よ  
 り古城を廢して茶臼山に城を改め築く同年八月事を  
 始九年にして築城成る同十六年六月二十四日清正卒  
 五十歳其子肥後守忠廣襲封八月二十八日也九月國に  
 入る寛永九年六月三日有罪而國除る羽州庄内に移り  
 住す酒井宮内少輔忠勝をして之を守らしめられ食料

一萬石を賜る承應二年閏六月八日庄内ニ而本年五十七名盛徳院  
輔著加藤忠廣居事蹟ニ忠廣ノ法號帝光  
院殿證嚴院日源大居士アリ 同年十月十四日當國  
を 妙解公に賜る十二月九日 公初て襲封まじく

て一國統轄五十四萬石之證書を給り平國治安士民快  
樂して各忠を勵し業を勤めて仁惠の徳に浴せり其後  
眞源公の世慶安二年已前の國家と憂を共にせし奮動  
の家臣の采地を舊故の家と唱大故無においては代々  
無減損して相續せしめらる右已後の新恩増加の俸祿  
は代替には少々宛減損せらる然はあれ共其父祖の大  
勳勞又は其身材刀文武の藝術業に秀たるをば時々  
僉議を以て無損して相續せしむるあり

○相續  
勳功ありて采地を給りし者たり其國初の頃までは果  
して家督相續の事を思ひ寄らず大略其身一代限りの  
覺悟なりしに 妙解公の代に士の子十五歳已上にな  
れば相續せしめて其祀を絶つ事なからしめ給ふ如此  
は深重の仁惠にあらずや是世祿なり  
竊に案るに 三齋公八代に於て此事を開し召て曰  
く越中は 解公の 大名になられたり家中士の子十五  
になれば相續せしめらるるさあらば後にはよき士

は出来まし精入て奉公する士次第に少くなり風儀  
あしくなるべしとの宣へり誠に聖鑑の知言掌に是  
を見るが如し才不才庸愚を論せず舊祿相續せしめ  
給ふ事先祖の勳功とは云ながら餘り有る國家の洪  
徳恐るべき事にあらずや

○戸口 庭敷を云  
人別を云  
戸口の増減は國家の利害に關係する事重し政善なれ  
ば戸口増し政不善なれば戸口減す其故は善政行はる  
時は民富む民富む時は戸口増すなり田野開くなり  
所務多きなり民貧なれば皆田宅を失て村所を立のく  
もの多し故に年々に戸口減少して田野荒蕪して年貢  
所務年々に減じて國計の不足となり或は士の俸祿を  
闕きて不與民に課役を増て苦める様になる故に政  
は民の利する所によつて利之是を善政とす當國の  
人口寛永十一年 妙解公襲封初て國中の口數を改め  
らる男女二十萬三千六百七十八人と見へたりしかれ  
共其戸數の事を見ず延寶年中に初て戸數改りて竈數  
八萬二百五十餘と見ゆ其後の改を聞ず寛政十二年頃  
郡局の指揮にて竈數の改ありしかど事全備に至らず  
して止みぬ又當時の急務にあらずなご云て再興す

る人の無は郡政戸部の一闕典なり人別の事は寛永十  
一年已後是又改めし事なかりしに享保年中 公儀よ  
り日本國中の人別を改られしより租徭の上 七ヶ年目  
に國中の人別を改められ 公儀に上らるしかれ  
共是農商寺社の人別までにて士の人別はなし國中の  
人別は國主一人を除て已下は士庶人まで洩る事な  
るべし是古の道なり農商までの改にて士の人別なき  
は是又一闕典なり文化七年午國中農商の人別男女五  
十五萬三千三百五十一人寛永より差引三十四萬九千  
六百七十三人の増なり夫に應じて田野開けたる事多  
し穀食は人の食に足といへども魚鹽の利山林の材其  
外の貨物は多數かぎりある物なれば人物の増に従て  
多事なくなるたじなければ價貴くなる自然の勢なり  
物價平準には心を用ひすば有べからず 熊本町男女一萬  
九千七百十四人  
○米價古今并諸貨物  
米價は其高下豊凶によると云共又時の平糶の法によ  
れり甚高ければ諸人苦み甚だ安ければ士農愛ふ其高  
下によりて時の宜き政をなすべし  
○天文九年の頃兵庫にて米の賣買米が一石六匁三分  
と有室町日記と云書に云

本綿今程一匹に一匁六分賣買に而候  
一御坊衆御半下衆切米十二石賣はらひ可申由此頃兵  
庫にて米之直段一石に付六匁三分之由申す板屋新  
左衛門申候其心得可有之候  
十二月二日 林甚五郎  
岡村忠左衛門殿  
佐野 權助殿  
飯尾五左衛門殿  
○明曆三年江戸大火此時 城の本丸燒失す油一升銀  
三拾目酒一升一步米四斗壹兩  
○寛文七年米價銀百目二斗  
○同十年百目一石太米一石二斗大麥一俵十四匁  
○延寶三年米一俵三十三匁五分太米二十八匁大麥二  
十目小麥二十八匁大阪にて銀百目に米八斗江戸は  
七斗なり今春天下飢饉餓死多し  
○同四年春米一俵二十八匁太米二十六匁

- 同五年銀百目二石七斗
- 同九年一俵二十九石三十目太米十六石大豆十八石八石八石榎實此年初てなり食したる人腹痛強く人多死す
- 天和二年一俵二十五石太米二十一石同秋一俵十三石太米九石
- 同四年一俵十三石太米十一石
- 貞享二年一俵十一石太米八石小麥五石大豆九石
- 同三年一俵二十石太米十六石大豆十石
- 同四年十八石
- 元祿八年天下飢饉銀一石大麥三升鹽二升五合米一斗五合
- 同十五年洪水大變
- 同十六年飢饉銀一石米六合大麥二升小麥一升五合
- 寶永三年四月上旬大地震處處々岩石ぬけ大地破裂家倒れ壓死する者夥し數不知此年天下飢饉米價踊貴
- 元祿七年の物價白米一升七分諸白酒一升七分並酒五分胡麻油一升二石種子油一升一石八分
- 右之通札に書付店に張出し置べしとの命令なり尤酒に水をさし賣事急度禁止なり染物之價花色紋付

- 一石八分飛色二石三分吉岡染二石三分黒一石八分
- けんほふ形付一石八分鼠形付一石二分同無地一石
- 文化八年物價黒米一升八分諸白一升二石並酒一石八分種油一升五石五分胡麻油七石花色紋付四石五分飛色九石同模様付十四石吉岡五石鼠形付四石空色三石五分
- 綿白目三石 明和初より安永の末頃まで 同五石 寛政天 同四石四五分 享和より 同六石八文 元禄享保の頃より 同六文八文 元禄の初
- 同十六文 享和より 同六文七文 元禄より 同十文十三文 元禄の初
- 同十四文 享和より 同十四文 元禄の初
- 右之外萬品數不可枚舉以一二可推知其餘元祿の初より文化の初まで百二十餘年なり
- 天明六年夏大雨洪水秋凶作米一俵四十目已上より五十七八石位に至る諸人大に苦む此時を最第一とす
- 官命ありて四十目を以て限とし夫より已上の賣買を禁せらるる表には四十目に賣買して其餘を樽代と號して取やりをする姦商の術防に便なし嚴にせずんば有へからず貞享二年一俵十一石此より安き事二百年未聞かず此時より高き事は又最第一とす時

の變なり

- 寛政三年夏米同三十目同冬二十五石
- 同四年四月朔日肥後西の海濱高浪民屋數萬軒破壊流亡人民四千七百三十人餘一時に海底に投没す田畑亡所に成る數百町國中救恤の備不足の由にて公儀より三萬兩の恩給あり米價一俵四十七石粟二十七石八石より三十目に及同冬に至り米價益貴く成る五十目に及 命有りて四十目を以て限とす行れず樽代を以て取遣前に同し
- 同五年同三十九石冬二十八石
- 同六年春二十八石夏二十九石冬二十五石
- 同七年春三十石夏三十五石冬四十石粟二十三石大豆二十二石小豆二十七石大麥十四石五分小麥二十三石五分空豆十六石五分蕎麥十八石胡麻五十七石五分菜種四十石綿百目五石二分白米一升八石四分搗粟七十四石銀一石百一文歩判二十一石七分小判八十六石
- 寛政八年春四十二石粟二十七石八石此夏六月十一日大雨洪水有別記秋冬に至り米四十二石なり
- 同九年同三十四石五石より七八石に至る

- 同十一年三十二石
- 同十二年二十七石八石鯛百目一石八分鯨一斤二石數の子二石四分鱈二石五分鯉節二石三石蜜柑一ツ三文より五文に至る白魚五石
- 同十三年米三十七石八石銀一石百一文同冬米四十一石二石金一兩百十石
- 享和三年春米三十二石冬三十五石鹽一升廿四文
- 同四年冬米二十六石七石
- 文化二年冬同二十五石
- 同三年冬同粟十石大豆二十八石蕎麥十石鹽三十文
- 同四年冬米三十八石粟十六石鹽二十八石
- 同五年冬米三十一石鯛百目一石二分
- 同六年同三十石
- 同七年同二十九石金一步二十八石銀一石百十七文
- 右物價の踊貴變遷人事の如し物價は賤を以て善政とし貴を以て變とす上下苦めばなり古漢の昭帝の時米一石五錢唐太宗の時一斗三錢今の世に論ずる事にあらざれ共其太平思ひやるべし
- 役人之心得
- 寛永十三年 妙解公令して曰總別政道にかゝる役



人の心得三ツあり第一は物を不取様に第二は諸侍の用を聞に慮外無き様に第三は心直に物事ひがみ無様にたしなみ可申候此三ツを不極候はゞ重き役は不相成事に候

○何程善き事有之候とも前かごの儀くすし申さぬ様に心得可申候

○奉行所萬事物毎つかへ候様に相聞へ候随分はかのゆき候やふに沙汰可仕候四人相詰くたびれ候ては奉公も不相成候間談合仕三人か二人あて詰申くたひれ不申やうに勤可申事

○求直言直諫

寛永十四年 公命して曰近年下々おごり候に付我等下國いたし候はゞいかゞ可申付と他國にても取さたいたし候由承り候然る間年寄及奉行共面々存候通りを書付明後二十一日差出可申候侍共町人百姓三段に書付可申候たごへ我等身の上の事たりとも皆々存寄候處は可申出事

○采地粟米

家中の知行藏納に申付になりしは寛永製封の後公より三代を歴て 妙應公延寶八年家中の地方上

え被納粟米を以て百石高何十石と制限を定め給ひしより自分の收納止む然る處貞享元年地方は家中に返されつれ共粟米を以て月俸歳俸を給る事は元の如し是國中廣大にして石田と鹵沙蕎油の地上中下等の差ありて又豊凶の異同民間の富貧未進ありて上下種々の出入有るを以て一統を平均し給ひ甲乙無らむむるの善政淑法と云へし

手取米極

- 一百石已上 二十石
- 一百石より七十石迄 二十五石
- 一五十石より十石迄 三石五斗宛
- 一 笹崎へ被差越候面々は 二十五石手取
- 一 江戸御供は 三十五石
- 一 江戸御留守居は 三十五石
- 一 京大坂長崎天草詰は 三十五石

延寶八年之極此時迄は御家中地面取は皆自分收納に而候を此時より御藏米を以被渡下候事

○紙幣

紙鈔は衰世の術にて唐土にては五百年已前より行る日本にては百二三十年已來の事なり當國には貞享二

年初て紙鈔を行る町在に札座あり何方に有二十五  
年行れて寶永六年に止む鈔の形容印文今考る所なし  
延享三年より又紙鈔行る寶曆の初止む此鈔予幼年の時先姥の筐に納め置きしを見及へり今其全形印文を覺へず寛政四年より又行る是は往昔の紙幣とはかり預り手形にて通用す其品は百目五十目四十目三十目二十目十目五目二目五分一目五分二分色は黄青綠白印文後視蟠龍等の文を押す小物成楯方も同く製し預手形を用姦民多く詐偽して眞贋辨し難く民間便とせずして之を憂とす此れより金銀の價高くなること云り

○孝悌惇朴

國中すべて士は元より農工商に至るまで孝悌惇朴力田精勤の者あらば其支配くより官に以聞すべき旨寶曆六年令あり其善行を換閱して賞賜あり又九十歳已上の者を年の終に官に以聞し翌正月に金錢を賜又鰥寡孤獨を救恤し給ふ養老の政にして仁の術なり

○堅

堅と云事有大小となく官人と成時は其官夫々取計ひ様の條目あり其掟條目の通り堅相守り奉職無狀有まじきこの誓約して神文に血判する是を堅と云其堅の

不濟しては官の密事簿書簡牘等披閱する事を不免事を取調する事ならず此神文は慶長十八年五月 東照神祖浮屠氏に命じて文を作らしめ天下に詢達す神文式あり世の人知る所なれば不養異朝には此を盟誓と云古き事有尙書には王誓子師曰とあり又春秋の世となりては王者之跡熄道不行詐偽謀術のみにて上下交際信義立す諸侯は俱に王命を受各其寰宇を有ち上天子に事へ下隣國に交る卿大夫士は又其國君に事へ國君を助るに信義立す諸侯相信せず卿大夫士共に信せず是を以盟誓をなして之を要す盟誓の禮と申すは性を殺し血を飲スて神明に告げ誓を若違背あらば神明の殃咎を蒙り此性の如殺されんとの事なり曲禮に約信曰誓と見へたり日本には性を殺の事を聞かず自ら手指の膚肌を刀にて刺し血を出し姓名の上に塗る此性を殺て血を飲の形ちまねたるにや

○六月達

六月達は自身役前の積分考課を記し年々日勤不參等の事自己の年齢支干を書つらねて上達す官長より六月三日迄に夫々達す是を考積方に而調取す勤て不懈を賞す三年不忘を金銀を以賞之斯を三年皆勤の賞と

云勤めたるを賞し怠を勸むるは聖賢<sup>ギョウケン</sup>取<sup>ト</sup>世の具ゆるがせにすべからず

○暇日

官人は大小なく官府<sup>ヤクフ</sup>有は其官府に日々又は交番して公事を辨す疾病居喪其外故障<sup>カウ</sup>之外は日勤の役は一日も闕席する事なし四鼓<sup>シコ</sup>より八鼓<sup>ハツコ</sup>に至り退朝す故に日勤の官人は月に一日の暇日を給り休息す 公在東都の時は正月三ヶ日同七日同十五日三月三日五月五日七月七日同十四日同十五日八月朔日九月九日皆暇日なり番衛は都て當直す 公在國の日は暇にあらず當直の役は座班するなり八月十五日六月十四日は國崇神祭の日にて休日なりを議ありて休日をもめて官人當直す此も往古の制の變はれるなり

○檢使

國家を取するの要は有功を賞し有罪を罰す賞は以て人を勸め罰は以て人を懲す賞罰は國の治具豈ゆるがせにすべけんや尙書孝經に五刑の屬三千とあり國家の刑條も又三千と云べし其大辟を大概擧ぐ磔<sup>ハツク</sup>肆<sup>シ</sup>首<sup>ウヅ</sup>斬<sup>キル</sup>刎<sup>キル</sup>首<sup>ウヅ</sup>已上死の輕重なり古は死を減じて墨<sup>シ</sup>刑<sup>ケ</sup>宮<sup>ノ</sup>是に大辟を加て五刑とす大辟は死刑なり墨は刺墨と

て入れ墨なり額に入るなり刎は鼻を截つなり刎は足を斷つなり宮は勢を<sup>カサ</sup>割<sup>キ</sup>つなり今此四つの内を墨一ツを用ひ笞杖と大辟とのみ笞は百を限とす其上を死に當す刑の階級足らぬに似たり猶聖謨に則して深く議すべし豫め議しかたし刑伐の時檢使物頭勤之寶曆五年<sup>ヒ</sup>初<sup>メ</sup>る

○衣服の制度

一士已上衣服裏付上下羽織袴すべて表は紬木綿を可用事

但裏は心にまかす單羽織は紗綾加賀日野心にまかす

一獨禮以下諸役人段已上衣服羽織袴表裏共にすべて布木綿可用事

但下着并單羽織は加賀日野心に任すべし一足輕以下衣服帶に至迄すべて木綿布可用事

百姓之衣類も右同斷

一獨禮以下越後縮帷子縹紋紗之羽織縮平之袴禁之事

一火事羽織革木綿可用事  
一着座以上羅紗心に任す  
一雨羽織木綿類可用事

一倍臣知行取は士席に準し中小姓以下は獨禮已下に可准事

一商家は獨禮已下に可准事

七十歳已上十歳已下并醫師出家は制外之事

○國中之禁

獨禮已下刀脇差之全具に金具を用る事を禁す衣類に純子縹子綸子縮緬毛留縹珍女笄櫛に金銀鼈甲象牙を用る事を禁す禁を犯せば常刑あり

○旅人之宿

他國之人は士農工商共に來り滯留するは旅人止宿の行家ありて其所に止りて用事を辨す行家の外旅人を宿る事を禁す犯す者は常刑あり

○在宅

家中の士在宅之事五百石已上は相ならず城下居住なり其已下たり共物頭は在宅ならず自分知行所にてなく共其郷里故障なきにおいては不苦と寛文八年に極る

○開扉門

侍屋敷の門開扉にする事五百石取已上其已下は引戸なり

○<sup>ヒヤウシキ</sup>柝木  
夜中侍屋敷内柝木にて時を告屋敷廻する事三千石已上なり其已下なし

○旅行

士農工商沙門洞官醫師修驗遊民雜戶自用にて關を越他邦に出る時は夫々の支配方に願請して券帖<sup>フクシヤウ</sup>を取りて出る狼に境を越る事を許さず狼に越境の者は常刑有り

一女の境を出るには侍は家老より口屋の符<sup>フカガキ</sup>を出す其已下はすべて奉行より出す其文式の如きは有司の關る所なり

一士の鎧を持せて旅行するは券符<sup>フクシヤウ</sup>に及ばず是は公用にての旅行なり私用の旅行は券符<sup>フクシヤウ</sup>を渡す

一私用の旅行には日數の定れる事なしと云共士は大略百日二百日の間故あれば此數に限らず日勤の役は容易に自用之旅行ならず然れ共已事を得ざれば廿日三十日の旅行は許さるなり

一農民は日數の定なしと云共大略春冬農隙に旅行を許す商は一ヶ年を限りとすれ共年を越るの旅行は容易にゆるさず雜民も同じ



濱の産固より多し五穀澤山にして豐饒の國なり本朝中上の國なり國中百萬の人民食有餘あり多他邦に運遭して交<sup>易</sup>子諸貨<sup>二</sup>故に他國より米穀買入るゝ事は禁止なり然はあれ共凶年にて民食乏き時は米穀他邦より買調る事を許さるなり

○門松

國中の風年始に門々に松枝を假栽する事は采地<sup>チキワカリ</sup>已上門松を立る松は若松の枝五段七段三段なり又商人の富家にも其譯ありてゆるさる

○米倉

東倉 一六間梁三十二間 九戸前  
一六間梁十八間<sup>文化年</sup> 東西に分  
一四間十八間 四戸前  
西倉 一同二十間 五戸前  
一同七十間 十八戸前  
右東西倉に藏する所々 河原 深川 竹廻 大津 正院 本庄 田迎 横手 池田 五町

高瀬 一六間梁三十三間 七戸前  
一同二十間 五戸前  
一三間梁十八間 三戸前  
一三間梁十二間 二戸前  
右に納所々 玉名六手永 山鹿<sup>二</sup>手 菊池<sup>二</sup>手 合志 廻山本 川尻

一六間梁十六間 四戸前  
一四間梁九間 三戸前  
一三間梁二十間 五戸前  
一同六間 一戸前  
一四間梁十二間 四戸前  
一三間梁十六間 三戸前  
一同十間 三戸前  
一四間梁十間 三戸前  
一六間梁十二間 三戸前  
右納所々 下益城 上益城 飽田 宇土の内 五町 池田 横手 錢塘 本庄 田迎 鯨 沼山津 木倉

甲佐 矢部 杉島 廻江 河江 中山 砥用 松山 郡浦

八代

一四間梁十五間 五戸前  
一三間梁十七間 五戸前

右納所々

下益城 宇土 八代 芦北之内 高田 野津 種山 郡浦 松山 河江 芦北六手永

○札筒

札筒と云は在中百姓の内に人數を極札を渡し鐵砲一挺づゝ所持して軍用に召仕る此を札筒と云運上銀五匁を出し此を集めて玉薬股引を調會所<sup>レ</sup>に備置くべしと寛永十一年の令なり

○地侍

一に地侍とあり 國中の端々に地侍と云者を立置く足輕の代りに召仕ふ軍役なり支配は其郡の郡代支配す常に武を講ず寛永十一年より始る

○駄荷

駄荷物 四十貫目 乗下二十貫目 輕尻 五貫目 在中の馬を乗下にすると云

人足一人五貫目 乗物昇六人

駕夫四人

右 公義之定制

○驛馬

一熊本五十疋一河尻十六疋一高瀬十九疋  
一高橋二十八疋一八代十四疋一内牧四十疋  
一植木二十疋一小川四十二疋一坪井日に二疋宛  
一久住四十疋一大津四十疋一野津原二十疋  
一高田五十五疋一種山四十五疋一野津三十五疋  
一南關三十二疋一長須十三疋一宇土四十疋

○往還宿町地子

往還宿町地子年貢先代加藤氏領知之時は高懸にて地子上納せり 妙解公寛永中免除せらる此仁澤の一ツなり

○在中酒商賣

在中にて揚酒商賣は一切禁之川尻高瀬高橋は別段と寛文十年に禁立て右三ヶ所の外は國中一統の禁なりしも今の世は此に打替り在中にも造酒や餘計に出來揚酒場所本手所々に多く其外隱し賣の禁令敗れ村ごとくに賣る商人大勢入こみ在中禁止の品を賣る此の如



見度と思ふ心を引出してゑもしれぬ事の出来るは皆芝居の害なり又歌舞伎藝者の程、人の愛る者はなほ夫有女も處女も心とらけて評判よき役者の爲には命をもすて度思ひ入は皆此の役者の仕業なり何とてかく思ひ入事の深きや君の爲親夫の爲にも捨がたき命を役者の爲塵芥よりも安く思ふは淫事の人を迷す事此に過たるはなし故に顔淵國を治る道問しに孔子對て曰鄭聲を放ち佞人を遠ざけよ鄭聲は淫なり佞人は危しと對へ給へり鄭聲は詩經の鄭國の風にて其國のはやり歌なり鄭國は國からあしく淫亂の國なれば國のはやりうたも皆淫亂にて此を用ゆれば皆人淫心生じて風儀あしくなる故に鄭聲は放ち退けて用ゆへからずとなり佞人は佞は口才とて口器用に物云ひ廻し世に云利口と云者なり佞人は吾身のよからんとては人をあさま言に言なし吾身を立んとては人を倒し讒言を構へて忠を不忠に云なし手前の氣に入たる人を吹舉し氣に入ぬをしりぞけなごする類皆佞人の業なり故にかよふの者は國家を危うする故に佞人はあやうし遠ざけしりぞけよとの事なり又利口の邦家を覆す者をも惡と仰られ候ひき國政には第一風俗の亂

るを先とすれば歌舞伎淨瑠璃諸國一統の事と申ながら國中までにも禁じたき事共なりとかくに自國は田舎らしき上はなし上美て都めくは政の上にて最嫌ふべし少しの事にて華奢風流に移らぬ工夫第一なり

○在中入込禁制

熊本より藝者入込又雇ひ申間敷事

踊り子 春駒 目明きの三味線引 りふこ引 こきふ あやおり さくらすり ほふかの類在中に入込み禁せらる寛文中なり

案に踊り子は今の歌舞伎役者 りふこ引と云はいかなる藝にて有りけん今の世間見に及ばず あやおりさくらすりと云者も見聞に及ばず春駒は予若年の頃見及べり其さま賤き乞兒の類腰に張大鼓を付て一人にて之を鼓し平家の文句のやふなるを唄ひて門々にて米を乞此類にしてはさまで民間の風俗を弊る事はなかるべし然れ共昔時は禁せられたり其淳質の政思ひやるべし夫に打かはりたる近世の風俗いかに愛る事なからんや

○旅人商賈

旅人諸の貨物を持来り鬻ぐ事ならず兼て極置處の行家に仕切を以て相渡し其行家より小賣の者に附與するなり此を卸と云

○番榭

番榭及び番を他邦に出す事國禁なり

○醫業の外

醫業の各籍に入ずして藥調合し賣藥又は病人を察診する事は又禁なり市中の合樂他所の合樂近年禁せらる享和年中なり今は其禁破れたりみだりなる事云はかりなし

○町人百姓の漁獵

町人百姓悉に山川の漁獵は禁なり渡世に致すは願出札を取可申事

○見世物月限

歌舞伎其外一切見世物の類興行十一月より三月を限る

○農民農業

農民より町家の者になる事嚴禁なり虛弱不具者の類出家沙門となる願は糺方の上許さるなり

○騎馬

乘馬は三百石已上は極て持つ筈の事其已下は嗜次第之事

○歌舞伎見物

仕官之者子弟追々仕官の望有之者は歌舞伎見物は遠慮すべき旨命あり勿論在勤の官人は猶さら遠慮なり

○射術

射術には古法を守り候事勿論にて賭の趣向は制禁なり鐵砲も賭の勝負は禁之なり其外何事にて一切賭の勝負は禁止なり

○影踏

切支丹の宗門は元來南蠻國より異人來り天正の頃より日本に弘めし法なり織田信長此法を信じ京都に南蠻寺と云寺を作り異人を住持たらしめて此法を弘め給ふ諸人は勿論大名小名も多く此法に歸す然るに此法極て怪むべき事の有つらん慶長の年間此寺を廢し天下の大禁となり大名小名を始め諸人未々に至迄且那寺極め始るかくして皆此法を轉じて佛法に歸せしむ是を轉び切支丹と云仕官の人は大小となく仕官の始に此宗旨にて無之何寺且那何宗にて紛る事無き由を書さるへ公に奉る其書き物を宗門誓詞書物と







米は三割銀は二割より上之利を取間敷との事貞享元年令なり

○野焼

野を焼く事は制禁にて候つる間猥りにやき申まじく尤焼不申て秣の立方不宣處は前以郡奉行に相断り可申との事天和二年十二月之令なり

○炭焼

炭を所々の山付にて百姓共利用の爲に猥に焼きて山林あれ可申良木多少なくなり國用の支になる向後は今迄札相渡置たる者の外は叶ひがたきとの事天和二年十二月の令あり近世炭焼の禁無之により貧民農を止めて炭を焼事多なる山林荒て早魃す如此事年々積りたるにや近頃別て若北方にて私に炭を燒都下に廻すふりにて他國に出す事年々舟三十四艘より已上有内多くは熊本へは廻らす故を以炭焼又は他所出の禁を立度事なり

條々

一大庄屋は御知行被遣候間武具之拵も随分限に過ぎざる様に可仕候并衣類之事絹袖は苦しからず女房同前帶ぬいはくの類堅無用たるべき事

一小庄屋分刀脇差拵之事銀作り之上は指べからず小百姓は銀作り指べからず衣類帶下帶迄も布木綿はな染物たるべし女も衣類同然たるべき事

付たり人により此書付の外の類の者可有之候御郡奉行をしてなみをはからひ可被申聞候事  
一 神事祭禮并祝言葬禮之事は其庄屋をして分に過ぎる様に可申付候事

右之外に過たる儀有之ば御郡奉行御代官衆より可被申候右様無之様に能く可被申聞候此旨相背者は科の輕重にしたがひ曲事におこなはるべき旨仰せ出さるゝ者也

寛永十七年七月

監 物判

頼 母判

佐渡守判

御郡奉行衆中

△寛文元年之令

一 筆申觸候今度

一 殿様御參勤に付而被 仰出御法度

一 海陸所々御高札之面可被相守事

一 御高札之外に御法度之由所々之者申候は可相守其

んば有べからず寛政元年の令

○歳俸増方

寛政二年九月歳俸増の號令あり

一 役付無役無差別百石高に二十石手取

一 三百石已下二百石迄右同廿一石

一 百八十石は右二十二石手取之割

一 百五十石は右二十五石手取之割

一 百三十石百二十石各別割増有百石は三十二石手取

一 八十五石已下三十石高迄各別割増有

一 在宅之面々高百二十石已上は二石減百石已下は一

石減

一 江戸京大坂詰は百石高に三石宛増

一 一切米取は十石高に六石手取

官職制度考終

武藤殿男 同校

井田幸男 同校

古城貞吉 重校

○他國之賣藥

他國にて調製したる藥市中在中共賣弘める事は禁止なり然といへ共此禁行れがたし今は弊たり嚴にせず

已上

三月

一 御供行列道を半分明け左に片付往還つかへざる様に可被申付候事  
一 下々頭つゝみ不申様可被申付候事  
一 御行列之中に而たばこを給申間敷候事  
一 何方にても町中御通りの時は下々共床より下りつくはい居候様可被申候事

旨候緞僞に而も御法度と申儀は先隨ひ候而斷有之事候は重而以使斷候様下々迄可申付候事

二 刀脇差寸尺同拵并衣類之儀從

公義被仰出候通前々より御觸之旨今以堅被相守下々にも急度可被申付候事

一 下々かぶきたる體惣體目に立候事を不仕候様可被申付候事

一新參者被召抱候は心を付かぶきもの抱被申間敷候事

一 御供行列道を半分明け左に片付往還つかへざる様に可被申付候事

一 下々頭つゝみ不申様可被申付候事

一 御行列之中に而たばこを給申間敷候事

一 何方にても町中御通りの時は下々共床より下りつくはい居候様可被申候事

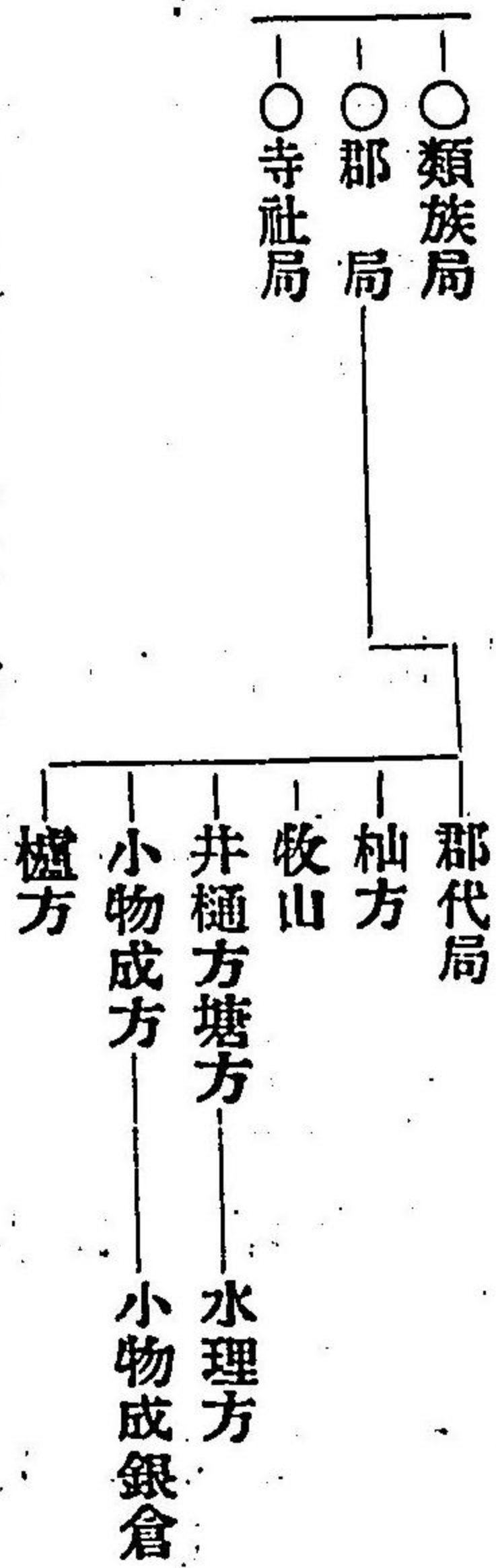
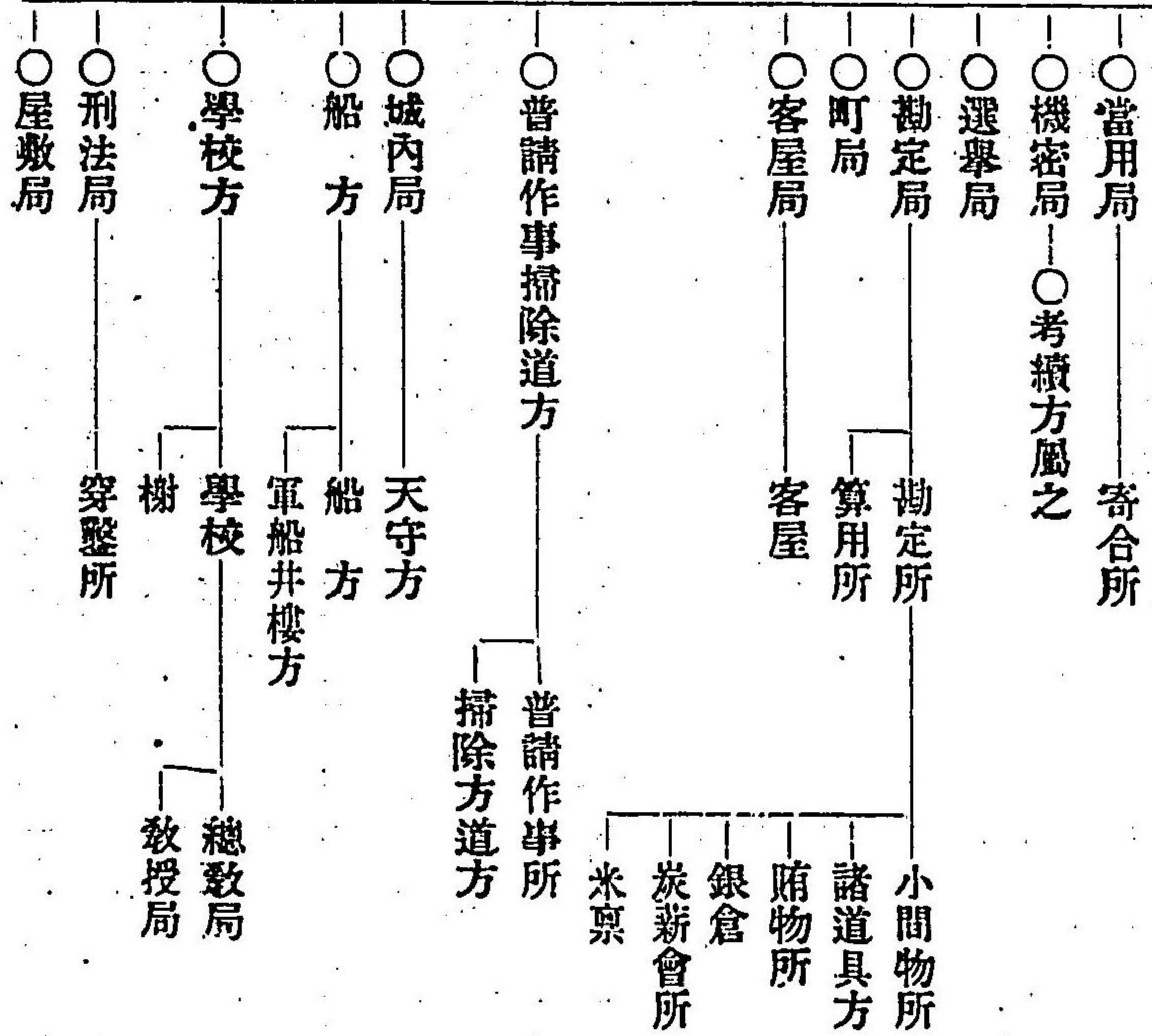
已上

三月

○他國之賣藥

他國にて調製したる藥市中在中共賣弘める事は禁止なり然といへ共此禁行れがたし今は弊たり嚴にせず

△奉行所



以上十六局ヲ分司ト云フ  
 右は本書記載せるところなり、然れども時によりて、變更なきにしもあらず、また各分職、事務の繁  
 閑に據り、獨立せるものと、合併せるものとありき、廢藩置縣の際、政府の役人なりし錢田蕃穀翁の  
 談に據りて、左に附記す、編者云、

△奉行所

- 機密間 容易に人の出入するを得ず
  - 當用方 受附の所にて、各受理の書類を選分けて、夫々擔當の局に廻付す
  - 選舉方 以下分職といふ  
 獨立 古參奉行擔當
  - 郡方 同右
  - 町方 合併
  - 寺社方 獨立
  - 刑罰方 獨立
  - 城內方 合併
  - 學校方 合併
  - 勘定方 合併
  - 屋敷方 合併
  - 客屋方 合併
  - 掃除方 合併
  - 普請方 合併
  - 船方 合併
  - 類族方 合併
  - 手當方 合併
- 軍國師旅の事を掌る、東郊  
 演武場なども之に屬す、此  
 分職は本書に見えず、

古城考卷之上

目錄

曲野	木原	愛藤寺	山内	味木	早川	道	益城郡	宇土郡	託摩郡	河尻	梯原	荒平	熊本	飽田郡
大塚	阿高	岩尾	有水	平瀬	飯川	飯田	矢崎	高江	長嶺	小山	健軍陳内	中尾九	井上	千葉城
豐福	榎津	勝山	御坪	御船	豐内	砥川	大嶽	田平	小	山	下松尾	池田	鹿子木	城ヶ平
竹崎	隈庄	飯蓋	猿渡	北代	安平	赤井	赤井	津山	木山	津志田	乙女山	南代	津女山	津森
小野	陳内	市原	鬼ヶ城	小園	津志田	木山	津山	津山	津山	津山	津山	津山	津山	津山
北田	豐田	寺尾	猿ヶ城	南代	乙女山	津山	津山	津山	津山	津山	津山	津山	津山	津山

小川  
傍島馬入中  
凡七十六ヶ所

山崎

萱野

赤蜂尾

花ノ山

松ノ原

古城考卷之上

森本一端 輯  
横田氏敦 校正

飽田郡

隈本並千葉城舊跡

隈本、往昔は隈本と書けり、當所城築の始を不知、諸家の傳記、雜記、古老話、賤夫の俚諺、見聞に隨てこれを輯録して、識者の訓を待つ、甚惶差誤有ん事を、諸城准之、菊池家出田の譜に云、鎌足公十二代關白内大臣藤原道隆公、四代大夫將監則隆、後三條院の御宇、延久四年、初めて當國に下向し菊池を領す、是れ菊池の始祖とす、則隆より四代肥後守經宗、弟藤田三郎經家二男、太郎藏人經信、菊池出田を領して、出田讚岐守と稱す、經信より十三代出田筑後守秀信、隈本の城に住す、年序未考之、此時の城は、今云千葉城也、其後大永享祿の頃は、齋院次官親能十四代鹿子木三河守親員入道寂心、飽田、託摩、山本、玉名の内にて、五百六十町を知行し、始は菊池の旗下に屬し、當郡鹿子木、楠原に在城し、後

には豊後大友の旗下に屬して、隈本に在城す、今云古城也、寂心は文武の將也、其子民部少輔親俊、父と共に在城せり、城東に馬場有りて櫻馬場の名今に稱せり天文八年、一族城越前守に當城を譲り、寂心父子は當郡高橋上代の城に移る、或説に寂心子無き故、城氏に譲ると云、又説に三人の子共云、九州治亂記には、寂心の器量なく、城氏に城を降され、天草に遁る城十郎太郎に身を寄せて、世を俸ひたりと云々、諸説何れか是なるを知らず城越前守親冬、天文八年、菊池郡出田の城より當所に移る、城氏は菊池家八代右京大夫能隆の四男、城六郎經隆を始祖とす、經隆より八代越前守親冬也、永祿十二年四月下旬、豊後大友の三老越前守親冬を介として、肥前龍造寺に遣して和を交ふ、隆信容之、其後大友龍造寺又及矛楯、保原に於て、豊後勢戦負け、佐賀方成松大膳、柄長左馬允と云者、城越前守と引組、親冬を生捕しを、鍋島直茂が意見に依て、親冬を隈本に歸らしむ、其子十郎太郎親賢、後改三越前守、城氏も飽田、託摩二郡を領す、天正六年十一月十一日、日州耳川合戦の後、宇土伯耆左兵衛尉行直一名 城越前守合志、託摩、赤星、隈部等、己が城々に引籠り、大友の下知に不順、親冬は薩州義久の旗

下に屬す、大友甚だ怒り、朽網兵庫頭以下三千餘騎を遣し、隈本の城を攻む、親賢防戦堅固にして、或は戦ひ或は夜討し、寄手多く討れ引退くを、兵を出して追崩し、又首數百を得て、武威彌熾也、同八年三月十七日、イニ八月十七日又旦過の瀬に宗運と戦ふ、其身は城に居、一族出田右衛門佐親基入道一要に、八百餘人を添て戦しむ、事は甲斐氏御親賢、今度宗運が船條下に委し爲に、味方多く討せ安からず、逆寄して勝負を決すべしと、同四月十一日、出田一要到に三千餘人を差添て先鋒とし、其身は二千人を引率し、託摩原に控へたり、合志伊勢守も城方にて、其日宗運が後より可蒐とて、人數を率して竹迫の城を出でしが、聊子細有りて本城に引返す、宗運も出て戦ふに不如此とて、手勢與力を合せて、託摩原に討出て、一日の内五度鎗合ありしが、城が多勢は勢ひを得、宗運負色也しが、宗運子共一人に二百の勢を進退させ、子共三人を三備に立、其身は千五百人を七手に分け、自ら太鼓を拍つて引廻す、終日多勢に操立てられぬれども、芝居を陥み黄昏に至れば、雌雄は重ねてすべしとて、城は隈本に歸陣す、天正九年十二月廿九日、

親賢病死す、飽田郡石神山の東南の隅に葬る、號靈峯道威大居士、一生の勳績不三既盡、其子十郎太郎親政幼弱の間、島津義久、命じて十郎太郎が叔父出田親基入道一要をして後見たらしめ、義久一字を興て、十郎太郎久基と號す、近年菊池家断絶の後、大友、島津、龍造寺九州に鼎足のごとくなりしが、大友、龍造寺衰弊し、島津大に威を奮ひ、九州を侵掠め、當國の城伯も、威を争ひ權を專にし、四民一日も不安、豊臣秀吉公、遙に鎮西の逆浪を聞召して、これを鎮めんがため、天正十五年四月三日、銳兵二十五萬餘騎の大兵を督して御下向有る、其威奮然として、攻る所敵なく、九國の侯伯、當國の群雄、自ら旗を卷き戈を伏す、久基も轅門に降り、本領を安堵す、六月朔日、隈本に着城、二日逗留有りて、國士を綏撫し政令を改め、城伯本領を安堵する者五十餘人、其内久基八百町、相良頼房同五百町、伯耆顯孝同五百町、隈部親永同八百町、和仁親實同五百町、大津山家稜同三百二十町、邊春親行同百二十町、白間野宗郷同百七十町、志岐、林、泉、伊豆、大矢野、小代、内古閑、高森、并阿蘇にも本領を賜ひ、佐々陸

奥守成政に肥後一國を賜ひ、隈本の城に居らしめ、  
五ヶ條の制書を賜ふ、左の如し、

御制書

- 一 肥後國五十二人の國人に、如先規知行可相渡事
- 一 三年檢地有間敷事
- 一 百姓等不痛様肝要事
- 一 一揆不起様可有遠慮事
- 一 上方普請三年令免許事

右條々無相違可被相守此旨也、仍如件

天正十五年六月六日 御朱印

佐々陸奥守殿

成政は源姓にして、尾州春日井の産、比羅の城に在居し、織田信長公に仕へ、號内藏助、被封越國、戸山の城主たり、信長公薨去の後、屬同信雄卿、秀吉公と戦ひ、離倫の勇士也、秀吉公天下掌握の後、彼が勇武を知つて、肥後の藩とす、然れども制書の旨に違ひ、國家守護の任に不耐、惜哉、我意の舉動有りて、人心離れ乖き、國士不二和、遂に隈部但馬守源親永隈府に籠城す、於是成政家士佐々與左衛門宗

能成政前野又五郎忠勝、三田村衛左衛門宗雄等、三百餘騎を差添へて、天正十五年七月十日、隈府の城を攻むれ共、守城堅固にして攻難く、成政六千餘兵を卒して、同廿六日、隈府に押寄せ、計を以て城を陷す、事隈府古城の條下に記す同八月六日、直に前んで親永が嫡子式部太輔親安が楯籠る山鹿郡城村に發向し、城を取巻き攻掛る、然處に、同三十日隈本留守居より飛札を以て、甲斐親秀入道宗立、池香右衛門を大將として、甲斐武藏守、赤星彌右衛門、同備中、城九左衛門、小山左京、託摩兵庫、伯耆五郎兵衛、甲斐能登、同志摩、鹿子木太郎左衛門、佐野太郎兵衛、五條新九郎、林原雄介以下三萬五千人、一揆して蜂の如くに起り、城を卷詰る由告しかば、成政はまづ附城を三個所に築き、敵を押への人敷を籠置き、山鹿道は敵の可遮なればとて、分田表より合志道、板井須屋原通に隈本に至り、坪井谷より寺原を下り、千葉城邊より川を渡らんとすれば、田代、田上以下の一揆、川を前にあてよさへざりどめんとす、成政屑もせず、坪井川をばせ渡り、城の上なる茶臼山に打上り、群りたる一揆の中へ切て入る、此時田尻、牛

島、田上の三名字の者共、使を以て此方へ渡り給へ、一所に働き打破て、城内へ入れ可申と云送りけれ共、成政は一揆等が方便と疑ひ、敢てこれを不用、佐々平左衛門、松原五郎兵衛直光も、成政と共に粉骨して働けば、田代、田上、蛇塚、高橋以下百餘人を討取、半丁斗り追退て、城内より是を見て、神保安藝守城兵を卒て切て出、内外より拵んで、群る敵を切崩し、都合千九百人討取れども、渦巻たる一揆、少しも疼まず、猶三方より鬨を發し矢炮を下し、成政が勢を引縮み、短兵急に拉んとす、成政も亦逞兵を左右に列ね、幾重ともなく取巻たる敵の中へ切て入り、切先より火炎を出し、縦横に揉立つれば、目に餘る多勢なれば、息悶き機勞れて、近付敵を漸々に追避け、萬死を出て城中には入りたれども、味方も多く討れ、贏輸未決、此時中町伊津野次右衛門、城中の落人をかくし背す、成政一札を與ふ、殊更援兵後詰め憑もなく、進退既に窮谷す、然る處に、即夜亥の剋斗りに、門を控く者あり、成政が右筆建部兵庫立出で誰ぞと問ふ、答へて云、某は阿蘇家の舊臣早川越前守秀家が弟猿渡丹波と云者也、今般高森、早川、渡邊、田上、下城、北里、村山、男

成は一揆一味の反逆人にはあらざれども、其色を見せ候へば、即時に討つべき體故、外に當城に向ひ候、然れども阿蘇神主の後室、兩若子ともに城中に候へば、我々反忠を致し、裏切して一揆の大將を討せ可申、あはれ神主を御立て賜はるべし、さも有らば、明朝城の西に方つて中黒の旗を樹て可申、其れを相圖に御向可有とて、一味連判の誓紙を捧ぐ、兵庫急ぎ成政に告げれば、成政大に悦び、猿渡に對面し、大宮司職の事は心安かれ、御朱印の外に、社領若干を寄附し、且各へも知行過分に可宛行と堅く約す、漏箭不駐、夜も無程黎明に向はんとす、成政城外を臨み見れば、寄手の衆軍洪波の如く、旗旌翻翻として霞を拂ふ、合圖の時刻は今なりとて、白旗を揮うて三軍を前ませ、西の方中黒の旗を見當として真先にすめば、佐々平左衛門、松原、神保、建部を始め宗徒の従士、嚙と喚いて切つて出づる、反忠の者ども之を見て、驚破や今ぞと、後より切立つれば、一揆の奴原周章騒ぎ、楯裏に謀反人あり、反せ戻せと喚叫ひ、じとろに成りて紛れ崩れ、我一にと敗れ逃るを、前後より揉立切捨たる尸骸は、累々として

丘の如く、流るゝ血白砂を漬す、一揆の大將宗立は、眞先に逃失せて、益城の六箇に隠れ住む、菊池武國は、流石家名や恥ぢたりけん、引組て討死す、一揆の張本甲斐武藏は、早川、渡邊に搦捕れ、總て一揆討るゝ者四千八百九十餘人也、残る黨猶六箇、健軍、稗田邊に潜れ居るを、さがし出して悉く誅伐して、隈本は静なり、同十月廿八日、成政八千餘兵を督し、玉名郡和仁村田中の城に押寄る、城將は和仁勘解由親實、同彈正親範、同人鬼親宗、同姉埜邊春能登守親行也、攻城利なく、成政偽計を以て城を陥し、事は玉名郡古城條直に山鹿城村の城に押寄せ、年を越えて攻むれども、城兵強く防いて不陥、天正十六年四月三日、秀吉公の召に依りて、成政隈本を發し、同四月十四日に、攝州尼ヶ崎に着船す、折節秀吉公此地にましまし、成政が苛政に依りて、國士一揆國中を亂し、制書の旨を犯す段、以ての外の罪科、死刑難免免趣を、一つ書を以て加藤主計頭清正殿命を傳へ、五月十四日、成政に切腹せしむ、時に五十三歳、尼ヶ崎法園寺に葬る、法名成政寺庭月洞閑大居士、成政伏誅の跡、隈本城番として、淺野彈正少弼長政を差

下さる、同年閏五月廿七日、イニ初五日秀吉公肥後國の内二十五萬石を、加藤主計頭藤原清正二十歳賜ひ、同六月三日、大坂出船、廿三日に豊州鶴崎に着船、同廿七日に到り、肥後隈本に入城し、絶えたるを續ぎ廢れたるを興し、荆棘を拂らひ豺狼を獲り、先亡成政が家士を育む、隈府の城にて成政に反忠したる多悪んで族刑す、小森田何某一族一揆して、玉名郡小森城に籠りしを、家士加藤清兵衛に命じて討しめ、又成政に反忠し舊君に忠義を致し、早川越前、猿渡丹波、高森新助、上田周防、渡邊軍兵衛、下城九郎、北里三河守、村上丹波、男成七郎及加悦飛騨守、富田主膳、甲斐源左衛門、同彌左衛門、同半七等を其忠節を感賞し、祿を興へて家人とす、領内諸所の城代は、飽田郡川尻城加悦飛騨守、玉名郡高嶽の城加藤清兵衛直政、芦北郡佐敷の城加藤與左衛門、同郡津奈木の城小代下總親泰、平野五郎左衛門、竹内吉兵衛、森本儀太夫一友、阿蘇内牧城加藤右馬允正方等也、清正は尾州中村の産、父を右衛門兵衛廣忠と云、清正幼名虎之助、始めて秀吉公に仕へ、肥後半

國を領し、天正十九年冬、小西行長を援けて天草に戦ひ、敵將木山彈正を手自ら鍵付け、凱歌を唱へ、文祿慶長の間、朝鮮征伐の前鋒として航海し、王城を陥し王子を追うて會寧府に捕へ、直元良哈に武名をこぞめ、カセンホ川にセルトウス將軍を斬り、蔚山に籠城して、大明皇の勅使を奉し、大明漢南朝鮮百萬の衆を破り、一生の勳績不遺記之、清正勳績考、清正記等、世の知る所、故略之、慶長五年、石田小西が徒、濃州關ヶ原に有る事の日、大神君の御味方となり、台命を請ひ、九州を押へて在國し、先亡大友義統舊領に一揆を起し、細川公の領知豊州木付の城を侵さんとして、立石礪原に攻戦の時、細川公の長臣松井佐渡守康之、有吉四郎右衛門立行に力を合せ、書簡數回す、事繁きゆゑ、不載之、左に一二を證とす、終に阿蘇小國を通ひ豊州引地村に至り、立石落去の告を聞き、軍を班して宇土の城を攻む、事は宇土古城の條下にあり前略

方百姓助力催於被及行は、爲後卷熊本を捨て成共、拙者可罷出候間、可有御心得候、猶いつ守可申候、恐々謹言

八月廿九日 加主 清正判

松井佐渡守殿  
有吉四郎右衛門殿  
御宿所

昨十六日立石よりの御狀、今未の刻くす郡の内ひさち村と申所に而令拜見候、十四日に拜見申御注進狀に而、翌日罷立、是迄人數過半召連候得共、はや其元相濟候由承、令満足候、尤其元へ参り、如水へも可懸御目候へども、我等も手前の事に候間、自是令歸國候、猶以使具可申候、今度御手柄とも、我等一入と大慶存候、互手前隙を明け、中國邊に而可懸御目候、委細いつの守可申候、恐々謹言、

九月十七日 加主 清正

松 佐渡殿  
有四郎右殿  
御返報

從ニ如水ニ幸便付而御狀本望候、濃州表之儀心よき仕合、併少殘多存候、其邊御手間不入、爰かしこ隙を被レ明、御葉布候、此方は手間入候半ニ存候事に候、是へ押寄候日雨ふり、其上程近き道は、人數つかひ不ニ罷成ニ付而八代の方へ押廻し候へば、人數草臥、日も暮にかゝり候故、城中杯かためさせ候事口惜候、併落去有程間敷候條、可レ被ニ御心安候、少日敷延候共、悉く可ニ討果一覺悟候、是分に候は、中國表へ各申談候事は成間敷かと存じ、業敷事不レ及ニ是非一候、上方之様子如水へ申遣候、折節指急候に付、以ニ書狀不ニ申汰沙、本意之外に候、猶吉左右互に可ニ申承候、恐々謹言、

九月八日

加主清 正

松井 佐 渡殿

有吉四郎右衛門殿

同九月四日、二重峠より人數を隈本へ不入、直に小西が宇土の城を責む、廿三日に宇土の城陥る、小西行長が留守居小西主殿亮行長弟益城を隈本二の丸並川志摩守が宅にて誅す、同年十一月、從 大神君、肥後一國を賜る、蓋豊後、宇土、柳川表出張の褒美なり、

り、清正曾て城を築ぐべき地を國中に選み、隈府、城村、大野、横島等也、地形尤宜しといへども、一國の府に可レ成の地にあらず、隈本は四神相應にして、要害も備り、繁榮の地なりとて、茶臼山を本城として城を築き、隈の字に畏るを禁忌して、猛熊の字に改め、慶長初年歟始、七年に土木成功、一説に一國を領して後、慶長六年八月中旬歟始、櫻井素丹が

くまもとに石引きまはす茶臼山てきにかごうの城の主かな

と云狂歌あり、同十六年六月廿四日、加藤肥後守從四位下藤原清正朝臣熊城にて卒す、行年五十歳、飽田郡活龜、中尾山に葬る、法號

淨池院殿永運日乘大居士、同年七月イ八月廿四日清正二男虎藤、十歳にて大樹を拜し、同廿八日に家督を賜り、寛永三年八月十九日、任肥後守、叙從四位下侍從、賜二字號忠廣、同九月下旬、熊本入城、寛永九年六月三日、忠廣有故、出羽莊内に配流、一萬石を賜ひ、其子豊後守は、大樹賜一字稱光正、父同日飛騨國高山に配流せらる、忠廣は承應二年二月卒す、

法號

淨徳院西條日源大居士、謫所の詩あり、人間萬事定不定、身似明星西又東、三十一年如一夢、覺來莊内破籬中、莊内本乗寺に葬る、寛永九年十月四日、當國を一職に 細川忠利公に賜ふ、十二月九日、御入城、御子孫無究、萬民豊樂、

城氏之略系

菊池八代 彌治郎 右京大夫

隆泰	式部少輔	菊池之系
隆政	四郷三郎	政朝 同四郎
隆時	嘉嘉九郎	
隆經	城六郎	同六郎 隆顯 同越 武岑 同伊豆守
實照	本郷四郎左衛門	
兼敏	同式部 爲昌 同伊豆守 爲冬 同越前守 重岑 同	

加藤氏略系

○大職冠鎌足公一此間三十五代一正家 美濃國加藤武者

親冬	同越前守 十郎太郎	冬基 十郎太郎
重照	城下野守	
政冬	出田刑部 出田ノ祖	右に云出田秀信とは別系也
家久	加藤三郎 四郎	長頼 同伊勢守 三尊 同源太
三虎	同三郎 三男	同宮内少輔 義時
正時	同三郎 四男	同三郎 正吉 同三郎 頼方 住尾州中村
清方	同三郎 二男	清信 同因幡守於尾犬山 清忠 虎若彈正右衛門兵衛

清正

虎之助、主計頭、肥後守、從四位下、侍從、永祿五年、於尾州愛智郡中村誕生、身長十六年六月廿四日卒、子肥後熊本、五十歳、身長六尺二寸

女

紀伊大納言頼直卿室

女

阿部修理大夫室

忠正

早世

忠廣

虎藤、肥後守、從四位侍從、寛永九年六月、配流出羽莊内、領一萬石、承應二年卒、五十七歳

光正

松平豐後守、寛永九年六月、配流飛騨、於途中、舌嚙切て死、十五歳

鹿子木古城

楠原村にあり、鹿子木代々の居城也、齋院次官親能四代兵衛太夫貞教、飽田郡を半領し、館を鹿子木に構ふ、是れ鹿子木の祖也、後に楠原に城を築きて居住す、貞教より十代の孫三河守親員、入道して月舟寂心と號す、文武の名有り、菊池又大友に屬す、五百六十町を領す、明應五年、隈本の城に移住す、楠原の城跡、今に小高き所に栗山有り

城ヶ平古城

御馬下村にあり、城主西牟田常陸守と云ふ、西牟田氏は、阿蘇家四天王といへる内の西氏也と云ふ、

赤水古城

五町赤水村にあり、城主鹿子木寂心の長臣岩崎惠林在城す、大城小城とて一所に有り、惠林が古墳、古城跡の近邊に今にあり、

隆福寺古城

妙見城と云ふ、隆福寺村にあり、鹿子木氏出城と云ふ、城中より水を汲みし道、今にありと云ふ、

荒平古城

萬樂寺村にあり、城主田尻主計頭と云ふ、田尻家傳に、漢の高祖裔孫、筑前國に來朝し、數世を経て頼朝卿の時、文治年中、當國鹿子木を賜り、五町村の内<sub>に</sub>在城し、其後此の所に城を築きて數代在城す、主計頭が時に當つて、四海甚だ穩ならず、故に城を毀ちて其跡に台宗荒平山萬樂寺を建立す、今椿山となる、

井上古城

五町井上村にあり、鹿子木氏の在城也といへども、分明ならず、城跡は觀音堂あり

池田古城

城主末<sub>レ</sub>考<sub>今</sub>や城跡は大木氏の立山の内にあり

津浦古城

津浦に小き要害の跡あり、打越天神の後の山なり天福寺住持の木像、今宮と號するあり、城主時代未<sub>レ</sub>考

立田古城

上立田金子淵<sub>コガネノヲ</sub>の上にあり、菊池家の餘裔立田伊賀守重雄、其子立田小太郎重徳<sub>後將監兼治と改む</sub>在城す、秀吉公征西の日、城を出て逐てんす、子孫高橋町にありと云ふ、寶積寺と云ふ菩提所、古墳猶今に存す、兼治は菊池家八十四人の士の内也、

龜井古城

龜井村にあり、城主龜井若狹守光總と云ふ、年代等不分明、城跡今光照寺と云ふ、眞宗住す、

柿原古城

始を不知、鹿子木寂心が孫次郎鑑員在城、天文十九年八月、鑑員圓徳寺に於いて横死す、鑑員性質懶惰なる故に、首を刎ねらるゝとぞ、宗運が竹宮の甲斐親英<sub>英正</sub>に送りたる書簡に見えたり、其後天正七八年の頃は、大友菊池共に衰へ、國中の群雄、大友の旗

下を背き、島津龍造寺が旗下に屬す、故に大友家臣田原紹忍を、天正九年三月當城に遣はし、國士を招けども、敢て應せず、却て城伯十四人相議して、紹忍を攻むべき由風聞しければ、同六月、紹忍豊後へ逃歸る、其時の落書に、

ものゝふのたはらあつかひ似合ねば

恥かき原を逃げてこそゆけ

其跡城越前守親賢、隈本城にありて一族をして當城を守らしむ、同年十二月、親賢病死す、當城大手の門の跡に椋大木二本有り、近年大風に碎く故、其跡に天神祠を建つ、城下に長町、城の下、平小路等の地名あり、城下鳴岩の側石佛あり、鹿子木鑑員を殺害の地、圓徳寺跡の近邊にあり、寺跡は地藏堂殘れり、

中屋丸古城

井芹村の内中尾丸村の畔也、城主井芹六郎經益也、菊池三代經頼六代立田の祖なり池龜村高良宮の梁牌にも見ゆ、今の石取場の上也

上松尾の古城

城主志垣土佐守貞友、弘治四年病死す、男子七人有り、山野田畑を配分す、是より衰弊して、子孫民間にありと云ふ、



下松尾古城

城主高城判官秀豊と云ふ、時代不分明、下松尾、千金甲村にあり、東西は谷、南は高橋川、北は山の尾を堀切り、要害の地也、俗説に鹿子木寂心、上代在城の日、此所に城を築きて、二男三郎後説親行を居らしむ、親行は系圖不見不審一説に鹿子木民部少輔に兄あり、曾て良馬を持てり、兄再三所望すれども、千金の甲にも不換とて、終に云ふ處を果さず、依之大に怒り、弟民部を殺し、上代城も没落すと云に依てみれば、親行は兄にて、當城に在城せしにや、未レ知ニ是否土俗は判官殿の城共稱す

榑崎古城

榑崎村の上にあり、城主姓名不分明、里俗虎御前の城と云ふ、堀切の跡穴あり、此の山に御坊社あり、御坊は曾我祐成時宗が異父の兄と云

上代古城

高橋町の辰巳にあり、城地東西四十間、南北五十間、高さ三十二間、曲輪四百八十六間、城より丑寅の方、松椎雜木山有り、山の曲輪三百三十間、東西五十六間、南北五十二間、高三十間、城と山との間三十五

間、城跡の東西、足入泥土田あり、當城は鹿子木三河山親員入道寂心の子民部少輔菊池軍記親俊在城と云ふ、鹿子木は齋院次官親能より出づ、頼朝卿の時、筑後三池郡、當國玉名郡の内を領す、親能四男大膳大夫兼攝津守師員、合志郡地頭職を賜はり、同郡竹迫の城を築きて居す、其子大學師俊、其子安藝守貞房、其嫡子三池太郎上野守師時、後に筑後三池を領して、三池を以て家號とす、其弟鹿子木兵衛大夫貞教、飽田郡鹿子木に住し、以て家號とす、其子兵衛督貞經、八代の孫九郎重能、其子三河守親員也、剃髮して月舟寂心と號す、文武の譽れ有り、菊池家に屬し、飽田郡、託摩、玉名の内、都て五百六十町を領し、隈本城を改め築く、今の古菊池家衰弊の後、大友の旗下に屬し、其後山林に逸遊すと云ひ傳ふ、其間に當城を築けるにや、其子民部大輔親俊、隈本に在城し、後に當城に移る、菊池左兵衛督義武、老臣赤星親家入道が逆意に依て、大友義鎮が爲めに害せらる、大友より赤星を菊池の家跡とす、義武の男犬房九十三囚と成り、赤星が許にありしを、舊臣田島右京入道宗意潜に出だし、鹿子木親俊、隈部、青野、

小代、小森等と會談し、義兵の旗を揚げんとすれども、人質を赤星に入れ置く故難決、田島、鹿子木、犬房を供して肥前高木へ赴き、其後薩州へ至り、島津家を頼みて塾居すと云ふ、古城主考には、上代の城寂心が家臣今福民部在城也と記せるは、誤り也と云へり、寂心當城を築き、老臣今福民部を城代とし天文八年、隈本の城を一族城越前守に譲り、寂心親俊父子共に當城に移ると云、其後天正十年五月五日落去云々、

今福が子今福五左衛門は、上代落去以後飄零して、府の藤崎宮の社司某に娶なる故、彼所に寄宿し、後年平野彌治右衛門が家に客とし仕へしも、子孫微く断えたり、鹿子木親俊の子孫、山鹿郡名塚村の農家に今にあり、五月五日、印地打あり、打たる年は必づ城跡の崩れて、田畑を損すと云ふ、里俗に云、十五歳以下の童男、紙昇をさし、五月五日未明に城迹に到り、さき矢の旗はうかぬぞ、えいえいわくと云ふ、さき矢旗は、甲斐宗運が圓居なり、何の所以ありて斯く唱ふるや、密かならず、

鹿子木略系

○源親能 齊院次官、赤仕頼朝卿、筑後國三池郡、肥後國玉名郡の内、久重長田等を領す、

師員 大膳大夫、兼攝津守、合志郡 師俊 大學 貞房 安藝地頭職、竹迫城を築きて住む

師時 三池太郎、上野守、合志郡竹迫に居る、後に筑後國三池を領して爲一家號、  
貞教 鹿子木兵衛大夫、飽田郡鹿子木に住居、貞經 兵衛督飽田半郡領、  
貞基 貞員 武員 朝員 基員 重員 重能  
親員 三河守入道、號月舟寂心、隈本の城を築きて住居す、  
親俊 民部大輔、隈本城より父子共に高橋上代城に移ると云、

河尻古城

外城町にあり、今の御茶屋河尻三郎源實明の築く所、年代不明是れ河尻城主の始也と云ふ、河尻氏は、西の宮左大臣源高明公の末孫三郎實明、當國川尻郷を賜はり、川尻の城に住居せしより、世々以て家號とす、子孫相續きて城主となる、實明建久八年鶴岡八幡、伊勢、春日、住吉、阿蘇を川尻に並び祭つて、若宮五社大明神と崇む、河尻左馬亮實照の時、連年菊池兼朝と争ひ戦ふ、應永二十七年八月、敗績して川尻を退去し、其後舊領に復する事もありといへども、爾來彼

家、逐日衰弊すこ見えたり、元弘年中、河尻肥後守  
幸俊、系圖に見えず、分流なるにや、又延文の比、河尻肥後守入道堯信と云々、太平記に出でたり、幸俊刺髪か、將軍尊氏公に屬して、肥後守に成る、此時菊池肥後守武  
光と接戦す、當國に兩肥後守有り、代々菊池と不和  
也、幸俊菊池に毎度戦ひ負け、通れ大將もかなと思  
ふ折節、足利右兵衛佐直冬、備後頼のより高師直に  
追ひ落され、貞和五年九月十三日、川尻幸俊が船に  
乗り、當國に落ちられしかば、願ふ幸と悦び、直冬  
を大將とし、託摩別當太郎守直、同次郎宗直を誦ら  
ひ、國中の勢を駆催す、無程雲霞の如くなりしかば、  
將軍方宇都宮三河守と戦ひ、首百餘級を得たり、夫  
より宮の方鹿子木大炊助貞基が合志郡竹迫の城を攻  
なごす、然るに太宰少貳頼尙、直冬を婿とし迎へし  
故、手に屬する者多く、肥後に押寄せ、菊池武光と  
戦うて、直冬、頼尙討ち負け、筑前に引いて入る、幸  
俊は剃髮の染衣の姿となりて、菊池方に降参して、  
漸く一命を助かりぬ、川尻左馬佐實照は、菊池肥後  
守兼朝と不和と成り、度々争戦に及び、應永二十七  
年八月廿四日、實照が家士佐河田玄蕃吉久、兼朝に  
反忠して、人數を引入れ、實照を追出す、兼朝川尻

を奪取り領知を合せ、嫡子持朝に譲りて、後には父  
子不和になり、兼朝は芦北郡佐敷に住す、然るに實  
照が姉は、持朝の母なる故、持朝密に舊領を實照に  
與へしと也、天文十七年九月、大友義鎮、大いに武  
を張り、當國に働き、國士各自ら不攻に降る事、水  
の下れるにつき、火の原を燎くが如し、其中に獨川  
尻肥後守は、武名ある者の、聞怖せんも無下也とて、  
義鎮に攻められ、三日合戦に及び、遂に切腹し、一  
國平均せしかば、義鎮叔父義武を國守とす、永祿年  
中に、城越前守親賢、武威熾んにして、宇土の伯耆  
顯孝と心を合せ、川尻肥後守重兼入道堯信が居城に  
押寄、數日攻むれども不落、然るに處に赤星道雲、  
伯耆顯孝と和睦し、城親賢を可撃と議す、親賢驚き  
川尻肥後守と和睦して、敵を待つ、伯耆、赤星は二  
千餘人を卒めて、隈本へ押寄する、城内よりも防  
ぎ、出田左右衛門親基、一千餘人にて大手に出て、  
既に矢軍始まり、寄手一面に進まんとすれども、隙  
壘能く搦へたれば、心に不任處に、豫て約せし川尻  
肥後守、六百人を卒る來て、親賢を援けしかば、終  
に勝利を得たりと云、加悦飛驒守は、村上源氏那和

長年の庶流、村上一家の重臣たり、始めは伯耆家股  
肱の臣なりしが、宇土没落の後、加藤清正に仕へ、  
川尻城代と成る、忠廣の時に城を潰さる、加悦飛驒  
守、本郷甲斐守、三輪紹宅を、伯耆家の三老と云、是  
よりさき、秀吉公征西の時、書を送るもの左の通、  
肥後面一揆令蜂起に付、其方事、筑後立花所に  
逗留之由被問召候、心遣之段尤候、併肥後へ可  
罷歸、忠義於仕者、可然様可被仰付候、又者  
惡黨に同心可仕共、覺悟次第に候也、

九月二十四日

御朱印

加悦飛驒守殿

本郷甲斐守殿

三輪紹宅殿

託摩郡

本山古城

本山村にあり、託摩別當太郎守直が城跡と云、元弘  
年中には、託摩別當太郎宗直在城す、延文の頃、託  
摩三郎員政と申者あり、此時の城按に託摩守直員政等  
出目不分明、大友系圖に、大友始祖、豊前前司能直  
二男託摩別當能秀、是れ井上、平井、坂井、迫扇等

の祖也と云々、武家衰盛記に、大友能直二男太夫五  
郎、建保元年八月、朝廷より肥後國內託摩、山本二  
郡を給はり、別當職に補任し、安貞二年從五位下肥  
後守叙任せらる、弘治三年卒去六十六歳、是れ託摩  
氏の祖也と有り、守直、宗直等が先祖なるべし、後  
に託摩家をば、菊池氏より繼ぎし事もあり、菊池元  
祖則隆より十二代、肥後守武時入道が三男、託摩別  
當太郎武元、同守武、同安春、同武安、此四代當城  
に在城せりといへり、又菊池九郎武俊の三男、託摩  
次郎武平と號す、亦加來氏覺書に、大友能正二男、  
大夫五郎能秀、肥後に來り、本山の城を築きて居之、  
託摩別當と號す、爾來二十三代相續とあり、又大平  
記に、足利右兵衛佐直冬、貞和五年、中國より下向  
す、川尻幸俊悦びて直冬を大將として、託摩守直兄  
弟をかたらい、國中の勢を集め、將軍方宇都宮と戦  
うて勝を得、夫より宮方鹿子木貞基を攻めて、竹迫  
の城を陷す、宗直兄に順うて直冬に隨はず、託摩は  
大友豊前守能直が二男、託摩別當能秀が末葉なり、  
終を考へず、宗右馬頭平盛貞、筑州味坂に於て戦死、  
其子盛義に、菊池肥後守武政、託摩郡の内二百町を

給はり、正平十二年本山の城に居らしむ、天授四年九月、少貳大友肥後の國に寄せ來り、託摩原一戰に盛義討死す、其子義澄、弘治二年正月、飽田郡の一揆を鎮め、菊池武朝感狀を與ふ、其子義信、菊池兼朝の一字を給はりて兼義と改む、嘉吉元年十一月、筑前生の松原に於て戰死す、其子兼信、永享八年六月、城備中守と共に託摩郡の凶徒を追散す、又康正元年六月、益城郡に大いに戰ひ、一族七十人戰死す、肥後守武邦、感狀及び山本郡岩野庄百五十町を給ふ、岩野嶽道祖の城に移り住す、本山在城より四代、凡九十九年、菊池十二代肥後守武時三男、武重の弟別當太郎武元を本山の城に居らしめ、其子守武、安春、武安と相繼し、凡七十八年在城といふ、武安一子武包は、菊池二十四代肥後守武經、阿蘇より來つて家を繼ぎしが、終に追出されし故、士相議して武包を以て菊池を繼がしめ、肥後守と號す、託摩左馬亮實照、永祿四年、豊後方を背き、赤星が下知に従はず、隣郷を妨ぐる聞えあるゆゑ、赤星道雲人數を催し、本山の城を攻從へ歸陣すと云、

高江古城

陣跡志に云、近衛帝仁平三年、石浦河内守經國、姓は藤原、父は信長と云、河内の國を領す、久安六年、經國當國に下向し、半國を領すと云、仁安三年、經國子經成、新に茶臼山に城を築き、高江城より移る、高江の城は、經國が築城也、高家は今の高江也と云々、然れば此高江村なるべし、城跡の有る所を不知、茶臼山の城跡も不分明、經國が末孫は、飽田郡横手手永池端村、金光山大榮寺也云々、

長嶺古城

長嶺村にあり、山城也、里俗筑後の嶺と云、又往昔筑後守城主なり共いへども、家名年代不分明、

小山谷城

小山谷にあり、山城也、城主姓名不分明、一説城跡にはあらず、天正九年、薩軍此所に屯して、合志郡今石の城を攻めし時の陣營の跡也と云、不知是非、堀郭等の跡分明也、

健軍陣内古城

城築の初、未だ之を不考、光永氏代々在城とも云、阿蘇四箇の神領の内にて、三百五十町と云、健軍宮は、欽明天皇の御宇、阿蘇大明神降臨の地也、光永

氏も、代々阿蘇大宮司の家臣たり、光永攝津守入道淨英、尤も阿蘇の家臣也、其後同臣甲斐宗運が一族甲斐正運を城代とす、其後隈庄守昌不順の事有りて、宗運攻むれども城不落、大宮司又正運に命じ、宗運と相計りて、隈庄の城を攻め陥す、正運が一子親英は宗運が孫也、親英一子あり、長鶴と號す、十五歳にして氣隨懶惰なる故、宗運書を送りて親英を諍め、遂に長鶴を追出す、長鶴は後今春太夫が門に遊び、石原右衛門太夫と號し、謠曲を以て世に鳴りしとかや、託摩原合戦は、應安六年、探題今川貞世、并に大内、大友は度々の軍に、一度も勝利を得ず、ゆゑに甚だ憤り、又人數を催して、菊池追討の事を計る、今川、大内、筑陽肥陰の大兵を一手とし、大友は豊、日二州の衆兵を一手とし、海手は飽田郡川尻に輻輳し、陸は阿蘇、益城を打越えて陳を張る、菊池肥後守武朝は、遣兵二萬餘兵を卒ぬ、居乍ら大軍に當らんは、軍慮の不足に似たりとて、託摩原に打出て、兼て設けし事なれば、二萬餘兵を三つに分け、五千餘兵を一手とし、原中の西方に潜れ伏し、横を撃つべき設けなり、一手は三千、健軍宮の森の木蔭に伏し居た

り、残る一萬二千餘兵を、前後左右中央に立て、大將小將法令を正し、卒伍を整へ、旌旗陣に映じて、龍鱗動き、金鼓の音なく、閑をも不レ作、靜まりかへつて扣へたり、三家の寄手、未だほのくらき霞間より、菊池が本陣に押寄せて、鯨波を作つて責懸り、主客互に入亂れ、死生を一舉に争ひしが、菊池が軍略孫吳に不レ恥、黄石が秘する處の神武の智勇、人の及ばざる妙を自得し、武威奮然として敵を挫く、敵軍大に敗北し、菊池又勝に乗じて突崩せば、大友は道々津守の城に落ち行く、今川、大内からうして散々になつて、川尻より船に取乗り、筑前さして歸りしと也、且過瀬合戦は、天正七年、日向耳川合戦の後、大友旗下の當國中の豪雄、各自大友を叛いて、島津、龍造寺の幕下に屬す、獨り甲斐宗運は、御船の城にありて義を守り、阿蘇に對し大友に眷遇す、國士宇土、隈本、川尻、鹿子木、高橋等謀し合せて、阿蘇大宮司惟豊、甲斐宗運を可レ亡と企てけり、宗運此の由を傳聞き、強軍坐ら防んは短慮也、先則制人どこそいへ、此方より發して、敵を拉かんとて、早川越前守を招いて留守居とし、宗運手勢三百騎、八

千町の大將分合て八千餘人、宗運父子を大將として、天正八年三月十八日、竹宮原に陳を取る、隈部、鹿子木、隈本、高橋等の城伯も、白川且過瀬を前に受け、宇土、川尻兩勢は、且過瀬の戦半に、不意に蒐りて討べしとて、半田、戸河原邊に伏居たり、其夜しも雨降りて、物静かなる體なれば、隈本方の諸陣には、酒肴取散し、明日の合戦には、兎して敵を組討し、角して首を取るべきなんと戯むれて、打甘ぎて物語し、帯紐解いて悠緩たる、油斷大敵とぞ知られけり、宗運は、必定敵は此の雨にて心を緩め、沈睡すべしと思ひ量り、此の虚を討んと計る處に、兼て敵に入置き忍の者立かへり、如是と告げしかば、未だ東雲の空ながら、竹宮原より且過瀬五十町をば、暫時が中に人數を押詰め、川を濟りて関の聲をあげければ、隈本の諸勢は、前夜の醉紛れ、関の聲に目を覺し、上を下へと周章騒ぎ、太刀も刀も取あへず、然れども、漸々に川端に打臨み、こゝを渡せと罵れば、宗運方も左巴驚矢の旗を翻へし、敵の渡るを待ちかけしに、城方の軍勢は、宗運が小勢を慢り、一度に川に馳入りて押渡る半に、御船甲佐の川に訓れたる

若者共、川に馳入り戦ふに、敵軍大いに切立てられ引退く、宗運方は勝に乗り、追つまくりつ切崩せば、敵方の相圖も相違し、宇土、川尻は一戦にも不<sub>レ</sub>及して敗散す、宗運は一戦に勝利を得、士卒を集め息を繼ぐ、然る處に隈本の陣より、武者三騎馳せ來り、我には木庭九郎左衛門、平川左近太夫、城藤左衛門とて、國中に名を知られたる者共也、聊かの用に遮られ他出せし間に、味方敗軍に及び、甲斐殿御父子に未だ對面致さず、願日は自餘を不<sub>レ</sub>交、御父子と勝負を試み度候と呼はつて、氣象凛々として控へたり、宗運聞いて、彼等が風情誠に一騎當千也、大將の手を卸すはいかゞながら、老後の慰に、一軍して見すべしと（宗運父子は陣頭に進み、木庭平川に組合せ、兩人共に討取りたり、宗運七十二歳也、竹宮八郎左衛門も進んで戦ひ、藤左衛門を始めとして、首七級を討取りたり、渡邊支察物語には、城藤左衛門は、右八郎左衛門と物分れに成り、隈本に歸るとあり實に天正八年三月十八日也、今日宗運討取る首數四百八級、凱歌を唱へて、翌日豊後に首共遣はしければ、大友宗麟甚だ悦喜し、其賞として飽田郡池の上村を與へらるる也、宗運行狀は、御船古城の條下に

委はし、

宇土郡

宇土古城

神山村にあり、往古の事跡未<sub>レ</sub>考<sub>レ</sub>之、文明年中、村上彈正大弼武顯、八代麓城を相良三郎爲繼に譲りて、當城に主たり、宇土、益城富ノ庄、飽田半郡、合て五百五十町を領す、此時當城には、一族加悦飛彈守をして守らしめ、武顯は益城木原に在城すと云一説も有りて、是否を知らず、天文二十年八月二十八日、大友義鎮、二萬三千餘の兵を以て、當城に押寄せ攻蒐る、城將顯孝、思ひ設けざる事なれども、八百餘兵にて楯籠り、寄手を度々追立つる、されども元より小勢と云ひ、死傷も多く、守城既に危きに至つて、大友方より使節を以て、本領可<sub>レ</sub>安堵一條、下城せられよとありし故、顯孝是を幸ひにして旗下に屬し、天正十五年、秀吉公征西の日、伯耆顯孝も本領安堵せしが、一揆起つて隈本を攻めし後、一揆に不<sub>レ</sub>與由を、大坂に至りて謝する處、顯孝が養子悪四郎顯輝、顯孝留守に逆意して、宇土の城に楯籠る、秀吉公之れに依り憤り深く、顯孝が所領を沒收し、近國の將

に命じて、顯輝を攻めしむ、顯輝防戦力盡き、走りて薩州出水に隠る、折しも嶋津義弘、肥後境に出張して、一揆を鎮る時なれば、顯輝を出水に責む、從兵百七十餘人悉く討死し、自ら一人手を碎き、奮戦數刻、敵數多撃取つて終に討死す、年十九歳、氣聊が不<sub>レ</sub>撓を感じて、出水に墳墓を築いて現然たりと云、此時秀吉公、加藤清正に命じて、暫く城代とす、同十六年閏五月、肥後半國二十四萬石を小西攝津守行長に給はり、宇土に在城せしむ、領内諸城にて城代を定む、先づ益城郡隈庄の城には、弟小西主殿亮、矢部愛藤寺に岩尾、兩城代結城彌平次、太田市兵衛、八代麥嶋城代木戸作右衛門行重後改小西樂作等也、行長繩張仕て、宇土城を改築く、行長始めて宇土に入城、六月二十七日也、同年冬、幕下天草の諸將、行長に叛いて命を背せず、行長往いて責むれども不<sub>レ</sub>克、援兵を加藤清正に乞ふ、清正自ら軍を卒めて出で天草に至り、堅きを破り銳きを碎き、危きに立つて敵將を鎗下に討ち、魁主を陣下に降し、秀吉公威狀を清正に賜ふ、行長は泉州境津の藥店小西如西が子にして、初の名を小西彌九郎と云ふ、秀吉公采地を與采地を與

ふ士として、遂に肥州の藩主となし、文祿年中朝鮮  
攻伐、一方の先鋒とす、生質偏曲にして、然も蠻國  
の邪法に染着す、初めは小豆嶋鹽飽を領し、豫め朝鮮  
攻撃を知りて、魁主を望む意あり、秀吉公其勇氣を  
知つて登庸せらる、慶長五年の後、石田三成に組み  
して、凶徒の首となり、濃州關ヶ原に軍立し、東軍  
の爲めに捕へられ、縛せられて京幾に梟首せらる、  
同九月五日より、清正當城を攻む、留守居小西主殿  
亮隈庄城代也、隈庄を指す、三宅玄蕃、或は防ぎ或は夜軍  
て當城に籠る、行島弟也、  
す、仕番番日下部與助後志水伯耆と改め、能く働く、細  
細川公に仕ふ、  
川源公、感狀及短刀を給ふ、同月二十三日、城遂に落  
る、同十月朔日、留守居主殿亮をば、隈本二の丸並  
河志摩守宅に於て誅戮す、今や西なるは伯耆家の城  
痕、東なるは行長が繩張したる居城の跡と云ふ、其  
天守を清正熊本城内に引移して、宇土櫓と稱す、清正  
領に成つて城を刷迄の間、並河金右衛門後志と改  
摩守む、中川  
太郎平代る代る城代也、

舊記等に有之往昔の宇土城主、左之通、年序不詳  
菊池一族

隆平 隆元九條十郎隆朝林原三郎隆範

松浦、江上、後藤、多久、田尻、馬場以下多勢を催  
し、押寄る由風聞す、是れに依り、有馬氏より、安  
徳越後、空閑上野を兩使として、嶋津義久に援兵を  
請ふ、又赤星道半も、寵愛の幼兒を二人迄、隆信に  
害せられしを憤り、薩摩へ赴き義久に屬し、此の恨  
を報せんと歎きけり、義久も難三歇止、延引すべきに  
あらず、先づ肥後を従へて、其後肥前を可攻と、舍  
弟嶋津中書家久を將として、新納武藏守忠元、鎌田  
尾張入道寛西、梅北宮内左衛門盛定、河上左京幼名  
助七、  
以下都合三萬餘騎、糧糧百艘漕ぎ連れて、いろは幟  
十文字、隊伍を亂さず、金鼓の響、櫓聲船歌相交へ、  
波にたぐへて夥しく、郡浦へ着船し、阿蘇大宮司の  
家臣中村伯耆惟冬が籠たる、矢嶋の城に押寄せて、  
採崩さんと攻掛る、城將惟冬聞ゆる勇者、爰を詮度  
と防げども、元來乘寡敵しがたく、外に憑みの助兵  
無ければ、討殘されたる郎等七十餘人を一所に集め、  
城戸を開いて突いて出で、一人も不殘討死す、暫く  
有つて惟冬が妻、排威の鎧を着け、小長刀を脇挟み、  
不意に切つて出てければ、續いて女二十人、思々の  
出立ちにて、我不劣と切つて出で、又向ふ寄手をな

武茂木野對馬守武爲 武門道十郎 英朝子田伊豫守  
爲光菊池十二郎又源正少弼  
應仁の頃 重光 長朝

村上氏略系

○顯興 泰興  
直伯耆守 伯耆守 顯忠 顯正少弼  
顯眞 教長 大夫 義興

重年 大夫 武顯 顯正大弼 重行  
名乘那和

行興 修理大夫 行憲 九郎早世 行直

顯孝 伯耆左兵衛尉 顯輝 惡四郎顯孝爲養子、於薩  
州討死、

矢嶋古城

郡浦にあり、城築の始をしらず、村上武顯、宇土在  
城の時、其臣東右衛門太夫城代となる、後討死すこ  
いへども、未考、其後阿蘇大宮司が家臣、中村伯耆  
守惟冬を城代とす、天正十二年三月、龍造寺隆信、  
嶋原の有馬修理太夫義純を攻めんとて、三井、山下、  
田河、筑城、糟屋、早良、遠賀、小城、佐賀、神崎、

ぐり立てなぐり立て、二三町追拂ひ、枕を双べて討  
死す、薩摩勢大に勝利を得、物始よしと勇みをなし、  
人數を分けて、隈庄、甲佐、中山、祇用、御船に發  
向す、就中甲斐宗運が嫡子なれば、軍立も心にくく、  
防禦の備へ、進退の節、さぞ手強かるべしと、殊に  
先年花の山絹脇刑部左衛門を討取たる者なれば、粉  
骨して相働き、城兵をみなころすべしと、御船の城  
に寄せければ、按に相違し、一戦にも及ばず、飯田  
山に逃げ上り、使を以て降を乞ふ、宗立如斯上は、  
仁田水備後守、木山紹宅、合志親馬各出て降參す、  
高森伊豫守惟直は、防戦堅固也けれ共、終に城を攻  
落され、右の如く肥後大半義久に屬しければ、又宇  
土に立歸り、船艦漕ぎ連らね、肥前の高木に押渡る、  
隆信は是を聞き、二萬三千五百餘騎の着到にて出張  
し、薩摩勢と排戦し、終に討負け、隆信を始め四千  
三百六十二人討死す、嶋津勢隆信が首を肥後國迄持  
來り、玉名郡高瀬に到り、蒼園山願行寺四阿彌陀佛  
に葬らしむ、

大嶽古城

網田村にあり、城主姓名年代等不分明、

田平古城

網田村の内田平村海邊にあり、村上武顯、宇土在城の時、家臣梓築越後城代たり、文明明應の頃なり、其後行直、顯孝の時には、家臣加悦大和入道素心を以て、當城を守らしむ、天正十二年、肥前國主龍造寺山城守隆信と、同國有馬左衛門佐義純と合戦に及び、有馬は勢の微なる故、安徳古閑を薩州に駆せて、援兵を請ふ、嶋津義久は請に應じて、嶋津家久を將として、新納忠元并に鎌田、梅北、川上を始め三萬餘兵を肥前に航海し、攻伐守禦節に當り、終に敵將隆信を川上左京討取り、薩兵大に威を奮ひ、飯帆の時、難風俄然として起り、波濤舳艫を碎く故、網田浦に船泊す、此時素心酒肴美味を以て薩州の將士に饗應し、數々軍勞を慰す、

益城郡

下六ヶ村の畔にあり、永祿天正の頃、阿蘇の家臣西越前守同賀守相續いて在城す、

飯田古城

飯田山にあり、田口平と云、城主田口彈正、初めは田口乙女山に住し、後此所に住む、東の崖に古墳あり、

砥川古城

砥川村の田畔にあり、城主砥川丹後守吉住在城す、其後木山紹宅赤井在城の日、兵糧藏とすと云、

赤井古城

赤井村にあり、木山左近大夫惟久入道紹宅、始めて木山迫の城に居り、後當城を築いて移る、故に誤つて當城を木山城と云、天正十三年九月十九日、薩兵新納河上等急に來て當城を攻落す、紹宅が妻幼兒を携へ、福原迄遁落つれども、敵追慕ふゆる、持來の觀音等を差置き、福原の内袴野村の民家に潜る、幼兒の子孫今に民間にありと云、紹宅は風雅に名高き人也、

或年北野にて

又七たびのわかれをぞする

紹巴

八重櫻一重はさきに散そめて

紹宅

又幸府にて

人をおくりてかへるゆふくれ

紹宅

身をいつの煙のために残すらむ

小野笠着の連歌

心くるしき月をこそまで

人しれず膚にむすぶ縷帶

紹宅

木山古城

迫村にあり、天文、弘治、永祿、元龜、天正の間、相續在城す、天文二十年八月、<sup>イ十七年</sup>九月五日大友義鎮、大軍にて宇土城を落し、夫より直に木山の城を責るに、一戦に及ばず降参しけるを、案内として九郎林より中尾村に押下し、下陣城に攻蒐ると云々、惟久入道紹宅、城を赤井に移して築き居れり、當城には家臣を居らしむ、天正十三年、薩兵に攻撃たれ、赤井と一同に落城す、小西行長領の時は、其の臣伊藤與左衛門を城代とすと云、紹宅飯田山花見にまかりて、風よりもはげしき人の心にて

手毎に折し花の枝かな

津森古城

下陣村にあり、阿蘇家臣光永中務家久<sup>後改</sup>惟宗在城、二の丸には弟惟純居す、天文二十年、大友義鎮に攻められて降参す、阿蘇家には、村上、甲斐、仁田水、光永、木山等家老の筋目也、

早川古城

早川氏<sup>本姓</sup>阿蘇に屬して、代々居城す、早川越前守

吉秀入道休雲、妻は甲斐宗運が二女也、甲斐守昌叛

心にて、永祿七年、宗運、隈無田庄の城を攻むれども不<sup>レ</sup>陷、同八年三月、阿蘇惟將が命に隨つて出軍し、舞の原堀道を忍びて押寄せ、宇土よりの後攻の將本郷と引組、差違ひて討死する後、嫡子秀家を阿蘇より改め、越前守休雲領分居城と共に給はる、家士名有るものは、佐渡大學、同圖書、同能登、同修理等也、秀家が弟渡邊孫四郎吉次は、天正九年十二月、響原一戦の日、相良勢向ふと聞き、秀家と共に籠城すと云、惟前叛逆の時、堅志田を攻めて功あり、阿蘇惟種没後沈落の日、其二子惟光惟善、并に惟種の後室、島津が爲めに矢部に飄零す、家臣各不義を懷き、思々になる、然れども、秀家は金銭をこる、其外は南郷、矢部、兩高森、男成、中山、甲佐、上島、渡邊、北里、下城、迫、井手、村山、兩坂梨、秀定是等は堅く義を守り、山中潜行の時も、坂梨孫太郎真先に繪旨箱を荷擔し、次に西源兵衛惟光を肩に乗せ、渡邊孫四郎惟善を肩に乗す、秀家は殿して追慕ふ敵を拂ひ、漸々にして矢部に至り、探瀬汲水の苦寒を嘗め、潜に糧を送り、千辛萬苦終に操を不<sup>レ</sup>失、

同十五年、三主を佐々成政に預け、國士一揆の日、三主の爲めに反忠して、隈本城を援ふ、勳功不可計、勝計、知りぬ松伯の洞に後る事、

舊記に載る早川城主

早川近江守秀村、本氏渡邊也、早川に居住し阿蘇に屬す、依て早川を稱號とす

同式部少輔政秀、同式部少輔秀邦、

同越前守吉秀入道休雲、同越前守秀家、

同丹波守秀貞、

南早川古城

天正の頃、阿蘇家臣渡邊右衛門大夫吉久在城、吉久は早川越前守秀家が弟、初め孫四郎と云へり、

豊内古城

松尾城共云、甲佐豊内にあり、此城跡の上に、三四町の平地堀跡あるは、大宮司惟前の館跡也、惟前弟惟種の兩兒惟光惟善也、城主伊津野秀勝は、村上天皇の末葉にて、綸旨をも所持す、其子山城守は、甲斐宗運が嫡女を娶れり、隈庄合戦に、早川渡邊と同く出陣し、舞の原合戦に味方既に破れ、軍將命を損すれども敢て不援、敗績に及ぶ、阿蘇大宮司へ、宗運此旨を告げれば、大いに怒り、首を斬りて軍法

を可正といへども、彼は村上帝の奕葉なるゆゑ、一命を免じ天草に追放す、三年の後、阿蘇の諸士并に郷中の寺院、頻りに伊津野が歸城を願ふに依つて、大宮司免許し、山城守復ひ當城に主たり、天正十九年十二月二日、相良義陽の先鋒東掃部介、當城に向ふと聞き、隙下をも不具、己れが手廻り僅かにて城を出て、碧川を打渡り、日和瀬河原に陣を張り、背水の陣をなす、東掃部介、油坂峠に着陣して相戦ひ、秀貞一戦に利を失ひ、引かんとすれば、後に碧川の湛浪渺茫として、退く事不協、是れは先年、隈庄にて後れを取りし事を思ひ、今日陣頭に命を捨て、先非の恥を雪かん爲め、討死と思ひ定めしことかや、豊の内城に、秀貞が家老伊津野四郎右衛門を始め、赤星一太夫、田上伊豆守等馳集り、評議しけるは、山城守出陣を不測、討死は是非もなし、當城に楯籠り、寄手を引請け、潔く弔合戦するか、又は人数を盡し討て出て、油坂に向ふべきかといひければ、四郎右衛門進出で、各は兎も角も、某は立所に主の仇を討たずんば、生きて再び歸らざと、油坂へ切つて登る、掃部介は、伊津野を一戦に討取つて勝誇り、

油坂の峠小高き所に陣を据ゑ、眞黒に備へ居たり、四郎右衛門死憤の兵となり、直ちに坂を馳せ登り、名乗りかけて討て入り、掃部暫く戦ひしが、掃部が突く鎧を受逆し、眞只中を突通さる、勇氣猶も不撓、鎧をたぐり、一刀に掃部を討つて本意を遂ぐ、四郎右江原盛晴が嫡子にて、初は江原と稱す、掃部は山城守が妹を娶り、後伊津野と稱す、此の一戦に、田上伊豆、渡邊孫四郎、能く働いて、宗運より感状を受く、田上備後惟清は、此の一戦に法師武者を討つ、父は田上周防とて、山出村大武明神の權大宮司也、備後子を美作と云、宗運託摩原合戦に、城氏幕下の士を討つて功ありと云、

安平古城

安平村にあり、土俗古城といへ共、天正の頃、甲佐宮の一の社家、赤星一太夫が屋敷跡なるべし、

津志田古城

永祿天正の頃、阿蘇家臣小左衛門尉惟致在城す、

乙女山古城

田口村にあり、城主田口彈正と云、後に同郡飯田山に城を築いて移ると云ひ傳ふ、當城は天文の頃也、

味木古城

味木村にあり、味木氏は、甲斐源氏安田三郎義定が後胤、義定嫡子安田三郎義治、當國に下り、益城を領知し、味木の庄に在城し、家號とす、家の紋は、大洲流し、又は二の引兩也、味木次郎四郎久慶、鹿苑院義滿將軍九州征伐の時、味方に屬し抽し軍志、上洛の供奉す、夫より在京して、公方家譜代衆三十六人の内、左の上座也と、本朝高名記に記したり、元享釋書に、味木縣源憑と有るは何人か、未考之、

平瀬古城

御船牛瀬村の内今城村にあり、甲斐宗運始めて此の城を築いて居り、後に御船に城を築いて移れり、隄壘櫓臺存せり、享保の始、櫓を崩し堀を埋めて島とす、宗運が居間の跡猶存す、往古長者屋敷にて、倉床油屋敷等の跡ありと云、但説區々、不分明、

御船古城

傳云、地名御船とは、往古國未だ陸ならず、景行天皇巡狩の時此の所に御船着津せしゆゑ地名とし、一艘二艘、又は碇野杯云ふも、此邊にありと云ふ、應安年中、御船河内守盛安在城す、永正の頃、御船房行と云は、盛安が子乎、未考之、在城して阿蘇家

臣たり、甲斐氏は、菊池十代武房が三男六郎武本と云ふ、兄孫四郎隆盛早世、其子時隆と家督の争論し、終に關東に至り、留り甲州に在りしが、四代重村、足利尊氏の命にて、甲斐氏と改む、肥後守に成りて下向し、菊池武重と戦ひ、追出され薩州に入り、日向に赴き、塾居して土持榮綱に屬して、年曆を送り、大和守親宣に到り、永正の頃、阿蘇大宮司惟豊、菊池武經が子惟前と戦ひ、毎度勝利を失ひて、日向國鞍岡山に没落して、阿蘇惟前を亡し、阿蘇に往せん事を、且夕憤り思ふ處に、甲斐親宣に邂逅し、親宣父子が計略に依りて、惟前薩州へ奔走し、惟豊阿蘇に還往し、是に君臣の約をなす、親宣は歸國して矢部岩尾の城代たり、然るに宗運會て菊池武光が秘する處の軍法を傳ふ、阿蘇家臣御船房行叛逆を企る故、是を討て御船に在城すべき由、大宮司の命也、親直父親宣に云ひて、自ら房行を可討と請ふ、親宣事を惟豊に訴ふ、惟豊其請に應ず、於是て親直軍士を卒し、苦身坂峠に陣を張り、木の倉にて大いに戦ひ、房行を始め首四百級を得たり、此戦功に依つて、阿蘇家より御船の城主たらしむ、親直後に入道して

宗運蕉夢と號す、天文二十年八月十六日、大友義鎮軍立して、二萬三千餘兵を卒し、同十九日、阿蘇坂梨に着陣し、同廿日小國醍醐滿願寺を本陣とし、諸方へ手配す、大宮司より案内として甲斐宗運を遣し、大友佐伯惟教を將として、合志郡竹迫の城を攻めしむ、城將伊勢守隆重降參す、矢部岩尾の城代黒仁田豊後守は、宗立が親秀の子弟なり、然るに黒仁田阿蘇家を叛き、日向の伊東に屬する故可討の由、宗運に命せらる、宗運は命を蒙り、娘を呼んで然々の由を語り、誅伐を加ふる也、わごせも一味せらるべきや否と問ふ、娘此由を聞き、代々の主君を背く無法人なれば、親とて一味し難し、兎も角もと諾へければ、宗運悦び、偕は誓言を聞くべしといへば、娘も佛神に誓ひ不偽故、黒仁田が一家を、御船川逍遙に、日を定めて招き、黒仁田が郎従を、宗運が家中御船九十九小路に、一軒に一人宛、饗應の爲め請し入れ、酒肴をもてなし、黒仁田は元より城上へ招き、奥の亭へ請じ、珍膳佳菓にて時を移す、豊後はかゝる謀も知らず、打解けて酒飯を喫し、酩酊の折から、宗運唯一刀に手討じ、相圖の貝を吹きし故、宗運家人

家毎に一人宛儲し客を、事故なく都合四百八人を慶にす、此年月不委、且つ限庄一限の始當國八代麓の城主相良修理大夫從四位下義陽は、求麻、蘆北、益城の内を領し、阿蘇家に屬し、無別心盟約し、宗運に誓紙を送る、則ち阿蘇に納め、宗運が誓紙は白木の社に納む、去程に、義陽は、島津義久様々にこしらへ招きければ、不得已和親に及ぶ、此事阿蘇へ聞えなば、退治の合戦あるべし、先ずれば則ち人を制す、所詮此方より可寄とて、天正九年辛巳年十二月朔日、八代を出陣す、相從ふ輩には、八代興善寺城代相良伊勢守長次、同弟越中守長久、同岡の城代佐々木宮内左衛門高光、同吉本城代東掃部介、同陣内種山の城代笈田五兵衛、北郡田の浦城代進惡左衛門實俊、同佐敷の城代西肥前守久遠、天草の領主刑部少輔東越後、同彦右衛門、同木工、同河内、同左近、同大監物、犬童藤七、同美濃存徳法師を始めとして、都合一萬餘兵、十二月朔日の黎明に、白木の社に參る處、重代の旗華表にかゝり、旗竿中より折れしかば、諸士今般の軍には、利ある間敷と私語す、即日益城郡小野森山に放火し、鯖神峠に陣を取る、翌れば二日、

未明に手分を定め、一手は西肥前守久遠を將として千五百餘、西左衛門尉惟安が赤蜂尾の城に押寄せ、一手は東掃部介を將として軍士二千を差添へ、伊津野が居城松尾城に差向ふ、伊津野山城守は、居城を放れて油坂に戦ひ、日和瀬川河原に討死す、山城守が子宮内大輔は、大病にて起居ならず、此戦に不出也、西肥前守が向ひたる赤蜂尾の城は、防戦強くして不陥、去程に山城守を討取りたる由、掃部介より義陽へ注進しければ、大に悦び陣を響の原に移し、物始めよと酒を汲みて勇み合ふ、御船にも山城守が討れし事を告げしかば、宗運は聞くことごとく、甲斐武藏、同伊勢、栗原伊賀守入道等風雅の名ありを始めとして、不斷の還兵二百騎を從へて出陣し、嫡子宗立に御船郷中の健民を、早々飯田山へ登せ、堅志田表より見ゆべき山の峠をば、鋤鎌にて穿崩させよと云ひ合め、山出村の田上備後大武明神の社人也井芹河内を引俱して、碧川を打渡り、田口、津志田の合道より、安見村に押通る、相良斥候是を見て、本陣に告ければ、宇土よりの援兵ならんと、油断せしこそ不運なれ、宗運は糸石村にて様子聞き、谷を傳ひて櫻野を廻り、



義陽本陣の後花園八代城より六里より押上り、二巴鷲矢の旗を差上る、義陽の旗本二三町を隔てしに、本田、田上、下山、栗林、緒方、島岡、井芹、鳥居、淇淵、柿葉、杉田、保田、林、村山、甲斐、武藏一同に切りて入る、義陽の勢は旗本迄にて小勢といひ、思ひ將にて、床几に靠り、白旗を揮て敗兵を集め、防かんとする處に、緒方喜藏馳來り、義陽を討つて首を擧ぐ、義陽の近習討る者、江林寺、玉井院、成願寺、光明寺、教阿院、東越後、同彦右衛門、同勘解由、同彌三郎、同刑部、同木工、同河内、同彌四郎、同左近、同又次郎、同石見、同大監物、犬童藤七、同喜左衛門、同喜六、小田美作、同十郎左衛門、同與太郎、村上大監物、有瀬與兵衛、園田忠四郎、恒松美濃、竹下兵部左衛門、桑原紀伊、同喜兵衛、淵上刑部左衛門、野田善左衛門、北嶋又八郎、中尾將監前田喜三左衛門、荻原佐左衛門、長藤八郎、木下喜三左衛門、小谷與一郎、濱田次兵衛、伊福伊豆、同圖書、丸山十兵衛、深江次兵衛、淵上喜左衛門、犬童土用、千代甚九郎、又治郎、放音朔也、犬童真

識知山東左京、同周防、同主水、同次郎左衛門、同帶刀、同六左衛門、同兵部、同藤兵衛、同軍四郎、同三郎左衛門、高津賀上野、犬童存徳、同長門、同五兵衛、東太郎左衛門、西大和、同駿河、同八郎、同箕田筑前、同三浦、村上飛彈、同宗次、同土甲、高橋内膳、同志摩、松下壹岐、税所自牧、澄川孫太郎、平川右衛門、河邊新右衛門、外山主計、原口佐左衛門、瓜尾兵部左衛門、井部千宮、緒方五藤右衛門、吉田若狭、下山佐渡、風呂内藏、一所下野、同喜三左衛門、坂下長門、田口淡路、龜澤新右衛門、被官十五人足輕兩人、古老の説に、討死七十餘人、雜兵共に二百餘人と云ひて、今石碑に有る所如斯也。宗運集林經の坪に本陣を据ゑ、兵糧を遣ひ息を繼ぐ、田代宗傳は、宗運の出陣を聞くまゝ、後れ馳來り、手に不レ合を無念に思ひ、宗運に謁して勝を祝す、相良勢は大將討れける故に、兩所の寄手糸石栗迫を繰引にす、宗傳、宗運に御免あれと斷りて、歩兵二百を左右に備へ、真先に切つて入り、火水になれと揉立々々、五千餘人討取つて、宗運に感賞せらる、宗運今度の戦にも、首四百八級を得たり、早川越前守秀家は、宗運出陣のよしを聞き、玄蕃一人を召具し、

急に進んで打て出で、渡邊孫四郎吉次と、共に舟津笹尾を越え、西山正法寺の前を過ぎ、野傳ひ經の坪に駈付け、宗運に謁する處、馬に離れし武者一人、長刀を横たへ南の田原を引退くを見て、名乗懸くれば敵も犬童藤七義陽の備頭と名乗りて、返し合ひて相戦ひ、藤七を討つて首を取る、大宮司之を感じて祿を倍し、軍兵衛と改名せしむ、軍既に散じければ、人數を屯して、宗運は雜兵の傷者と紛れて、油坂を下に至り、四郎右衛門が手負ひたるを訊ひて、御船に飯城し、義陽の骸を懸に納めさせ、一片の石を建て印じとす、其銘に柳江院殿前從四位下大尹義陽越江逆芳大居士とし、左右に討死の士の名を合せ銘す、義陽の首を八代に送る、相良家麓飯盛山下に葬送し、同く石碑を建て今にあり、御船陣原にも塚を築いて、相良塚とて今にあり、宗運男子四人、嫡子親秀、父命に不レ隨、龍造寺隆信に通じて阿蘇に背く、宗運怒つて、既に合志郡に追懸けて生捕り、討つて捨んとせしか共、合志伊勢守を始め、頻に佗びて歸城せしむ、入道して宗立と號す、二男孫次郎、三男仙千代、四男十郎、何れも生質懶惰にして、剩へ阿蘇を背き

て、井芹一黨の返逆に加り、討取るべきを疑ひ、密に城を遁出しを、宗運追かけ俵山にて、兩人は討取り、一人は逃げ延びて日向に至り、山伏と成るとかや、四男十郎系、團に不レ見宗運幕下に、菊池の庶流井芹加賀を首領として、七十餘人の一黨あり、飽田郡井芹村に、加嶋津家に志しを通じ、引入れて大宮司を亡さんと企けるを、宗運密に謀りて、一人も不レ殘討殺す、大將加賀をば、渡邊軍兵衛討之、去程に木山備後守が妻は宗立が娘也、或時宗立が妻、右の娘を招き、某が親黒仁田豊後守は、叛逆に依りて先年宗運に討れ、其時某に云はれし事、義に當る故、神に誓つて否まざりき、されば正敷宗運は親の敵也、亡父泉下の思もあれども、某仇を報せんとすれば、神佛に誓ひし恐れあり、御身の爲めには祖父也、あはれ宗運を毒殺して、仇を報い、且我心をも休んじてよと、餘儀なく頼みければ、女心の黙止がたく、安々と領掌し、天正十一年七月五日の事なるに、木崎温泉に入浴し給へど、木山が妻より、宗運を偽り迎へけり、宗運かかる企のありともしらす、木山が城に至りしを、木山が妻毒茶を自ら持出で、迎へてすゝめけるゆゑ、

七十五歳にして、忽ち黄泉の鬼となりしとかや、遺言に依つて木の倉壽永寺に葬り、邊田見村東禪寺、菩提所なれば位牌を建て、又御船若宮の社邊に一片の石を建て、宗運蕉夢庵主と碑銘せり、宗立が行狀、且過瀬合戦、花の山攻城、且つ一揆の首領として、隈本にて敗績し、六箇村に縛せられて、家名を絶つ事前條にあり、可考、天正十五年、秀吉公征西の日、黒田官兵衛を以て城代とすと云、

甲斐氏略系

○藤原武本

菊池十代武房三男菊池六郎兄孫四郎隆盛早世、其子時隆、と家督争論して終に肥後を出奔し、京都にて訴ふと雖、不成る事故、甲斐國に下り、都留郡に蟄居す、

武定

菊池左衛門尉 武治 菊池六郎 武忠 菊池五郎 甲州住 甲州住

忠重

菊池八郎 重村 菊池上野介、後甲斐肥後守、曆甲州住 應の頃、肥後に下り、菊池武重武光と戦て不勝、主従二人、薩州に落行、後に日向に赴き、鞍岡山に蟄居、

親宣

甲斐大和守、阿蘇惟豊に從ひ、惟前を討滅し、惟豊大宮司に遷住、此の忠實に依て、御船庄五百四十町賜り、在城す、紋は左巴、

親直 甲斐民部大輔、阿蘇一字を賜り、號惟親入道宗運孫、夢、一世の勳功不可勝計、紋鷹羽を賜り、丸の内用  
隆昌 甲斐七郎、隈の庄  
親常 甲斐主膳

親秀 甲斐相模守入道宗立、益城郡六箇村地蔵堂に於て自殺、  
惟秀 同五郎

女子三人 早川城守渡邊右衛門大夫吉久妻、隈庄城主甲斐伊豆守守昌妻、甲佐城守伊津野山城守妻、

北田代古城

戸の上城とも云、玉東村邊にあり、阿蘇臣田代乘珍響野一戦に功有り、天正十四年迄在城と舊記にあり、或説には、天文年中には、孫左衛門光高在城、菊池の爲めに亡ぶと云、また甲斐五郎親房子孫民間に有りと云、何れか是なるや、不知、

小園古城

北田代村にあり、田代紀伊守入道宗傳一族也、在城、天正九年、響野原一戦に、宗傳一族を催し、堅志田に到りて、相良勢を多く討取るに云、阿蘇家臣也、紀伊守が子半七四郎右衛門、後に黒田如水軒に仕ふ

山内古城

水越村の内山の内村にあり、城主姓名不分明、土俗の説に、征西將軍泰成親王、當所御坪御在城の日、有水の城と當城と、翼の如くして藩鎮とす、此谷要害自然の地也、町村と云は其比の市店の跡と云、又有水城下の谷に、關の本と云は、其頃往來を改めし關所也と云

有水古城

東上野有水村にあり、征西將軍御在城の時の番城と云、

御坪古城

右同御坪村にあり、征西將軍泰成親王御在城、當城並に有水山の内鼎足の勢あり、町村の上將軍山の山足に御厩あり、

親王系

人皇九十五代

○後醍醐天皇

第七皇子 後村上天皇 南帝

懷良親皇 征西將軍、或稱關西親皇、嘉慶二年、薨于肥後八代殿城、葬于中宮山菩提寺、

第一皇子 後龜山帝 高福院 長祿二年、於吉野爲赤松被殺、南帝斷絶、  
泰成親王 式部太宰帥宮、懷良親王妻之爲嗣子、稱後征西將軍

猿渡古城

矢部猿渡にあり、永正年中、早川式部少輔正秀入道離風、嫡子式部少輔邦秀入道號に城を譲り、其身は猿渡に城を構へて隱居す、没後其子孫子細有りて、離風を城の邊に現人神と崇ふ、邦秀子を越前守吉秀と云、早川城主也、

鬼ヶ城猿ヶ城

共に菅目丸の内にありて、緑川を隔て相望り、城主不分明、

愛藤寺古城

矢部犬飼村にあり、初は大宮司在城、横田阿波城代、天正の比、家臣犬飼備後守城代となる、小西時分には結城彌平次城代、加藤家に成りて長尾豊前善政、領三千石、加藤萬兵衛正直、領三千石、城代と成る、與力の士には、土橋掃部、子孫御舟、島澤市右衛門、平地源右衛門、中小路三右衛門、速水七左衛門、後藤三五兵衛、

田邊平右衛門、横田勘左衛門、加賀山次郎八、岡兵左衛門、天木庄太夫、小野田彌右衛門、吉田杏右衛門等也、岩尾城掛持也、其後秀吉公より、諸城倭却すべしよし被<sub>レ</sub>加<sub>二</sub>制禁<sub>一</sub>て、各城共を潰すと云、此城の廣間を作ると云、木を以て、熊木花畑等の材

岩尾古城

矢部壽村にあり、阿蘇大宮司、小國南郷矢部に住す、後に當城に居す、又麓の陳内を居館とし、當城には、家臣甲斐親定、甲斐武藏守親房、黒仁田豊後守各城代たり、親房が子源左衛門、同彌左衛門、同九兵衛と次第す、後には加藤清正に仕ふ、天正十五年、小西領の時、結城彌平次、太田市兵衛城代となり、小西滅亡の後、加藤家より長尾豊前、加藤萬兵衛を、當城及び愛藤寺の城代とす、然れ共崇りある故、城内に不<sub>三</sub>居住<sub>一</sub>、別に宅を設くと云、文龜永正より、菊池家衰敗亂に及ぶ、此節阿蘇神領の外、益城一郡其外諸所、大宮司手に入るとみえたり、天正十五年六月、秀吉公より、矢部の内にて三百町寄附證狀あり、惟乘神主より、二位惟豊、惟將、惟種の代、尤も盛大也、大宮司は庄の本に移る、

阿蘇家の略系

- 神武天皇 第二皇子 神八井耳尊 第五皇子 健盤龍尊
- 速瓶玉命
- 惟人 成兼 成輔 高正 高範 友則 友兼
- 惟兼 惟風 利名 頼高 成時 則高 惟教
- 惟文 惟氏 忠行 惟峯 友助 惟顯 惟保
- 遠明 宗延 從三位 惟清 友利 友成 友仲
- 頼元 惟助 惟親 惟信 惟滿 惟遠 惟雅
- 惟綱 惟員 惟行 惟真 惟貞 友孝 友實
- 友房 惟俊 惟宣 資永 惟泰 惟次 惟義
- 惟景 惟國 惟直 惟時 惟澄 惟村 從三位
- 惟郷 正三位 惟忠 正三位 惟晟 惟家 惟乘
- 惟長 惟豊 從二位 惟將 惟前 惟種 從四位
- 惟光 惟善 友貞 友隆 友名 眞楯 惟典

勝山古城

河内村の内

矢部川井野村の邊にあり、阿蘇家臣甲斐將監信光、天正年中在城す、本丸の北川を隔て、三の丸土居堀の跡あり、今は阜地と成る、

飯蓋古城

井牟田村にあり、阿蘇家臣飯蓋備中守光金在城と云、

市の原古城

矢部市の原村にあり、城主未<sub>レ</sub>考<sub>レ</sub>之、

寺尾古城

矢部杉村にあり、城主未<sub>レ</sub>考<sub>レ</sub>之、

木原古城

鎮西八郎爲朝の城跡と云、近衛帝の御宇、仁平久壽の比、六孫王經基より六代、六條判官爲義の八男八郎爲朝、天質強暴なりしを、父爲義、後來凶惡の害あらん事を察して、筑紫に追下す、時に爲朝十六歳、當國に下向し、初めは阿蘇又、八代後には木原山に在城、菊池に居る、忠國系圖に見え、坪に押なり等にも古曾て阿蘇大宮司忠國忠國系圖に見え、坪に押なり跡あり、九州二島を掠領し、自分鎮西八郎と稱す、其後歸京し、保元元年の軍に、父爲義と同敗績出奔して、同年八月、江州に擒れ、豆州大島に流刑せらる、安

元二年二月六日被<sub>レ</sub>誅、二十八歳或云三十二云々、又當國芦北郡津奈木浦より乗船し、薩摩に赴き琉球に航渡すと云説あり、其時浦の船人に與へられし直垂を神々崇め、彼の宮とあがむと云ふ、今猶存せり、城山の南に、木原山あり、仙居の地と云ふ、山中の午時水は、川尻大慈寺十境の一也、此山四面一様の看をなす、爲朝射術神妙なりき、今に至つて飛雁亂行する故、雁回山と名附くと云、一説に其後文明の比、村上彈正大弼武顯、八代の城を相良に譲りて宇土に來り、家臣加悅飛彈守をして守らせ、武顯は當所に在城すと云ふ、其の是非をしらす、

○經基 始賜源姓 滿仲 頼信 從四位下鎮守府將軍 河内守

頼義 從四位下鎮守府將軍 伊豫守 義家 從四位下鎮守府將軍 河内守

爲義 從五位下 伊豫守 爲朝 鎮西八郎無双の強弓、安元二年、伊豆大島にて自害、

太郎丸

次郎丸

女

阿高古城 東阿高村の内

伯耆武顯家臣三谷刑部左衛門在城す、三谷氏は、伯耆の一族也、

榎津古城

紫垣土佐守道高、榎津村の城主也と云、年代不分明、

隈庄古城

往日は熊無田庄と云き、城築の始を不知、菊池十代次郎武房後改重平三男甲斐六郎武本、六代甲斐豊前守重村在城す、天文年中より、甲斐庄後隈上總介敦昌、其子隈庄甲斐守昌と相續す、守昌、始の名を甲斐右馬允と號す、御舟城主宗運が俣也、一日守昌、宗運を訊ひ、雜談數刻に及ぶ處に、宗運秘藏の鐵通の短劍、刀掛にありしが、猫障りて茶臼落靠く、劍室を放れて、劍尖五六歩茶臼にぬかり立たるを見て、守昌大に驚き、所望しければ、宗運答へて易き程の事ながら、愚者は大宮司殿他に異に思召候間、自然の事あらば、用可立意得なれば難叶、死後に至り遺物に遺すべしとて辭しけるに、守昌家に歸り、妻を頼みで盜取り、小烏丸と名附け秘藏すれども、宗運はそれとも云はず、然るに守昌熱思ひけるは、惜みたる匙首を盗まれたれば、宗運定めて我を阿蘇殿へ不首尾者に爲すべし、然らば一向手替りすべしとて、宇土城主伯耆と謀り、島津が旗下に可願と約せしを、宗運聞届け大に腹立ち、阿蘇惟將へ訴へければ、甚だ怒り、隈庄を討取るべしと命じける故、宗運兵を陳ねて攻むれども、城不陷、翌れば永祿八年三月に至り、惟將の下知に依りて、早川越前守吉秀入道休雲、渡邊右衛門吉久、承陽山圓福寺住持春藏主、佐渡大學、同圖書、同修理、同能登を始め、騎士七十五人、雜兵三百餘人、三月十四日、天文八年三月十八日とあり辰の刻出陣して、隈庄より二十町計り手前、吉野茶白山一の谷に陣を取る、甲佐城主伊津野山城守も、同日同時に出陣す、士頭には江原雲晴、赤星市大夫、權大宮司數人の祝部八十五騎、雜兵四百餘人、隈庄より一里東出水村の前なる河原に陣を取る、宗運陣所は、上島の河向千原の向坂本の上なり、宗運は甲佐早川の兩勢に大手を攻む、宗運軍者下山勘解由戯れて、早川陣所茶白山なり、先々引かれて餘所に陣所をかへ給へ、茶臼は引いては敵を粉になし難しと笑ひぬとぞ、城將守昌は、宇土の伯耆太兵衛に通

しければ、弟本郷武藏守を大將として、士首には大河六彌太、成松式部、雜兵都合三百餘人を爲援兵、此者共は旗を隠し、木原塚原より沉目村其比は片又に忍入りて伏居たり、早川勢は夢にもしらす、舞の原の堀道より、大手に寄せんと議しけるに、伊津野が人數遅々する故に、早川一手計を押寄る、然る處に思ひよらざる沉目村の藪陰より、帆懸舟の紋付けたる旗一流風に靡かせ、武藏守以下の遠兵、眞一文字に切つて蒐る、休雲、吉久、春藏主等を見て、堀を措いて後攻を防げど、轡を廻す所に、城中より甲斐運天、同帶刀城戸を開かせ切つて出て、早川勢を引落さんとして責めけるに、早川勢は前後の敵に揉立てられて敗弊す、本郷武藏守は、後陣に扣へ居たりしに、早川休雲、透間を見て無手と組み、差違へて死にける、渡邊吉久、春藏主も討死す、宗運陣所は、十五六丁を隔てしが、聞くとひとしく旗本には、南田代の城主田代宗傳を床几に代らせ、遠兵二百騎を卒し、飛鳥の如く馳着け、大河、成松、沉目村の藪陰に人數を休め居たりしに、一文字に突いて懸り、山出村大武明神の神人田上周防は、大河六彌太を組討し、成松

をば井芹河内討留め、其外の殘黨を、悉く追詰々々射伏せ切伏せ、沉目の泥田に追込めて、一人も不殘首を取る、此時伊津野は、いかなる所存にや間に合はず、豊内古城の條其後大宮司より、健軍城主甲斐正運に、宗運と力を合せ、隈庄を攻落すべき旨下知ありしかば、兩將籌策をめぐらし、御船川神水川の水練者を選び、隈庄濱戸川をば密に潜らせ、城内に忍び込み、此處彼處に火を放てば、城内大いに騒ぎ立つ、其處を伺ひ急に責むれば、城將今は怖へ難く、守昌を始め一族を盡し、切つて出しを、大勢の中に取込め、悉く討取つて勝鬨を執行ひ、都合三年の籠城も、一炬の爲めに焦土となる、守昌は隈庄、餘村、上島村、川尻を領せしとて、天正十五年の夏、秀吉公征西の日、其臣岡本太郎右衛門を以て、隈庄に居らしめ、小西領には、弟小西主殿亮城代とし、慶長の役に、宇土の留守居となり、遂に並河宅に於て切腹すと云、行長會て居城の地に擇めども、薪材木乏しとて止めしとてかや、

陣内古城

陣内村にあり、鎮西八郎爲朝の城と云へとも、不分

明、

豊田古城

萩尾村の内、浦河内村にあり、阿蘇の臣村山丹後守、天正の比在城と云、響野原合戦の時は、矢部濱の館詰番にて、留守居湛淵甚吉と云者、城内を鎖さし、寄手の使に應對せりといへども、其城跡不分明、今考に、當所の畔に城跡あり、里農も何れの時、何人の城跡といふ事を不知、此邊豊田郷と稱する故、城なるべし、

曲野古城 辻の城と云

曲野村の内拵村にあり、阿蘇家臣鈞野民部少輔在城す、里俗は法源殿の城跡、又は市正殿の城跡とも云、又説當城主は婦人なりき、射術を能して精兵の強戸、城内より射る矢、南田村當村の内也に留る、貌美しく然かも勇あり、或時慢して、今天下に我れ恐る人なし、假令雷電霹靂なりとも、拉くに足らずと云言下に、雷電して、此婦人擊れ、城郭灰燼すと云、此外城と稱する堆き畑地野等三ヶ所あれども、城主等不分明、

大塚古城

松橋の西南大野村の西にあり、城主不分明、阿蘇臣大

野天進が居城乎、大野民部少輔が居城乎、

豊福古城

豊福村の巽にあり、此地森山に近し、征西將軍懷良親王森山御所に御座す時、村上顯興豊福に在城して、御所を守護し、益城、八代、芦北の間所々に城を築き、一族をして守らしむ、顯興の子泰興、八代在城の時は、一族加悦飛彈守長秀を城代とす、天正元年、菊池二十代肥後守為邦二男民部允武邦十九歳、豊福に籠る、為邦嫡子重朝、其子能運相議して、諸軍を遣し責る事四十餘日、終に落城し、武邦戦死す、此時從五位下能運、深手を負ひ菊池に歸る事を得ず、八代郡岡城に入りて死去、今や岡中村興福寺の廢跡に古墳を存す、觀音堂に位牌梁牌あり、洪福寺殿前肥筑太守義天明綱大禪定門神儀、永正元甲子年二月十五日とあり、村上武顯、宇土在城の日は、本郷、東を城代とす、東播磨守は矢崎にて討死したる、東右衛門が二男也、

竹崎古城

竹崎村の良の山上にあり、一株の老松あり、是れ城跡也、文永、弘安の比、竹崎五郎兵衛定安在城、蒙

蒙古襲來の時、太宰少貳、菊池、松浦、赤星、島津、秋月等と同じく賊を防ぎ、筑前博多鹿の島にて大いに働き、蒙古の軍艦を乗りとれ共、其功を不被賞、鎌倉に愁訴す、其後當郡四海東今の高三千賜はり、住吉を勧請す、家の紋桐也、古記大矢野氏に存す、慶長の比住吉の宮を今の住吉村に移す、村號出<sub>三</sub>于此、

小野古城

小野村山の上にあり、阿蘇家臣男成伊勢守宇治友竹在城と云、後に氏を小野と改む、子孫猶今にあり、

北部田古城

北部田村にあり、城主未考之、

小川古城

東小川の山上にあり、俗説に鎮西八郎爲朝の城跡也と云、箭石箭越など云へる所名あり、按に征西將軍森山菊池隈府にも守山の御所跡ありに御座したる時、名和顯興奉<sub>三</sub>守護<sub>二</sub>事古記にあり、其館跡不分明、此地森山に隣りたれば、其館跡にはあらずや、

山崎古城

山崎村山上にあり、城主姓名不分明、

萱野古城

萱野村にあり、阿蘇家臣城主たりといへども、不分明、

赤蜂尾古城 神園村の内

堅志田にあり、阿蘇大宮司惟前隱居して、甲佐に在館し、惟豐天死の後、惟前復た大宮司職再勤の心あり、當城に居す、事長き故惟前没落の後、阿蘇家臣西左衛門尉惟安城主となる、天正九年十二月二十日、相良義陽響野原の事ある日、西肥前守久遠、二千餘兵を以て當城を攻むれども、城不陷、惟安常生不測の話多し、其行衛を知る人なし、不死と云、謚登霞梅林、

花山古城

御舟より三里計り南小熊野村の内也、天正九年十二月、甲斐相良響野原一戦の後、島津家より當城を築き、絹脇刑部左衛門城代として、人數三百餘を籠置いて宗運園基の手中のごとて手を不掛、常に音信を爲す、宗運死して未だ百日も不通過に、宗立當城を攻めて、大將を始め屢にす、其後島津が大兵當國に亂入す、天正十二年三月也、一説島津家臣新納武藏守忠元、御船城を攻取んと議り、稻富新助を花の山に差向

ふ、宗立が諸士新助を追散し、首級若干を得たり、大友宗麟甚だ悦び、感状を宗立に與ふと云、此節年序等未考、花の山村に大番所と云地名あり、常には山下に居りし事あり、時に山の上よりしと云、

松の原古城

阿蘇家臣松野原一彌太、近村二十箇村今の高にメ三を千石計と云を領し、當城に居れり、大宮司の娘を嫁す、下女四十人を連れ来る、一彌太が父之を憎み、小身にて女多し、家の破滅の基なりとて、二十箇村の者共に示合せ、所詮一彌太を殺さば、嫁は阿蘇に歸るべしとて、鹿狩を催し、拂川村に風呂を設け、一彌太を浴せしむ、松の原の郷民は事繁くして不三出合、残る十九箇村の郷民等、手々に熱湯を汲みて一彌太にかけ洗き、終に一彌太を煎殺せり、一彌太が妻家に歸り男子を生す、七歳に及びて松の原に來り、十九箇村の民首等を招き、我亡父の遺跡を領す、何れも對面すべし、扇子のみを指して出づべしと相觸れ呼出し、十九人の民首を、一同に碯々と頭を切らしむ、七歳にて床几に懸り居て下知をなす、城邊の平ら平と云所にての事也、其骸を一所に集め、埋めたる所今にあり、此時より城は落つると云傳ふ、

傍島馬入古城 嵯原村の内  
阿蘇家臣砥用丹後守 或記篠原丹後守 天正年中在城す、  
中力の古城 桑木野村の内  
桑木野村にあり、城主篠原丹後守、年序不分明、

古城考卷之中

目録

山本郡	木留野	尾平	岩野嶽道祖	岩照寺山	門ノ内
鞍懸山	霜野	大橋			
荒平					
山鹿郡	長坂	小原	坂田	熊入	津留山
湯町	平山	芋生	方保田	御宇田	下吉田
城村	久原	鶴の巢	若官	日渡	米ノ山
津袋					
猿返					
玉名郡	稻佐ニヶ所	平村	收野	鷺原	日平
小森田	米野山	廣村	塚崎	城ノ尾	岩原
萩原	鯉鮮	小原	神ノ尾	岡原	坂本
同所	田中	今古	翠ノ置	高嶽	障子
大津山關	城ノ尾	坂下	同所	高瀬	高道
豊後野	城ノ尾	坂下	同日	高瀬	高道
下村	城ノ尾	坂下	同日	高瀬	高道
平山	井手	藏満	屋形山	梅尾	筒嶽
合志郡					

竹道上莊 千束 須屋 九 久米 飛熊  
 東嶽 今石 古城村 眞木 九萬石 久保田  
 龜城  
 凡八十五ヶ所

### 古城考卷之中

森本一瑞 輯  
 横田氏敦校正

#### 山本郡

##### 鞍懸山古城

天文二年十一月下旬、菊池肥後守義武、實は大友義長二代也、廿六爲國務、豊後より田原右馬頭親賢を附置しが、隈本城主鹿子木親俊と、及矛楯事有り、田原隈本を攻れども防戦強く、城堅固に守りければ、田原利を失ひて、山本郡鞍懸山の城に楯籠ると云、當城の始未考之、

##### 木留古城

木留村にあり、城主姓名不分明、一説に圓臺寺繁榮の節、設置さし要害共云、

##### 尾平古城

平原村にあり、内空閑攝津守鎮照、天正の比在城也、

##### 岩野嶽道祖古城

岩野村の内に、今道園と云ふ村あり、天文の比、小

野左兵衛尉橋良旨築之、其後宗大和守兼信、永享八年、菊池肥後守爲邦の時、詫摩郡本山に在城して、同年六月、城備中守と共に、詫摩郡の凶徒を追散す、又康正元年六月、益城郡に大に戦ひ、一族七十人戦死、依之爲邦、感狀及山本岩野の庄百五十町を給ふ、岩野道祖城に遷住す、其子丹治丸に菊池重朝一字を給ふ、大和守重信、其子を大和守盛信と云、明應九年八月、於宇土郡戦死す、其子を與八郎と號す、後丹後守盛頼と改む、菊池能運より、盛頼所領并城地無相違之旨、文龜三年八月三日、證狀を給ふ、其子隼人佐重頼無嗣子、依之菊池武包の二男次郎丸を爲猶子、名跡を繼がしむ、治部少輔重頼と號す、其子九郎兵衛隆盛相續して、其終る所不分明、

#### 宗氏略系

桓武天皇十代 從一位大政大臣 知盛 新中納言  
 ○清盛 法名淨海

#### 知邦

左馬助、元暦元年、父知盛於長州櫻浦戦死の時、穉穉の嬰兒也、乳父南備後守惟宗懐之、筑于山林、伺時日、其頃原田太宰少貳大藏種直、執兵馬權、敗扈于九州二島、惟宗遊事于少貳種直、知邦を守立と云々、

二男 宗右馬頭、四郎左衛門、寛元四年丙午秋、頼朝將軍之時、押渡對馬、伐阿比留對馬守親元、領對馬、

助國 右馬七郎、弘安四年辛巳五月八日、蒙古襲來、再攻對馬、助國拒之苦戰して死す、此時一族八十人討死す、氏族社於濱江、以助國靈尊崇高島大明神、

經義 右馬頭、頼義 右馬頭、刑部太輔、爲大兵強力、世將軍、建武四於攝州和田峠破大敵、賞武功、賜侍所職、

盛眞 右馬頭、次郎大夫、貞和二年二月、於佐賀府、與倫義爭論家督、盛眞戰負奔肥前、觀應元年九月、赴肥後州、隨事菊池武光、於筑前味坂戰死、

尙貞 右馬頭、次郎大夫、盛義 刑部大輔、賜二百町、居住本山城、天授四年、於鹿野原戰(死か)

義澄 右馬頭、弘治二年正月、於飽田郡一揆討平、依功有、菊池武朝賜狀、

義信 四郎左衛門、右京大夫、菊池茶朝賜一字改兼義、嘉吉元年十一月、於筑前生松原討死、

兼信 大和守、度々有功、依て菊池爲那賜狀、同山本郡岩野莊百五十町、住岩野岳道祖城云々

重信 丹治丸、大和守、盛信 大和守、明應九年八月、從菊池重朝賜一字 於宇土討死

盛頼 與八郎、丹波守、文龜元年八月、菊池能運賜狀 重頼 単人佐

重頼 治部少輔、實菊池武包二男、重頼爲養子、居岩野城 隆盛 イモナツ九郎兵衛

久隆 岩野城に是迄住む、享祿四年辛卯年退去、子孫在菊池郡又肥前國と云、

岩照寺山古城

聖山の麓、小塚山共云歟、永仁元年、服部備前守基貞下向、當所垣の内に居住、後に築當城居住、後に霜野城を築き移住す、一説城主内空閑鎮房共云、城跡の地名、今は里俗城の腰と云、

門の内古城

加茂村にあり、角田掃部亮光雅イニ掃部頭藤原益吉とあり在城、天文年中没落、石塔有り紋は二本杉入月、子孫民間に有り云、四光寺の末、内村四國寺も此子孫と云、荒平古城

小畑村にあり、城主小田部式部少輔親尹と云、内空閑家人乎、年代不分明、

霜野古城

霜野或作下野村にあり、内空閑家傳に云、當城は内空閑基貞が築く所也、初は内村權現嶽聖山の麓にありと云、内空閑は、元と藤原姓にて、服部家より出、伊賀服部は、伊賀國住人服部備前守基貞、明徳三年、平家也、年代の誤まちくにして維決、或は永仁元年、又は文中の人とも云、肥後國に下向して、山本郡の内所々を領し、當城を築き、内空閑に住する故、氏を改め内空閑を家號とす、爾來相續て當城に居れり、後年基貞六代の孫式部少輔鑑貞、其子民部太輔鎮資と云、天正十三年八月二十七日卒す、或傳に云、内空閑氏元祖は、後醍醐天皇の御宇、伊賀國上野城主服部伊賀守鎮基と云、其子備前守基貞と號す、肥後國山本郡五百五十町を給はり、參内有りて、天盃を頂戴の上に瓜を給る、依之家の紋鷹の羽を改めて、木瓜の紋とすべしとの宣旨を蒙り、筑紫に下向し、山本郡内村垣の内と云所に居住し、則ち在名を稱號として、内空閑刑部大輔元重と改む、相従ふ士には、竹下、内田、大平、朽貫、井手、中和田、正院、三保、其外共に三十五人屬從す、嚴島大明神を産神として、代々尊敬す、基貞より六代中務太輔

佐鎮、一に左近太輔親貞と云、無双の勇士也、昔北郡津奈木合戰の時、赤星、田尻、鹿子木等と共に後攻に向ひ、都合十六度迄相戦ふ、出陣の時、佐鎮士卒に向ひ、我今度死すべし、此中差の矢を嚴島宮の破風に打付置くべしとて、一首の歌を詠む、  
つなぎおく駒の手綱を引たてよ  
名譽の太力をうちのこかなり

一陳に切て入り、遂に討死しけり、家士内田喜左衛門右の矢を寶殿に納む、即ち嚴島の社内に小祠を建て、佐鎮を今宮靈社と號す、内田は、正院殿掛村を領す、八代目を鎮資と號し、男子無之故、隈部親永が二男鎮房を養子とす、附屬の士には牧野、栗原、三木、三宮、金穴、虎口、垂水等都合二十四人也、鎮資後に男子生じ、鎮照と號す、鎮資病死之後、家督及爭論しに、城越前守和儀を入れ、五百五十丁の内南三百町を鎮照に、北二百五十町を鎮房が領知とし、鎮房は霜野權現嶽の城に移り、鎮照は尾平の城に移る、然に天正八年十一月、島津大兵を卒ひて當國所々を攻め、日本城を落して、小森田親光を亡し、歸陣の時、路傍に木札を建て、歌あり、



薩摩衆はあかがり足かひびきれか

霜野をよけて日平うつ也

薩軍大に腹をたて、今般降せし虎齒宗連、平川某を案内として、霜野城に攻掛る、一既に霜野攻城は、翌る天正九年八月十五日なりと云城内思儲ぬ事なれ共、虎口、金穴、緒方、市安を始め、岩地藏口を固め、小高き所より散々に射る、寄手五百餘人、さすが大勢なれどもたまり得ず、引色になる處に、何なる者にや、上の原より岸を傳ひ、中谷に走出、横矢を放つ、矢虎口藤兵衛が左の脇に立ければ、弓をからり取落す、されども勇氣盛にして、弓を踏上げて右の手に取り、城戸に入て矢を抜て、一首の歌を書付たり、

敵とてもかはる心はなけれども

君にひかる梓弓かな

搦手には、牧野宗倫、同彈正、同淡路、同平馬、同丹波、毛利角七等七十六騎にて固めたり、寄手の大將虎齒宗連五百餘人の兵士を卒ひ、和泉山の麓より二王堂の前に駆出て、こゝをせん度と責戦ふ、主客の死創數を知らず、寄手は手繁く打立てられ、じこころに成りて敗走す、牧野彈正競懸り、逃行敵を追

詰々々切臥する、引立たる敵の中より、宗連壹人踏止り、彈正に渡り合ふ、牧野元來手利なれば、宗連が細腰を突て刎倒す、弟の平馬走りより、宗連が首打落し、高らかに呼ばりければ、殘黨宗連が首を、取かへさんともりかへす、竹下内膳是を見て、大長刀を水車に廻し、大勢に切て入れば、牧野一黨強勇み、喚叫て追蒐れば、さしもの薩州勢切立られ、楠坂を追卸され、或は川に追込まれ、或は岸より轉び落ち、右往左往に敗走す、宗連が嫡子虎齒帶刀宗連、生年十八歳、女夫石に踏止り、郎等に向つて云けるは、眼前に父を討せ、共に天を戴き難し、當敵彈正を可討也、我倘討れば、首を敵に渡すべからず、骸の上の恥辱也と云捨て、取て返し、楠坂に押寄せ、大音にて云けるは、我は今朝牧野殿に討れたる虎齒宗連が嫡子帶刀宗連也、牧野殿に見參して、父諸共に討るるか、又は御首を給るか、勝負を試申さんと呼ばりければ、彈正聞いて、優しくも出玉ふ、一軍仕らんと、件の鎧を下げ、楠坂を走下り、田面に出て、二王立につゝ立てば、帶刀は長刀を掲げ走り寄り、板川の際に追出し、暫く挑戦ひしが、彈正が胃

の鉢、眞二つに打破りたり、誠に孝心天に通じ、即時に父が讐を討事、例稀なる勳功也、薩兵終に利を失いて、引退くと云、天正十五年夏、秀吉公征西の日、内空閑兄弟に本領の上に、玉名郡用木、江田村の内にて、五十丁倍して給り、兄弟共に三百丁完の城主たり、同年八月、佐々成政、山鹿城村城攻の日、隈本に一揆攻城す、此時一揆に不與、成政は山鹿城村に付城を築き、人數を入置き、隈本に返り、一揆を追拂ひ入城せしが、山鹿の付城、兵糧乏しかるべしと思ひ、甥の佐々與左衛門に大勢を付て、兵糧を運送す、此事隠れなく、内空閑が家來共、都士の出立、さぞ花やかなるべし、見物せんとして、數十人群がりて、六の辻に立出、此彼の岸隱に並居て、路次の行列を待ちけるを、佐々が先手は是を見て、伏兵ぞと心得、宗能に告ぐれば、左あらの體にて、脇道を行くべしと下知する故、即ち道を替へ、今藤村の糟堂差で引卸す、見物の者共、此體を見て、聞くに劣れる臆病なる都武士、威して見んと云もあり、否々能忽と云もあり、其中に若者共、関を作りて、走り出、鐵炮持ちたる若者、二放し發しければ、宗能が運や

極りけん、眉間に中つて、馬上より逆に落けるを、爲方なく足輕が肩にかけさせ、我一にと逃るを見て、今の鐵炮は大將に中りたるぞ、逆の事に追付て首取れば、各追懸け、追討に切臥る、餘りに手繁く追ひ追散らし、宗能が首を取り、勝鬨作りて霜野の城下へ歸りしと也、一説に、山鹿城村攻城の時、國中の一揆、隈本の城を攻む、成政急ぎ付城を築き、人數を込め置き、隈本の城へ歸らんとす、甥の與左衛門、山鹿通本道は、一揆與黨さへざるべし、我成政に代りて山鹿通りすべし、成政は分田通り、隈本へ入城有れと云、成政其詞の如くす、宗能は案のごとく山鹿通りせしに、霜野城主内空閑權太輔鎮房は、隈部親永が知なりしかば、弟也と云一説親安の知田、持松、鹿子木等を語らひ、内村今藤にかくれ居て、一同に切つて入る、宗能元より期したる事なれば、防ぎ戦ひ、主従三騎に討なされ、然も手疵を負ひたるゆゑ、藪に走り入り、草摺を盤みあげ、腹かき切つて死しにけり、墓所今藤村にあり、同十六年、成政伏誅の後、肥後一揆爲退鎮、淺野、加藤、福島、生駒、蜂須賀、

毛利、安國寺被差下、安國寺は筑州柳川立花が許にありて、一揆叛逆の族、實否を糾問す、此時内空閑鎮房も霜野の城を退去し、新領江田村の内牧野城に居すれ共、安國寺が謀にて柳川に至り、同年三月三日、被害、弟鎮照、其比小代伊勢守を頼み石尾に居しが、兄鎮房は、實は隈部が子なれば、誅せらるべきが、其身は服部氏の子なれば、不可有子細とて、領分江田、牧野城に移れり、安國寺又謀つて、鎮房が譜代の家人古布志呂喜左衛門に内通す、喜左衛門應諾し、其外家人忽に逆意を企て、同年九月、牧野城を攻む、鎮照力戦を勵み、遂に自殺して落城す、于時二十三歳也しと云、

隈部系圖を考ふるに、親永女は、内空閑鎮房妻と有り、然れば、鎮房は親永二男と云は誤りにて、外の家より養子に來れる成るべし、

内空閑氏略系

○藤原鎮基

伊賀守 後嵯峨天皇の御宇、伊賀國服部の城主

基貞 備前守

後小松帝明德三年、肥後國山本郡五百五十町を賜り、

當國へ下り、山本郡垣の内に住居、家の牧鷹の羽を木瓜に改む、

爲載 式部少輔 重載 掃部亮 備前守 長載 刑部太輔

載久 備前守 佐鎮 中務少輔 一本親貞 鎮眞 式部少輔 一本鎮貞

鎮資 民部太輔 鎮房 新刑部太輔 本左衛門尉 鎮資養子

鎮照 攝津守

大橋古城

山城村にあり、越後前司家貞、平相國清盛の一族として、始て當國の代官となりて下向し、此所に住してより、大橋を名乗る、其子貞能、肥筑の代官たりしが、平家没落せしかば、貞能は舅尾張國原平太夫高春が許に潜れ居て、後には剃髮染衣の體となり、其終る所を不知、貞能が子貞經は、父が上洛の砌、鎌倉殿に降参しければ、世治りて後、本領の内三十餘ヶ所を給り、御家人の列に加る、貞經が妻は、肥後國鍋屋庄司が娘にて、十三歳より迎へ相訓しが、子の無きを悲み、阿蘇山の觀世音に祈りて懐胎す、

然る所に、貞經謀反の企有り、虎口の讒に逢うて、頼朝卿憤り深く、文治二年三月四日、梶原平三景時を討手として差下し、大橋が城を攻めしむ、貞經暫しは防ぎしが、遂に不克、景時利を得て貞經を擒にして、鎌倉に赴きければ、頼朝卿思惟有りて、松葉が谷の土の籠に入れ置かれ、貞經が領知をば梶原に給る、貞經が妻は、乳母が所縁にて薩摩の國に落行き、憂年月を送り、無釋男子を産む、摩仁王丸と號すと名付け、七歳の時、同國大御堂に登せ學問をさするに、才智人に越え法花を諳し、母に願うて、十二才法師になる、中將と號し、松王<sup>一書に</sup>一人を召具して鎌倉に下り、鶴岡八幡宮の社壇に籠り、讀經して父の行衛を祈る、折しも北政所、内陳に忍籠り給ひしが、稚き聲にて讀經の聲殊勝なれば、對面して法華の功德要文を尋ね玉ふ、一つとして不滯、政所此事を頼朝卿に語り玉へば、中將を急ぎ御前に召れ、法華の疑問をなし給ふに、辯舌糸の如く、一々答へければ、大に驚き、心に望事あらば、叶へ玉はんごある、中將嬉しく涙を押へて、有りし次第を言上し、胎内にて別れたる父貞經が顔を見申度、外の望は無

く候と泣居たる、頼朝卿聞召、貞經が罪科不輕、近日可誅者なれども、約せし一言は不翻と、土の籠より呼出、妙典に對して布施物といひ、兒が孝心を感じ、所領與ふとて、左衛門父子に肥後半國を給り、共に下向し、大橋左衛門通貞と號し、當城に子孫在居す、通貞正嘉元年六月十一日に卒す、貞一後改政重、海東諸國亂記に、大橋政重丁亥年、遣使來賀觀音現像前、此再度救我漂流人、書稱肥後大將軍大橋政重と云々、貞景嘉祿三年流豆州加茂、初島貞康は三州額田をも領す、貞清弘安八年七月十七日卒す、貞高は元徳年中の人也、定省は大塔宮護良親王に仕へ、參河守と號す、法名武藏坊、元中元年於尾州卒す、定雄初名善次郎と云、肥後國を去りて江州に移り、佐々木に仕ふと云、其後田中祐實在城と云、

平姓大橋氏略系

五十代 桓武天皇—葛原親王 一品式部卿 高見王

高望 從五位下 良望 鎮守將軍、陸奥守、貞盛 從三位、上總介 常陸大掾國香 將軍、陸奥守

維衛 從四位下、正度 正五位下、武藏守、越後守、家貞 肥後國爲代官、下向山本郡、住大橋、以大橋爲氏、

貞能 肥後守、肥後代官、後尾州の族、貞經 太左衛門、原平大夫高春が許に住す、鎌倉殿本領の内、三十ヶ所賜はり、御家人となる、後虎口の護にて、擒と成りて鎌倉に赴く、

通貞 一妙丸、中將、左衛門尉 正嘉元年六月十一日卒す、頼朝通貞が孝心を感じ、父子に肥後中國を賜り、再び大橋に住す、

貞一 后改政重、貞憲 民部太輔、貞辰 修理大夫、太左衛門 號二階堂

貞康 太左衛門、三 貞清 太左衛門、弘安八年七月十七日卒す、州額田を領す、

貞高 太左衛門、元 貞省 三河守、奉仕大塔宮、法名武徳年中在城す、藏坊、元中元年於尾州卒す、

貞元 修理大夫 定庫 長門守 定條 長門守、享祿二年七月十一日卒す

定雄 安藝守、去大橋赴江州、周佐々木氏と云、

山鹿郡

湯浦古城

山鹿彦次郎重安が城跡、湯町裏にありと云、山鹿由來記にも見えたり、魔釋記に、重安は隈部親安が從弟也と云々、天正五年七月晦日、肥前の龍造寺隆信が魁將江上、後藤、多久、犬塚、馬場を初五千餘兵當城に來り、重安と會議して、翌朔日長坂の城を攻む、其後同十五年四月、豊臣秀吉公征西の時、本領を安堵し、同年秋重安當城を捨て、隈部但馬守親永、同式部太輔親安と共に、當郡城村に籠城して、佐々陸奥守成政と戦ひ、翌十六年の夏、隈部、有働と共に、於豊州小倉秀吉公の爲に被戮、

長坂古城

長坂村に有り、赤星道半が家臣星子中務在城す、天正五年、隈部親永、家人有働外記を价使として肥前に遣し、龍造寺山城守隆信に、肥後手引すべし、急ぎ軍士を出さるべしと云送る、隆信諾して、弟江上家種を代將として、後藤家信、多久氏冬、修行越前守、犬塚馬場、以下五千餘兵、肥後國に打入り、七月晦日、山鹿に着く、八月朔日、赤星道半が家臣星子中

日の城と呼と云、

坂田古城

坂田村の山畔にあり、城主未考之、

熊入古城

熊入村にあり、有働が家人多久大和宗貞が居城也、天正十五年、隈部但馬守親永共に隈府に籠城せしが、佐々陸奥守成政に内通裏切して、不忠不義の名を千載に残す、誰か不惡之哉、

津留山古城

山鹿由來記に、宇野七郎親治、鶴山に城を築いて居住す、龜山に並べり、此所三方は地續也と云、今其所知る人なし、津留村の東寺島村に古城の跡あり、此所なるべし、本丸郭大手の門跡歴然たり、鶴山、龜山共に不知、錢龜山と云所は近し是を云乎、親治は保元の亂に擒れ、菊池に預けられ、鶴山に居住す、末葉隈部と號し、菊池の家臣となる、

城村古城

當城は菊池庶流城氏代々の居城と云、城氏の傳、隈本古城の條下にあり、城、隈部、赤星の三老と云、菊池家衰微し三家争威、終に隈部威勢強く、菊池一

務が五百餘兵にて楯籠りし、山鹿、長坂の城を攻めんとて、湯の町二子塚に斥候をかけ、星子が城に押向ふ處に、合志伊勢守隆重、赤星を援くべしとて、二千五百人を引具し、長坂の邊なる奥繩手白金村より、二町斗りを隔て陣取り、頻に鐵砲を放懸くる、肥前勢二子塚より押御し、中村瀬を打涉り、堀田村に陣を取る、然處に親永が一族山鹿彦次郎重安千五百人、横合より合志が勢に突懸り、戦半に肥前勢物陰より、不意に起つて討蒐れば、合志勢敗亂し、死創八百人に及び、隆重從兵百騎斗りに討なされ引退く、隆重が叔父合志道玄明存一專蹈止つて討死す、翌れば八月二日、肥前勢復た星子が城に押寄、急に城を攻落して、中務以下百餘人が首を切掛、城を隈部親永に渡し、大津山資冬が城を攻むべしとて、人數を督して歸陣す、天正十五年、有働一族當城を捨て、城村の城に籠り、佐々成政と戦ひ、同十六年四月、於豊前小倉被戮、

小原古城

小原村にあり、城主姓名不分明、本丸廢井有り、土俗の説に、城を築き徙移して、翌日落城せし故、昨

郡は多く領知し、後に城氏と戦ひ勝利を得て、山鹿郡をも押領す、隈部氏は菊池最初の老臣也、城氏戦負けて隈本に移ると云、天正之比、隈部親永隈府に居城し、其子親安は常所に在城す、亦は隈府係、下に出づ曾て聞く、延文四年七月、征西將軍懷良親王を大將として、味坂御陣に、城越前守隆顯隆顯の子菊池武光、同武政、同武信、赤星掃部亮武實以下八千餘騎功有り、又於長者原働き、大に少貳、大友を破る、應安六年三月、今川、大内と戦ひ、筑前に於いて武教に順つて、赤星、城以下三十餘騎すんで功有り、同年七月、城五郎兵衛、赤星掃部亮、有軍功、嘉吉元年十一月、城、赤星、隈部、木野、白石以下菊池持朝に従つて生松原にて戦ひ、少貳を破つて凱歌を唱ふ、永正二年十二月三日、菊池家士八十四人連判にて、大宮司惟長を養君とするに、城上總介頼岑、隈部式部少輔武治、赤星彈正少弼、其首領たり、天正十五年夏、關白秀吉公、九州進發後、當國を佐々陸奥守成政に給り、同年七月下旬、隈部但馬守親永を隈府に攻め、是は隈本の條隈府の條にあり親永が子式部太輔親安、隈府より山鹿に歸り、當城に楯籠る、實に八月三日也、惣人數一

萬五千也、男八千餘、女七千餘、其内侍八百餘人、鐵砲八百三拾挺、七百三十挺は持口、百挺は持口、百挺は持口、百挺は持口、弓五百張、四百張は持口、百張は持口、總大將隈部式部太輔親安、大手の大將は一族山鹿彦次郎、從兵有働志摩、同甲斐、同玄蕃、同掃部、同大膳、同左京、同所升形は、有働越前、同能登、同將監、筒間土佐、出田彌太郎、岡田三郎兵衛、鐵砲七十挺、弓五十張、保柳口には、隈部次郎親房を大將として、有働伯耆守、高濱武藏、進惣兵衛、木山紹宅、富田主膳、野田藏人、宗利主水、角田河内、松尾源三郎、木原次郎、須賀山七郎、鐵砲六拾挺、弓三十五張、出丸妙見口には、北里與次衛、小塲常陸入道萬鐵、千葉新助、有働左助、同帶刀、鐵砲百五十挺、弓百張、圓通寺口には、隈部五郎兵衛、大塚平次、關部玄蕃、小濟小四郎、上科備後、關佐渡、同隼人、池邊彌三郎、鐵砲百二十挺、弓五十張、浮武者頭、有働孫市、同又七、糸木宮内、鐵砲百挺、弓百張、鎗百本、惣者頭、有働大隅兼元と相定む、佐々成政は、同八月七日、城村に發向し、日輪寺に斥候をかけ、城の體を見せしめ、大手原口より古閑谷堺に、足輕せり合の最中、城村の砲卒多く打出つるを見て、成

政が砲長、相蒐りに馳合せ、原口の門より半丁斗り近づく時に、有働左京、糸木宮内、小塲次郎以下三十四人、切つて出て追返す、同十三日、寄手原口に攻蒐り、保柳口、圓通寺口に押寄せ、大勢打破らんとする所に、大將親安鎧を提げ突出、持口の軍士を立直し、戦半に浮武者頭有働孫市同又七、糸木宮内尾崎より横合に蒐り、其間繩に五六間なる時、矢玉一つ放つ哉否哉、鎧先を揃へ突懸れば、寄手不堪敗北す、右馬頭は、味方に後れて引けるを、隈部五郎兵衛が家人追懸れば、右馬頭取て返し突伏せける、孫市、宮内、遁すまじと追來れば、右馬頭石原淵にて追詰られ、岩の上より飛下りければ、二人も續いて飛下り、孫市、右馬頭を押伏せ、宮内は首を取たり、岩地藏口は、第一の切所にて、防ぐ方便なき所を、成政が兵三百餘、押寄せて攻上り、既に危くみえければ、圓通寺の住持大長刀を持つて、多勢を數度追下す、木原藤兵衛氏次は、五人張の強弓にて、下り拳に散々に射る所に、孫市、宮内馳歸り、後より駈立つれば、寄手又なだれ崩る、成政が物頭赤星左近、高木左衛門取つて返し、が、有働又七鎧を合せ、

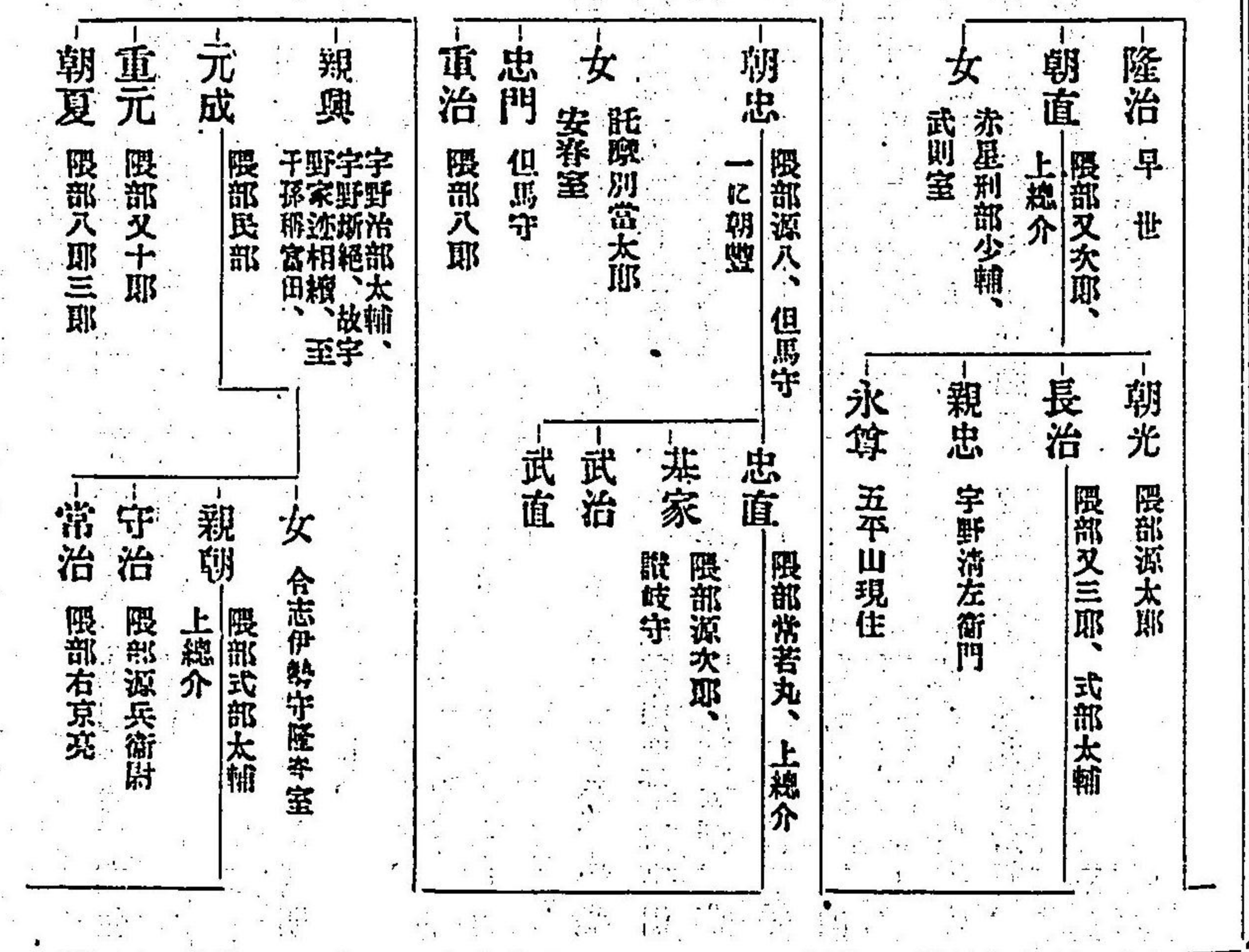
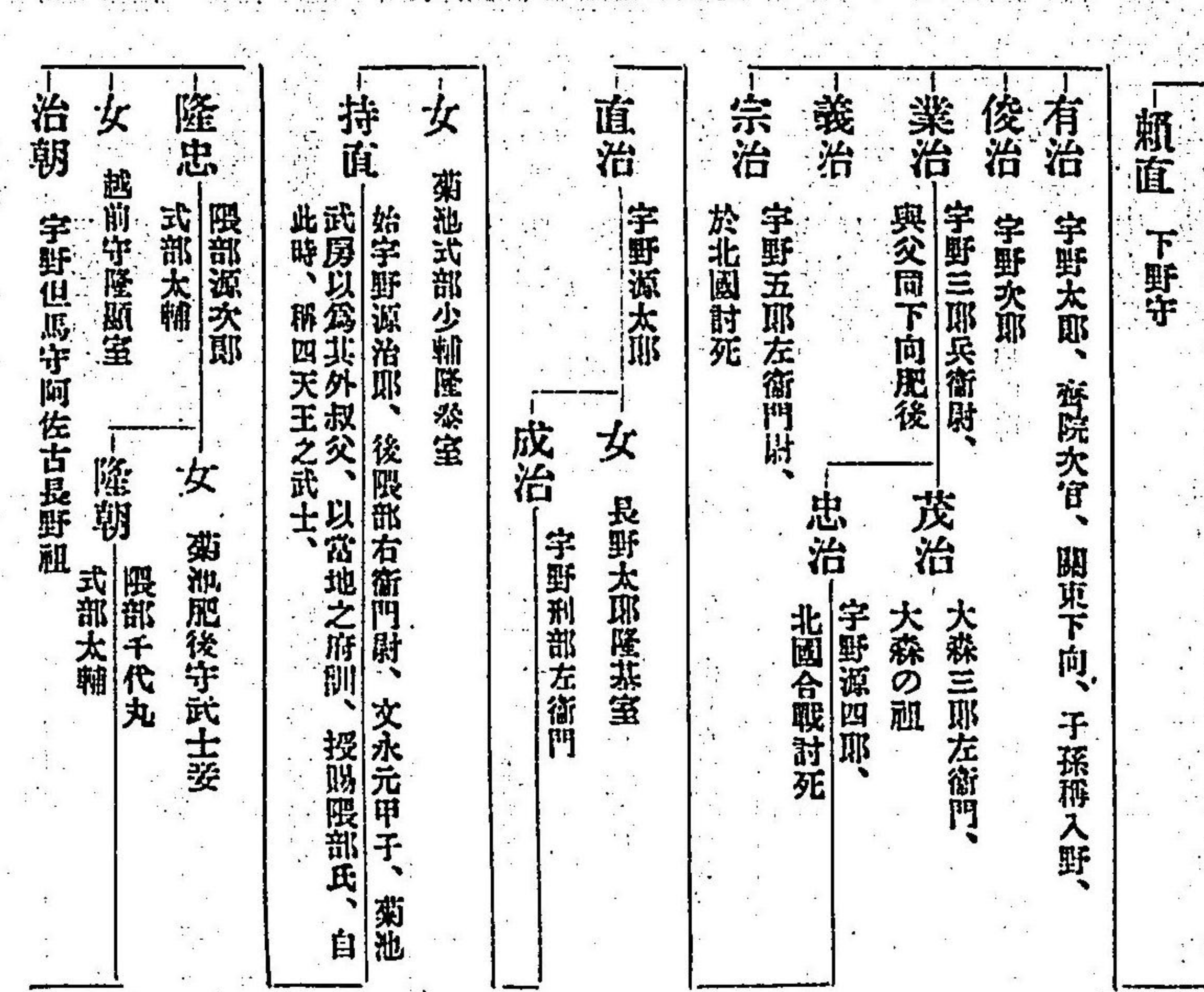
二人共に突伏する、親安が近習中原修理、河井權助、牧野主殿、拔ん出て働き、中原は川中にて太刀打ちが、鏝本より打折しゆるゑ、引組て水中にて首を取る、主殿も河中にて組討し、首を取る、權助は若武者二人、馬上より切つて落す、其外寄手討るゝ者甚多し、城中より小塲太郎左衛門と名乗つて出しを、水野六左衛門蒐合、小塲を討つて首を揚ぐ、是を見て城中より三人切つて出、水野を中に取こめければ、勝成層ともせず、三人共に切臥せて、息繼居たり、勝成に差續て、道家次右衛門、鈴木小左衛門、淺井甚太郎、岡田將監、各敵を討て首を得たり、山田庄太夫も不劣進しが、城上の鐵砲にて眉間を討れ、馬上より逆に落て死にけり、かゝる處に、隈本より國中の一揆、城を取圍むよし告來りし故、前後の敵に心を苦め、先づ東西二ヶ所に付城を、國士に下知して築せ、東には前野又太郎忠勝、瀧三位、多田新兵衛、杉山小佐以下百七十八人、西には大木彌助兼能後改大木土佐、藤原姓也、尾州の産士、後ち加藤清正へ仕へ、宇都宮氏なり、三田村勝左衛門、方田傳右衛門、小島庄藏、石田源助以下百八十八人を籠置ける、有働兼元書簡を認め、國士に觸けるは、能々思

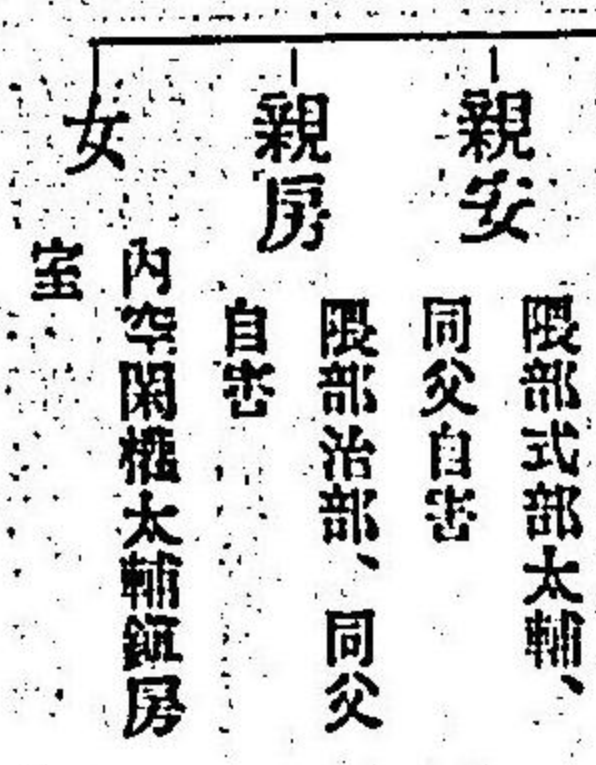
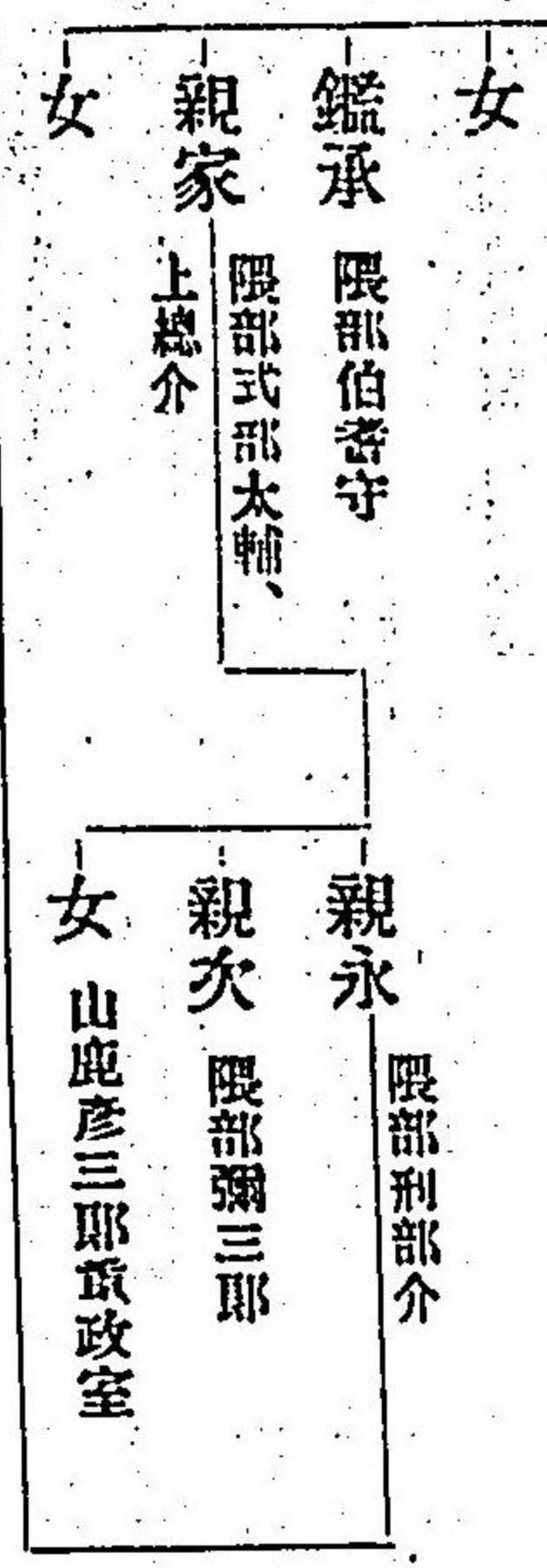
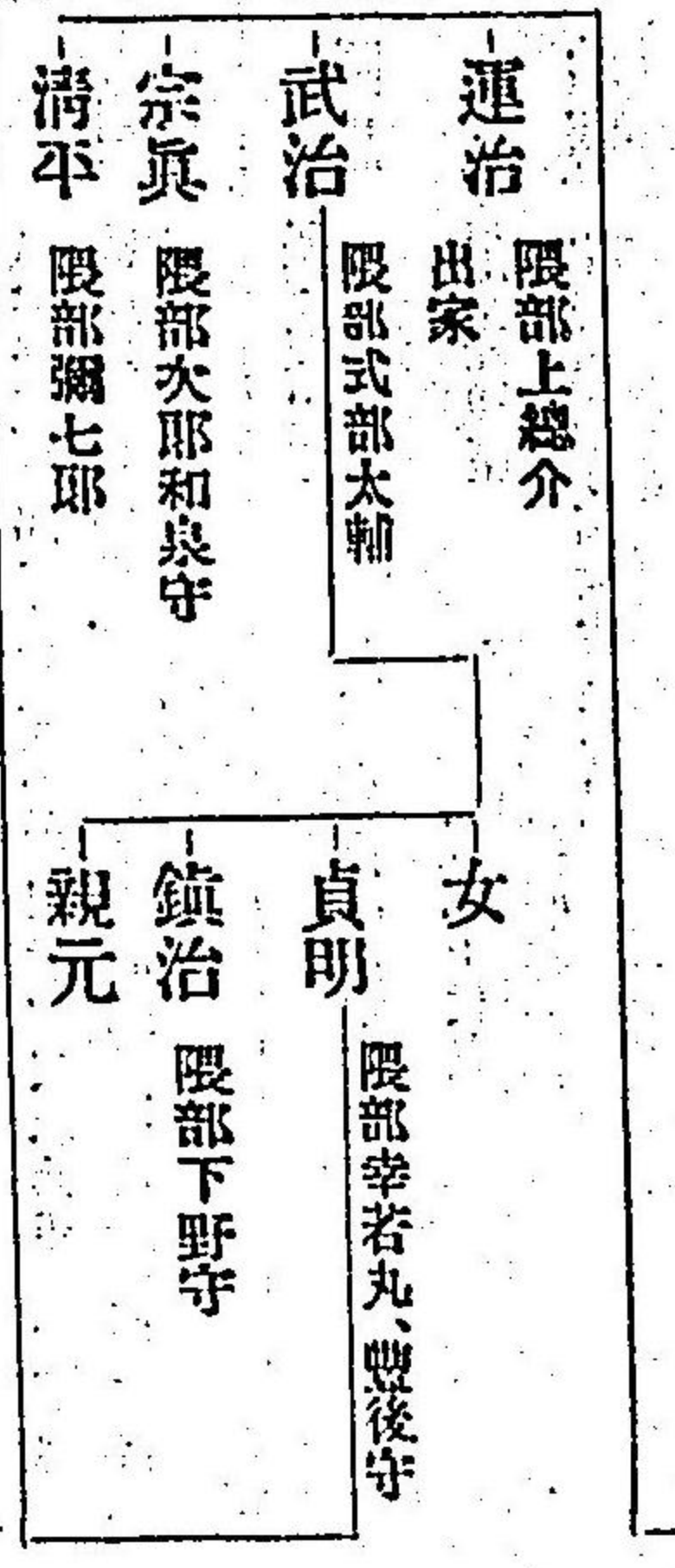
案有るべし、隈部氏は代々菊池老臣、秀吉公も本領八百町の印朱を賜る、成政異議有間敷所、罪なき隈部を亡し、所領を奪へしことの企て、無道の至り也、往々は國士をも亡して所領を奪ひ、己が家人に與ふべしとの結構なり、各彼が爲に力を盡し、付城普請は何事ぞ、自滅を招くにひとし、此所を被考ば、却て隈本に取かけ、心を一途にして賣られば、糧道塞り可及難儀乎、左あらば成政歸路を伺ひ、不意に起つて討べきと、十通斗り書送ければ、悉く引拂ひ、小代斗り残りける、借佐々木左衛門宗能は、山鹿通本道を押して内空閑に討れ、成政は合志通り、坪井谷より隈本へ歸城せしが、阿蘇舊臣等が反忠にて虎口をのがれ、夫より田中の城を攻撃して、又當城に攻蒐る、半に秀吉公より、成政急ぎ上洛すべしと嚴命は依て、天正十六年四月三日、隈本より出立、同十四日尼崎に着船し、同五月十四日伏誅、去る十二月二日、秀吉公の依命、黒田勘解由孝隆、毛利壹岐守勝信、安國寺惠瓊、當國に下り、使者を當城に遣し、今度の逆意、成政に恨有りての事歟、又は天下に對しての事なる哉、申開くべしとの事故、親安返答、

我々天下へ對し奉り、いかでか逆心可任哉、唯成政を恨むのみと申ければ、城に居ながらの返事憚有り、親永、親房は柳川に開き、親安并兼元は小倉に塾居し、無罪越秀吉公へ達しなば、本領安堵疑なしといひければ、畏る逆下城し、親永、親房は立花左近將監宗茂方へ、親安、重安、兼元、有働甲斐、同能登、同志摩、小場道菴、北里與三兵衛、甲斐半藏以下十五人は、毛利壹岐守勝信方へ遣し置、使を以て各事上聞に達せし處、切腹すべき旨上意也とて、天正十六年五月二十七日、兩所に於て切腹せしめぬ、甲斐宗立は、身を遁れんと、こゝかしこに、潜ぬれども、終に益城郡六ヶ村にて搦捕て首を切る、宗立は去る比、敗北して六ヶ村にて切れたる、一揆隈本攻の時、と云一説有り、如何、白間野太郎宗郷は、玉名坂の下に在城し不順しを、壹岐守家人を遣して誅之、城久基、赤星道半は、一揆にも不與、成政にも不助力が、今度一揆に與するの由、大坂へ聞えしかば、急ぎ大坂に至り無罪の趣陳謝すれども、秀吉公無宥免、本領を沒收せらる、附城の跡今に残れり、原口の附城は島となれり、保柳口の附城の跡は藪中にあり、

隈部氏略系

○清和天皇十代 宇野七郎、保元平治の亂に敗、下向肥後州、隈菊池親治 治那隆貞、居山鹿郡、而始開温泉、頼直 下野守





平山古城  
 前河内村陳内と云所にあり、菊池家庶流蛇塚九郎定氏が三男平山備後守秀世在城す、

芋生古城  
 邊春能登親行か一族、邊春常陸入道嘉勇が男、芋生攝津守親延、芋生十二丁を領して在城す、  
 方保田古城

御宇田古城  
 按するに、開白に光尙と云人聞えず、又延長年中に公卿藤原光重と云人なし以上公卿補任を以考、然れば、御宇田が系甚不審也、(付箋)

御堂關白藤原光高公五代の孫、右大臣光重公、醍醐帝の御宇、延長三年、始て下向、肥國後山鹿郡御宇田村に住し、稱在名、其子又三郎光親、號民部太輔、幕の紋八連錢、檜扇也、其子光房より相續て、代々爰に在城す、菊池家に屬し、御宇田上總介重直、同山城守直貞と相續て、今城跡に唐二ヶ所早瀬天神あり、田樂天神あり北に花園の跡ありと云、猶北に八郎丸とて、要害の所、一老八郎丸が館跡也、又城の東に星丸と云所、星丸將監が館跡也、  
 下吉田古城  
 正法寺村平林の東にあり、御宇田光親が二男、吉田

藤九郎高房居城と云、

津袋古城  
 津袋村にあり、城主菊池家臣内田庄九郎時貞と云、  
 久原古城  
 久原村の外西の方にあり、城主姓名年代等不分明、  
 鶴の巢古城  
 上内田村畔にあり、城主隈部但馬守親永築くと、山鹿由來記に出たり、系圖に隈部式部太輔親廣、山鹿郡米山鶴巢に館を築て居る云々、赤星軍談に、親永永祿三年より天正五年迄十八年、當城并長野城を拵へて、守拒の專要とす云々、當城矢谷も程近し、薩軍に隈府城を攻落され、城將隈部親永此城に籠る、薩軍直に攻れ共、城郭堅固に禦強、終に城を拔れずと云、

若宮古城  
 下内田村の山腹にあり、相良庄司藤原頼景二男、三郎兵衛尉宗頼、承久年中地頭となり、城を築て在城し、内田氏と改め稱す、其子孫内田伊豆守高豊と云者、氏を中尾と改め、末裔猶存す、此城本丸に石骸の若宮あり、

日渡古城

里俗下長野城と云、實に下内田村の内也、赤星軍談に、隈部親永永祿三年より天正五年迄、永野城鶴巢城を用意すと云、隈部親永が家臣富田伊豫守氏續、  
 米の山古城  
 徳城代たりと云、  
 山鹿由來記に、宇野七郎親徳築之と云々、隈部式部太輔親廣、米の山鶴巢に館を築て居之云々、土俗の説に、隈部親廣在城の時、嶋津兵士來て攻之、城中水乏し、薩兵是を知て、敢て急に不攻、故城兵殆んご困苦す、親廣謀て、城外より見ゆる高場の所にて、旦暮白米をもつて馬を洗ふ事夥し、寄手數日見之、城内兵糧多く、且つ水の手多き事案外也、中々急に攻ても難陥かる城に、日敷を重て無益とて、人數班せし故、米の山の城と稱すと云、

猿渡古城

上長野村にあり、險阻の地也、城主隈部但馬守親永也、永祿二年、隈部親永、隈府の城に行て、赤星道雲に對話し、此般木野彌次郎親政討死し家絶えて、上知八十丁、私館に近し、某に給るべし、左も有ら

ば田底八十丁を替地に進すべしと云へば、赤星敢て不肯して謂けるは、去る弘治二年、永野近所也とて、阿佐古宮原を乞ふに任す、又今木野を望む事、遠慮なしとて不承引、隈部大に憤り、是より赤星を可討策を運らしぬ、道雲是を傳へ聞て、逆寄すべしと相謀り、幕下の國士へ觸廻し、家人赤星中務を大手の將として四百餘人、赤星藏人を搦手の將として四百、其身は宗徒七百人引率し、永野城に押寄る、親永は豫て期したる事故、六百餘人にて出向、衆寡元より敵しがたく、幸屈強の切所は、山前は古閑川を隔て、池田村灰塚に陣を取る、赤星は大勢を引率し、米原金塚に打出、敵陣の小勢を見て心驕り、手に入れた採崩さんも、安かるべしと荒言し、木山大森の村路に入りて憩息す、藏人は今般の戦、味方衆軍を憑んで、不虞の負有るべしと深く思ひ、四百餘人引具し、隈部が陣の向なる道場陣を取り、夜に入れば、兩陣烽火を燒進ぬ、翌れば五日二十一日、隈部赤星川を隔て三丁計り、隈部方より矢玉を發す、赤星も放返し、抜連れて蒐る、藏人は三尺七寸の刀を振つて、多勢が中に駈入る處を、時雨のごとく放つ

玉箭、藏人に中り、馬より逆に落ければ、隈部が軍士一度に嘯と突懸る、藏人が四百餘人、大將は討るれども、炎天停汗流して漿をなし、眼暗み息喘き、二時計の戦に、寄手は悉く討死し、二十餘人に討成さる、今其所を合瀬川と云、道雲方には、此敗弊を不厭、多勢を頼み手を不碎、徒に見物す、既に日數十餘日迄、攻撃の沙汰もなく、晝夜酒宴のみして打暮、同晦日、殊更大雨頻りなれば、彌怠り帶紐解きて、酒肴を弄し居たるを見て、隈部が入れし忍の者、如是と告しかば、親永老臣富田安藝守に命じ、夜討すべしと、相言を定め、枚を含んで、酉の刻に六百餘人、赤星が陣營に推寄せ、関を作つて突懸る、赤星が營室は元より懶惰なりしかば、大に周章擾亂す、隈部勝に乗り、追討して首數八百餘級を得、心の外に討勝て、内浦に堡六ヶ所の要害を構へ、城代をこめ、永野鶴巢兩城を築き、武威國中に輝けりと云、

玉名郡  
小森田古城  
木の葉村にあり、宇都宮三河守隆房居城す、隆房は延久五年七月、筑後大原台戦に討死す、三十九歳也、

忠儀を感じて、征西將軍命ありて、木葉村に宇都宮大明神と崇む、又一説に、加藤家入國の時、伯耆左兵衛が家人伊津野十郎楯籠りしを、清正攻落して討取る云、又一説に、天正十七年、小森田將監百四五十人にて楯籠りしを、清正攻落すとも云、

稻佐古城

城主年代不分明、

下村古城

下村にあり、建久年中、齊院次官親能、鎌倉の命に依て、當國へ下向し、此所に在城し、後南田の新城を築きて移ると云、

牧野古城

江田村にあり、内空閑鎮房家子、誤りて佐々宗能を討取る、天正十六年、當城に退去し、二月下旬出城して三月朔日到筑後柳川城、安國寺惠瓊に會して、肥後一國の儘に有らざるを訴んとす、惠瓊誅之、此時當城留守居は、荒木彌助鎮則也、鎮房、三月三日、於柳川城戦ひ、終に切腹す、荒木鎮則、伊形市郎右衛門等、於康平寺、鎮房の作善を修す、鎮照も當城にあり、兄鎮房は、安國寺柳川方便り寄て討しは、

玉箭、藏人に中り、馬より逆に落ければ、隈部が軍士一度に嘯と突懸る、藏人が四百餘人、大將は討るれども、炎天停汗流して漿をなし、眼暗み息喘き、二時計の戦に、寄手は悉く討死し、二十餘人に討成さる、今其所を合瀬川と云、道雲方には、此敗弊を不厭、多勢を頼み手を不碎、徒に見物す、既に日數十餘日迄、攻撃の沙汰もなく、晝夜酒宴のみして打暮、同晦日、殊更大雨頻りなれば、彌怠り帶紐解きて、酒肴を弄し居たるを見て、隈部が入れし忍の者、如是と告しかば、親永老臣富田安藝守に命じ、夜討すべしと、相言を定め、枚を含んで、酉の刻に六百餘人、赤星が陣營に推寄せ、関を作つて突懸る、赤星が營室は元より懶惰なりしかば、大に周章擾亂す、隈部勝に乗り、追討して首數八百餘級を得、心の外に討勝て、内浦に堡六ヶ所の要害を構へ、城代をこめ、永野鶴巢兩城を築き、武威國中に輝けりと云、

玉名郡  
小森田古城  
木の葉村にあり、宇都宮三河守隆房居城す、隆房は延久五年七月、筑後大原台戦に討死す、三十九歳也、

隈部が子故也、隈部系圖には、我は服部が子なれば子細なしと、當館に移りしを、安國寺開付、江田村住人鎮照が家人古武城某に、方便状を送りて云、

今度鎮房惡逆に付、於筑州被誅畢、鎮照猶逆意を振ひ、餘黨を導卒し、牧野城に楯籠、運智略條、其間明白也、急運計略、鎮照を討、首を捧候者、明所二百丁安堵之御判可賜者也、仍下知如件、

天正十六年九月日  
安國寺判

古武城殿

豐後野縫殿介

舞尾藏人

米渡尾高野岩尾久米野等に當る

於是同九月廿六日、牧野城を攻落す、内空閑攝津守鎮照、大に奮戦して遂に自殺す、二十有三歳と云、山本郡霜野城條下に可考合、鎮照辭世、

はたち餘り三とせの秋を一期とす

今ぞ誠に思ひしらるる

鶯原古城

請村にあり、城主年代未考之、

日平古城

花旗とも云、日平村の内にあり、山城也、東西七間、

南北五十九間、東高二百四十間、西北南二百七十間、堀江曲輪百間、小森田源四郎源光永秀在城す、天文二十年十二月十三日、大友義鎮肥後國に發向し、當城を攻落す、或説に小森田又次郎百廿三町高にして二千九百八十を領し、當城に居、天正十一年落去と云々、霜野雜記に云、花牟禮の城主小森田彈正親廣と云者、隈部が族にて、日平村下小田村にて、二百五十町を領す、其子又次郎親光が時、天正八年十一月、薩兵の爲に落去と云々、

#### 萩原古城

萩原村にあり、始めは内田相良藤原重貞在城、天文の比落去、天正の比は、天武帝の皇子舍人親王の末葉、長野壹岐守清原重郷入道宗孚、七十三町高にして五百廿石を領して、當城に居れり、天正七年落去す、霜野雜記に云、長野壹岐守親次、萩原、米野、江田村三百丁を領して、當城に居れり、其伯父隈部但馬守親永遺恨有之、元龜三年三月三日、當城を攻落す、親次は筑後國に出奔すと云、此城山城也、高百七十四間、東三百四十八間、西百八十四間、南七十四間、北曲輪千百九十七間半、城の惣廻萱野也、西平下は林藪

也、本丸東西十二間半、南北十二間五尺、二の丸より北也、東西七間二尺、南北十一間半、組本丸より三の丸の間低し、三の丸、本丸の北也、東西六間四尺、南北三十三間、二の丸より一間半低し、一の堀、本丸の北也、口三間、流れ二十七間半、二の堀、本丸の北也、口二間、流二十三間、一二の堀の間、六間半、三の堀、口二間、流れ二十三間、二三の堀の間、二十二間あり、

#### 米の山古城

中原雜記に云、城主佐伯某也、肥後國土、各豊後大友屋形の旗下に屬しけれども、小代のみ未屬せず、屋形此時佐伯某を召て、肥後小代未だ我手に不入、佐伯は肥後へ罷越、陳場を見立つべしとの下知に依て、佐伯則ち當國に立越え、玉名郡米の山に城を取立、三ヶ年に普請成就し、佐伯七ヶ年當城に在留す、右城郭成就の後、小代へ出陣すと云、

#### 廣古城

上廣村城の尾城共云、永正天正の間、城主長田右衛門尉武秀と云、菊池家臣也、一説千田伊豫守英朝も廣云、

#### 塚崎古城

千田宮村にあり、城主千田伊豫守英朝、應永、文安之比在城す、英朝は菊池十六代左京太夫武朝之三男也、其子英次落去すと云、

#### 城の尾古城

千田村の内廣村にあり、城主不分明、千田英朝築之と云、又隈部氏居之共云、不審、

#### 岩原古城 同古城

城ヶ鼻にあり、堀切僅に残れり、城主犬塚孫左衛門と云、強ち城跡共不見、物見を出したる所歟、此所へ犬塚孫左衛門が古墳あり、

#### 鯉鮮古城

相の谷村にあり、白間野太郎藤原宗郷、此所に城を築之半ばに、大津山資冬、我等が領分にかゝる山なるを、理りもなく、尾籠の躰也といかりて、手勢を引具し押寄、宗郷を追散すと云、南關誌略に云、五位の巢、里俗誤つて鯉の巢の城と云、天文年中、大友義鎮の臣小森大膳亮鑑元入道宗意築之、城未だならずして滅ぶと云、

#### 小原古城

小原村にあり、天文年間、豊後大友義鎮家臣小森大膳或云左鑑元入道宗意當城を築く、善光寺の上也、俗は古城と云、城築前の在所を今や陳内と稱す、鑑元が母の古墳、塚が鼻にあり、天文二十三年鑑元當郡藪嶽城に移る、後叛逆の聞え有りて、大友兵の爲に被攻圍、永祿元年五月三日戦死、四十三歳と云、小原往昔はおぼると訓す、慶長十三年、坂の上村と分つ時、此城地の名によつて、こぼる村と呼ぶ、實に肥猪村の内也、

#### 神尾の古城

大田黒村にあり、天正五年三月、隈部親永が手引にて、龍造寺隆信より、舍弟江上下總守家種を將とし、後藤家信、多久氏冬、修行越前守、大塚馬場以下五千餘兵、當國に打入、八月朔日、山鹿長坂の城を責めて、隈部に渡し、大津山資冬が藪嶽の城を攻めんと議る、資冬聞いて、藪嶽は小勢はては難守とて、東郷白間野庄太田黒村神尾の城に楯籠る、肥前の兵押寄せて、攻城五日にして不陷、城兵楠田伊豆、宮野主水、夫婦木新藏等能く働いて城を守る、肥前勢攻あぐんで打捨、隈庄城に取懸る、資冬は運を開



きたり、天正七年、資冬簡城して家治と資冬、同八年病死、  
其子修理亮家稜、後改河内守、二男信濃守家直と云、  
天正十五年、秀吉公征西の日、家稜本領三百十二町  
を賜り、即ち佐々成政が、與力となる、後に故あり  
て成政に叛き、居城を退去し、暫く前原村に居れり、  
後復神尾城に楯籠り、成政が家人に賺出され、於吉  
地村被害、弟家直、肥前大村に出奔す、後に病死すと云、一説  
に云、大和越前守と云者、玉名郡太田黒城にありて、  
限部有働等と一味し、當城に籠り、天正十五年九月、  
筑後柳川の立花と接戦し、討死すと云、當城東西七  
十間、南北八十間、高東西十間、西は尾續き、口二  
間、流三十間の堀有り、曲輪六百六十間あり、

岡原古城

上板楠村にあり、天文年中、板楠豊後守景貞、同嫡  
子景次、相續きて在城す、終を不知、板楠氏は、楊原景  
時が末孫と云、

坂本古城

山十丁村の内、筑後國邊春山の境近きにあり、天正  
七年、邊春加賀守親貞、其子能登守親行、當城に在  
居して、玉名郡十丁、板楠、吉地、藤田、前原、江  
田村、山鹿郡茂賀今村名に見、山鹿郡南島村小柳村より、本  
田底三千町と云所、即ち左への茂賀浦と云、

東西尾續曲輪百九十間あり、古老書記云、天正七年、  
肥前衆龍造寺打出、筑後福島より山越して、肥後の十  
丁の内、坂本城主邊春能登守親行を賣めて、既に落  
城に及ばんとす、依之和仁大津山兩所より、加勢を  
出す、此事肥前衆聞付彌城を手荒く攻むれども、城  
中は加勢のあるに競懸りて、頻りに防ぎ、切つて出  
つれば、寄手敗北し、坂本口既に崩れ破れて、肥前  
勢坂の下谷を逃散り、大津山の援兵、十丁の内平手  
へ、先蒐の士來りければ、肥前の敗兵彌逃下る、爰  
に母衣武者一騎、主従五六人落下る、大津山の十砥  
上内膳、平手にて出合ひ鎧を合せ、内膳敵を一鎧突  
きけれ共、肩ともせず、持ちたる鎧にて打拂ひ引退  
く、内膳手繁く追懸ければ、敵立歸り、肩先を一鎧  
突く、少の手なれども、低上は引退けば、敵は彌心安  
く落下る、下十丁野々村阿彌陀堂の前にて、右の敵  
と大津山が佐藤但馬行合、但馬は達者なる家士のみ  
を召連追付、味方も未だ大勢なし、駟馬にて敵を見  
懸け、名乗ければ、敵耳にも不聞入、逸參に田の中  
を逃去る、其儘但馬も馬より飛下り、阿彌陀堂の道  
下田の畔にて渡じ台、今の母衣武者を二鎧突きて列

を領す、所領八十一町高にして、  
四千三百八十一石と云、然るに、大津山修理亮家  
稜が領地、吉地村に有しが、邊春領の土民と、大津  
山領の土民と、境を争ひ不和になり、家稜、同弟信  
濃守家直、二百五十人にて押寄戦ふに、大津山が一  
番備小野權之允、邊春が家人前原加兵衛が放つ鐵砲  
に中りて死す、二十三歳也、是より大津山の勢、利  
を失ひ引退く處に、城戸を開いて突出て危き處に、  
家稜取て返し、邊春が勢を追込み、惣勢を引取ぬ、  
權之允が妻は、石井下總が娘なりしが、討死を聞い  
て、曾て不悲、是武士の本意也、女の身こそ口惜し  
けれとて、跡能弔ひ、七日に當る日、二十歳にて、  
同穴の契りせばとて、自害しける也、其後天正十  
五年六月、秀吉公征西の日、本領百二十丁を給り、  
佐々與力に附けらる、同年初縁類和仁親實が逆意に  
與じ、田中城に籠れ共、成政密謀に依つて、遂に親  
實を誅す、彼親行が古墳、今猶吉地村にあり、親行  
が子熊市、此時九歳、吉地村に塾じ、後次郎右衛門  
と號じ、次郎右衛門、加藤清正侯に仕ふ、當城の東  
西二十間、南北五十五間、高東の方六十間、西の方  
九十間、南百八十間、北六十間、筑後國境迄三十間、

倒しければ、九寸五分の脇差を手裡劍に打ち、但馬  
が左の踵を打落しければ、歩行不叶、偕敵味方大勢  
に成り、弓手も馬手も戦有りて、我主人をも見分難  
し、但馬が從者も各の働なり、然處に右に弱みを出  
したる砥上内膳參り合、突伏たる敵の首を奪取り、  
高名の由を申す、然れ共、家稜が一老西村筑前が與  
力北村新藏、右但馬が鎗合を能く見届、早く歸りて  
筑前に語る處、砥上敵の首を提來て、我高名也と云  
所に、筑前云けるは、佐藤但馬が手柄は、砥上が手柄  
に成るべきかと云、但馬が一族とも、但馬が手を負  
居たるを見付、戸板に乗せ、討取たる敵の武器裝束  
共を持たせ足を濫手拭にて縊り連來る、神野尾にて  
は、鎧を杖に突き、家稜の前に出つる、家稜云ける  
は、さすが土佐が子にて、今度の働き神妙也とて、  
即座に感狀を興へ、坂の上にて、三反五畝を加恩あ  
り、先知より、加恩まで、二十三町を領す、資冬、  
家稜二代に仕へ、天正十五年、秀吉公薩摩攻まで、  
但馬も從軍す、其後聊の事にて、資冬分利あしく、  
天正十六年四月八日、吉地村於持勝院伏誅の後は、  
古給人身を置く所なき處に、天正十七年、加藤清正

候入國之上、國を鎮め殘黨を攫へ有りて、古給人不殘成敗の由也、清正侯既に當郡下津郡下津原迄出馬の由にて、進退究まり及難儀所、上津原村社人須山宮内が云へるは、昔の劔は、今の菜切りと云へり、足下今分にては、一兩日の内、一門の命路難叶、先づ百姓になり候へと云へは、兎も角も、我等分別なし、資冬主に後れ奉りて力もなし、萬事を頼むと言ひければ、須山喜ひ、村中に相談し、但馬を大圓坊といへる寺屋敷に移らせ、鎧甲は大釜の灰の中に埋め置、借宮内手につき、御前事なく、慶長十四年十月十五日、八十六歳にて病死す、嫡子小次郎兵衛、浪人にて百姓役を勤む、上津原村は、清正侯の足輕大將貴田玄蕃が知行也、文祿元年、高麗陣の時、小次郎兵衛を召連、彼地に七年逗留、小次郎兵衛が妹牟牧野岡書、同倅甚九郎も從軍す、何れも鐵砲の上手にて、高麗にて鶴白鳥を打役也、虎も度々打しが、甚九郎は大なる虎を打、小次郎は小さな虎を打ければ、其鐵砲を大虎小虎と名付、清正秘藏ありしと也、

隆、文祿弘安年中、蒙古日本を襲ふの時、於對馬筑前武功を顯し、一方の軍將を擄捕、帝祇威有りて、肥後國玉名郡の内七百丁、并豊前規矩郡、肥前神崎郡を給り、玉名郡本郷白間庄、大津山關に城を築きて居住す、元弘三年、菊池寂阿と共に筑前國博多に戦死す、其子肥前守遠基無嗣子、寂阿が末子孫次郎武豊を養子とす、武生と號す、其子武繼其子武則、稱安房守、初左京大夫、刑部少輔、其子兼規、其子爲繼、其子政繼、其子武規、其子安房守重隆、後住隈庄城、其子肥前三郎親家、後式部太輔、又安房守、剃髮號道雲、隈府に移りて、跡を大友宗麟家臣小原鑑元を城代とす、其後大津山河内守在城すと云、

赤星氏略系

菊池四代隆泰四男赤星三郎宗忠、元弘三年博多討死

○有隆 遠基 同肥前四郎、法名寂正

武實 掃部亮、延文八年八月十六日戦死、

武生 實菊池寂阿子、號武豐、武實討死、以後、遠基養子、改筑前守武生、

武次 遠江守、號四叔

大津山關古城

菊池則隆九代、式部大輔隆安が四男、赤星播磨守有

武則 刑部少輔 兼規 式部太輔 政繼 彈正少輔

武光 津江三郎

武規 左京大夫 重隆 左京大夫、親家 肥前三郎、安房守 住隈府城 房守道雲

親隆 備中守、周防守、月叟道平、元和五年六月二日、於阿州死、八十九、

親高 安房守 新六郎、於男子 竹井原被奪

田中古城

和仁村にあり、當城其始を不知、天正七八年の比、和仁丹波守近續、筑前に打出づ、筑後國山下住人蒲池志摩守鑑廣を語らひ、大津山河内守、和仁丹波守、以上三將二千餘人、筑後松延迄出陣し、龍造寺隆信と戦ふと云て、天正十五年、和仁勘解由親賢、同彈正、同人鬼親宗、邊春能登守親行籠城、佐々成政と戦ひ落城す、此一戦は、天正十五年四月、秀吉公征西、當國打入の時、親賢北の關に出迎へて拜謁し、則ち先驅に加り、於薩州軍功有り、依之本領玉名郡

和仁十丁村、山鹿郡芋生村、筑後國白木村等百二十丁一脱に、百五十丁、又一脱親賢所領五十丁を給り、同十月、成政に背き籠城す、其故成政城村に付城を築き、筑後立花を頼んで、兵糧を送る由聞えしかば、人数を出し、柳川勢を追散して、兵糧を奪ひ、隈部に力添ふべしとて、和仁勘解由、邊春能登守、親賢の妹、一味して、大津山方よりも、中村出羽、同専助以下百餘人、和仁方よりは、中村治部以下百餘人、邊春方よりは、芋生攝津守以下百餘人、都合三百人の者共、平野立尾に打出て見れば、柳川勢逸や付城に兵糧を入れたれば、歸路を討たんと待居たり、立花宗茂、兵糧を付城に入れさせ、追慕ふ勢を追退け、平野邊を通りけるに、待設たる兵ども、不意に起つて前後より蒐る、宗茂は由布上總、小野和泉、十時攝津を左右に立て突懸り、後兵進んで揉立つれば、一揆の勢、過半追討たる、中にも中村出羽は、只一人踏止り、長刀を取延へ、敵五人迄切伏せたる處に、立花手池邊龍右衛門と名乗りて、中村と引組、出羽を討取りたり、此一戦に、主客の死傷甚だ多く、宗茂手を碎きし事共、黒田孝隆、毛利勝信より注進しけれ

ば、秀吉公、宗茂に感状給ふ、成政は、隈本の一揆  
静謐し、和仁親實、邊春親行を可討とて、様々に賺  
せども、敢て承引せず、和仁村常城に楯籠る、邊春  
親行も縁座なれば、三百餘騎を率して、親實と一所  
になる、彼親實は、父丹波守後に自休と號す、一女  
三男あり、嫡女は親行に嫁す、二男は親實也、三男  
彈正親範、身の長け七尺六寸、力鼎を揚ぐ、四男人  
鬼親宗、顔赤く目輝き、鬚左右に生分れ、手足偏に  
熊の如く輕捷にして大力なる故、父自休、彼は人倫  
にして鬼形也とて、人鬼と名付、家人には石原刑部、  
春ノ東彌、草野隼人、松尾日向、中村治部少輔、是  
等は他に越えたる勇士なり、今度籠城の手配は、城  
の大門日明口には、和仁彈正親範、松尾日向百五十  
人、鐵砲三十挺、弓三十張、城の北門宮嶽口には、  
和仁人鬼親宗、松尾市正日向百餘人、鐵砲二十挺、  
弓二十張、新城口には、中村治部少輔百五十人、鐵  
砲三十挺、弓二十張、鎗二十本、本丸には、邊春能  
登守親行、從士三百人、鐵砲百挺、弓八十張、鎗五  
十本、二の丸には、大將和仁勘解由親實、從士百餘  
人、鐵砲三十挺、弓二十張、鎗三十本、淨武者頭草

野隼人百餘人、鐵砲二十挺、弓三十張、鎗三十本也、  
此事隈本へ聞えしかば、佐々陸奥守成政、八千餘兵を  
率して、十月二十八日、田中の城に押寄せ、筑後  
柳川城主立花宗茂、肥前龍造寺城主鍋島方よりも加  
兵を出し、馬喰田、栗崎、橘川、金敷原、宮嶽、芝  
塚、境原、日明口に陣を取る、本より分内狭き所に、  
一萬に及ぶ人集りぬれば、山溪皆人ならぬ所少なし、  
佐々方より城を見て、彼程の小城に、千に足らぬ小  
勢にて楯籠りたる不敵さよ、一もみに攻落さんご、  
攻員をも用意せず、我一と攻近づく、成政が家人松  
原五郎兵衛直元は、長身の鎗を提出て、事々敷名乗  
りければ、春ノ東彌城中より立出て、詞をかほして戰  
ひ、松原が鎗の鶴の首無手と取、互に引合ひしが鎗  
の柄終に真中より引折りて、双方に分れける、續い  
て柳川勢由布大炊介惟時蒐合けるを、中村治部が放  
つ矢、胸板に中り、脊へ通りければ、たまりもあへ  
ず馬上より逆に落て死したりけり、寄手は荐に前み  
攻むるを、近々と引付けて、城中より矢石を飛して  
防ぎ働けば、寄手の死傷若干に及び、漂ふ所を切つ  
て出、散々に追崩し、寄手討るる者、片時の間に六

百餘人に及びける、一説には、十二月三日、城内には薄手  
負たる者四五人のみにて、討れたる者はなし、流石  
の成政攻めあぐみ、ヶ様の小城を陥得ず、味方の死  
亡多き事は、要害能く兵糧多く、士卒一致して防ぐ  
故也、然るに邊春親行は、義に薄く慾深く、淺智也  
と聞く、所詮彼を賺すべしとて、矢楛を認め、射さ  
せけるを、親行披見仕るに、今度の一戦は、和仁兄  
弟を討べき爲也、其方聊罪なければ、親實を討つて  
降參あらば、本領の上に、一跡を秀吉公より加行有  
るべしとの事なれば、親行心に喜び、則返書に、親  
實を討つ相圖に、火の手を上ぐべきの間、攻入玉へ  
と云遣し、親實を討たんと斗れ共、親實が勇威に恐  
れ、いかゞせんと思ふ所に、親實が近習に、恐の藏人  
とて、辨才あれども勇もなく、生質懶惰の男あり、  
今度一方の將ともせざるを、憎恨る跡なるを、親行  
幸いと思ひ、密に呼寄せ、如是と頼みけるに、藏人  
容易に領草し、十二月六日、夜更けて後、親實が寐  
所に忍び入り、首を切りて親行に見せければ、親行  
頓て火の手を揚ぐ、寄手は是を見、一同に攻入りぬ、  
親行、藏人諸ともに、寄手の陣に馳加る、打節風烈

敷吹き、さしもの城壘堅固なりしも、一時の灰燼と  
なりける、かゝりける所に、親範、親宗以下の者  
共、鬨の兵を集め見るに、大將親實討れし故落失、  
殘る兵四十八には過ぎざるを、一所に集め、敵陣に  
馳入り、縦横に合戦ひ、馳抜ければ多く討れ、彈正、  
人鬼、石原刑部、中村治部、松尾日向、同市正、春  
ノ東彌、以下十七人残りける、人鬼は兄親實が妻、  
並五歳の女子に、春ノ東彌を差添へ、同村東勝寺寺記  
東郷和仁村、光神山、東勝寺、長壽院は、天台の教、本尊藥師如来、  
大永九年建立、和仁一家の祈所也、今改東四寺、日蓮宗と云る、  
清長坊が方へ遣し、筑後三池の住人小野某方へ送り  
玉へと頼置き、死狂すべしとて、彈正并人鬼以下の  
者ども、又敵の中へ切つて迫り、劔尖より火を放つ  
て戦ひける、成政が侍大將津田與兵衛信里は、彈正  
を目懸けて突掛り、暫く鎗を合せ、與兵衛終に討死  
す、續いて牛島東七と名乗りて進みしを、松尾日向  
引組んで、岩地藏の石壁より、谷に落ちて空敷成る、  
春ノ東彌、松尾市正、石原刑部、多くの敵を討取り、  
數ヶ所創を被りしが、近付く者と引組々々、刺通し  
て討死す、人鬼は敵二十四人に圍まれ、八人を切倒  
し、七人に手を負せて追散し、山中に馳入りて、生

死は、更に知る人なし、山鹿郡南島村の東塚に、鬼塚と云俗の既なり、彈正は只一人、四尺八寸の太刀を打振り、大勢に切り入り、片時に死創數をしれず、心辭に自害せんと、宮嶽に登るを見て、逆るとや思ひけん、神保又五郎、杉野又市、彈正を追うて登るを、彈正屹と見、大手を廣げ、兩人を脇に搔挟み、宮嶽より谷底に飛落ちて死にけり、親實が妻、此時懐胎三月也しが、小野は和仁、傳に云、落城の時、彈正が妻、同十三歳の女子共に城を出て、女子は城下の川に身を投ず、其所に石有り、和仁石と呼ぶ、妻は河下三里行いて、内田村の淵に身を沈む、其所を和仁淵と云、其靈祟り有り、水神に祭る、祠今にあり、和仁御前と云、親行は其後本領安堵の沙汰なく、却而誅せらるべき風聞なる故、彼方此方と迷ひ歩き、程なく吉地村にて病死す、古墳あり其子後に加藤家に奉仕すと云、

今古閑古城

吉地村にあり、清正記に云、加藤清正肥後入國の時、伯耆左兵衛家人伊津野某と云者、當城に籠りしを、清正攻落して、伊津野を討つとあり、

翠簾置古城

吉地村の内翠簾置村の上の平にあり、城主不分明、  
 藩嶽古城  
 城主大津山家稜が先祖は、日野中納言藤原資名卿より出てたり、建武年中、足利尊氏と新田義貞と鋒楯の時、尊氏持明院殿の院宣を可賜ため、熊野本宮の別當が子薬師丸を、資名卿一族なれば、彼れを以て資名に頼み、院宣を給り、一戦の功に依つて、天下を掌握せしより、尊氏資名甚だ陸し、是故に資名の末子資基、尊氏に屬し、武士となる、其後將軍義持の時、肥後國玉名郡東郷白間野庄大津山を給り、應永二年十二月晦日、日大津山水屋塚に下着す、從士百五十餘人、翌年藩嶽に城を築いて移る、號河内守、其子經澄、其子經稜、其子經方、其子重經、其子經真、後改難髮して湖春と號す、其子資冬、領する所は玉名郡の内、關、赤坂、太田黒、野田、上津原、平野、岩村、青木、河床、箱谷、溝ノ上、筑後の内、眞月、北ノ關、小萩、方野、三峰等にて、三百十二丁也、資冬大友に背き、龍造寺に隨從し、肥前佐賀に移り、龍造寺家治暫く當城に在居し、資冬又當城に還住す、宗麟甚だ怒りて退城させ、大友家臣小原二郎左衛門

鑑元入道宗意、當城代となる、然る處に、宗意叛逆の由聞えければ、永祿元年五月二日、大友より肥筑兩國の小給人、大津山、木野、谷川、小代、邊春、河崎、三池、田尻、蒲池等に、手勢を合せて三千餘騎を遣し、小原を責む、同三日、寄手町小路を燒拂ひ、矢合して、翌四日本城を責む、此城は高さ四百五十間餘、石高く木繁りて、攀登難けれ共、資冬兼て案内能知たる故、先に進んで後より攻入りしに、小原不叶、三十六歳なる妻、十七歳に成る女子を刺殺し、逞兵三百二十八、左右に立て、城戸を開き切つて出、寄手百九十人を討取、主従一所に討死す、宗意行年四十三歳也、此戰に木野彌次郎親政痛手を負ひ、木野に歸りて死にけるを、正敬寺に葬る、家人仲光須賀山は頼べき方なく、隈部親永に屬すと云、親政、親永、宗意右の如く誅せられし後、資冬又大友の旗下に成りて還住す、病死の後、其子修理亮家稜、家を繼いで秀吉公に降り、本領安堵し、天正十五年、佐々成政が爲に退城して、同所前原に移り害せらる、其跡佐々藤左衛門城代となり、清正侯の時に、加藤清兵衛直政城代となり、直政後に出奔して、奥州會津の城主蒲生飛騨守へ仕へ、一萬石を領し、

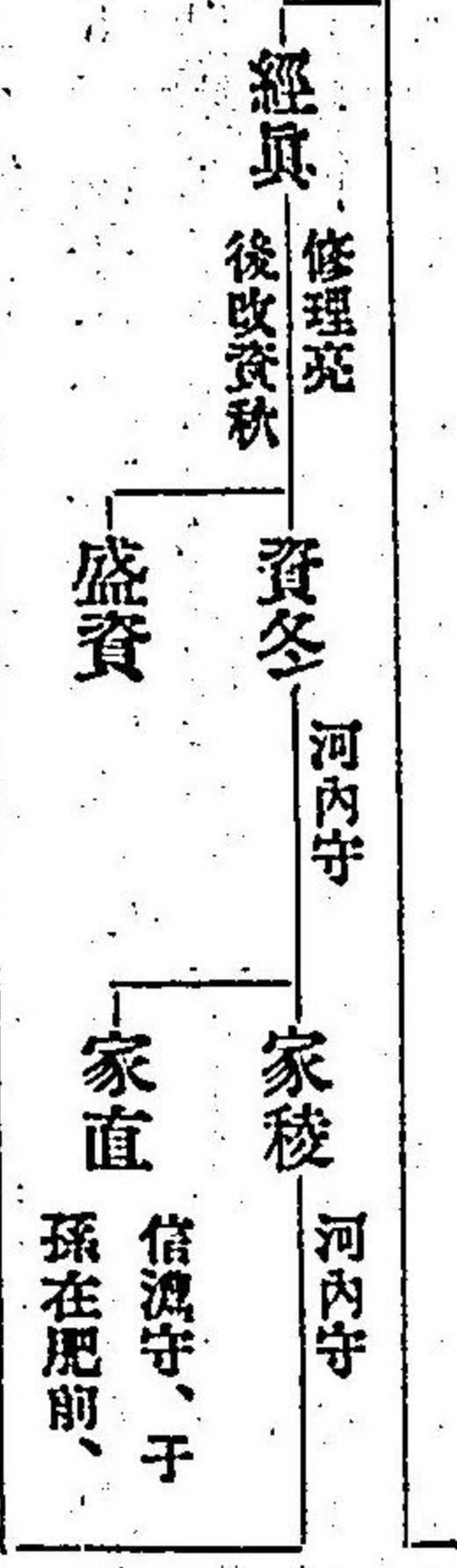
二本松の城主となり、本山豊前守と改む、蒲生軍記に出づ文祿二年、唐津へ出奔す、其跡加藤美作正次、城代と成ると見えたり、其後慶長五年、正次願うて新城を鷹野原に築きし時、當城を毀捨つと云、或記云、資冬又大友を背き、肥前の龍造寺隆信の旗下に屬す、其比筑後の國土草野新佐、龍造寺を背き、薩州島津義久に屬せんとて、上下四十六人、薩州へ落行くを、可討留よし、隆信より大津山に下知せしかば、資冬手勢を卒し、北の關北原と云ふ所に待受、一人も不殘討取りて、首を肥前に送る、又日間野太郎宗郷、城を鯉の鮮に築く、是を追拂ふ、天正七年、資冬龍造寺が命を背く故、討手向ふと聞え、小勢にて難防とて、太田黒、神の尾の城南關よに楯籠る、寄手龍造寺家治等、城攻不利逃散す、同年五月五日、資冬筑後山下住人蒲池志摩守と合圖して、瀬高に屯す、龍造寺家治は、白鳥に出向ひ、終日蒲池と戦ふ、鑑廣利なく敗せんとす、資冬鼓を鳴して、横合急に突いて肥前勢を追崩し、首數百級を得たり、又曰、同八年六月十五日、小代大津山一味して、二千餘騎を卒して、筑後國高良山に

大津山略系

○大職冠鎌足公—不比等—房前—眞楯 正二位、大納言

内膳	從二位、長	眞夏	參議	濱雄	治部少輔、從五位下
家宗	左大辨	弘蔭	日向守	繁時	肥前守、肥後守
輔道	豐前守	有國	從五位下	資業	式部太輔、從三位
實繩	備前守	有信	大學頭	實光	右中辨、正四位下
次長	從二位	兼光	權中納言	資實	中納言、從二位
家光	中納言	資宣	從二位	俊光	權大納言、從二位
資名	權大納言、正二位	資基	大津山河内守	經澄	河内守、肥後下向、經澄守
經稜	河内守	經方	修理亮	重經	掃部頭、美濃守

押寄せ、急に攻城、後三河守親興三百餘騎、蒲池を援け、小代、大津山と戦ふ、資冬大に奮戦して、敵軍を突破り、親興と引組、取つて押へて首を取り、蒲池が城を攻落す、或記に、天正十四年六月下旬、嶋津修理太夫義久、大津山高嶽の城に打出て、此所にて諸方の手配あり、同七月、嶋津兵庫頭忠平を將として、肥後筑後の勢を差添へ、高橋紹雲が籠りたる、岩屋の城を責落す、此時家稜を案内者として先手に加ふ、家稜は大津山明神の檜の馬場にて、勢の沙汰す、士二百五十人、内七十人は騎馬、百人は足輕なり、大津山が一番備石井下總が組十二人、夫婦木新藏、藏野治部、釋迦牟尼佛掃部、福山左京、同伊織、砥上宇兵衛、野田權六、町次郎太夫也、今般岩屋攻城に、家稜拔群の勳功に依りて、嶋津義久是を賞し、威狀及び騎蹄四疋を家稜に與ふと云々、家稜佐々成政が爲に害せらる、時弟信濃守家直は、聞くとひとしく、肥前諫早に落行き病死す、家稜子此時三歳なりしが、成長して關右京祐直と號し、立花家に仕ふ、子孫今にありと云、



祐直 關右京、子孫在肥前、號關氏、資鎮—資兼 谷川右京

障子嶽古城

蟠根四町柴山也、障子嶽との間四町五反、本丸より辰巳方、天神塚と云山へも四町五反あり、城主姓名不明、

豊後野の古城

今村にあり、城主姓名年代不明、

城の尾古城

久重村にあり、小代氏の一族猿渡豊後守直貞が在住の痕也、古城と云ふにもあるべからず、

坂下古城

元龜天正の比、白間野太郎宗郷、百七十丁を領す、倭藤太秀郷の後胤也、先祖何れの頃にか、當國に下り、玉名郡坂の上、坂の下百七十町を領し、坂の下に在城し、在名を家號として、白間野と云ふ、白間

の庄廣げれども、坂の上、坂の下を分けて白間野と呼來れり、此城東西十一間、南北二十一間、高さ五十間、曲輪六十八間、今は畑となる、四方野也、同所古城

宗郷が子白間野能登守邦郷が居城也、天正年の間、大友が爲に落去と云、東西三十九間、南北四十間、高さ東五十三間、西十五間、南三十五間、北地續堀切あり、南は泥土田なり、曲輪百四十間、高瀬古城

高瀬保多木町にあり、高瀬氏代々の城跡也、今や町奉行の屋敷と成る、菊池則隆より十六代、肥後守武政弟彦次郎武敏より出てたり、彦次郎後相模守と改む、其子深川彦三郎武儀、其子高瀬三郎眞武、其子相模守、從五位下武楯、實は菊池武朝二男、兼朝、其子十郎武祐、其子三郎武備、其子右京武基、於宇土死してより、後の城主を不知、高道古城

大野氏下城と云、或は大野左馬介が一族池松主水貞胤在城、天正十年、龍造寺が爲に落城と云、子孫當郡萩原村沉落と云、

下村古城  
下村にあり、齋院次官親能、當國に下向し、當城を築きて居り、後に南田の新城に移る、其後中絶、龍造寺隆信家人代る、在番、天正十年落去と云、

城村古城  
大野郷上にあり、未考之、

上村古城

上村にあり、大野菊麿紀隆村の後、紀國隆二男、築地二郎國香、當城を築きて在城すと云、終を不知、

日嶽古城

開田城共云、開田村にあり、大野氏代々在城と云、村上帝應和三年、紀貫之大野郷の領主となりて下向す、貫之三男大野領主大野菊麿紀隆村、繁根木八幡宮建立と云々、後醍醐帝建武四年四月二日、紀國隆肥後國玉名郡大野二百五十丁を給る、下向して大野を以て家號として、中尾高岡に住す、國隆男子三人有り、嫡子中村太郎時隆、高瀬中村五十五丁を領す、二男築地二郎國香、築地五十五丁を領す、三男大野三郎秀隆、中尾高岡五十五丁を領して、父か家を相續す、中村時隆が子孫今に残り、家號を龜甲と改

むと云々、後小松帝應安十年五月三日、大野出羽守紀朝隆、玉名郡日嶽の城主となる、天正年中には、大野彈正紀親祐城主たり、此時小代氏が爲に落去し、大野の家絶えたりと云、又大野左馬介、城守、二百五十丁を領して當城に居り、天正十年落去と云々、

赤崎古城

齋院次官親能、右大將家の命に依て、當郡下村に下向して、居城を構へ、後又當城を築きて、移り住すと云、元龜天正の比には、龍造寺隆信、兵を率じて當城を攻落す、其時は小代か出城也と云ふ、

梅の尾古城

城主小代八郎行平と云ふ、小代山中にありと云ふ、不分明、

筒嶽古城

小代山の内にあり、小代、又床代共書く、惣名也、古に所謂墨摺山は、小代山と云り、蟠根數十の村邑に掛る、峯巒多く名各異り、當城跡は府本村の内也、小代家代々の在城と云ふ、小代氏は藤原氏にして、兒玉黨小代八郎行平より出たり、右大將頼朝卿の時、文治元年、行平肥後國に下向し、小代を領し、當城

を築きて居之、又荒尾屋形山城高田袴嶽城を築く、其末孫小代伊勢守親傳入道宗全、永祿の初、筒嶽へ在城す、其子下總親忠入道友心、相續きて當城に居り、八百三十町を領す、今の高二萬九千八百石、内八十町は、筑後三池郡にありと云ふ、天正七年、肥前龍造寺隆信大軍を師めて、肥後國に打入り、諸所の城壘を攻屠る、於是親忠か守る所、梅屋城を攻圍む、親忠防戦難叶降參す、其子下總守親泰か時、同十二年、隆信滅亡し、薩州島津家に屬す、同十五年、秀吉公征西の時、親泰は、四月小代伊勢守、居城筒嶽、渡當國の諸士の中、一番に豊前小倉に出迎、秀吉公に拜謁し、即ち先鋒に加り、薩州にて軍功あり、其後隈部、有働、一揆の催促に不從、後に加藤清正侯に奉仕し、四千百三十石を知行し、芦北郡津奈木城代と成る、菊池家傳に云、菊池二十四代肥後守武包、永正の頃、阿蘇大宮司惟豊、及鉢楯、筒嶽城に立籠る、大宮司、其臣甲斐入道宗運に命じ、是を討たしむ、大永三年三月、城を抜く、武包肥前高木に敗走と有り、小代在城以前は、本丸東西九間、南北三十一間、總抱は今松櫻榎等木山に成る、本丸東六十間にして、下

に水の手あり、二の丸、東西九間、南北三十八間、本丸より二の丸は九間低し、三の丸東西六間、南北二十七間、本丸より三の丸は十間低し、曲輪五百二十間、東は百五十間程の大谷、西は本丸より十二間さがり、尾嶽き南の方本丸共に二の丸の間に、横四間、長さ十一間、二の丸の方、二の丸際に堀二つ有り、但一所也、一つは幅四間、長さ十六間、此堀切より南は尾嶽木山也、本丸より西尾嶽辻一の堀、但尾辻は道也、兩脇は堀亘り、五間長三十間、此堀より本丸まで二百八間半、流れ二十間、此堀より本丸迄七百間、

平山古城

平山村にあり、城主堀切若狹守種藤と云ふ、小代家臣也、年代不分明、

井手古城

中井手村にあり、城主姓名等不分明、

藏満古城

藏満村に有り、城主年代不分明、

尾形山古城

荒尾村の内にあり、小代八郎築之、

### 六反古城

宮内村にあり、本丸廣さ一反十四歩、二の丸廣さ同前、其内堀切り有り、三の丸の外にも堀の跡あり、

### 袴嶽古城

萬田村にあり、文治元年、八郎行平、頼朝の命に依りて當國に下り、府本村袴嶽に在城し、小代を領し、又屋形山袴嶽に城を築くと云、

### 竹迫上庄古城

一名蛇の尾共云、高さ百三十五間、東西千三十間、南北三千百八十間餘也、大津山掃部亮手鑑に、合志領内總て一萬六千町、永祿八年五月五日、勢汰の騎馬百五十八匹、但安藤氏の馬は除く、歩行共に合二千一人、御幕の内御公方並病人は除く云云、鎌足公十二代の孫齋院次官親能四男、攝津守師員、其子大學師俊、其子安藝守貞房、嫡子太郎師時、合志竹迫城主と成る、二男貞教は、鹿子木寂心が祖也云云、菊池が一族甲斐六郎武本四代の孫、甲斐民部太輔重村曾祖父、武本菊池時隆と家督を争ひ、後に甲斐國へ蟄居せしが、重村尊氏將軍に屬し、肥後還住を乞願ふ、依之肥後國を討從へ、領知すべしと御教書を給

り、肥後守に任せらる、重村悦ひ急ぎ、豐後に下向し、大友が家人等を驅催し、延元三年九月四日、肥後國に討入り、翌日菊池へ寄せんとす、遣兵千五百騎を卒し、阿蘇へ寄せける所、合志鞍嶽の麓にて無端行逢、双方旗手を進め、入亂れ戦ひしが、重村忽ちに敗弊し、從卒多く討せ、這々豐後へ引退き、日向國へ赴き、還住の思ひを止めけり云々、子孫甲斐宗運、御舟古城の嶽下、貞和五年九月十三日、足利右兵衛佐直冬、中國より河尻幸俊が船に乗り、當國に落する、幸俊幸と悦び、直冬を大將として、託摩別當太郎守直、同次郎宗直を語らひ、國中を驅催し、將軍方宇都宮參河守と合戦し、首百級を討取り、夫より宮方鹿子木大炊介貞基が籠りたる、合志竹迫の城を攻落と云、延文五年十一月三日、菊池武光、合志五郎を可責とて、三千餘騎にて向ひけるに、合志郡鞍嶽に雪の積るを見て、

鞍嶽は銀ふくりんか今朝の雪

あられ梨地に見ゆる山形

合志か城に押寄せて攻陥と云、應安七年三月、將軍義滿、菊池を退治として十七萬騎を引卒し、九州へ

進發有り、依之同五月、合志五郎定實、將軍方に降参す、永正二年十二月三日、菊池政隆と、合志藏人太輔隆岑と、一戦に及び、政隆利を失ひ、合志郡久米庄安國寺に入りて腹を切る、法名天仙源祐居士、永正年中、合志伊勢守隆岑、住吉館より當城に移る、八方嶽城主隈部彌三郎親次も旗下に屬す、天文十七年八月、大友義鎮出張し大將には佐伯惟教、志賀親安、同鑑隆、朽網鑑安、以上三備合六千餘騎、合志親爲か竹迫の城を攻屠り、一日に十三度の鎗合、死創九百餘人、此時大友方森迫三十郎十七歳、敵方は山本十郎と組んで、三十郎を討取、三十郎は二本菖蒲の立物に、短冊を付け、一首の歌有り、

命より名こそをしけれ武士の

道をば誰れもかくや思はむ

翌日合戦相止みて、和談になると云、天文二十年八月二十七日、大友義鎮、甲斐宗運を案内として、佐伯惟教を大將にて、合志郡竹迫の城主、合志伊勢守隆重を攻、再三戦ひて城終に不陥、翌日合志降参する處、本領安堵し、人質を出すと云々、永祿元年の比、當城は合志伊勢守隆重在城也、應永六年四月十

八日、龍造寺山城守政家二千餘騎、隈府の城を攻めしが、城主赤星入道道半、小勢にて叶難く、抛命防戦仕る時、市の瀬平野村より廻り、搦手より攻めしかば、道半防難く降参して下城し、人質を出し、其身は合志竹迫の城主伊勢守が方へ引退く、肥前の兵は、城を隈部に渡し歸陣し、右の人質を竹井原にて磔にすと云々、同年政隆大將として三千餘騎、隈部親永を先鋒として、竹迫城を攻むれども、隆重道半強く防きて不陥は、肥前勢は攻あぐんで、引取ぬと云々、天正八年三月、城越前守親賢、合志伊勢守隆重、隈部但馬守親永、伯耆左兵衛顯孝、川尻、高橋等、島津に通じて出馬を待つ、大友方甲斐宗運、同嫡子宗立、手勢三百餘騎、阿蘇家人八千餘兵を帥て、託摩原本庄に發向す、隈本方の諸軍は、白川旦過瀬に支へ、宇土、川尻の軍士は、半田、砥川原、薬師町邊に出張し、合戦して、宗運一戦に勝を得たり、此時合志は竹迫城より打つて出、宗運が後より切掛る可き手合せしが、子細有りて半途より引退く、合志大を怖る、宗運豫て之を知り、竹迫に入置し問者より、合志が宗運が後を討んとする謀を告しければ、親重が押来る道の近村に、犬を多く撃ち吠へしむ、天性故親重引返すと云、天正十二年三月、薩州新納武藏守忠

元、鎌田寛西、梅北宮内左衛門、川上左京を將とし、三萬餘兵、宇土郡の浦に着船し、矢崎の城を攻落し、直に隈庄、甲佐、中山、砥用、御舟に發向す、甲斐宗立、案の外に城を逃げて降参し、木山城を攻落し、木山紹宅も降参す、夫より頓て合志、竹迫の城を攻懸る、伊勢守強く防ぎ、堅く守りて、寄手大勢を討取り、數度追立つれども、終始叶難く降参す、天正十三年、川上左京を將として、當城南手の岩、今石を攻陷し直ちに前んで當城を攻め、西の手は新納武藏、城の方持口は、合志對馬守を將として、長尾周防、眞鍋彈正、同兵部左衛門、吉良丹波、大津次郎太郎、同大和守、同大藏、相原源右衛門、神科石見、五島助左衛門、同藤兵衛、東掃部亮、今村長門、同源左衛門前虎入道、河島新左衛門、古城式部、同山城、同越後、同勘解由、同源左衛門、太田黒民部、板田次郎兵衛住吉、與力の人々には、市原藤左衛門、本田七郎兵衛、宇曾和泉亮、渡邊源右衛門、追間式部、見島駿河、同藤右衛門、後藤主計、木下加賀之介、牟田喜六郎、緒方次郎四郎、平添水民部、大津九郎次郎、同九郎右衛門、關右衛門、同八郎九

郎、須屋市藏、同新九郎、佐藤新左衛門、杉野新五兵衛、立石大膳、弘瀬彦九郎、早田九郎右衛門、大津式部、今村又右衛門、太田善右衛門、兒玉與一郎、荒木與三右衛門、村吉中務、伊津野藏助、同民部、小森田左近、同右近亮、同三郎左衛門、同藤左衛門、井上孫助、長野彌七兵衛、秋岡八郎四郎、三村掃部、吉良助右衛門、大島清左衛門、中原内藏介、中尾民部、柳井田安藝、岩本右馬介、中野勘解由、西和田之助、緒方清左衛門、伊萩小次、別府出羽、早田美濃、同主膳、西山藏助、戸田刑部、水島内膳、上津浦主殿、段帶刀丞、大塚半左衛門、輪奈良八郎、矢野八郎、田中七兵衛、久保市助、藤崎藤右衛門、松本善十郎、新關七郎、大塚宮内、五宇若狹、勝波藤助、田中又三郎、芋野棕之丞、三池能登、芹川右衛門、坂田又三郎、同市正、石原新七、蒲木但馬、弘生修理、青木藤五郎、福代田内膳、秋岡新三郎、溝越小路、青木主殿、山邊與三右衛門、田中藏人、井上因幡、田崎與三左衛門、鳥井助太郎、是等を宗徒の兵として、都合千五百人相向ふ、須屋市藏は、軍將對馬守が前に來り、城越前守島津に與じ、手引して大軍寄

來れり、去る年の意趣も有れば、御免を蒙り、先蒐可仕と望む、對馬對て、存念至極せり、乍去田中、三池、宇曾、三ヶ島の若者、先逢うて先蒐を望む、叶へたる也、依之其次を可勤と制しける、かゝる所に誰とは不知、敵十四五騎追々に馳來り、眞しくらに切懸る、市藏不透陣頭に飛んで出、爰に見むは、薩州へ手引したる人々歟、隼人佐御入りあらば、見参して先年の返禮可申と匂り、斯云某は、箭にて知れやとて、五人張の強弓、羽音高く切つて放せば、眞先に進みたる敵のたゞ中射通して、遙の向に矢は落ちたり、差詰引詰放つ矢に、矢庭に三騎射落せば、双方一同に入亂れ、劔先より火を出し、火水になれと接戦す、軍將對馬は、新納武藏守と無端出逢ひ、聲を放つて戦ひしが、勝負なければ、太刀を捨て、無手と組む、對馬は力増りければ、武藏を押臥せ、腰を探るを、武藏手早く勿返し、首を取つて立上り、大將合志對馬守を、新納武藏討取たりと呼はりける、是を聞いて合志勢、力を落し機を屈し、浮足に成るを見て、藤崎藤右衛門、諸卒を勇て闇の面々退く可らず、大將は隆重ぞと下知すれども、或は討れ或は

落行き散亂す、城内には元より小勢なれば防ぎ難き體なるに左京城内に使者を送り、今度の攻城、強ちに親賢父子を可討結構には非ず、城を受取、御父子を薩州へ伴ひ申さば、復歸城の後榮有るべし、同心なくば不得止、一戰して勝負を可決と云送る、城中には、衆議區々なれ共、此小勢にて敵討拂ひ、運を開くべき事は叶難し、一旦降を乞うて、後日に謀計有るべしとて、主従十三人、弦をはづし軍門に下る、左京は嬉び軍を班し、薩州へ歸りしが、隆重が父仙頼に、坂本孫九郎を差添へて戻して、殘る人々をば鹿兒島へも入れず、白坂隼人預りて、羽繼と云所に置じとて、奥に合志の軍師合志一傳は上京せしが、竹迫の變を長州にて聞き、直に羽繼に馳來る、竹迫には一族打寄評議して、太閤秀吉公近々薩州を可被攻との巷説有故、其時を待ち如くの計略にて、再び歸國あるべしと書中に認め、忍の者を撰み、羽繼に通らせんとす、忍の者は乞食の體になり、隆重塾居の邊りを伺ふを、隼人見咎搦捕、水火を以て責むれども、聊も落さる故、下帯を改むれば、縫込めたるを見出し、鹿兒島へ告げれば、所詮殺すにしかじ



とて、天正十四年四月廿五日、五百の軍士を遣し、一傳は曲者なりと、各短き鐵砲を持たせたり、廿四日の晩景に、隼人方より一人の僧を使として、一種一瓶を送り、永々の滯留を慰ます、隆重方には各自目合し、死の近付きしを察すれども、左あらぬ體に禮謝す、終夜清泉を汲み、佳肴を喫して舞諷ふ、翌れば廿五日の曉に、討手の面々群り來り、早出でられよ、古郷へ送る可き爲、迎ひに來れりと聲々に罵れば、一傳を始め各引導に預る可しと、一同に切つて出で、一騎當千の勇兵、大勢に切つて入り、奮戦して一方を打破り、既に落ちんとする所に、兼て用意の鐵砲にて、一傳を打ちければ、痛手なれば働難く、刀を杖につき立ちたり、討手の者共首を取らんと群來る、其先の兵をかひ抓て中切りにす、此勢ひに恐をなし、殘黨悉く引退く、一傳隆重に向ひて、闕如斯手負討れぬ、急ぎ御腹召さるべし、某防ぎ申べし、今生の暇乞、是を限りと云捨て、又大勢に戦うて、遂に討死する間に、隆重心辭に自殺して、羽織の露と消失せたり、其後一傳が亡魂崇りをなし、種々怪異多き故、神に崇ひて今以靈驗多しとかや、同年五

月、川上左京人數を率ゐ、竹迫に來り、合志の類葉探索し、重寶どもを貪り探り、侵し求め、數品の寶物悉く奪ひとるかや、當城は齋院次官中原親能四男大膳大夫兼攝津守師員、建久年中、當國合志郡の地頭職を給り、關東より下向し、當郡二子村に住じ、今其所を竹迫の城を築く、一説に御領出分村、陣内と云、古城其跡也と云、里俗上の庄を本城と云ひ、原口を新城と云ふ、師員は大友左近將監能直が弟にして、鹿子木、三池同姓、是竹迫氏の始祖也、或時靈劍竹の間に有りと云ふ夢見て、翌日靈劍を得たり、因茲姓名を改め、竹迫輝種と號す、爾來此地を竹迫と稱す、其子竹迫攝津守師能、相續きて合志郡の地頭職として、竹迫に居城す、子孫代代鎌倉幕府に仕へ、北條氏に従ひ、後に菊池家に屬す、師能より十代、竹迫日向守重種が時、菊池家衰微し、重種勢勇微に至り、豊後大友家に降服し、漸く合志の半郡の地頭職と成る、此時に近江源氏佐々木四郎左衛門高綱五代の孫、佐々木四郎左衛門尉長綱、大友の裁許に依りて當國に下向、建武二年、住吉に居住し、菊池家に屬すとも、系圖に見えたり、合志半郡の地頭職となり、眞木村に居城し、平城と云氏を

合志と改む、其後住吉に移る、家族稱して住吉屋形と云、爾來竹迫合志氏を地の合志と云ふ、佐々木合志氏を、下り合志と唱へたり、地の合志竹迫重種、

九東西七百五十間、南北五十三間とあり、  
合志氏略系

○字多天皇——醍醐天皇——敦實親王

一品式部卿——二男 敦信——參議宰相 扶義——章經

經方——佐々木源大夫、從五位下、兵部丞 秀定——佐々木源大夫、從五位下、兵部丞 秀義——佐々木源大夫、從五位下、兵部丞

四男 高綱——佐々木四郎左衛門、字治川先陣、七ヶ國拜領す、

重綱——佐々木太郎、杉山合戦七ヶ度先掛、號野木住高野山門に戦死十九歳

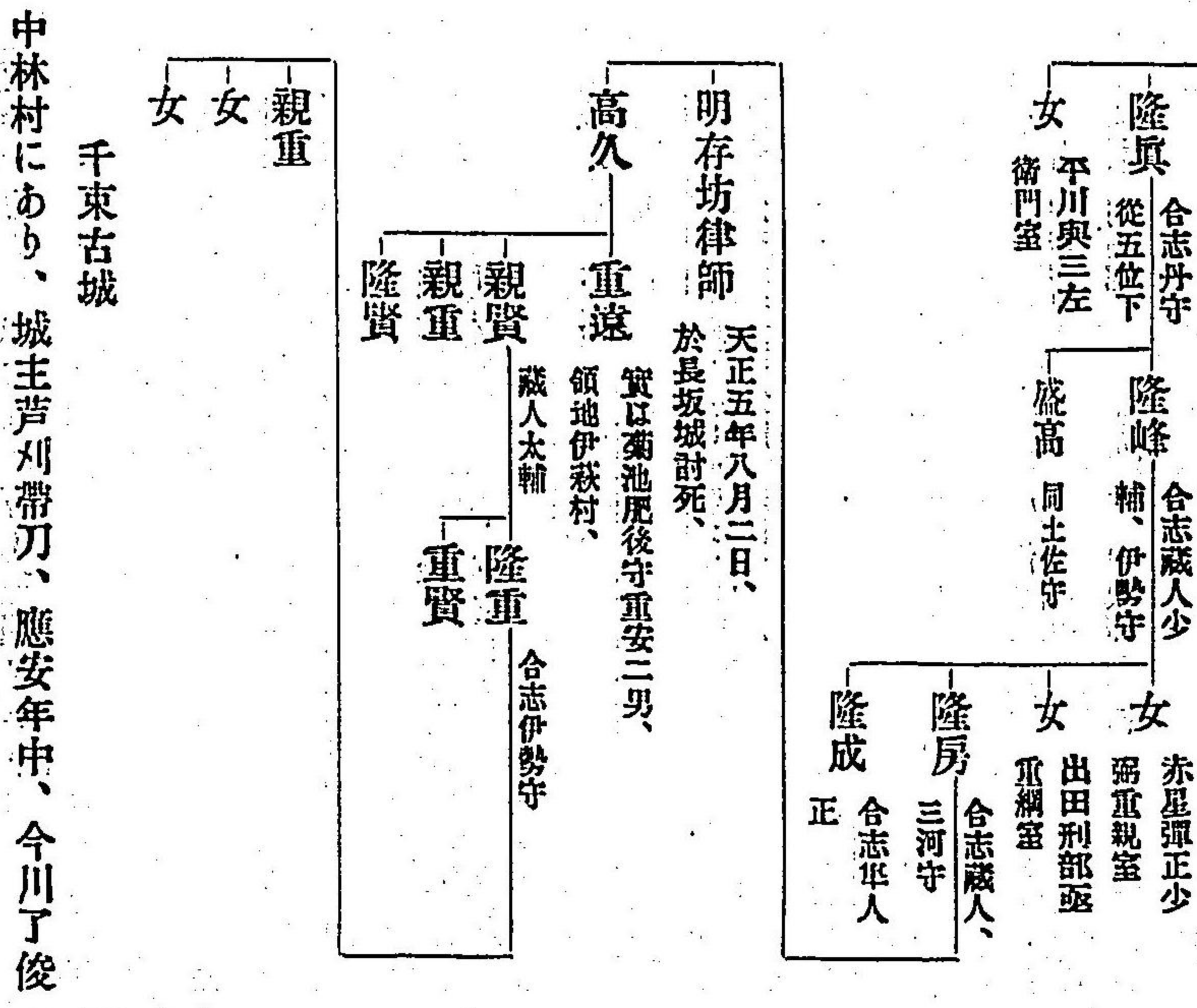
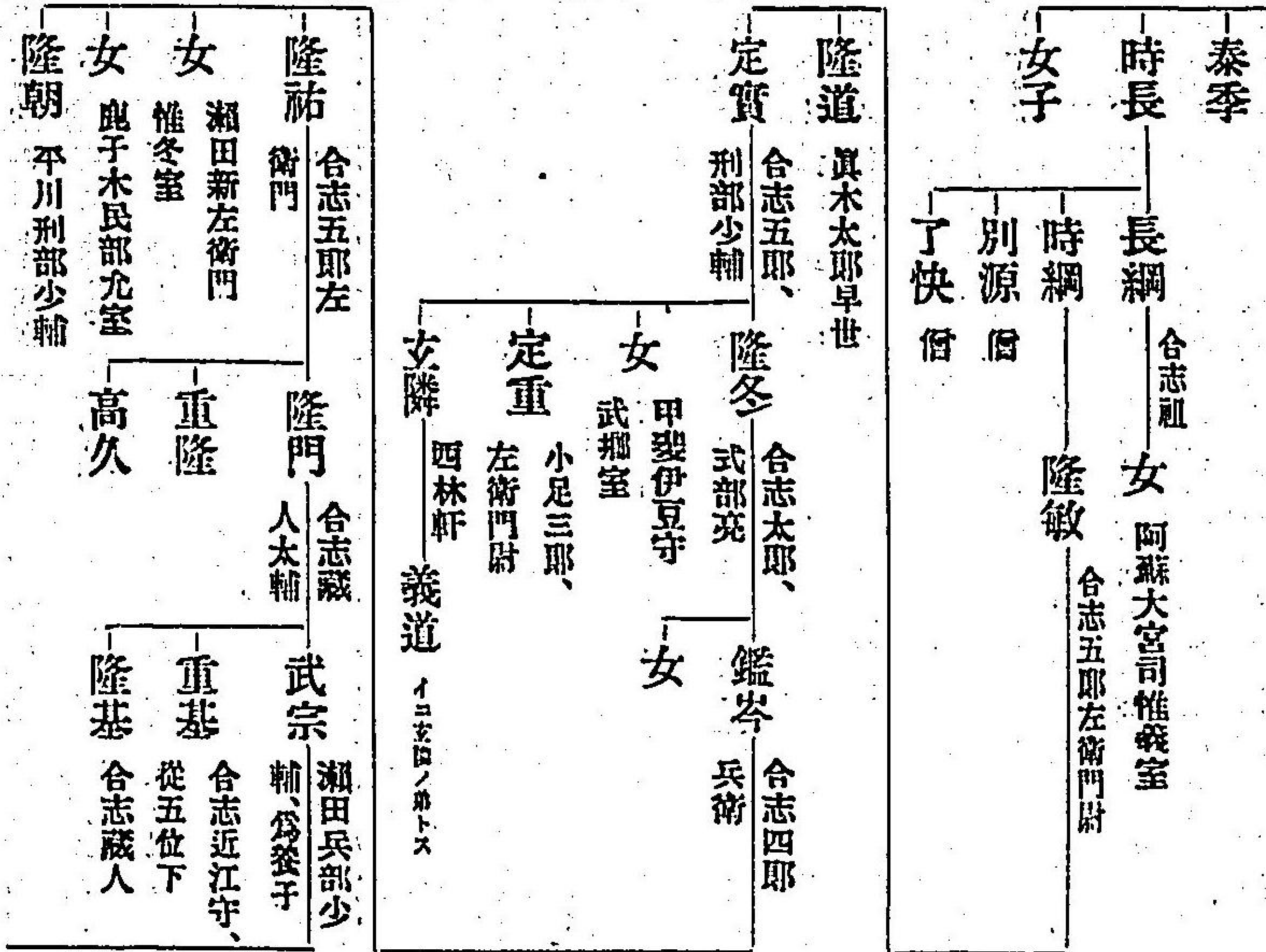
高重——佐々木左衛門尉

光綱——野木三郎左衛門尉、居住于出雲國

泰高——佐々木四郎、左衛門尉 時高——佐々木五郎、左衛門尉

景家——同七郎 泰重——同太郎左衛門 女子

寛正四年三月卒去、其子筑前守正種、其子左京亮忠種、其子駿河守久種と相續き、半郡地頭職として、竹迫に在城す、大友の幕下たり、永正大永の比、久種大友義鑑に近侍し、終に豊後に移居す、其子日向守昌種が時、戸次鑑連入道、道雪に従うて、筑前に在りと云ふ、又合志長綱十二代の孫、合志伊勢守隆岑が時、永正年中、住吉館より竹迫城に移る、其子孫相續いて竹迫の城に居れり、天正十三年閏九月、島津部將新納武藏守忠元、當國隈本城親賢等と心を合せ、竹迫城を攻抜く、此時竹迫親賢、島津が爲に擒はれ、薩州に赴く時、八代大野にて病死す、一書に父仙頓と有るは、親賢の事なる歟、重隆が卒す、事以前段に委し、夫より竹迫城には、新納武藏入替つて居れり、天正十五年、秀吉公征西の日、四月七日、新納等退城すと云々、家紀云、竹迫城は平城也、曲輪一里十七丁、東西千三十間、南北七百五十間、本



菊池攻の時、少貳松浦の軍士、此城を責潰して通れ  
とて攻むるに、小勢にて防難く、又深泥を帯たれば、  
俄にも攻難く、林藪の竹を剪りて埋れども、詮な  
りし故、千束の城と呼ぶとかや、又云、寄手の内に  
一人の老云、つくつく城上を見るに、群鳥怖れ無  
を見て、城内無人なるべしとて、北の手より攻るに  
音なし、門戸を破るに、武者一騎切りて出て、長刀  
を振りて、芦刈帯刀と名乗り、切迫り討死す、寄手  
城中を捜して、老姥一人を得たり、捕へて糺問仕る  
に、初は偽りしが、後に白状して、帯刀は去夜風雨  
の紛れに出城し、今討死せしは、井原喜藤太と云者  
なりといへば、寄手案に相違し、大儀なりと始て引  
取ぬ、始終九日に落城せしゆゑ、九日城と云ふ、又  
姥が城共云ふ、芦刈は爰を去りて、大友を頼めども、  
はかばかしからぬ故浪々す、子孫託摩郡竹宮の民間  
にありと云ふ、

須屋古城  
須屋村にあり、城主須屋市藏と云ふ、城跡の北の郭  
に、花畑の跡とて有之、平城にて藪の内に、堀跡土  
居形残れり、堂町八幡宮の相殿に東帯の夫婦の神

戸有り、右の市藏を崇りたる神體也、  
丸の古城 甘藷四方斗小松山なり、豊  
板井村にあり、豊前城とて有り、城主姓名不明、  
久米の古城  
久米村高請と云町也、城主里前治部と云ふ、年代不  
分明、

飛隈古城  
住吉村にあり、宇多帝の後胤、佐々木四郎左衛門尉  
高綱が六代の孫、四郎左衛門尉長綱、建武年中、江  
州より當國へ下向し、子孫合志氏と號し、住吉に住  
し、飛隈城を築く、初は叡山の間を憚る事あり、且  
菊池家熾んなるに怕れて、勢卑微也し、菊池大友衰  
ふるに及びて、合志家熾んになり、永正の比、日向  
守昌種、豊州に移るの後、伊勢守隆岑、竹迫城に移  
る、古書今に存する者あり、  
文明十三年、隈府萬句連歌、  
月桂初何、見よやなほ月の朝顔花の露 合志太郎 重 隆  
月橋片何、行やらて見るや橋守波の月 合志藏人佐 隆 門  
東嶽古城

大津にあり、大津掃部亮宗連が先祖、大津十郎久連居城せり、然共水遠きゆゑ、後に廢城と云ふ、

今石古城

津久禮村畔、白川の頭にあり、合志家全盛の時、其臣石原狩野介吉利居城して、竹迫南手の防たりと云ふ、天正十三年、薩州島津義弘人數を出し、當國諸所を侵掠す、斯時薩兵川上左京を將として、南の手より攻來る、故に今石城内に持口を定む、石原狩野介吉利を將として、同三郎右衛門、同八郎、眞鍋常陸、弓削主膳、同軍兵衛、渡邊主水、同五郎、同新八郎、本田勘太夫、田次九左衛門、大津掃部亮、太田黒一統、若松孫三郎、野田大藏、加藤丹後、平川内藏、大堀本周防、今村和泉、大島内膳、川久保隼人、長尾清左衛門、坂田勘左衛門、青木與三右衛門、左田忠左衛門、月野大膳、野田忠右衛門、天野源三郎、石原兵部亮、同六三郎、古城出羽、同次郎右衛門、同新左衛門、瀬田四郎、一手の足輕一千餘人相屯す、今其所を今石の堀と云ふ、翌れば三日、何れの月と云ふ事、本番に曙に川上左京總勢を戸島の窪に隠し置き、二三百人を小山塚の邊りに打出つる、狩野介是を見

て、敵は小勢ぞ、後勢の不重先に打散せとて、其先に白川に馳込めば、騎歩一同に我先にと打渉す、薩兵は兼て謀し事故、一揉々んと弱々と引退く、城兵懈勝に乗じ、隊伍を亂して追蒐くる、敵は思圖に引入れ、取て返し取縮みて戦へば、城兵は不意を討れ、じごろに成つて敗北す、本田勘太夫、太田黒小平次兩人は、長刀を揮うて漸く凌ぎ、若松弓削が屋敷に込入りけり、寄手は荒手を入れ替へ入替へ、手繁く射させ切立てければ、城將狩野介創多く被りて、三日の夜死しけり、南の壁如斯一戦に責破り、左京は直に竹迫の城に攻寄すると云ふ、

古城村古城

古城村東山上にあり、文治年中、齋藤別當實盛が子、齋藤尾張守實家、越前國より當國へ下り、古郷の城地に彷彿たりとて、城を築き、古城と呼びて在城すと云ふ、其後の城主不分明、實家が子孫古城村にありと云ふ、

眞木古城

竹迫代家傳に云、近江源氏佐々木四郎左衛門尉高綱、末孫四郎左衛門尉長綱、大友家の裁許に依りて、建

長二年に、合志半郡の地頭職となり、同郡眞木村里俗に居住し、合志民と稱す爾來子孫相續して、住吉館に居れり、合志氏兩家あり、中原姓竹迫の合志氏を里俗地ノ合志と稱す、源姓佐々木氏を下り合志氏と稱す、川久保日記に云、川久保三郎と云ふ者、合志傳にて梅香を固めし者也、彼が世の日記なり、子孫枯木町にありと云、合志家基は、佐々木近江源氏也、叡山の賈物を取立つる役なるに、或時危路有之故催促の使、度重れども不出合、却つて怒り及合戦、敗弊して、他國へ走り、人を頼みて、向後疎略す可からすと肯ひ、復疎略ありし故、山徒集り調伏す、依之様

様崇り有る故、吉良、大林、石坂、渡邊等を従へ、忍んで出奔し、衆徒等の道を遮り塞く故、伊勢路に懸り、播磨より豊後竹田の津に航海して、後當郡眞木村に潜居すれども、叡山の聞えを恐れ、名を隠して、二郎九、三郎九とて、紛居たり、子孫二つに分れて、一つは中窪田に住めり、一つは住吉に移り、是を山の合志、里の合志の分れと云ふ、長綱を祖とするは、年代甚だ粗を知らず、

九萬石古城

中窪田村にあり、合志氏の元祖此所に堀を穿り、大

垣を結びて住める跡なりしを、天文の比、伊勢守親賢、世外となりて後、此所に居住せしと云ふ、

久保田古城

天正之頃、城主稻葉安藝守と云、合志家之人歟、未考之、後改保帆、因幡加藤家に仕官す、

龜城古城

湯舟村にあり、傳に云、仁平久壽之比、鎮西八郎爲朝、當國に下り、暫く在城す、九州の豪士來り攻む、時に爲朝寄手に弓勢を見す可しとて、八町斗隔てて、柳樹に白鷺の宿するを射落す、敵方に此矢を取傳へて、誰か此矢に中て可死と、慄怖れて陣を引く、此時二鹿木川上より二郎兵衛高則と云者、材木を舟とし筏として、夜々城内に兵糧を入れし故、此所を夜船と呼ぶ、謬りて湯舟と唱ふ、今にも逆茂木、矢の根の類、土中より出つると云ふ、

古城考卷之下

目錄

八代郡	宮ノ原	上ノ土	麥島	古麓	平山	平家力城
吉本郡	大野	草場	岡	龍峰	興善寺	
北郡	口黒	同所西	大木山門	吉尾	二見	
同所南	比丘尼力城舊跡千代永本村	田ノ河内	久多良木	舟倉		
田野宇楚	佐敷	同東	伏木	大仁田	市野瀨	
才木	小野嶽	角	高尾	鶴平	中尾	
津奈木	赤崎	水角	河内			
菊池郡						
限府	茂藤里	虎口	出田	菊ノ池	木山	
陳内郡	染土		八方嶽			
阿蘇郡						
内牧	牛ノ頸	野中	二邊塚	高城	北坂梨	
久本野	鼠ノ戸	城嶽	高森	山城	社倉	
茨口	岩ノ神	河上	小鶴	石極	櫻尾	満願寺城力鼻
守護神		湯ノ岳				

動馬木	平江	西原	木戸	下城	為ノ尾
鐘力城	入江	松木	城力平		
球摩郡					
岡本	湯ノ浦	深田	永池	一武	大畑
草郡					
富岡	志岐	城木場	才津	本渡	小宮地
下田	久寶	上津浦	大島子	志梯	大矢野
栖本	中村	一本松山			
附錄					
豊後國之内					
南山	鷺ヶ城	梯野山	鶴崎	鐘城	妙見山
鳥帽子嶽					
凡百十四ヶ所	一尺屋				
總數合二百七十五ヶ所					

古城考卷之下

森本一瑞 輯  
横田氏敦校正

八代郡

宮の原古城

宮原町三宮社の前田畔にあり、城主相良家臣宮原左兵衛尉橋公忠、天正年中在城也、物具して入定すと云、其子十郎公吉十八歳、宇土岩屋の城主、宇土岩屋城跡不詳也、南郷高森城にて討死、子孫猶相良氏に仕ふと云、  
上土古城

上土古城

上土村にあり、城主相良臣奥善寺城代相良伊勢守、與力岩崎主馬忠久と云、

麥島古城

小西行長領の時、麓の城を麥島に移し築く、城の惣郭四百四間、西四百十間、家臣小西美作行重初名木戸作左衛門、或説城代小西者、説にをして守らしむ、行重は行長が弟共云、又前に德淵の海濱、後に球摩川有り、梅北一亂記に云、文祿元年六月、薩州義久入道龍伯の弟、那答院左衛門尉歳久入道晴鏡、逆謀を企て、梅北宮内左衛門、本

郷甚左衛門、谷口五郎右衛門、同因果之叅を討取る、案に城代行重朝鮮に出陣し、留守居、依之薩兵、向へ難き所に、六月十五日に、梅北佐敷にて討れたる由聞えければ、薩兵悉く敗北す、慶長五年、加藤侯の領に至て、吉村左近、蜂須賀與兵衛、野尻九右衛門、在番にて城代なし、同忠廣侯の時は、長臣加藤右馬改て右馬允、元和五年三月七日午の刻、大地震に城櫓崩壊す、同年忠廣侯、大樹秀忠公の受命、城を德淵に移す、

古麓古城

當城は麓村東の山上也、東丸高さ二百三十間、上の曲輪百五間、惣地張四百十二間有り、後醍醐天皇第九皇子征西將軍良懷親王、當國に御下向、菊池より森山御所に移らせ給ひ、建武の初村上顯興、菊池を憑て當國へ下向し、暫く當所に在城して、豊福城に移り、當城には内河彦三郎眞信入道無三、同信定、同忠宗、本郷修理太夫等をして城代とす、尊氏將軍延元元年春、一色太郎入道道獻、仁木四郎次郎等をして、菊池を賣めて、直に内河の城を攻むと云事、太平記に見えたり、此時は無三在城成るべし、内河は村上家臣也、弘治二年の比は、村上顯興在城の事、

舊記に有り、顯興は没後、彼が忠義を思召れ、護國山顯興寺を御建立之事、名傳行録に出づ、村上伯州文明年中迄在城す、長享年中より天正九年迄、凡八十相良七代相續して在城す、天正七年五月中旬、島津義久大兵を以て當國に攻入り、蘆北を侵す、義陽居城麓を出、蘆北佐敷に人数を伏す、然其衆寡敵し難く、以て又八代に飯城すと云、義陽が弟大膳太夫晴高、津奈木在城の時、叛心亂行に依て、當所の小谷に押籠る時に、響野原一戦有之、義陽戦死の由を聞きて、復び叛逆を企てしかば、諸臣相議して生害せしむ、其靈崇り有故、相良天神と號し祭る、其子辰王丸護高十二歳、遁れ出て、蘆北水俣山中に落ち、義陽の首をば飯田山に埋る、同年十二月八日九日、麓の市店を球摩人吉に移す、此時義陽の臣東以伯が事、蘆北の條下に出づ、天正十二二年の比は、島津義久當城に出張し、犬追物を興行すと云、家臣伊集院忠棟入道幸侃を城代とす、同十五年、秀吉公征西の日退去し、秀吉公より佐々成政承り、家士を在番とす、成政落去の時、福島左衛門太夫正則、當城を守り古麓と稱す、亦た山鹿町共稱す、小西行長領知の

時、城を麥島に移すと云、世に麓五城跡を説て、新城、丸山、勝尾、鞍掛、鷲尾と云へ共、今考ふるに此五山の内に於ては、新城のみ城跡と見えたり、五城とは、好事の者の云習はしたると聞えたり、相良氏略系

○大職冠録足 十三代、周頼、右京大夫、遠州相良祖、光頼、薩大夫、實は大庭

祐光、初て球摩、頼寛、比下る、頼景、三郎

二男、宗頼、四郎、山井氏、頼平、五郎、山北氏

頼俊、長氏、頼廣、定頼、前頼

定長、堯頼、長續、爲頼、長毎、近江守

大耶早世、義准、宮内少輔、晴廣、義陽、修理太夫

忠房、四郎太郎、長毎、四郎次郎左兵衛、以下略之、球摩係系也

忠房、早世、佐、實は忠房弟

### 平山古城

高田平山にあり、相良家士東越後在城、早序未天正の比、同臣桑原和泉守廣政在城、島津勢に攻られて退城、又討死共云、廣政嘗て遊舞を好み、落城の後、其子半浪して踊をなして渡世す、是今平山歌舞妓春駒の始とかや、

### 平家が古城

猫谷日添山の上にあり、山頭四也、平氏没落の時、平族隠れ居たる所と云、又緒方某暫く爰に隠れ、五ヶ庄白鳥嶽に落るとも云、

### 吉本古城

吉本村にあり、八代往還東の山也、今本丸高さ六間三尺、上の廣南北三十二間、東西十七間、上の曲輪九十間、地張百三十六間、二の丸高さ四間三尺、上廣南北十四間、東西十間、上の廣曲五十間に七十間、建武之比、村上伯耆守顯興の臣佐々木宮内左衛門吉廣城代たり、伯耆巻に、八代岡の城代吉廣と有り、然れば吉本の城は、其後に築たるや、天正の比は、相良家臣東掃部介城代と云、

### 大野古城

菊池家臣木野氏代々居城と云、木野親則、永正二年、

### 菊池義宗護依を信じ、隈府に招て、親則主従九十六人、一人も不殘討取る、此一件を、木野殿崩れと、

琵琶法師謡ひとかや、其後東氏城主となる、東上野子伊勢守と云、其子掃部亮と云、天正九年の冬、響野原一戦の日、一方の巨魁として、軍士千五百人を領して、松尾の城を攻んとす、城將伊津野山城守討出て、日和瀬河原にて討死し、即日伊津野四郎左衛門掃部を討取ると云、又一説に、天正十年、薩摩勢責破る、亂れ橋の軍とは此時也、島津が勢寄ると聞、掃部家士拵、早尾に出張して防戦す、東が先驅の士悉く討死す、拵の橋、左京が橋とも云、早尾追戸口に人塚とて、戦死の者を埋めし所あり、大塚二つ皆朽骨也、城内より薩摩口の表を、第一と防し故、敵裏手に廻り、直に本丸を破る、東掃部も討死す、重代の家士袋田、高橋、日瀬、筑間など、勇士出て討死せし故、城内無勢也、今に鉛玉地中に朽て多く出づ、狭く築添しを新城と云、大野、吉本共高津賀又作とも云、八代高塚城主木野對馬守親則は、菊池氏の末裔にして、菊池家二十六代義武の老臣也、天文二十年の比、忠謀の事に依て却て義武が爲に誅せら

ると云、

### 草場古城

早尾村にあり、天正の比、伊賀野次郎、同三郎、島津勢に攻られ落城と云、古墳あり、伊賀野は強弓精兵也と云、伊賀野先祖は、平宗盛の臣伊賀野十兵衛宗清と云者也、平氏沈落の後、當國に下向して住居せりと云、

### 岡古城

村上顯興家臣、佐々木宮内左衛門吉廣在城、同顯孝佐々木刑部吉重在城すと云、吉重は吉廣が未葉なるべし、又一説に、相良家臣佐々木宮内左衛門高光、天正十年の比在城と云、又伯耆家の臣と云説もあり、按るに、佐々木宮内左衛門高光は、相良の臣にあらず、又天文の比には非ず、村上顯興八代在城の日、一族佐々木高光を岡の城主と云事、伯耆巻に出たり、

### 龍峯古城

龍峯の絶頂なる所を云、鎮西八郎爲朝居之たりと云、爲朝の馬蹄石ありと云、

### 興善寺古城

興善寺村にあり、本丸高百十間、上の廣東西十四間、

### 田の浦古城

其始を不知、里俗上の城と云、建武の比、村上顯興八代在城の日、其臣進悪兵衛實春城主たり、進氏は那和の寄一家と云、其後城主未考之、天正十六年、加藤家領の時、加藤與左衛門、當城代と云事は甚だ謬也、其比與左衛門は、佐敷の城代にて、當所の事を兼帯せし成るべし、文祿二年の夏、朝鮮征伐の日、與左衛門重次、彼地に軍立し其隙を伺、薩州梅北盛定、佐敷花岡が城を奪時、本郷甚右衛門、矢崎内蔵介當國に西領分八代麥島の城を伺ふ所に、盛定が討れたるを聞て、八代より引返し、雜人は船にて戻し、當所に來て、佐敷の様子を聞繕、梅北等に與

### 葦北郡

南北十六間、郭四十八間、近所の山三百六十間、二の丸高山形に四十六間、上の廣十間十六間、曲輪四十三間、總地張三百四十間有之、村上顯興家臣本郷市正忠行在城、永祿天正の間は、相良伊勢守城主となり、本城に居れり、其弟越中守は本城の西に居る故、越中が城といひしを、御當家御入國より本城と云、南なるを新城と稱すと云、

せし者には非ず、名古屋より交代して歸る薩摩の人  
敷也、此段佐敷へも申さるべしと、山伏を以て常地  
の大庄屋助三郎に斷り、案内を取て佐敷に越え、向  
へ町に至る時、球摩より来りし佐敷への援兵、端な  
く出合、一人も不殘討取、甚右衛門は陸地より田浦  
に来る時に、赤松に陣せしを、助三郎、郷中の男女  
に下知し、一人も不殘討殺す、甚右衛門をば、助三  
郎馬上より鎗付しに、突れし鎗をたぐり来れば、助  
三郎共々に刃倒す、時に鬼塚藏人落合で、甚右衛門  
が首を取る、赤松坂の山下路傍に埋む、一株の松今  
に存す、其外の者共も路傍に埋め、一塚の苔底に名  
を埋むと云、此時田浦に城代あらば、何ぞや助三郎  
一人のみ下知せん、此助三郎が先祖は、堀川右大臣  
俊房公の嫡孫、桧前政九八代の郡司として當國に下  
り、其子孫建久三年芦北七浦を押領して、代々當所  
に在城すと云、助三郎子孫、今大庄屋たり 村上顯興の一族進實春  
は、別に城を築て居りしにや、

口黒古城

田浦氏代々在城す、桧前政應年月に罹の子孫、田浦と  
稱す、相模守實俊と云しも、右同所に在城と云、田

同所西の古城

相良氏領分の時、此石城を築き、番勢を入置、定め  
る城主はなし、

大木山門古城

田の浦の内猪野山村にあり、田浦相模守俊國、數代  
在城と云、年序不分明、

吉尾古城

吉尾村にあり、相良家臣吉尾大學在城す、年代不分  
明、

二見古城

村上顯興八代在城の日、家臣村上太郎イニ小 與善在  
城と云、其後勝田大和守宗房在城、一説會田大和守  
と云、又園田大和守と云、此三人名同じ、名字も似  
たり、同人歟別人歟、不分明、

同所南古城

永祿の比、相良家臣南下野守在城と云、一説に南大  
和守在城と云、同人が父子歟、未考之、一説には會  
田大和守在城と云、不知是否、嘗聞菊池十四代肥後  
守武士、大智禪師の勸に依て、叔父武重に家を譲り  
世を捨、隱遁して祖禪と號し、勝遊の地を撰んで、

浦の風光、四山繋り繞て、灣々たる曲浦、海山河溪  
墨に入る、古所謂野坂浦、野坂里と云は、即ち此浦  
歟、當所石貝あり、俊頼家集うつせ貝の歌は、此石  
貝なるべし、政應の子孫、芦北七浦を領すと云、日  
奈久、田の浦、津奈木、佐敷、湯の浦、水俣、百濟  
木也と云、獨り田浦のみ相續して、當城に居れり、  
今の邑長田浦助兵衛、其裔孫也、

田浦氏系

天智天皇三十餘代堀川右大臣 俊房嫡孫 建久三年芦北

○俊房

桧前政九

七浦を領す

是治 安次 安國 國恒 國吉 國清

國直 元國 長國 兼國 國堯 國宗 田浦相

模守、田浦の城主、薩州勢と戦ひ討死と云とも、幼年より山奥に閑居す、何某の時より城主と云事不分明、

長國 正成

助兵衛、文祿二年、於赤松坂、東郷甚右衛門を討取、其後も薩兵を追退、慶長の比、難劫を辭む、仍て加藤家より高十石を賜ふ、

武俊

助兵衛、寛永十五年七月、從御當家百五十石を賜、代々相續す、

當所に居をこめしこ也、今の松吟庵 其遺跡也と云、  
又當村の北に、君が淵有り、芦北郡中無双の絶景、  
要害堅固の地也、山上をば錢龜檀と云、又一説に、  
二見南の方にある古城主を、南安藝守種重、北の方  
に有る古城主を、勝田大和守宗房と云こと、不分明、

比丘尼が城跡

日奈久又火名後、又湯の里と云、當國五ヶ所の温泉  
とは、山鹿、垂玉、杖立、栃木、當所也と云、寛文  
年中、

國君命を下して大舎を構へ、三等の涇渭を分ち、日  
夜の制有り、那和氏の私記に、益城郡豐福の城主伯  
耆守顯興、芦北郡湯里に寓す、時に田浦の城主進悪  
左衛門働勞使价して駕を招く、然とも顯興不狂駕、  
故に進氏憤事有り云々、進氏は村上の族、湯里は  
今の日奈久也と云、進氏系圖を考ふれば、村上は一  
族とは不見、實名は國堯と云、初の名は田浦左衛門  
太夫、法名榮寶慶秀と有り、伯耆物語には、進眞弓  
は寄一家とあり、何れか不知是、山上に舊時薩州本  
郷能登と云勇士出張討死の後、其母妙珍比丘尼、三  
年此所に在陣し、岩を構へて居たりと云、古人の口

碑、年代等不分明、

千代永本村古城

右同所にあり、相良家臣桑原能登在城す、永祿年中、同邊田の河内城主村上家臣、園田伊豆入道宗林在城せしが、或時宗林二見城主南大和守と示し合、桑原を討んと議る、南も相良家士なれば、桑原に隔心なけれ共、宗林に余儀なく頼まれ一味せり、宗林は無下に小身なる故、頼しとこや、宗林入道士卒を催し、夜中に桑原が城に押寄せ攻奪る、能登は不思議とも、事共せず、鎧を捨て真先にいで、宗林を手下に突伏首を取り、主従八人、八面に切立れば、敵兵は大將を討せ、縦横に擾亂す、桑原は急難を遁れ、剩宗林を打捕、翌朝未明に田の河内城を乗取へことと、馬上に鎧を掲げ、真先に前み行く所に、宗林が被官本山仙左衛門、麥隴に潜れ居て、唯一矢に胸板を射透しければ、能登屹と見て礎と白眼み、己れ下郎、我を害す、子孫七代崇るべしと、齒を切て嗔り死す、仙左衛門は、唾を傳ひて逃失ぬ、能登が従士追々に馳着て、麥隴を搜せども、行方不知、故に死骸の前に集り、従士十二人腹を切りしこと也、古墳千代永に

存す、小鏡には、日奈久城主山崎伊豆と有之、此城要害不堅固

田の河内古城

村上家臣園田伊豆入道宗林討死の事、前段に有之、年代不分明、後に阿蘇家臣草壁文右衛門城主たりと云、不分明、子孫は日奈久町西寶寺と云、

久多良木城跡

日羅百濟國より歸朝して爰に居、故に百濟歸と書と云説有り、當村に城跡所々にあり、其主未考之、數代相良の領分也、永祿天正の間、相良家臣深水三河守宗方領知なりしが、爰に入道して休甫と號じ、津奈木、水俣に城主として、武を張り文を嗜て、名譽を顯し忠節を專にし、終に世塵を避て、此地に歸隱すと云、當城は宗方入道休甫と云、一説愛甲尾張守とも云世談に百濟來の七秋とは、麥秋、鶯秋、楓秋、米秋、漆秋、麻秋なり農桑の事繁く、豐饒の地也、今は久多良木と書、

舟倉古城

舟倉村にあり、相良家臣愛甲尾張守常吉在城と云、

田野宇楚古城

城主姓名不分明、

佐敷古城

花岡城共云、佐敷古は佐色と書、和名類聚抄に、桑原郷と云、佐敷の北田浦の南佐敷太郎坂あり、所謂野坂成べし、佐敷山の垂尾にある坂なれば、たれを坂を轉して、土俗太郎坂と稱する成べし、赤松、津奈木も太郎坂と云、佐敷山の垂尾坂、即ち野坂也、里と云分て、野坂の浦を云、田の浦なるべし、此所に石貝有り、

芦北の野坂の浦のうづせ貝

妹脊をなへて幾代經ぬらん

俊頼の歌に因れば、何れ田浦を野坂の浦と云成べし、當城其始を不知、建武の比、村上顯興當國に下り、八代に在城し、當所に砦を構へ、一族上神出羽守重光をして守らしむ、其後を不知、永和二年、菊池武政打出、筑後半國肥前の内所々を切取る、豊後にも折々出張し、大友親世防戦數度、勝利なく既に府内にも攻入故、薩摩の島津、肥前の大村、筑前少貳牒し合、三方より勢を出し、當國に打入由聞えし故、武政急ぎ本國へ歸り、薩兵押へ擊退げば、肥筑勢は怖に不足とて、城三郎を大將として、逞兵三千餘騎

を相添、同國佐敷にて合戦し、薩兵を追退く、肥筑の兵は案の如く、不戦して本國に引退と云、應永十七年、菊池武朝病死し、其子肥後守兼朝武威を齎ひ、河尻實照と戦ふ、實照が臣佐河田玄蕃、反忠して兼朝勝利を得、兼朝後に世務を厭ひ、佐敷山中に住し、六十二歳にて卒と云、永祿五年、薩州島津家臣梅北宮内左衛門、文録の梅北が父敷當國に打入り、水俣次郎卿方を先手として、二千餘騎佐敷太郎重家が城を攻落し、重家討死す、其後相良家領分となり、天正七年、島津修理太夫義久、人數を率ひ當國に討入、相良義陽を攻んとす、先陣は錢龜が尾に今考に屯し、義久弟兵庫頭義弘能群に向ひ、島津右馬頭幸久等は、今考に輕石の尾に陣す、義久は水俣に在て、諸所の砦を攻しむ、義陽八代を出て、佐敷に兵を伏せ、接戦數度に及び、勝敗未決とも、元より衆寡敵し難く、義陽は八代へ引歸すと云、天正の初より、相良領分となり、定れる城主もなかりしが、同十五年、秀吉公征西の後に、當國を佐々成政に給れども、我意に依て國士背き、一揆蟻の如くに起る、此時島津義久が家士伊集院右衛門太夫忠棟、在大阪なりしを召れ、



肥後一揆を可鎮由の命あり、此時義弘への書簡云、肥後表之儀、以御書被仰出、被差下伊集院右衛門太夫、於模様は委細被仰合候、有御相談、御行等肝要相心得可申入候由、始末相見御書候間、不能詳候、恐惶謹言、

石田治部少輔三成判

長岡兵部入道玄旨御判

十月廿三日

島津兵庫頭殿

如是台命に依て、義弘率人数、大口まで出張す、成政台命とは不知、猥に境を侵すと心得、若北の防を相良義房に頼し故、兵を佐敷津奈木の兩所に遣し、島津を防て守之、然れ共義弘不和と聞し故、人数を人吉に引取しとかや、同十六年五月、成政伏誅の後、加藤家の領となる、城代加藤大和重次後改與左衛門、本姓谷、生國江州人也、與力には坂井善左衛門、井上勘兵衛、安田彌右衛門、天野加右衛門、井上次郎兵衛、村田九右衛門、井上勘右衛門、田中善太、加藤重次隊下と共に朝鮮に従軍し、坂井善左衛門、井上勘兵衛、安田彌右衛門、井上彌市四人のみ、留守兵として、其外被官奴僕二十人にも不足、殊更勘兵衛は、同郡小田浦に居

住せり、然るに薩州島津郡答院歳久入道晴鏡、同國湯の尾外城持梅北宮内左衛門平盛定、知行七百石、中將維盛の妾也、平氏没落の時、福原として、乳母濱に當國八代郡に來り、宮原三宮社の社職を頼み、成長の後、薩州に赴て湯の尾に住し、外城持に密謀り、當國八代佐敷の無人を伺ひ、本郷甚右衛門を八代へ遣し、宮内左衛門は佐敷に來り、名護屋へ交代の人数、汐待して海路を可行と詭りて徘徊し、人数の揃を相待、文祿三年六月朔日卯の刻に、都台七百三十餘人、城に押寄、盛定前んで大音揚、留守居の面々、唯今城を渡さるべし、否に及ばざ、焼落すべしと罵りける、留守居の者共、大に驚、いかゞはせんと啖しが、焼落されては不叶と、人與左衛門が妻子を始め、城外中村の客屋に片付、深水喜兵衛を附置、若梅北を討損せば、妻子を害し火をかへしと云合、城を開て梅北に渡し、四人は直に梅北に降参す、梅北悦び、四人の者共を、無二心者と賞して召使ふ、四人は様々謀慮を廻らし、或時四人、盛定に云けるは、當城は我々無異儀、如是なれば努々氣遣あるべからず、本郷甚右衛門方無覺束、人数を分け助勢あらば可然とす、ゆければ、梅北四人の面々無二心の體故、心をゆるし、尤も同じて、人

數を分ち、多は八代へ差遣す、同十五日、四人の者共酒肴を携へ、入城の賀儀を祝す、盛定大に喜悅し、艶女井上が召仕婢女也を呼て酌を取せ、順逆數獻に及しが、安田は其日、南の方杉本山の境、堀切を深すべしと奉行して、其座になし、坂井、盛定に願て安田を城上に召出し、盛定、安田に盃をさす所を、坂井初太刀を盛定に切付、勘兵衛不透二の太刀にて仕留め、大手の櫓に走り上り、只今梅北を打取たりと呼りければ、本丸に在り合ふ梅北が者共、あはてふためき、折節炎暑を凌んとて、佐敷川に游泳し、又は市店に居る者も、丸裸にて酒を飲み、焼酎を酌て暑を紛れ、思ひ儲ぬ事なる故、赤裸にて刀を捨、山林に逃隠れ、暫く命遁れ援かるかど、這廻計りなり、盛定が弟民部盛行は、漸々城に駆着んとせし所に、平等寺杉本院の仁王を見て、敵ぞと思ひ放つ、今に仁王の胸板に射込し矢疵有とかや、城に駆入んとすれども、門を堅めて入事不叶、終にはこゝにて討れける、其外の殘黨をば、湯の浦、津奈木、水俣の終道、野山をつたいて逃廻るを、老若男女出合て、奈刀鎌、力ら竿、棒、棒、齋口、熊手の類を以て、追詰追詰

一人も不殘打殺し、盛定が首をば、湯地坂の山下に獄門す、四人の者共、豫て人吉に加勢を乞し故、相良留守居より、人数上下六十餘人差遣す、折から梅北を討し時に、向へ町に控へたり、向町にて一番に敵を討しは、覺玄と云者也、斯く四士より、此旨を隈本の留守居へ達し、名護屋へ召招かれ、善左衛門を御前に召れ、今度の計略にて、城を速に取返し、剩賊將梅北兄弟を始め、悉く討取事、莫大之忠勤也とて、甚だ感じ思召、御盃を給はり、感狀を賜はる、今度梅北初逆徒等、悉く刎首之條、神妙之働、無比類思召候、依之、淺野彈正少弼被仰付、御人数被差遣候、其元惡逆同意之族尋出、可加誅伐候、猶長束大藏大輔可申也、

八月二十二日 御朱印

坂井善左衛門殿

慶長五年、石田三成、宇喜多、島津、小西等、濃州關ヶ原一戦の日、薩兵當城攻撃の巷説有之故、加藤大和、井上勘兵衛等、二十餘日籠城す、加藤家の時、長尾愛蔵寺兩城の城代たり、尾撃前佐敷城代

同東の古城

相良臣東藤左衛門、同新左衛門城代たり、年序未考之、同所千代村は、東藤左衛門嫡子乙千代丸が館の跡と云、不知是非、今八千代村と云、

大仁田古城

大仁田村にあり、相良家士大仁田玄蕃在城す、又肥後玄蕃と異名すと云、年代未考之、

市野瀬古城

市野瀬村にあり、城主相良家士市野瀬與三左衛門宗氏と云、年代不分明、

才木村古城

才木村にあり、城主姓名不分明、一説相良家士安永兵部左衛門と云、此邊にあまつけの岩とて、巖泉絶景地也、

小野嶽古城

湯浦本村の内にあり、小篠の城とも云、山上水有り、柳平の西拵村の東也、城主島津家臣二階堂阿波と云、

野角古城

野角村にあり、宮崎城とも云、相良家臣犬重丹波守、或は鬼塚七右衛門守之とも云、

高尾古城

大野村の内、桑澤見村にあり、城主相良家臣酒井藏人と云、

鶴平古城

岩群城とも云、岩峰城とも云、又久木野城とも云、俗説薩州より城を築き、勢を入置じとも云、又久木野四郎と云者居城也、或説相良四郎と云、又相良駿河守頼雄居城と云、何れか不知是非、

中尾古城

久木野村の内、古里村にあり、城主相良家臣薙刈左兵衛と云、島津家臣とも云、

津奈木古城

高さ百間、周廻千三百間、南北二百五十間、東西二百間有り、建武年中、村上顯興八代籠に在城し、當所に城を築て、一族加悦越前守泰行、三谷丹後守行長、竹萬半内兵衛氏安等をして守らしむ、其後永祿の比、相良家臣東右衛門佐、元龜の比、東尾張守久長と次第す、其後深水三河守宗方入道休甫、天正之初、相良義陽の弟大膳太夫晴高在城す、然ども、晴高叛逆を企て亂行甚しき故、八代城下に押籠置、其跡暫く番城とす、一書有り、如左、

今度到津奈木、百日可被相勤之由、可然候、仍而向後扶助之事、於有知行者、不可有無沙汰候、旁無緩御心懸肝要候、以上、  
五月一日 義陽判

山崎武藏守殿

其後深水宗方入道休甫再住す、天正九年、相良義陽討死の後、義陽の嫡子長房、幼弱病身成る故、東以伯と計りて、家事を整へ人吉に移らしめ、長房天死故、二男義房を守り立、秀吉公天正十五年の夏征西日、奉迎て家系を全うし、秀吉公甚だ盼願し給ふ、其後休甫は、古郷百濟歸に飯隠し、風月を弄して死すと云、天正十六年、加藤家領に成て、平野五郎左衛門長時、是は平野安次の一族也、竹内吉兵衛屋次、其姓を不知、小代下總は兒玉黨にして、玉名郡筒楯の城主也し、森本儀太夫一友は、右京太夫季國が嫡子にして、加藤家草創より爪牙の臣として、武者奉行を兼帯し、治亂を謀り、朝鮮所々功有り、世の知る所故略之、以上皆城代也、其後加藤内匠、八木勘兵衛、松本次郎助、山内越後、三河彦右衛門、慶長八年より、筑紫四郎右衛門等、組の士七十六人、交

々城番と云、山本郡内空閑佐鎮當城にて討死の事、山本霜野古城の條下に出、深水休甫は、一子津之介宗滿、南郷高森城攻の日、津留大藏と戦ひ討死す、休甫追悼、  
一もこの花にあやなや春のかせ

土俗傳て云、古來此城攻れども遂に不陷、希代の名城也、依之鶴の城と云、

赤崎古城

津奈木赤崎村にあり、城主不分明、

水俣古城

和名類聚抄に、水俣郷あり、鎌倉實記に、水俣四郎有り、太平記に、水俣の名有り、宮方の端城なる歟、姓名未考、村上顯興八代在城の日、家臣本郷式部太輔家久、當城を守る、此本郷氏は、天武帝の庶裔、櫻町權太夫、右家武者所の的孫、從四位下右馬太夫右宗の末孫にて、伯耆家寄一家代々の長臣也、菊池六代肥後守隆直、筑前國原田太輔種直、銚楯に及び、相率從兵、菊池五郎隆澄、阿蘇大宮司惟安、木原次郎盛實、山鹿太郎重光、山崎六郎重兼、鹿子木三河守正廣、大町次郎、宇野七郎、出田遠江守、山本將

監、水俣四郎、以下七百餘騎、原田敗走とみえたり、治承壽永の比也、天正七年五月中旬、薩州より新納武藏忠元、三千餘騎にて當國に亂入し、島津義久も大軍を卒し、相良義陽を討へしとて、當國に討入り、諸所の砦を賣、大軍かこんで籠島の如し、相良臣鏡田信濃守、高橋駿河守、宮原左衛門等、手を碎き防戦す、義陽は自ら大軍を卒ひ、居城八代を發し、佐敷に伏兵を設け、急に起て薩兵の先陣を蒐立る、然ども、島津の本陣は少も不崩、義陽は本城に引籠り、島津は軍を班す、同年八月二日、島津一族伊勢守忠春を大將として、鎌田、樺山、伊集院以下八百餘騎、蘆北表に打入り、手分けして當城を攻む、城將は義陽の家臣、深水三河入道休甫也、小を以て大を防ぎ、堅固にして城不落、寄手攻城の暇、連歌茶會して軍勢を慰す、如何成好事の者か、矢文に

秋風にみなまた落る木葉かな  
と云發句して、城内に射ければ、  
よせてはしつむ月のうら波  
と云脇句を射返したると云、城邊に月の浦と云所あれば、一入興せしと也、攻城日を歴れども、寄手利

なく、刺寄手の大將春忠を、休甫が與力東喜三左衛門、同萬左衛門等、川中にて討之、犬童美作、深水彦左衛門、奮戦して功を顯す、此時肥前國島原城主有馬左衛門佐義純、島津家之援兵として、數百の艦艘押來しが、月の浦、美作島、古路島の澳、暴風俄然と起り、怒潮忽ち舳艫を碎き、兵卒悉く漂没す、其後義久檣を走て、伯耆左兵衛顯孝、城千郎太郎を語らひ、人數を合せ、三方より一同に、蘆北を賣へしとて、宇土、隈本の人數向ふ由、浮説區々止事なし、依之、義陽八代より、後藤雅樂介、渡邊河左衛門を使として、薩州へ遣し和談を計る、義久容之て和談しければ、義陽嫡子四郎太郎を、加久藤越より横川、加治木を過て、鹿兒島に遣す、義久甚だ悦び、家名舊用の一字を與へて、忠房と名乗らす、忠房は大口を経て、當國湯浦に出、八代に歸城す、島津相良和睦しければ、爭鬪聊か靜り、休甫元より惟風月嗜み、戰諍を厭ひ、同郡百濟歸は、元來の領知といひ、山間溪流の地なれば、折々勝遊し、明月積雪に心を澄せしとかや、又城邊に、肥前陳、筑前陳、宇土陳、球摩陳杯云所あるは、天正十五年、秀吉公薩

州責の日、諸軍の陳せし所也、會て相良義陽の弟、大膳太夫晴高、於八代生害の後、其一子辰王丸護高潜に入代を出て、當所の山中に潜れ、樹下叢底に潜み、夜毎に出て民を惱まし暴惡す故、深水合右衛門搜出して害之、其靈祟りある故、小祠を立て龍王に崇る、今存于南福寺後山、當城加藤家領分の時は、中村將監をして守らしむと云、天正十五年、秀吉公征西の日、休甫幼主頼房忠房を進めて、秀吉公を奉迎、頼房は殿下の御先驅として、薩州に入り、休甫も御馬の後に從ふ、薩州千代川にて休甫を召れ、  
燈のはなにかゝるなみかな  
と仰ければ、休甫取あへず、  
鞍馬よりながるゝ水はちからかは  
と御請申せしと也、殿下は島津降參後、日州、豊州を経て、當國阿蘇、小國を通り、南の關に着陣まじまとして、休甫を上方へ可被召連旨也、休甫は、紹巴に憑て、某は相良譜代の士也、願くは可蒙恩免と辭退す、殿下休甫を召て、汝筑紫に馴て、花浴を不知哉と宣ひければ、  
うつ蟬の羽よりも薄き身を持て筑紫よしとはいか

がいふべき  
御暇を給り、頼房の供して水俣にかへりしと也、一年義陽の妻室、難産に臨み、醫療寸効なく、危かりしに、休甫、  
露落て其まゝかろき小松原  
と發句して、言下に安産なりしと云、或説、此句は征西將軍懷良親王の作と云、休甫此節思出せるにや、球摩郡の野人、今に此句を産に張て得功者多と云、  
相良氏深水水俣

○兼足 大職 不比等 武智磨 乙磨  
右大臣 右大臣 左大臣 右大臣  
足公 雄友 第河 高扶 陸奥守  
兼輔 中納言 維乙 宰相 乙包 少將信濃 遠江守  
爲時 正三 時文 宰相 時信 伊豆守日 維永 從三位  
維雄 武藏工藤  
維兼 相良宰相 周頼 右京大夫 光頼 藤太右京大夫實  
上總介 伊東八郎祐光子

賴寛 藤太 賴繁 大膳 賴景 相良四郎、建久四癸巳年下  
太夫 賴景 向肥後、同九戊午年入球摩、

長賴 三郎 賴俊 六郎法名 長氏 六郎三郎  
迎蓮 法名蓮通 祐長

賴廣 彌三郎

定賴 兵庫九、法 前賴 近江守 實長 兵庫九  
名契阿 法名立阿 法名實阿

前賴 近江守 堯賴 三郎 長賴 左近將監、法名  
法名水德 法名大喜 實山道珍

爲續 三郎左衛門尉、法名蓮舟、長祗 太郎 義滋 宮内  
八代背北球摩三郎領之 少輔

法名了德 晴廣 左兵衛佐、法名 義陽 從四位下修理  
永幸 非山蓮慶 大夫、天正九年

巳年十二月二日討死、歳三十八、  
法名柳江院越江蓮芳、 長每 宮内少輔左  
兵衛佐

賴高 大膳太夫、天正九年巳 護高 天正十年十月、於  
十二月、於八代生害、 水俣、深水右衛門  
討之于時十七歳

通賴

深水帶刀、深水三河守賴方入道宗方爲養子、有  
戰功、後改水俣吉左衛門、薩州島津勢相戰討死

賴寛 壹岐守 遠江守 賴高 志摩 賴以 近江守  
始長武 賴福

賴元 深水紀伊介、後水俣吉左衛門、慶長三己丑年  
七月廿四日病死、八十二才、法名教珍、

賴氏 紀伊介、後水俣吉左衛門、寛永十五戊寅年七  
月、賜領知百五十石、

賴秋 水俣久平、後吉左衛門、肥前有馬有戰功、  
延寶六年七月十七日死、法名圓入、

賴家 水俣紀伊介、後吉左衛門、延寶六年二  
月十九日死、

賴胤 水俣吉次兵衛、後市郎右衛門、正徳二壬辰二  
月十日死、法名登了院色器教空、

賴護 賴甚 水俣吉左衛門、宇土郡浦住、郡  
浦淺右衛門嫡子

河内古城

深川村の内、才河内村にあり、相良氏岩にて、定ま  
れる城主なし、また島津より、當城并岩群の城に出

張せし事あり、岩群は今久木野手永岩峰城の事也、  
佐々傳配には、豊河内と書けり、寶河内、又方河内  
とも書き、とよかはちと云所名は無之、

菊池郡

隈府古城

無雙の要害也、守山の城共云、世に隈府の城と唱れ  
共、高野瀬村正觀寺村の内也、東西四十四間、南北  
百四間高二十間四尺、但釣瓶落地形より六十間、山形  
也、上の郭二百七十六間、下の郭四百四十間、東北  
の間九十間、東北に山有り、城跡より三間高し、惣  
郭東大梯村の下牛谷谷より、土豐水村の下を境、南  
は菊池川を限る、北は追間川を限り、西は立石村の  
下半田より、深川村の下今の熊本への街道を限て、  
城中也と云、北後茶臼山の根を、内裡の尾と云、  
將軍の宮御座館之跡と云、城中に天満宮を祀る、又  
犬の馬場と云所有り、菊池十六代肥後守武政築之住  
居す、先祖則隆より武光まで、十六代は深川菊の城  
に在居也、武政武威父に不劣、征西將軍懷良親王は、  
嘉慶二年三月十八日、八代の館に薨し給ひ、御養子  
征西將軍泰成親王を奉迎、九州の諸將各出仕す、應

安四年、武政は泰成親王の命を奉じて、隣好を求め、  
故例を温て、僧如瑤を大明に使介す、明高帝、翌年  
趙秩を日本に遣して謝禮す、武政之を留て、將軍の  
宮に謁せしむ、明帝、是を日本王と思へり、其後亦  
仲猷無逸を來朝せしむ、事多端九州都て宮方に屬し、  
菊池が旗下に隨ふ故、足利義滿將軍、應安四年、侍  
所の別當今川伊豫守源貞世を、九州の探題に補せら  
る、應安三年迄在職、  
二十六年也大内介義弘を差添らる、筑紫博多  
に下向の折に、當國にも來り、阿蘇大宮司、河尻左  
衛門太郎を招き語らひ、菊池退治の策を運らす、而  
て軍勢を催促するに、九州の諸士、また日々に馳集  
る、武政是を聞て、舍弟彦次郎武敏に五千餘騎を差  
添て、筑前に向はしむ、今川、大友、戸次、佐伯、  
原田、臼杵、大野、長野、麻生、高橋、宇佐大宮司  
以下六萬餘騎、三笠郡に陳を取る、一手は武藤筑後  
守賴武、朝日、久保、那賀、三原、秋月、上座、下  
座、宗像大宮司、以下二萬餘騎、味坂邊に出張し、  
菊池川の南に受て支へたり、折しも嚴寒肌に疋せし  
故、翌年陸月迄六十餘日對陣す、菊池は三百人の間  
人を商夫に拵へ、百人宛三ヶ所の敵營に入置き、應

安六年二月十二日、まだ東雲の暗紛れに、五千餘騎を三手に分け、少貳が陳に押寄る、待設けたる事なれば、少貳も魁合、主客相はらうて、山川震眩し、旌旗日に聳て龍麟動き、干戈霜に映して電光輝き、死生を瞬目の間に争ふ、折柄例の間者、三ヶ所の敵營に火を放ち、此に潜み彼に願れ、関を揚れば、衆軍甚だ周章騒ぎ、武教得たりと陳頭に進み、責鼓を鳴じ白旗を振て三軍を進れば、少貳方ころになり、少貳も手負従兵も討れ敗弊し、大友、大内と一所に成て、這々引退く、今川父子は五百餘騎にて踏止り、鹿子木、草野、山鹿、本條、中村、津江、五條が勢を追靡け、勝に乗て進む所に、菊池武教、伯耆、合志、赤星、以下三千餘騎、大友、大内、白杵、麻生、高橋が大勢に突入り、萬死を爰と責戦ふに、少貳方又まくり立られ、戦負て引退く、今川、大内二度の戦に敗軍し、豊後の府内へ歸りければ、武教は凱歌を唱へ、手負を助け、肥後國菊池の城へ歸陳す、今川貞世、同仲秋、初度の軍に打負て口惜く思ひ、同年五月五日に、五千餘騎の着到にて、筑前博多を發陳し、當國山鹿を経て、隈府の城を攻んとす、武

教兼て筑前に入置きたる間牒、此由を告げしかば、半途に出て可討とて、嫡子中務少輔武明を大將とし、二千餘騎を差向る、武明は隈府を出て、水島臺に打上り、敵陳を望見て、拙き敵の軍立哉、味方の勝利手裡にありと、三軍鳴を鎮めて、敵の近付を待居たり、寄手の諸將是を見て、菊池が人數小勢なるぞ、一揉に揉崩さんと、猶豫なく眞一文字に攻上る、菊池は思ふ圖に敵を引受け、時分は能ぞ蒐れやとて鼓を鳴じ、一同に喧とをめきて楚り、切て迫れば、今川勢千五百騎、立足もなく坂中より、雪崩崩て引けるを、射伏切伏、又は西郷郷の瀬川に追陥し、二百餘人討取ぬ、今川彌怒をなし、衆を勵まし近付けば、武朝は葉室、赤星、隈部、東郷、西郷、蛇塚、片角、加惠、本郷、以下二千餘騎を左右に立、眞一文字に破て入り、息をも繼せず攻戦へは、今川勢駆立られ、片時の間に千二百人討死す、今川今は爲方なく、討殘されたる人數を引揚、筑前國へ引退く、菊池が勢も、討るゝ者六百餘人、手負數多有じとかや、凱歌を唱て歸陳す、今川貞世、九州の探題とし、下向し、菊池を討んと、數回争戦に及といへども、

戦ふ毎に利を失ひ、士卒を多く討せる事、將軍の御憤り、他門の嘲も口惜く、今一度潔く一戦して、數度の恥辱を雪んとて、大内義弘、同盛見、大友親世、阿蘇大宮司を語らひ、同年七月三日、六萬八千餘騎を引卒し、豊後路より當國に討入、菊池が城を攻んとす、武政是を聞て、子息武朝に四千餘騎を差添て、合志原出張す、双方既に對陳せしが、菊池の先鋒河尻左衛門太郎、如何思ひけん、手勢八百餘騎を引分け、今川方に馳加はり、味方を散々に射させければ、味方少し色めきて危く見えしに、大將武朝、父祖に不劣良將なれば、少しも不疼、猛威を振ひ、四千餘騎の勢を以て、渦巻きたる大敵に切て入、縦横に切立、一人萬卒に當て、爰に討彼に突、川尻、笠原、井田、奥山、四人の剛兵頻に進み、武朝を目掛討んとせしが、却而各自武朝に切て落さる、味方には城五郎兵衛、赤星掃部亮、以下命を塵芥に比し、奮戦して切て迎れば、さしもの寄手切立られ、右往左往に紛亂し、討るゝ者二千餘人、今川、大友以下、又這回も利を失ひ、豊後をさして引退く、味方も討死八百餘人、手負を援け凱関を揚り隈府城に凱還す、

同年十一月十六日、菊池肥後守武光病死、熊耳山正觀寺に葬る、廣建寺大檀那都督武光聖巖大居士、大内、大友傳聞て、武政、武朝、此愁傷の虛を可討と相議し、筑後國田原、黒木、草野、蒲池を始め、肥前の大村、諫早を催し、大友は豊前の兵を卒して既に出陣し、筑後勢は船より、當國長須の濱に着んとす、武朝聞て、合志六郎に二千餘騎を相添へ、筑後國に向ふ、合志は夜の間に十餘里を馳て、筑後國竹井原に逆寄し、関を作て攻蒐る、筑後勢は、思も寄らず、一戦に敗北し、討るる者數を不知、肥前勢は是に恐れ、出船にも不及、親世も是非なく引退く、武朝機にのり、筑後國を攻んとて、八千餘騎を卒し、自ら筑後へ發向すれば、田尻鑑安、要川にて會戦ひ、利を失うて降參す、其外の者共、大友に援兵を乞ければ、親世自ら一萬餘騎を督して、筑後の國に打出、市の塚に陳を取る、武朝又押寄て、血煙を立て攻戦へは、親世散々に打負て引退し故、筑後の諸將一人も不殘、冑を脱し弦を迦して軍門に降り、菊池の旗下へ屬從す、今川、大友、大内は、戦毎に利を失ひ憤り甚敷、人數を催し、亦々當國に攻入しを、菊池

武朝、詫摩原にて切崩し、事は飽摩郡宮古寄手又敗北す、足利將軍義滿卿、菊池を退治すべしとて、自ら十七萬騎を引率し、大將小將、法令正敷、隊伍を定め、同七年三月二十三日發向有る、菊池も征西將軍泰成親王を大將とし奉り、新田の一族、菊池の一族、六萬餘騎、太宰府に出張す、武朝、武教父子二萬餘騎、長門國に押渡り、將軍の先陣大内介義弘、山名右衛門佐師氏、赤松越前守顯則等、五月五日に着陣して合戦ひ、菊池亦た大に勝ち、敵兵を追散す、然ども嶋津、秋月、松浦等、將軍方に馳加り、合志五郎定實、御船河内守盛安、岩野、鹿子木、牧、藤井、託摩、本山、中村、本庄、津江、五條、皆々將軍方へ降參せしかば、菊池勢は、日々に減じ、一萬にも不足故、武朝、武教、中國より引退き、太宰府に着陣せしが、大軍猶難防とて、筑後國高良山に陣を取る、將軍も續て豊後に押渡り、大友刑部太輔氏繼を先鋒として、高良山へ押寄る、武政は八千餘騎、出向て合戦ひ、數剋挑戰て、寄手三千餘を討取る、味方も八百餘人討死す、細川頼之、將軍に言上せしは、菊池父子が軍立、聞及しに百倍す、軍勢猶一萬の強兵

有るべし、希代の勇士剛兵なれば、助け置れ、肥後國を賜りて、御和睦可然と、正笏して申ければ、將軍も尤也と、書を送りて宥られ、菊池は宮の命を奉じて、降旗を樹て肥後に皈り、將軍も歸洛有りしかや、永和二年、武政又大軍を以て、筑後半國を打從へ、肥前をも所々切散し、豊前豊後にも出張す、大友親世防戦、數度利を失ひ、菊池既に府内に攻入る故、大友より嶋津、大村、少貳方へ内通して、三方より肥後國へ打入んとす、武政軍を班して本國へ返り、同國佐敷の城にて、嶋津勢を追返す、大村、少貳の軍兵は、不戦して引歸る、武政頼て陣中より病を得、菊池に歸つて、應永六年十月四日病死、法號志行大居士と云、其子左京大夫武朝、十二歳より戰場に出て、十六歳にて詫摩原合戦、大に利を得、其外於所々有勳功、應永九年三月十八日病卒、號玄微定朝居士、四十五歳也、其子兼朝家を續ぎ、改肥後守、河尻實照と不和にして、度々争戦に及び、應安二十七年八月四日、終に實照を追出して、事は飽摩郡宮古領知を奪ひ、家を十郎持朝に譲り、其後父子不和に成る故、蘆北郡佐敷に住す、持朝改肥後守、

後に當郡矢筈嶽の麓に住す、八方嶽嘉吉元年、赤松滿祐、將軍義教を殺し、時、大内が内通に依て、持朝遣兵千餘騎を率し、筑前生の松原に出張し、少貳と戦ひ、首數百級を得、少貳父子は討負け、四十四騎に討なされ、名古屋をさして引退く、持朝凱歌を唱て歸城せり、此時從兵城、隈部、赤星、原、木野、白石、八代、以下粉骨碎身の働あり、持朝三十八歳にて病死す、嫡子爲邦家を續て、肥後守と號す、康安元年三月八日、一揆起て隈府城を攻圍む、爲邦防之不利處に、島津修理太夫義久、多兵を率して一揆を追拂ひ、急難を援ふ、然る處に、爲邦二男民部允武邦、父を恨む子細有て、五百餘兵を帥ひ、益城郡豊福の城に楯籠る、爲邦嫡子重朝と共に、豊福の城を攻め、強戰數度に及び、城兵悉く討れしかば、武邦向敵二十四人を切て討死す、行年十九歳也、文正元年爲邦三十七歳、嫡子藤菊九重朝に家を譲り、剃髮して尖活仍勢居士と號し、私亭を寺とし袈裟をかけて、自ら古則碧巖を講ず、板井村神龍山碧岩禪寺是也、同三年十月二十三日、六十歳にて卒去す、嫡子重朝、號肥後守松月屋形、文學に志厚く、隈府に

聖堂を建、釋典の祭祀をなし、佛道を修す、又和歌を嗜み、連歌を興行す、其臣隈部上總介源忠直、詩を賦し詠和歌、文章に巧也、藤崎宮の記、及福本八幡宮の梁碑等、世に知る所也、明應二年十月二十九日、重朝四十五歳にて卒す、號智顯梅屋正英雄公、重朝子能運嗣家、改肥後守、能直祖父爲邦が弟、宇土彈正爲光は、能運を亡して家を奪んと、於所々會戦す、能運終に明應九年、肥前高木に走り、爲光其跡を奪ふ、文龜元年、能運舊臣等と謀て、一戦に爲光父子を亡し、能運も深手を負ひ、八代に至りて卒す、法號洪福寺殿義天明綱大禪定門、一説に大永元年秋義運早世と有り岡村の山中に一寺を建て、號洪福寺、菊池嫡流此時にて斷絶す、因茲城隈部等相計て、甥肥前守重安が子政隆をして、爲邦が跡を繼がしむ、然共、家士不一致、永正二年十二月三日、八十四人連判誓紙を以て、阿蘇大宮司惟憲が嫡子惟長を招て、二十四代の屋形と稱す、惟長は神職を弟惟豐に譲て、其身は菊池家を繼、肥後守武經と改、所謂菊池家士八十四人は、城上總守頼岑、隈部式部少輔武治、赤星彈正少駒重規、内空我備前守重載、田島右京進重實、小森

田安藝守能世、内田遠江守重國、長野備前守運貞、立田伊賀守重雄、窪田大和守爲宗、隈部和泉守宗直、鹿子木民部左衛門貞治、御宇田上總介重直、城大藏少輔敏峯、出田刑部太輔重綱、岩河藏人運秀、立田小太郎重徳、長田右衛門尉武秀、隈部豊前守貞明、吉田左衛門尉公世、北山城守公村、隈部源兵衛守治、關部新左衛門朝家、内田右京允重貞、小森田和泉守朝右、内空我次郎左衛門朝貞、瀬田新左衛門尉惟夏、山北掃部介景直、白間田又十郎武益、隈部左京亮常治、隈部彌七郎清平、赤星右京進惟清、宗與八郎盛頼、瀬田兵部允惟清、竹崎忠左衛門尉惟忠、高倉圖書介俊直、相良式部少輔朝長、吉田新十郎公棟、竹崎兵部進惟直、赤星飛騨守房繼、關將監公頼、古閑山城守貞載、高橋薩摩守朝乘、若岡源兵衛忠通、長野清左衛門能清、内空閑周防守朝誠、小森田伊豆守高世、平山十郎太郎能世、隈部右馬介重門、合志藏人少輔隆峯、小山十郎三郎運貞、關部萬部丸、小森田四郎兵衛運清、窪田式部允重宗、山井丹後守頼直、赤星大藏少輔重生、隈部新兵衛頼夏、城淵兵衛昌峯、御宇田山城守貞貞、佐藤日向守重秀、白石民部允朝

通、鹿子木式部重房貞、内空閑神十郎運貞、合志掃部介隆久、馬見塚藤左衛門盛秀、出田十郎貞峯、佐野伊豆守朝經、佐藤式部重朝右、竹崎又丞丸、多比良出雲守朝道、牧右京進安満、内田右衛門尉朝藤、立田刑部少輔武貫、赤星安藝守有繼、馬見塚新左衛門尉長行、平山中務少輔秀直、若園源左衛門忠村、竹崎次郎右衛門尉惟次、馬見塚左衛門尉盛峰、中村對馬守經世、大河内和泉守氏直、田中彈正朝宗、竹崎圖書助惟秀等也、政隆怒て城六郎政元、隈部下野守鎮治、以下五百人を語らい、武經と戦ふ、豊後の大友、阿蘇大宮司等、武經に一味し、大兵を以て政隆を攻む、政隆一戦に敗して、永正六年閏八月十七日、合志郡久米庄安國寺に入、腹切て死す、時に十九歳、法號天仙源祐居士、又云鐵山淨智居士、武經後に暴惡にして、忠臣の謀を不用、落行に依て國士憤り、隈府城を追落す、武經程なく病死す、武經如是成じ後、隈部親氏、内空閑重載、長野運貞等相計て、菊池庶流詫摩氏安が子武包を請じて、二十五代の屋形とす、此時より、阿蘇大宮司威勢熾になり、家臣等をして諸城を守らせ、剩内裡修造の勅を奉て勤之、

天正十三年九月、烏丸大納言、勅使として下向有り、口宣繪旨を頂戴し、官位昇進して、從二位に叙せられ、一家繁榮し、斯て一國の豪士、都て大友家に隨ひしかば、大友義鎮の叔父十郎義國に、菊池家を繼がしめ、菊池左兵衛尉重治と改む、重治後改義宗又義國武入道して道國の執務とし、義鎮は同年十一月、豊府に歸る、其後義武、豊府より附屬臣田原右馬頭親賢と、鹿子木民部少輔親俊、聊子細有て銚楯に及び、隈本の城を攻め、田原利を失て、山本郡鞍掛城に楯籠る、義鎮怒て豊州より、志賀安房守入道道輝を遣して、親賢を責て追却し、其終を不知、義武肥後の國主となりて、程なく初と違ひ國務を怠り、落樂嗜酒、不義亂を事とする故、國士恨憤、其比菊池庶流、八代大野高塚城主、木野但馬守親則、顔を犯して諫争す、義武却て親則を切る、義鎮、義武が妻艶なるを知り、國政を怠るに事よせ、義武を憎み、天文二十二年十一月、豊府に招き、搦捕て首を切ると也、其比狂歌あり、  
人の妻もよこしげしげに召るれば  
世間の者はおちきつて居る

返し、赤星周防守親家入道道雲斗を殘し置、叔父義武無道成故誅戮す、義武が子犬房丸を誅し、義武が領知を領すべしと、道雲に預る條、家を相續すべしとの命を蒙り、道雲殆んど喜び肥後に返り、犬房丸を押籠、國士の人質を取入れ、城を堅固に守る、義武が長臣田原右京入道宗以は、方便を以て犬房を己が宅に置き、密に鹿子木、青野、小代、隈庄、小森田を語らひ、道雲と一戦を計れども、各人質を取られ、心々なるゆる、宗以、鹿子木親後と密計し、犬房を伴ひ肥前高木へ走り、有馬家を頼居しが、後に嶋津義久を頼で塾居すと云、此時國中城壘六十餘ヶ所也しとかや、爰に隈部但馬守親永、其先祖大和源氏守野七郎親治、保元の亂に、平基盛と戦ひ虜と成り、當國菊池に預られ、山鹿郡に下向し、其末葉隈部上總介忠直、持朝、爲邦に仕へて忠を盡し、數代相續て親永に至る、永祿二年、親永が一族、木野彌次郎討死して、上知八十町を、私館に近き故、私館の内に替地すべき由を、赤星に訴へけれども不肯、依之親永恨合及一戦、事は山鹿郡長野古城條下あり同四年、道雲病死す、其子周防守親隆入道月叟、道半、相續て隈府

の城主たり、天正十五年八月、隈部親永、肥前龍造寺隆信請に依て、隆信弟江上家種、赤星退治のため大軍を卒し、山鹿郡に出陣しければ、道半は山鹿彦次郎重安、合志隆重、大津山資冬に心を合せ、所々にて接戦防禦す、同六年四月、又龍造寺隆信二萬餘兵を以て、隈府城を攻撃す、親隆防戦利非らず、終に軍門に降り、人質を出して退去し、合志隆重を頼て、竹迫城に寓止し、其後嶋津家に屬すと云、其後當城に隈部親永移り住す、道半は天正十六年、隈本一揆に非ざる由、大坂に至て謝すれども、秀吉公容られず、元和五年六月二日、於阿波國卒す、八十九歳と云、天正七年三月、新納、河上等、大兵を以て當國に亂入し、諸所の城壘を攻圍む、親永堅く守て、防戦數月に及び、同八年、飽田郡且過瀬にて、甲斐宗運と戦て、親永利を失ふ、同十五年、秀吉公征西の日、親永頼門に降り、本領八百町を給はる、其外の國士、各本領を給はり、佐々成政が與力とす、同五月六日、成政隈本入城して、後國士の領に竿を入んとす、就中親永が領分を先とす、親永は秀吉公より八百町如先規給はり、朱印をも所持せしむ、殊更

國士多き中に、我一人の領知に竿を入らる事、面目なごて不肯、成政甚だ怒り思惟して、親永を賺して可討を謀り、國士を招き饗應し、日吉太夫に命じ、能興行すべしと觸遣し、隈部を刺殺さんと議る處、城十郎太郎傳聞て、密に隈部に告じ故、病氣と詭り不來、故成政彌憤り深く、同七月十日、甥佐々與左衛門宗能、家人前野又五郎忠勝、久世又助、三田村庄右衛門以下三百餘騎、隈府の城を攻れども不克、八月二十六日、成政六千餘騎を引卒し、隈府城下大馬場口に陳を取る、城兵も千八百餘人也、成政奇謀を運らし扱を入る、隈部も終に不可勝を知つて、人質を九人出す、然れども、成政圍を解かざれば、長臣富田安藝守家治、多久大和守宗貞、小葉常陸重實を呼て評議し、一文字に突て出、一戦に生死を極むべし、乍去嫡子式部太輔親安は、豫て父子不和にして義絶すといへども、父か討るを餘所に見ん事、末代の恥辱也、殊更成政に催され、國士一同に寄手にあり、同くは父子一所に屍を曝すべし、彼が一老有働大隅守兼元は、富田安藝が婢也、親しき者を使价として、有働に此旨を云送るべしと云ける故、安

藝同名兵庫をは、親安が陳したる玉祥寺原へ遣し、兼元に斯と告ければ、价を留置、件の趣逐一に云入る、親安思案し、父親永の仰の如く、父君に向て柩をつく事、人倫の道に非ず、此上は父と一所に討死すべしと、書簡を認渡しければ、兼元は兵庫を招き、親安が書簡に、己が狀を添へ、明日裏切すべし、其時城内より討出給へ、引縮て成政を討取べし、相圖には黎明に煙を揚らるべしと、互に約を究て、兵庫を城中に返しければ、親永大に喜び、北小路口より小葉常陸切て出よと、持口を定め、翌日を遲しと相待ける、親安が陣所は、從弟の山鹿彦次郎重安と一所にして、成政が陣所の間、川を隔て切所を抱へ、玉祥寺原と云所也、然處に、成政使を親安に遣し、足下父子の義絶は豫て知れり、惣而親永非儀成故、誅伐の爲に出馬せり、曾て隈部一家を斷絶せんとの事に非ず、足下早々城を攻られよとなれば、親安は仰承候、如差岡人數可出と返事して、此旨親永へ告知せ、静りかへつて控たり、然るに、隈部親永が家臣多久大和、熱々思案し、今般親永父子合體して、成政を討取り運を開くとも、當國を領せん事難叶、

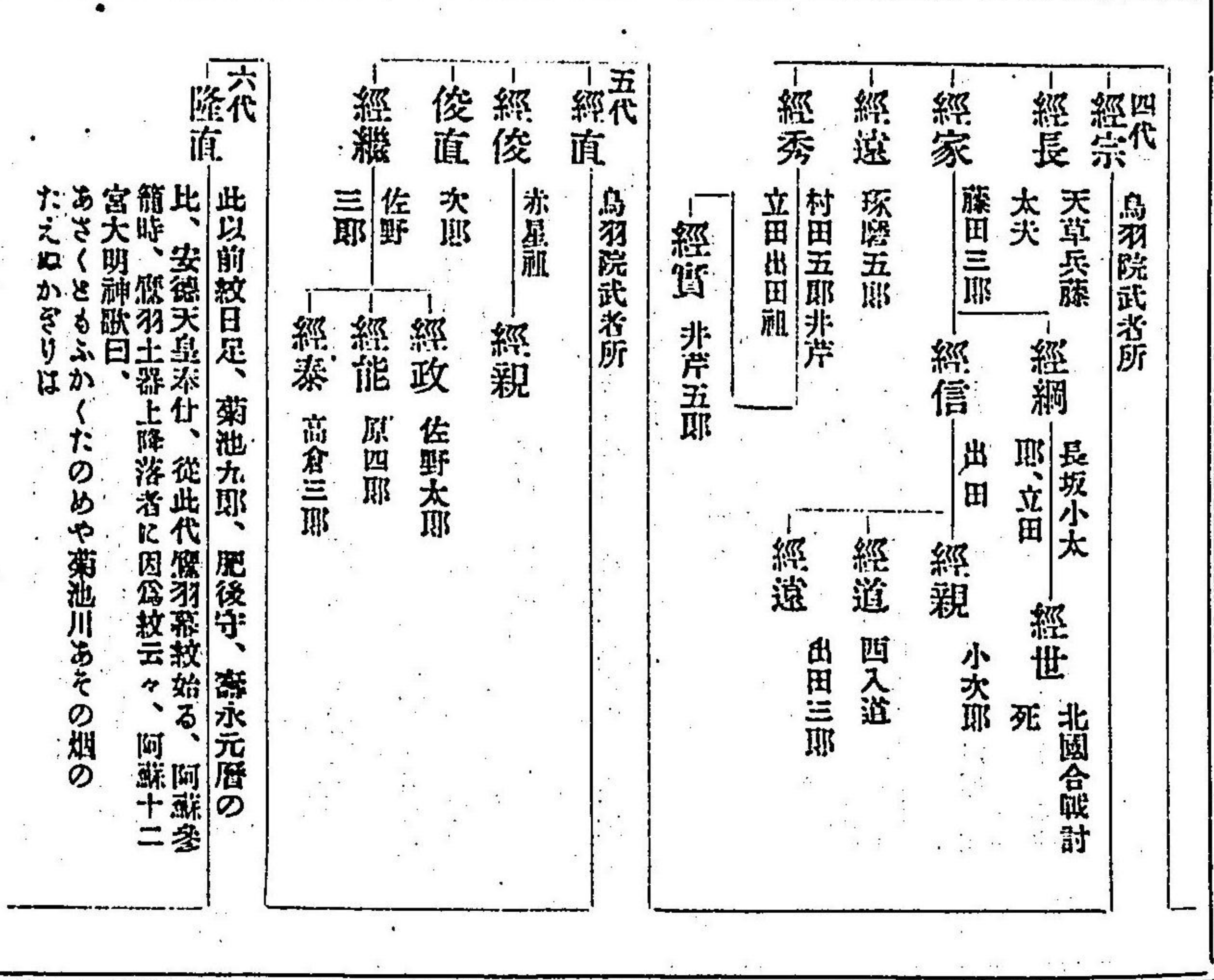
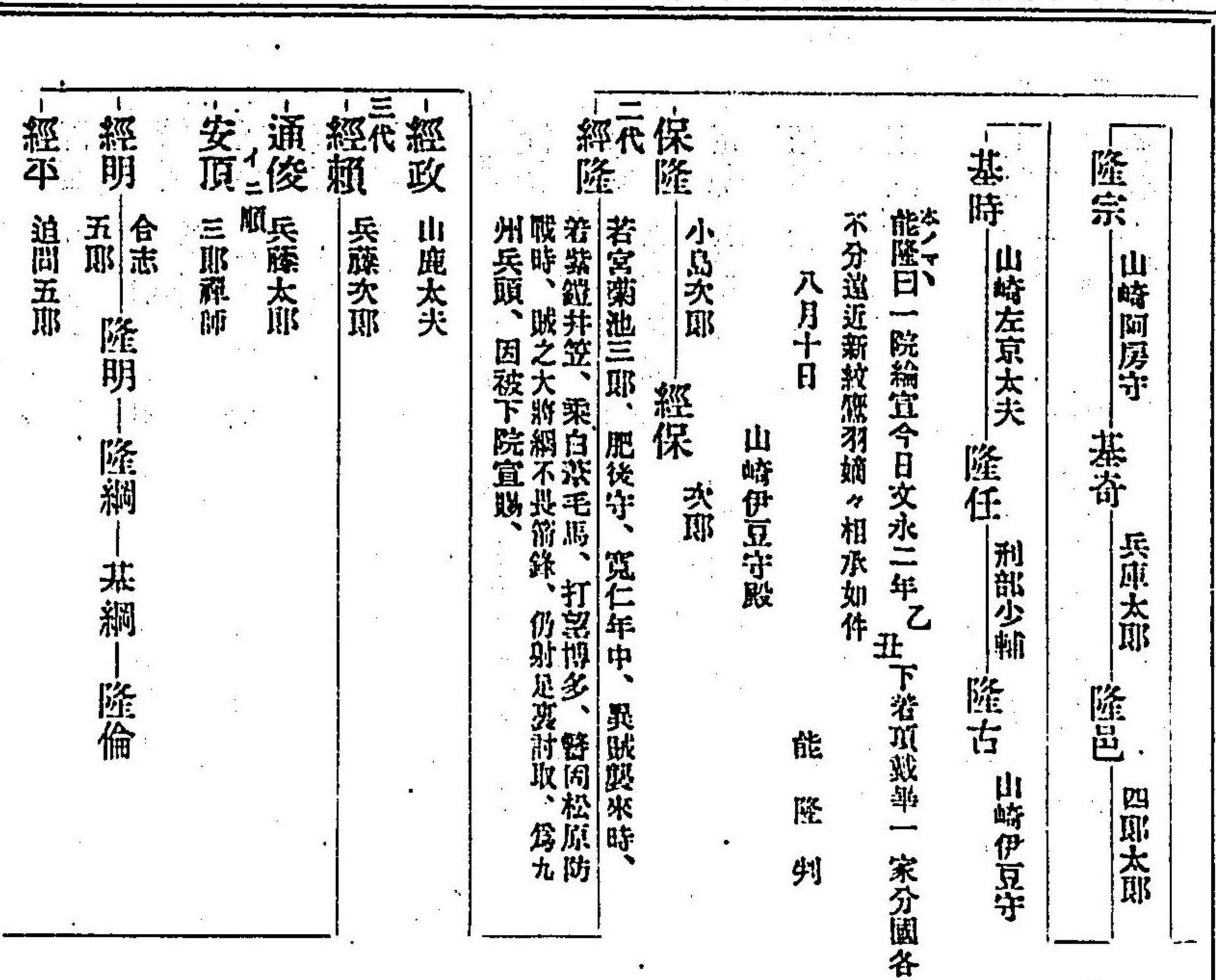
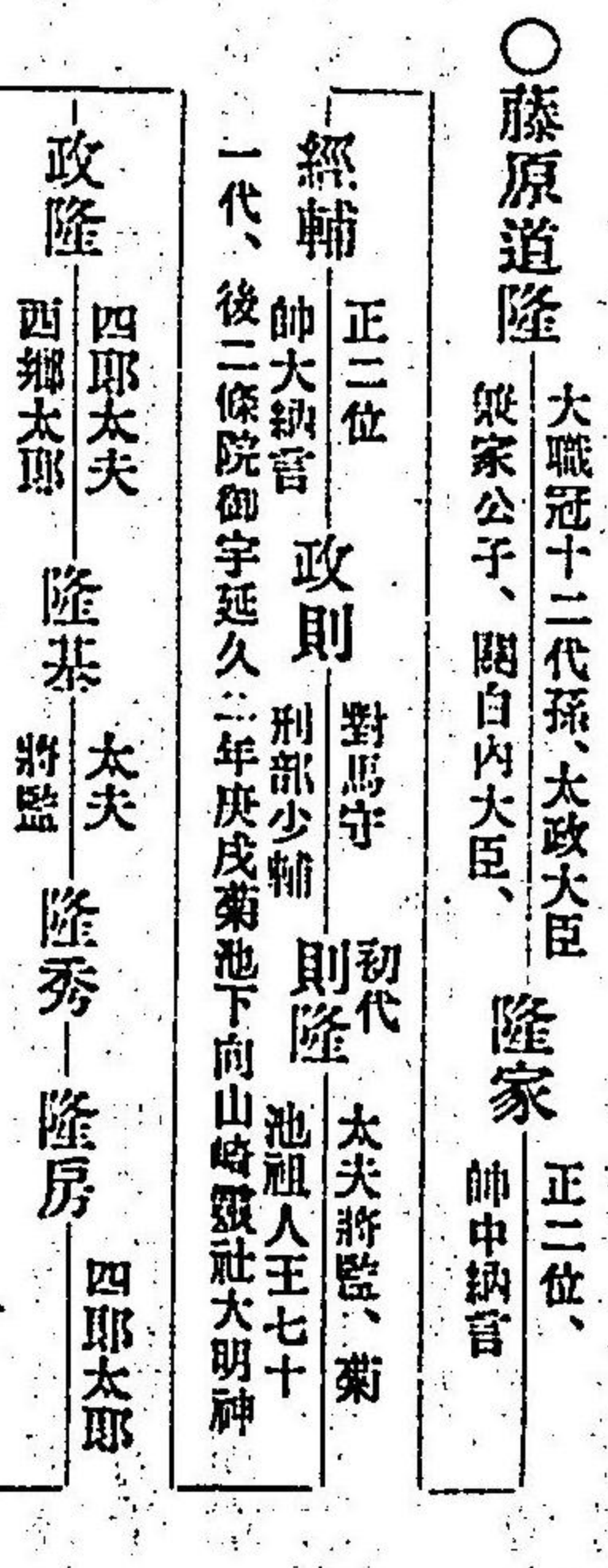
所詮成政に反忠して降りなば、隈部領半分の主ともなり、後策を期するに不如と、妻子郎從被官與力千五百人を引連て、佐々が陣に降る故、城中大に周章す、安藝此旨を親永に告ければ、親永按に相違し忙然たりしが、誠に人心難斗、城中の者共是を見て、嘸足浮て覺ゆべし、乍此上軍士一致の爲なれば、妻子を取て質とすべしと命せし故、安藝長て軍士に觸れ、己れが妻を眞先に出す、其子飛彈は不知して夜廻せしが、途中にて母に逢、何方へと問ふ、母答て斯と云、飛彈母を具して本丸に登り、親永に對面し、某賤くも義を不忘、母を質に出して、不得已討死せしと、人々の嘲哂を受ん事、尸の上の恥辱也と、泪を浮めて嘆訴す、親永聞て汝等を疑ふにあらず、城士の心を一にすべき爲也とて、母を返す、飛彈は悦び母と共に歸りて、此旨を語る、安藝大に怒りて、我壯年より老期に及迄、一言君の命に不背、今を限りの露命に至りて、君命に違ふ可らずと、妻を猶本丸に遣して、一途に死をぞ究めける、時刻積りて夜も白々と明れば、安藝守、城戸を開て撃て出る、敵は大和が反忠にて用意をなし、段々備を立て控たる

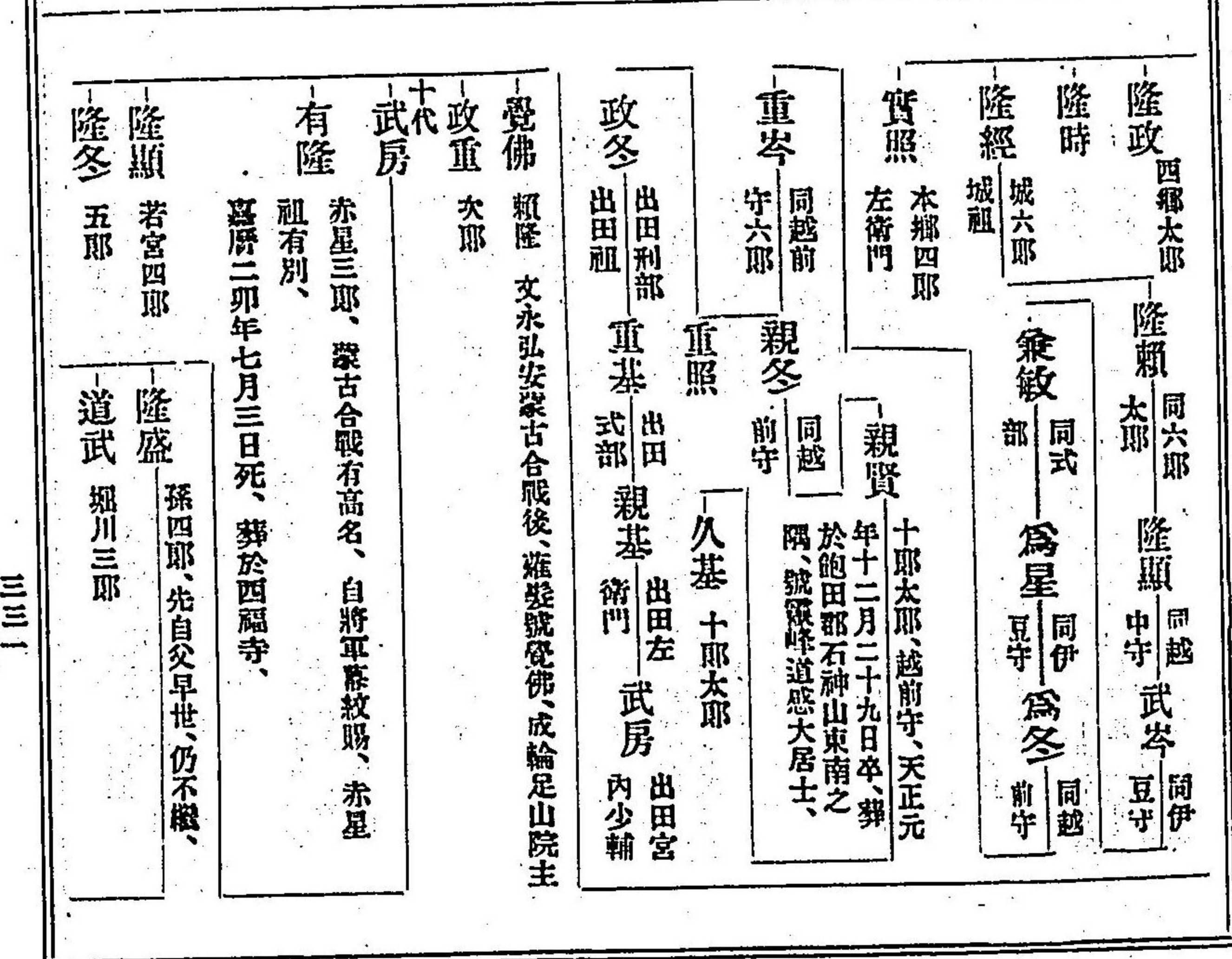
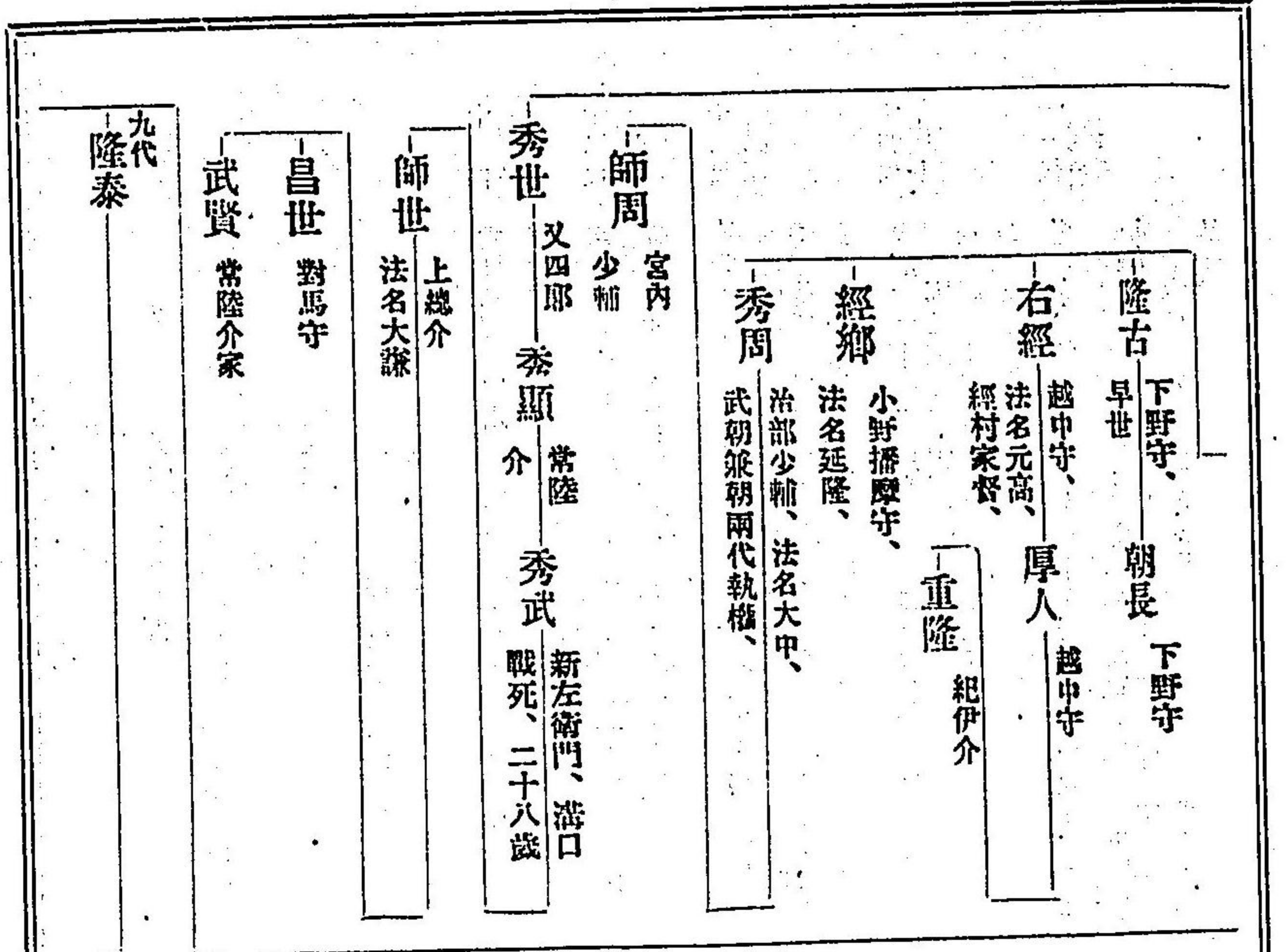
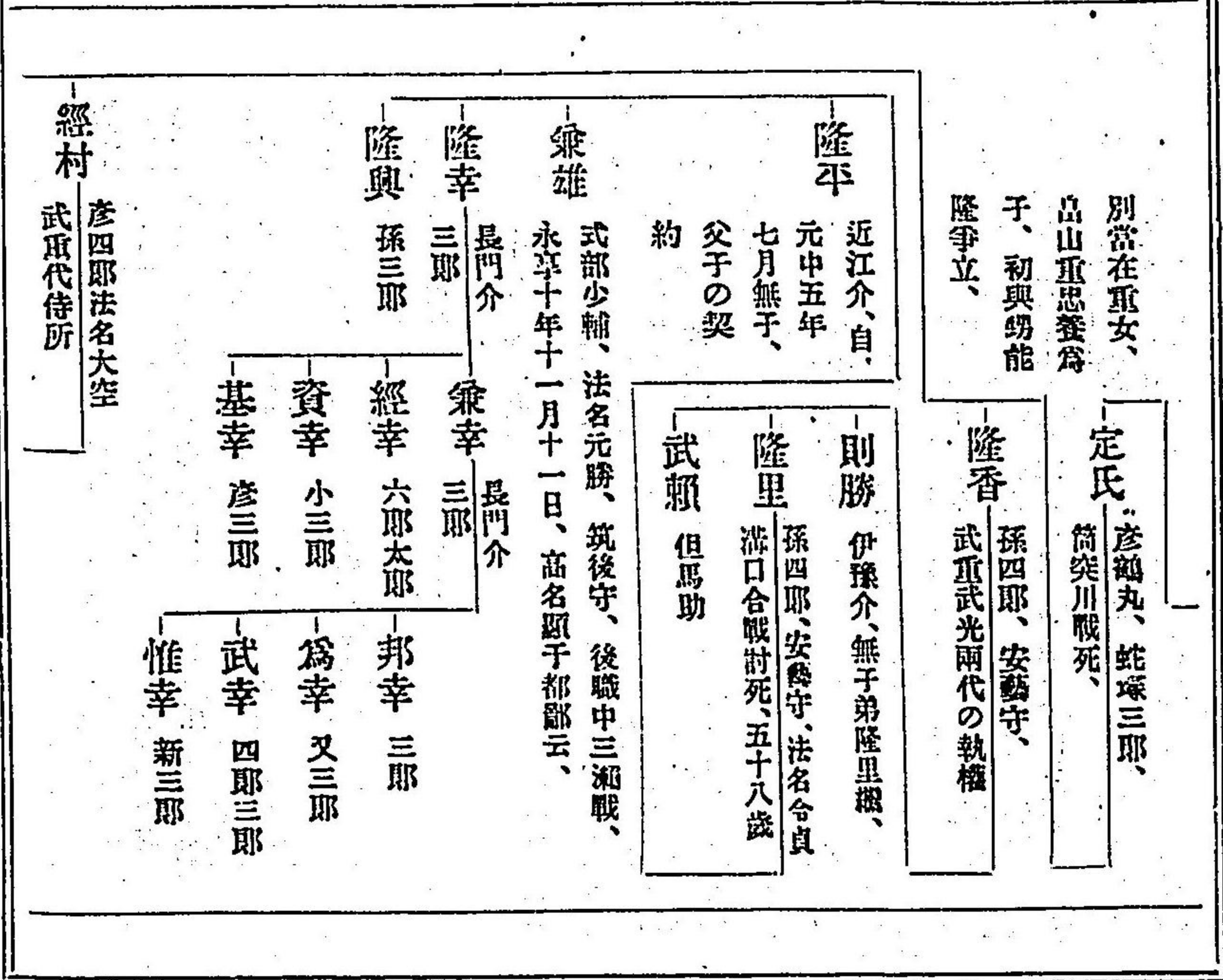
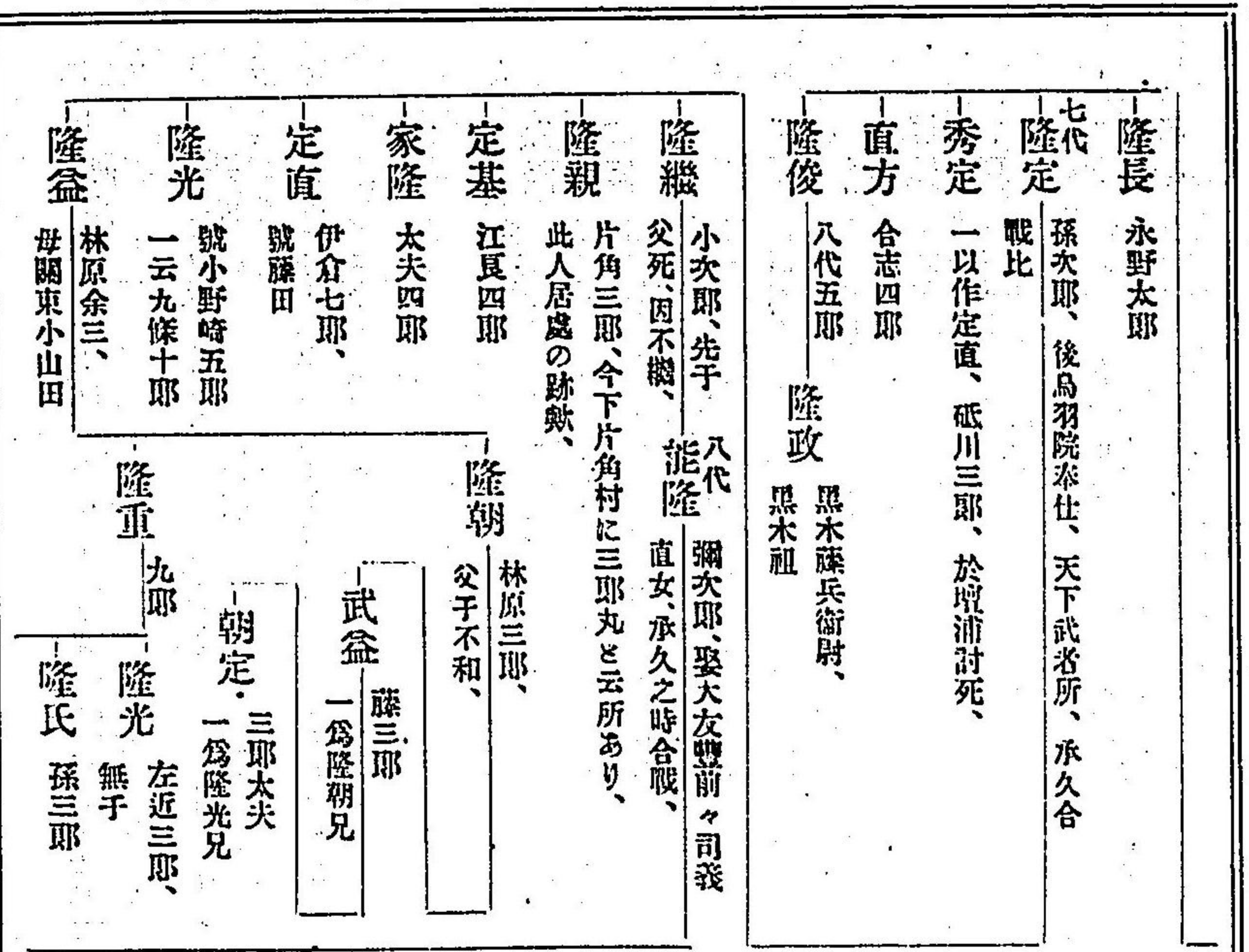


所に、富田一族必死を究め、鎧を揃て突かぶり、一  
 の備を突崩し、二段備に切て入り、手痛働き奮戦す、  
 寄手も水野泉州忠重の嫡子、水野六左衛門勝成、  
 諸國經歷して今 小谷又右衛門、松下彌兵衛高名す、親安  
 は夢にも不知、夜の明るを待し所に、成政使を再三  
 遣し、急に軍議すべき事有り、疾々陣所へ來會すべ  
 こと催促す、親安は城上の相圖の煙も不見、毎度の  
 使不審く思所に、多久降参し、富田は討死せし由告  
 しかば、今は運の極めなり、討死すべしと思ふ所に、  
 又成政より使來るを、搦捕て首を切る、城内には、  
 多久富田が體を見て、悉く退散し、殘兵纔二百に不  
 足、親永も勢脱し機疲れて、無是非法體染衣をかけ、  
 二男次郎親房を伴ひ、出降せんとする所を、かたへ  
 の軍士群りに留め、假令降参有りとも、成政許容  
 す可らず、如何にもして、切拔、式部殿と一所になし  
 申さんどて、木場、神崎、高木、岡田、村神、山崎、出  
 田、大塚、仲光、須賀山、池邊、一族合て百五十餘  
 人、親永を中に包み、瞳と突て出て、親安が陣へ加  
 りける、此時從士三十二人討死す、親房は富田主膳、  
 野田藏人、宗利主水、角田河田と主從五人、高塚を

廻りて、親安が陣に加らんと仕る所を、多久が弟須  
 屋源五郎、百餘人にて追懸たり、宗利、角田は、親  
 房を肩に引かけ、野傳ひに親安が陣に送り届け、野  
 田は敵九人を討、富田は七人を切伏るを見て、須屋  
 は怕れて、馬を早めて引退くを、追蒐け馬上より切  
 て落し、首取て静々と引退く、有働兼元も、所々手  
 負ながら、親安が側を不離、親安を諫て、親永も親  
 房も、共に城村の城に歸りける、成政勝利を得て大  
 に悦び、隈府に城番を入れ置き、隈本の城に入置た  
 る人質を悉く追出す、其中に安藝が末子椿千代十歳なりしを、  
 既しき人見達て安藝が長山水郡に遷れ  
 居たるに送りければ、其悦世間の聞えを憚り、同郡四、  
 安寺に進行住持を頼み桑門の身となす、其向後不知、同十六年六  
 月、當郡加藤侯の領となりて、其後は加藤傳藏城代  
 と成る、

菊池氏略系





武本 六郎  
武成 長瀬七郎  
武經 八郎、與時隆家督爭論、於鎌倉而亡、  
武門 十郎  
武村 重富與市、建武二年、武重上落の時、於湍渡戦死、

十一代 時隆 六郎八郎、字承德丸、與八郎爭家督之後、就得利、爲叔父武經、於關東分妖、時年十七、  
十二代 武時 字正龍丸、次郎、法名寂阿、元和三年三月十三日、奉詔於博多戦死、平英時陣に打入、同賴隆討死、

十三代 武重 次郎、肥後守、任佐京大夫、建武二年上洛、尊氏叛逆の時、初箱根山合戦、從是三役初る、執權隆香、侍所經村、守備代武村、興國三年八月三日逝去、葬于輪足山、號勸喜居士、  
十四代 武士 次郎、二十一歳出家、法名祖禪寂照、遁世の時、廻諸國及歸寺、小野の櫻を見て、袖なれし花も昔をわすれずは我すみ染をあらはれと見よ

十五代 武光 肥後守、豐田十郎、奉勅奉屬一品式部卿親王、九州一統、建武二十四年、九州都督將軍云々、武重同母兄弟三人、武時四男、墓在子正觀寺、應安六年十一月十六日死去、法名正觀寺殿、九州都督武光聖嚴大居士、

武豐 修理介 武明 中務少輔  
武尚 筑後守 十郎、肥後守 武相 十郎 武楯 相模守  
武義 深川彦四郎、法名自閑、眞武 一作日閑、蟻井合戦討死、  
空禪房

十六代 武政 武光嫡子、肥後守、志行大廣、早世、三十三、永和四乙卯年八月、勸請阿蘇北宮於齋池、今北宮村の北宮也、法名直傳居士、此代築守山城、正平二十二丁未の年と云、  
十七代 武朝 次郎、自十二歳出家、十六託禪原合戦、肥後守、中務少輔、右京大夫、左京大夫、明德四年天下統一、又肥後守、又右京大夫、應永十年丁亥早世、四十五、始武興、法名元徹、又常朝、  
良臣 右馬介、法名阿元、爲房 又次郎  
武相 高瀬十郎

十八代 兼朝 左京大夫法名元朝與持朝  
兼朝 父子不和佐波山中六十二逝  
武楯 高瀬相模守  
英朝 千田伊豫守  
兼士 大藏少輔

賴隆 陳命討死、蓋時之功名、爲先祖後昆之眉目也、家光 武敏 九郎判官 法名空印 又空阿北殿

武平 託摩次郎於筑後本 貞公  
江討死法名水網  
武規 豐前守改 攝津守  
對馬守 武貞 對馬守  
木野殿 武信 對馬守

武鄉 對馬守 兼茂 五郎  
經重 武爲 駿河守  
大田寺阿日坊與 隆舜 父於博多討死  
武吉 七郎於兵庫興 楠正成同戦死  
武豐 六郎 歡喜丸 十四歳 致大保 原戰早世

武世 余五  
武澄 肥前守  
武安 肥前守、蟻井合戦討死、一説於筑前燼形討死、年二十、  
武照 肥前守 澄安  
筑後守職之内、依逆謀隠死、  
爲安 養子肥前次郎 三郎、寛正六年四月二十日 於高良山討死

十九代 持朝 左兵衛督、肥後守、三十八、早世、文安三年乙丑七月二十八日、法名阿山蘇光居士、一説永享五年十一月十一日、墓在子片角村光善寺、位牌肥后太守と有り、  
忠親 北彌次郎、新宮羅社、  
武德 左京大夫、享徳三年九月 十八日、與姪爲邦和贈、  
武弘 十郎左衛門佐 重棟 兵庫頭  
武明 相模守

二十代 爲邦 次郎、肥後守、文正元丙戌年、二十七出家、長享二年戊申十月二十二日逝、法名尖活仍勢居士、年五十九、墓在子玉祥寺、隱居之後、居于板井碧庵寺、  
爲安 次郎三郎、號 重安 肥前 政隆 始政朝、 繼能運立、 大夫將監、  
爲房 託摩又次郎、侍従、 號爲山、號大祥大夫、 宇土次郎太耶、宇土掃部助 忠豐養子、號彈正少弼、

廿一代 重朝 字藤菊丸、明應二癸丑年十月二十九日、四十五逝、法名智顯梅屋正英、文明十三年八月一日、萬句連歌興行、月松の題にて發句、月やしの十かへりの松の千々の秋、是より月松の扇形と稱す、孔子堂を建、墓在子玉祥寺、

**武國** イニ武邦、依謀反勳績にて討死、  
文正年中十九歳の時、

**加賀清丸** 於豐後早世、二十一、

**能運** 肥後守、從五位下、二十五歳逝去、二月二十五日、  
法名備天明綱居士、墓在于正觀寺桐木實相院、號實  
相院殿、

**政隆** 重安子、繼立三月、永正六年閏八月十七日、合志郡  
安國寺にて自害、十九歳、法名天仙源祐居士、

**武經** 始は惟長一位也、阿蘇大宮司惟兼の嫡子、國侍八十  
四人連判の誓書を以て、申請發子とす、政隆自害後、  
武經阿蘇大友に屬せし、逆意有て終沒落と云、隈部  
親氏、長野運貞、内空閑重載、同長載等相討り、武  
經を廢して武包を立、二十四代とす、

**武包** 肥後守、二十二代能運の弟、託摩武安子、諸士一致  
せざるにより、高來に行れたるとなり、彼所にて卒  
す、法名宗岳居士、

**廿五代 義武** 左兵衛督、從四位、始は重治、大友修理太夫義長の  
子、義經の弟、宗麟の叔父也、天文二十三年十一月、  
於豐後切腹、法名金圭宗閑居士、此代に斷絶、嫡子  
を大房と云、

**右菊池家二十五代、則隆延久二年より、天文二十三  
年迄、四百八十五年、**  
茂藤里古城

伊倉村にあり、菊池七代隆定の五男、伊倉七郎定實  
の城跡也、系圖不見、七郎定直歟

**城山古城**

木庭村にあり、城林とも云、城越前守武顯築くと云、  
弘治の比は、城筑後守武束在城す、其後虎齒宗蓮在  
城、山本郡霜野合戦に、宗蓮討死、其子帶刀戰場に  
て、父が仇牧野彈正を討たる功に依て、直に木庭の  
城主たらしむ、

**出田古城**

出田村にあり、出田氏代々在城す、後に城氏山鹿よ  
り来て在城し、城越前守親冬、天正八年、鹿子木氏  
の招きに依て、隈本の城に移り、當城には虎齒宗蓮  
入道を城代とし、宗蓮於霜野討死の後、其子帶刀宗  
蓮、勳功に依て直に當城に居らしむ、  
前條城山條の脱に  
混す、何れかはを  
知る不

**出田氏略系**

菊池八代 能隆より九代  
○重岑 城越前守

親冬 同越前守  
城氏の系略之

重照 城下野守

政冬 出田刑部  
重基 出田式部  
出田祖

**親基** 出田左衛門 武房 出田宮内少輔

**菊池古城**

深川村の北にあり、雲上の城と云、菊池氏祖太夫將  
監則隆、延久二年下向有之、當城を築て居す、夫よ  
り相續て、經隆、經頼、經宗、經直、隆直、此代に日嗣  
の紋を、隅  
切角に鷹の羽を紋とす、隆定、熊隆、隆泰、武房、文永弘  
安蒙古戰兩度、大に蒙古人を拒ぎ討夷げ、日本の武  
名を異國に顯す、其次時隆、武時、武功太平記に出  
後、愛に略す、後醍  
醐帝の爲に、元弘三年三月十三日、於筑前博多討死、  
其次武重、此代より肥後一國の主と成り、其次武士、  
武光、南帝依勅、奉屬一品式部卿親王、二十四年に、  
九州一統に切靡け、勳功を成す、此代迄當城居住、  
延久二年より應安六年迄三百餘年在城、元祖則隆よ  
り十五代に至る、武光の子武政、城を守山に築て移  
ると云、

**木山古城**

木山村正教寺廢跡山上にあり、木野彌次郎親政城跡  
と云、木野郷八十丁の領主也、菊池九代式部少輔隆  
泰七男、木野對馬守武茂の裔にて、隈部但馬守親永

妹牟也、

**陣内古城**

白木村にあり、隈部家傳云、宇野七郎持直嫡子、隈  
部式部太輔親直、一作  
隆菊池郡白木陣内館居之、從是地  
名陣内と稱す、

**染土古城**

菊池初祖則隆當國に下向し、當所へ居住し、後染川  
菊の城を築て移城と云、或説染四入郡爲  
朝の城跡と云、其後中絶して、  
亦た隈部親永築城と云、年序未考之、

**虎口の古城**

虎口村にあり、隈部某の城といへども、年代不分明、

**八方嶽古城**

八方嶽の麓にあり、城主隈部彌三郎親次也、天文二  
十年、大友義鎮豊後より當國に發し、隈部彌三郎が  
籠たる、八方嶽の城と攻落、城主降參すと云、

**阿蘇郡**

**内牧古城**

當城の始を未考、天文の比、阿蘇家臣邊春丹波守盛  
道在城す、島津義久猥りに干戈を起し、當國に打入  
り、當城を攻落す、盛道自殺す、加藤清正侯領國の

時、其臣加藤清左衛門言正本氏其子同右馬允正方、相續て城代と成る、高麗陳從軍、留守は林半之允留守居たり、正方八代へ移城の跡は、加藤越後初為兵衛正直城代と成る、

牛の頭古城

右同はたへ山にあり、城主年代不分明、

野中古城

湯の浦にあり、城主阿蘇家臣小島五郎三郎、同弟五郎次郎と云、年代不分明、

二邊塚古城

黒川村にあり、阿蘇家臣代々居城也といへども、不分明、沼中に岳の如く二つ双へり、何れも城跡と云、四五丁を隔て其間には泥沼なり明應二年の比は、藏原志摩守在城と云、

高城古城

坂梨村にあり、天正年中、阿蘇家臣坂梨右衛門惟右入道紹元在城と云、

北坂梨古城

阿蘇家臣北坂隱岐入道了喜在城と云、

久木野古城

布田の内久木野村にあり、城主阿蘇家臣久木野備後

守と云、

鼠戸古城

同下久木野村にあり、城主阿蘇家臣久木野隼人と云、

城ヶ嶽古城

市下村にあり、城主市下大和守在城、天正十四年、薩州島津の人数三百餘人攻來り、市下村に在陳し、使を遣し降參を進れども、城内未決處に、高森の攻手として、薩軍大勢來るを見て、正月二十二日、急に城を攻落す、此時大和守討死せしと云、

高森古城

南郷高森村にあり、阿蘇家臣伊豫守惟直在城、天正十年、薩州の軍將稻田新助三千餘兵を帥て、當郡に打入高森を攻め、募兵不利に依て、一旦和を請て城を出、大友家豊後岡の城主志賀兵部入道道輝を頼み潛に道輝方より、志賀掃部亮、朝倉土佐守、大森彈正を大將として、千五百餘騎を加勢し、十二月二十八日の夜、一方に伏を設け、三方より城に火を懸け、後藤大學、佐藤左京、大塚和泉、後藤市之助を頭として五百餘人、手痛く攻蒐る、稻田敗走して、道々

薩州へ歸る、此時高森及豊後方より討取首、千八百餘級也、蘆北、水俣の城主深水休甫が一子津助も、此時に討れたりと見ゆ、惟直歸城す、同十二年二月、島津中書家久、新納武藏等を將として、重て大軍當城を攻め、防戰難叶落城す、此時當國の雄士、多くは大友を叛き島津に從を、高森伊豫守惟直、同子伊勢守は、始終心を不變、大友感狀を與ふ、落城の後浪々と成しを、大友宗麟聞及、彼が忠貞を感じ、志賀より价を遣して、豊州に招き、松本に居らしめ、翌年肥後に歸入しむ、其子高森新助、後に加藤家に奉仕すと云、同十三年十二月晦日、又薩兵を、惟直高森の城にて追崩せしが、大友家衰微に付て、諸城伯各此城に取籠りしを、薩州の大軍攻屠る、同十四年正月二十三日、正月廿三日は、薩兵二千なりしが、廿三日に至り、三萬餘に及べりと云落城に及時、大手の大將、惟直に向ひ足下は搦手より出て豊後に赴き大友を頼み、復ねて此仇を報し給へ、某は其間大手を防ぎ可申とて切て出、島津の勁兵隊長四人兵士十八人を、大長刀にて難伏せ、氣力竭ける故自殺せり、伊豫守惟直は、搦手より遁出、村山村に至り、秘藏の長刀城内にありしを取來れとて、近

臣山村大學を城内に返せしを、薩兵に捕へられ糺明せし故、主人の在所願れ、直に押蒐りしかば、惟直遁るゝ方なく切腹す、大學は主人の在所訴人せし罪なり連、薩兵即ち切捨たりと云、此時惟直が娘柏御前生年十七歳、五歳、二十歳美質優艶也、大學が弟山村小學に預けて、城外山村が宅に潜み置しが、小學が出て働く中に、薩兵彼家に亂入し、此娘を奪取り、肩にかけ逃行を、小學追跡不得、長刀にて後より追様に、脊負しまゝに切倒し、其遺骸を其所に埋めし、柏の森とて、今の十里山の邊にあり、其外死傷多かりし、骸骨を集埋し所、高森町東の野外に、畑の畔に大松有りしが、近年風に碎けて今は榎有り、或説に高森城主九左衛門、一説高森安藤守とあるは、惟直が父歟祖歟と考ふ阿蘇家臣、高森

平の古城

村山村にあり、阿蘇家臣村上能登守惟廣、其子丹波家久在城す、大宮司惟豊の臣也、

社倉古城

本丸は日州縣領の内、二の丸は社倉村の内也、城主年代不分明、甲斐惟直入道宗運が父、大和守親宣、數代日州にあり、親宣阿蘇大宮司の家臣となり戰功

多し、大宮司惟豊、日高千穂より親宣を招き、感賞して四百五十町の領知を與へ、日州境岩神の城に居らしむ、後御船を給り移城すと云、岩神城跡こゝより近し、恐らくは此城跡も、親宣が古城跡なるべしと云、

芹口古城

芹口村にあり、城主芹口大和守と云、年代不分明、

岩神古城

南郷野尻岩神村にあり、日州堺也、甲斐大和守親宣在城、甲斐宗運が父也、親宣は元と日州高千穂の城主也、永正十年、阿蘇大宮司惟豊に屬し、多く戦功を勵み忠貞をなす、依之領知四百五十丁を與へ、當城に居らしむ、大永六年、惟豊の下知に依て、益城郡御船に移れりと云、其後城主野尻刑部少輔也、刑部が先祖は足利又太郎忠綱と云、

河上古城

野尻氏祖足利又太郎忠綱平氏に屬し、宇治川の先陣として、三位賴政と戦ひ、勳功に依て上野國に居住せしが、平氏没落して、賴朝卿爲總追捕使、天下一統に源氏に伏せしかば、忠綱鎌倉の猛威に怕れ、此所

に逃下り、壘を築て居住すと云、子孫數代在城せり、末孫野尻刑部少輔久綱、其子甚五左衛門直綱迄相續す、城下に花を植愛せし所は、今の野尻清兵衛が屋敷にて、常念寺の隣也、

小鶴古城

北の里土田村にあり、阿蘇家臣在番、延文年中落城と云、

櫻尾古城

北の里涌蓋山の麓にある故、櫻山の城と云、壽永年中、綿貫次郎左衛門妙義、鎌倉より下向し、當所に城を築居れり、綿貫氏は清和源氏賴信の子孫と云、延文年中、北里加賀守兼義、千五百騎にて守之、菊池武光攻落す、

守護神古城

西里村にあり、城主松岡丹後守と云、

籠り古城

肥豊の境也、杖立とも云、大友玖珠十三百餘騎、延文の比守之、

湯の岳古城

西里村にあり、原山城とも云、城主年代不分明、

山の古城

小國赤谷にあり、北里安藝守在城と云、又北里伯耆守宗義在城とも云、

石櫃古城

北里村にあり、阿蘇家臣北里大藏太輔永義在城す、先祖綿貫次郎左衛門妙義、壽永年中、鎌倉より下向し、北里村涌蓋山の麓、櫻尾城を築て居住す、爾來代々相續す、天文年中、妙義が末葉北里大藏太輔、大宮司惟豊に仕へ、當城を築て在城し、豊後豊前口を藩衛す、其子三河守政義、其子左馬亮、系圖に亦三代在城し、天正十五年、秀吉公征西の時に落去し、左馬亮は後に加藤家に仕へて、當城は絶たり、

北里氏略系

○清和天皇—貞純親王—經基 鎮守府將軍、正四位下、始而賜源姓、鎮守府將軍

賴光

正四位下、鎮守府將軍

賴親

大和守

信義

從五位下、綿貫幸鶴丸、後次郎左衛門、加賀守、北里祖、多田滿仲二男、大和守賴親五男也、賴親叛逆の時、幸鶴丸二歳也、其比將軍家(豐後)出仕之山伏、松岡丹後守と云者、幸鶴丸を被保護、賴親終に亡ぶ、滿仲の四男河内守賴信爲武將の時、長元元年戊辰四月朔日、幸鶴丸を丹後坊誘引して、賴信の館に参り、賴親の一千の由告、賴信不審被思召、證據を被問、持佛の毘沙門并安綱の刀差出す、賴信御覽有り、佛は父滿仲の守本尊、刀は賴光より賴親へ譲り玉ふ所無疑也、賴信喜悅不斜、此時綿貫次郎左衛門賴信義と可改由、且於肥後國二百四十丁、豊後國にて六十丁賜り、丹後も一同に肥後へ下り、後見可仕置兼命、阿蘇小國に住す、

妙義

北里次郎左衛門、後加賀守、入道して契實、幸鶴丸より妙義に至る其間數代、系譜未詳、妙義改綿貫、以北里爲氏、肥後豊後境小國櫻尾城を築くと云、又元享四年、自鎌倉御教書有りと云、元徳己巳年七月七日、妙義卒す、八十一歳、一本に云、鎌倉殿御教書に、元享四年と有り、然れば、時貞、貞時の比より、高時の代始迄も有し者と見えたり、又家司に松岡伴右衛門守久と云者あり、丹後坊子孫にて、代々爲執事云々、

定義

北里加賀守 滿義 北里安藝守

義親

綿貫五郎左衛門、延元元年六月十七日、將軍家より山門攻の時、宮内より射し、東坂本に往て不有合云々、

實義

北里次郎左衛門

### 義房 北里備前守

北里加賀守、後改正義、延文四年、大友氏を従へ、菊池貫ける時、小國に數ヶ所の城を構へ防戦す、小國諸城の總大將、樹尾の城に籠る。

### 義直

同大和守、右同時鐘

### 義章

が城大將  
同式部、右同時陣が  
鼻大將

惟義 北里安藝守、  
山の城取立  
右氏

### 義之

同越前守、右同時動  
馬喜竹熊口大將

### 爲義

北里伯耆守、天正五丁丑年十一月、屬大友義領、於日州高千尾耳川戰死、二十九歳、

### 正義

北里次郎、後改滿義、父伯耆戰死の時、漸く三歳、在薩州、及十三歳爲家督、

### 兼義

北里加賀守、伯耆守二男  
也、大友氏有書出、

永義 北里大藏太輔、  
石櫃城取立、  
右京亮  
左京亮  
伊三主馬之允

### 政義

北里三河守一本云從阿蘇大宮司大友義爲使者の節被改惟昌云々  
北里右京進

### 惟經

### 惟宣

北里傳兵衛、正保二乙酉年六月四日死、寛永九年、忠利公御入國前、傳兵衛小倉へ被召寄、肥後表の様子御尋に付、委細違上聞候所、被召所の羅紗の御羽織を給る、御入國の上、同十年小國地庄屋役を被命、其後島原一揆蜂起の節、惟宣島原へ可飛越官被命、捕羽織五十を被渡下、惟宣五十人を召連、島原へ赴く所、無程及務城故、彼地引取云々、其後上使來、諸大名方、豊前小倉へ御捕有之時、忠利公南關通、御歸國の御、四月十三日、傳兵衛宅へ御入、暫御滯坐、傳兵衛を御前に被召、作來の高五十石の御書出、並唐紙の賜御單物云々、右賜所の品々、於今代々地庄屋の家相傳、其後御代々御書出を賜り、尙子孫代々地庄屋役を勤む、北里十郎左衛門傳兵衛一同に地庄屋役被命三十石知行下城地庄屋と成る

### 惟治

北里傳兵衛 以下略之

### 重義

北里次郎左衛門、後右馬介、天正三年、石櫃城退去、慶長年中、領知被召上、先浪人爲標の合米賜二百石、其後本領安堵の沙汰なし、

### 久義 又作

### 鐘ヶ城古城

同關田村にあり、北里大和守八百騎にて守之、延文年中、菊池武光攻落、

### 入江古城

右同村にあり、室原一族二百五十騎守之、菊池武光攻落、

### 松木古城

同松木村にあり、城主姓名不分明、

### 城ヶ平古城

同湯田村にあり、北里將監守之と云、

### 小城 松尾の鍋 松山 中原 下田 石井 上久木野 東 松野 矢田 原口

右十二ヶ所未考、名有之、其跡未詳、當郡古城跡多し、往昔阿蘇大宮司家人在居すと云、城代の姓名、多くは不分明、參考太平記に云、延文四年阿蘇大宮司、少貳家に與し、小國に九ヶ所の城を構て、菊池武光を可討と企ある、武光一ヶ所も不殘打破る、其九ヶ城と云は、  
阿蘇境城 矢田原口城 助馬木城 鐘ヶ城  
入江城 守護神城 櫻尾 籠 中山城

豐義 北里次郎左衛門、初惟久、寛永十年、從細川公賜二百石、寛永十四年、於肥前島原一揆蜂起之節、赴彼地、射矢文圖弓勢、爲高名家臣、

### 滿願寺城ヶ鼻古城

北里式部少輔、滿願寺僧共に三百騎、延文年中守之、

### 助馬木古城

小國滿願寺村にあり、北里越前守、同紀伊守守之、

### 平古城

滿願寺村にあり、城主北里氏守之、

### 西原古城

北里上田村にあり、葉室氏が在城と云、

### 木戸古城

下城村にあり、下城氏守之、

### 下城古城

小國下城村にあり、裏の城共云、阿蘇家臣下城右近太夫惟隆、其子上野介相續て在城す、天正十五年、秀吉公征西の時、戸田氏部重民、<sub>伊氏</sub>營城を攻陥す、惟隆が子下城九郎、後に加藤家に奉仕、  
鹿の尾古城  
同下村にあり、城主姓名不分明、

阿蘇家の説に、小國九ヶ城は、

鐘の西原 入江 木戸 鳶尾 小鶴 平 櫻

尾 湯岳と云り

往古大官司全盛の時、領内諸郡に多く、當時二十ヶ所の城と云は、

山の城 櫻尾 石櫃 動馬木 比良 下城

木戸 鳶尾 小鶴 入江 西原 鐘 坂梨

高森 高城 小城 松尾 鍋城 松山 橋平合二

十ヶ城也

文永年中、蒙古襲來の日、北條六郎時貞頼朝 同遠江守隨時時實 同修理亮定宗時實 爲防禦自鎌倉當所に下向し、遂に爰に卒す、古墳満願寺にあり、

球磨郡

岡本古城岡本村にあり、城主姓名不知、

湯前の古城湯前村にあり、城主姓名不明、

深田古城深田村にあり、右に同じ、

永池古城 永池村にあり、右に同じ、薩州押への城也と云、

一武古城 一武村にあり、城主姓名不知、

大畑古城 大畑村にあり、城主姓名不知、右之外にも有、

天草郡

富岡古城

當城の初を不知、天草記には、天草一島五分一にして、立兩氏、一日志岐菊池氏也、一日天草大藏姓也、三分は天草の末裔、一日上津浦、一日栖本、一日大矢野と云、大抵是等之領知と見えたり、天正の比、秀吉公征西の節、當郡をも小西行長に給り、慶長五年、小西滅亡後、寺澤志摩守廣高領となり、肥前唐津在城して、其臣三宅藤兵衛重利をして當城を守らしむ、廣高の男兵庫頭賢高の時に、故有天草四萬石を被減、其後段々に領主替り、今は公料となる、山壑の險、海岸の要害、堅固にして、寛永の耶賊一亂にも守成したり、今尙地形の險あり、

志岐古城

志岐代々の居城と云、元菊地家の庶流也、元龜の比は、志岐豐後守鎮經居之、天正七年、志岐民部允、天草伊豆守、木山彈正忠等、島津に屬し、同八年、薩州の既相馬允と共に、筑後の援兵として、龍造寺を討つて、大船に船數百艘、糧を積み兵を載せて、三角の追門を押渡り、玉名郡大島の沖に到る、龍造寺聞之て、田澤右京に命じ、軍船數十艘を出して、

海上に戦はしめ、志岐方利を失て、三角へ船を漕戻す、其年龍造寺隆信、自ら兵を帥て當城を圍む、鎮經不克、人質を出して隆信に降り從ふ、其子兵部入道麟泉、一本に志岐入道林泉、子相續て在城す、同天正十五年、秀吉公征西の日歸降し、小西行長領知の日、行長に不順、同十七年、行長兵を卒し來り攻れども利あらず、加藤清正聞て、熊本より加勢として自ら來て、攻撃する事甚急也、本は清正記加藤麟泉防戰不克、終に和を乞、下城して薩州に退去す、一説には、小西に仕ふ共云、秀吉公より清正公に感書二通給ふと云、

城木場古城、城木場村にあり、城主姓名不知、

艾津古城、艾津村にあり、城主姓名不知、

本渡古城

本渡馬場村にあり、天草氏代々在城す、天草氏は、大藏姓にして、其先漢靈帝より出たり、靈帝の苗裔光武帝十二代、獻帝の末阿多郡王、老徳天皇大化年中に、歸化來朝し、播州明石浦に着、大藏谷に住す、阿多郡王第二子貴主王、大藏姓の祖にして、原田太夫種直が末葉、天草、上津浦、大矢野、秋月は、同

姓也、大永享祿の比は、天草彈正左衛門行盛在城し、天文元年、大友義鎮の幕下に降る、永祿元龜の比は、天草伊豆守一説太郡 居之、秀吉公征西の後、小西行長の時、行長に不從、同十七年、行長當城を攻め、加藤清正行長を援ひ、十一月五日、城主天草伊豆守敗績し城陥り、伊豆守自殺す、一説降参して、行天草一黨の者ども、秀吉公へ降参の時、下給る祿左之通、百人扶持天草太郎左衛門、五百石天草二郎左衛門、太郡左五百石天草新助、二百石市十郎、新介 百五十石衛門弟、天草又三郎、喜左衛 百人扶持栖本甚左衛門、百人扶持上津浦左衛門、百人扶持大矢野安松、百人扶持志岐藤左衛門、天草家來三人、木山彈正、天草伊豆、同主水、右者天草落去之節降参、慶長年中、石田治部少輔三成に、行長與して滅亡の後、加藤家に仕へ、家來三人は右の外にて、先亡の者と云、

小宮地古城 小宮地村にあり、城主姓名不明、

下田古城 下田村にあり、右に同じ、

久玉古城 久玉村にあり、城主名跡不明、

上津浦古城

上津浦村にあり、熊本へ十六里、上津浦氏代々居城



也、上津浦氏は、天草氏と同く、大藏種直が末裔也、子孫上津浦種久入道辨勢より、同上總介重貞迄十一代、相續て在城、重貞が子種真が時、家衰弊す、當村に、寛永年中耶賊陣屋跡あり、

大島子古城 大島子村にあり、姓名不分明、

志梯古城 志梯村にあり、右に同じ、

大矢野古城

楠甫村にあり、大矢野氏代々居城す、弘安四年、蒙古襲來の時、大矢野十郎種保、同弟三郎種村、兵船を備へ、防禦して勇譽を顯す、其裔大矢野民部大夫、天正十五年、秀吉公に降り迎ふ、即ち領知恩給の書を給ふ物如左、

一於肥後國天草郡之内九十丁之事今度爲御恩地被仰付候上者全致領知令與力羽柴陸奥守向後可抽奉公之忠勤者也

天正十五年五月朔日

御朱印

大矢野民部太輔殿

一肥後國之内千七百五十五石之事今度以御檢地之上爲新御恩地被完行之全令領地小西攝津守令與力可抽忠節者也

天正十五後五月十五日 御朱印

大矢野民部太輔殿

常城落去の年月、未考之、

栖本古城

湯舟原村にあり、栖本氏代々在城す、大藏姓にして、天草三分に分け、其一裔也、二本鷹の羽を定紋とす、

中村古城、中村にあり、城主姓名不分明、

一本山古城、在所并城主姓名不知、

古城考附録

豊後國之内

南山古城

直入郡宮原村にあり、志賀氏代々在城、始祖志賀八郎能郷入道信叔は、大友義直の八男、子孫代々、大友一族として彼家に仕へ、後に兩家に分れたり、竹田を上志賀、當城を下志賀と呼ぶ、此白丹志賀の後胤、志賀山城守親有の時、讒言に依て、大友氏の爲に當國小國の扇村にて切腹す、其子兵庫頭親定、<sup>初號常陸介</sup>父横死の時六歳、潜に肥後國立田常樂に塾居す、後に大友氏の招きに依て、南山に歸城し、本領を給ふ、其子武藏守鑑隆、<sup>初號常陸介</sup>剃髮して道雲と號

す、其子常陸介、<sup>初九郎兵衛介</sup>此時に至て、嶋津が兵城邊に亂入す、拒戦て敗績し、天正十五年五月五日、津江口にて切腹し、其後南山城絶えたり、

鷲ヶ城古城

大分郡野津原村にあり、城主姓名年代不分明、山上にあり、廢城後鷲城山無量寺と云、天台宗の寺有りしも、古跡と成り、後に日蓮宗の寺有りしも、野津原町に移ると云、

梯野山古城

野津原手永矢野原村にあり、城主姓名不分明、

鶴崎古城

鶴崎村姫宮の邊にありたると云、今に内郭堀跡少し殘れり、又今の町並御茶屋、古の城跡共云、大友家臣吉岡三河守入道宗觀、鶴崎邊を領知して、此所に在城す、其子掃部亮鎮興、相續て在城、天正六年、義鎮日州出陣の日相從ふ、同十一月十二日、日州高城にて戰死す、其子甚吉統益當城に居れり、後大友義統に従ひ、豊前龍王城にあり、同十四年十二月、薩州の兵豊後表に出張して、所々方々侵掠す、甚吉が母は、左京亮が女にて、容色世に越え仁愛深く、

勇力有て貞清なりしが、掃部亮討死の後、尼に成り妙林と號す、然るに、今年嶋津より新納武藏守忠元、伊集院右衛門大夫、兩人を將として、豊州に働入る由聞えしが、妙林は一子甚吉、義統の近習に在りて、龍王に居ける故、妙林當城に居て、堀を廣め塀柵を構へ、塀裏に板立て疊を双べ、堀の廻に陷阱を穿て、其上を平地になし、竹木の杖を立て印とし、數百の鐵砲を矢間に配り、譜代士中嶋玄佐、井野道察、其外鶴崎高田三百丁の士、徳丸式部太輔、同刑部丞、同助作、同權左衛門、以下の諸士籠城す、十二月十三日、伊集院美作守を大將として、野村備中守、白濱周防守、三千餘騎、臼杵城を卷解して、當城に押寄間を作る、城中は能く鳴を靜めて寂然たり、寄手は疑ひ、堀のきは迄押寄る、待設たる事なれば、矢玉を不惜防戦す、妙林は着籠の上に羽織を着し、鏢鉢巻して長刀を横たへ、劣らぬ女房三十五人、甲冑にて身を固め、左右に従へ、晝夜を不分馳廻る、外より入來る味方有れば、大に恥じめ押返して、士卒を勵まし下知すれば、蒐出く戦て、徳丸三郎兵衛、同勘右衛門、同中書を先として、二千餘人討死す、

薩州勢此所より攻入難く、川を東へ渡り、白龍山に陳取て、重而城へ押寄せれば、僅かの平城、堀築地俄に拵たるを見えて、要害も堅固ならず、殊に大將厄なれば、思ひ悔り攻亡さんと、勢に乗じて駈立れば、伴の設し陷阱に落入しかば、人馬彌が上に重り落、杭に貫き死るも有り、殘兵肝を冷す所に、二百八十挺の鐵砲、雨の如く打懸れば、討る者數を不知、寄手は案に相違し、元の所に引退く、其後寄手は罪に恐れ、近郷の牛馬を盗み、先に立て跡に隨ひ押寄るは、不自由成る有様也、既に十六度迄攻れども、城内堅固に守成して、敢て不陥、夜更物音靜なれば、城兵終日の防戦に疲れ倦み、夢を結ばんとする折柄は、妙林自ら馳廻り、酒と飯とを與へて、共に力を副へ、其々言を盡し、呼はる體は、男に増さる有様なり、首實檢にも身自手を掛け、夫れ是と沙汰せしと也、或夜德丸式部、妙林の前に出て、是迄の籠城無比類候、然れども、始終の勝利は叶まじ、宜に隨て御降參候へかじと諫言す、妙林大に怒り、汝日本一の不覺者也、何百萬騎寄たりとも、命を此城に捨るからは、百億も恐るゝに足らず、汝が様成大臆病

者ぞ、敵の手に懸んよりは、某が手に懸けんぞと、國光の刀を抜て振廻せば、德丸も詮方なく、御尤に候とて立にける、斯て敵も急に落し得ず攻あぐみしが、伊集院思慮を廻らし、妙林が郎黨中嶋玄佐、井野道察か方へ、使者賄を送り、妙林下城然べしと云送りければ、兩人返事し、妙林に斯と云、早糧も盡玉薬も大半打捨候、今度は御下城有て、後日の謀を可然と云けるにぞ、妙林も若し薩兵の謀にて、反忠も出來なば、見苦しき事にか逢ふべき、今迄負ざる所をしほにして、後日謀を全するに不如と思惟し、下城す可きに極め、三將も事故なく、城を受取入替る、妙林は近邊の民家に居て、嶋津三將へ折と酒肴を送り饗膳して、若き女房に酌取せ、今様杯誦はせ慰めければ、三將も打解慇懃に振廻ける、斯て年も越え春になりしかば、京勢數十萬渡海の由ゆゑ、三將も薩州へ引歸るべきに極る、野村備中、妙林方へ行て、今日此所を引取也、妙林も薩州へ同道申さん、勝手次第也と有ければ、妙林も居り候所なく候へば、御供申へし、首途祝し申さんとて、酒肴をもてなし、半醉に及で、潜に内談し、音津川の邊り切所塞り塞

りに、人數を遣し、德丸權左衛門、同嘉左衛門、中村新助、同弟新兵衛、以下其勢僅五六十騎、一村茂る藪蔭などに、鳴を靜めて待居たり、比は天正十五年三月八日、伊集院、野村、白濱、鶴崎を出、閑かに打て通る所を、同時に起て討てかゝる、去れども多勢に無勢にて、一丁斗り引退き、西の藪迦れ寺司の濱に陥止り、追つ返しつ戦ける、伊集院下野守は、白柄の長刀携へ、一文字に撃てかゝるを、中村助兵衛渡り合討捕たり、伊集院美作守も、鎗を撚てかゝりけるを、德丸又左衛門是を討、白濱周防守も、鎗を取り七縦八横に突て迫り、大に威風烈しく働ける所を德丸式部、強弓に矢取て番ひ、辭をかくれば、直に突てかゝりけるを、兵と放せば、胸板を射通され、馬よりどうと落けるを周防が郎等馳來り、肩にかけ退んとするを、二の矢にて射貫き、主従二人、同じ枕に倒れけり、野村備中守、妻栗玄蕃、諸軍一同に討てかゝるを、德丸權左衛門、同志摩、同嘉左衛門、中村新助など、勇を振うて射伏せ切伏せ、暫し戦ける中に、豫て相圖の老若男女、時分は能しと藪蔭より、鯨波を揚ければ、薩州勢大に怖れわななき、

我先にと逃走る、猶も存に追蒐て、乙津川に追込、浮つ沈つする所を、勢に乗て責ける程に、大半討れ溺れ死す、備中守流矢に中り、郎等に介抱せられ、日州高城迄逃行て死にけり、味方は中村新助只一人討死す、妙林は思ふ儘に討勝て、翌日究竟の首六十三、丹生嶋に送りければ、宗麟父子是を見て、尼の身として希代の忠節、古今絶類也とて、稱歎限なし、則彼が孫甚吉統益へ、重恩賜可有と也、其後秀吉公聞召れ、感讚不淺、呼出して御對面、恩賞行るべしと有しかども、固く辭して出さりしと也、此時より後、城此時に落去歟。

鏡城古城 竹中村にあり、城主不分明、戸次庄伊與床村にあり、高山の上也、山の後は竹田領井田郷也、東北は戸次の庄也、本丸五町斗り、傍の低みに小笹あり、清水少し中に池有り、二の丸五畝斗り也、腰郭の廻り、北に向て行く、至て高峻一虎口也、城主始を不知、天正十四年、大友家より降参したる柴田遠江守入道桶紹安に、嶋津中書人數を添て、薩州より籠置る、而後嶋津勢に討ると云、

妙見山古城

海部佐賀關郷上野村にあり、上野城共云、山の山足より登る事四百歩、幡根一にして谷深く、山頂三つ双ひ峙ち、上の平地各三畝斗り、段々に高し、城主大友の家臣上野兵部少輔、八千丁を領して松崎村に居すと云、

烏帽子嶽古城

右同郡白木村にあり、佐伯惟益が子彈正少弼惟教入道宗天、代々大友に仕へ、佐伯の領主たり、弘治三年五月、聊大友義鎮を恨る事有之、佐伯を退去し、豫州に至り、永祿十二年二月、豫州より豊後佐賀關に至り、舊地歸參を乞ふ、義鎮是を免許し、烏帽子嶽に新城を築て、海邊要害の船中の押へとす、同年十二月二十七日、再び本領佐伯郡を給て還ると云、一尺屋堡之跡

同郡一尺屋村にあり、大友義統の家士若林越後守橘鎮興入道道圓、同嫡子八郎統昌、一尺屋村を領し、壘を丸尾に築て居之、天正十四年、嶋津が兵白井亂入の時、父子心力を盡し、當岩を守る、大友頌落の後ち、文祿二年、鎮興は豫州にて卒す、其子統昌、同

二男平右衛門義統、關東左遷の時、是に相従ふ、平右衛門は、元和元年、大坂籠城、同五月戦死す、若林の子孫、尙白井城下、又は一尺屋村にも有り云、

古城考終

右古城考全部三冊者天明八戌年十二月中旬獻納之草書也

谷龍子祥横田氏敦謹書之

嘉永五年仲春寫之

梅林軒泰盈入道佑心行年八十有六

宇野東風校  
古城貞吉重校

祭禮通考

東肥 昔陽古先生著

平安橋泰音

此書所集率皆人臣之禮而如神主之制時祭之名兼取王侯欲使人博乎禮覽者其擇焉

廟制

曲禮曰君子將營宮室宗廟爲先祭義曰建國之神位右社稷而左宗廟祭法曰大

夫立三廟二壇曰考廟曰王考廟曰皇考廟享嘗乃止顯考祖考無廟謂五世而有禱焉爲壇祭之去壇爲鬼封土曰壇去高爲鬼鬼者適十二廟謂天子也夫于之中士上下士同士適十二廟謂天子也夫于之中士上下士同士一壇曰考廟曰王考廟享嘗乃止考無廟謂考當有禱焉爲壇去壇爲鬼官師一廟官師祭官長曰考廟王考無廟而祭之合而享去王考爲鬼若有祈禱則庶士庶人無廟者府史之屬也死曰鬼鬼亦之於得焉也

王制曰大夫三廟一昭一穆與太祖之廟而三大祖別于始爵士一廟謂諸侯之中士下庶人祭於寢謂寢廟也以其無廟故唯寢而曰寢

家語曰庶人無廟四時祭於寢  
荀子曰有五乘之地者事三世有三乘之地者事二世待手

而食者不得立宗廟乘繩既反

春秋莊公二十三年秋丹桓宮楹殺梁傅曰禮天子諸侯

聖周官守祿職曰其制則有司條除之其制則守祿職聖之鄭注條除動聖互言之鄭司農云動黑也聖白也爾雅曰地謂之動謂之聖鄭注有司宗伯也鄭司農云動大夫倉士瑣丹楹非禮也二十四年春刻桓宮楹殺梁傅曰禮天子之楹斷之聖之加密石焉諸侯之楹斷之聖之大夫斷之士劉本刻楹非正也

神主

左氏傳曰凡君薨卒哭而耐耐而作主特祀於主蒸嘗禘於廟始死未作主以重主其神故謂曰重主也穀梁傳曰立主喪主於虞吉主於練既虞而埋之然則祭祭向用重獻禮又曰虞而立尸有九

公羊傳曰主者曷用虞主桑練主用栗桑之謂也  
山海經曰桑封者桑主也方其下而銳其上而中穿之加

論語魯哀公問主於宰我宰我對曰夏后氏以松殷人以柏周人以栗今論語孔安國注本作問社鄭注及張包周三家並作主漢時主者殷人以柏周人以栗春秋亦謂宗廟之主三代所用各異杜預注亦云主者殷人以柏周人以栗春秋亦謂宗廟之主三代所用各異杜預注亦云





獻雉曰疏趾兔曰明視哺曰尹祭彘魚曰商祭鮮魚曰庭祭  
水曰濟滌酒曰清酌黍曰蕪合梁曰蕪箕稷曰明黍稻曰嘉  
疏非曰豐本鹽曰鹹醴玉曰嘉玉幣曰量幣按儀禮牲曰繫牲豆  
曰豐屬水曰明齊酒曰漚  
酒屬屬漚屬漚屬黍屬

祭名

周官曰以祠春享先王以禴夏享先王以嘗秋享先王以烝  
冬享先王爾雅公羊傳皆曰春祭曰祠夏祭曰禴秋祭曰嘗  
冬祭曰烝詩曰酌祠烝嘗酌字明堂位曰夏初秋嘗冬烝不  
春祠魯在東方王東巡守以春或謂之王制曰酌 祭義曰春禴秋嘗禴  
侯酌則不禴則不嘗嘗則不烝烝則不酌是也祭義曰春禴秋嘗禴  
有樂而嘗無樂郊特牲曰饗禴有樂而食嘗無樂陰陽之義  
也春禴而秋嘗春饗孤子秋食耆老其義一也中庸云春秋修  
止官禴嘗明亦  
以禴為春祭也  
國語曰嘗禴烝享註秋祭曰嘗夏祭曰禴冬祭  
曰烝春祭曰享享獻物也 祭法曰享嘗乃止  
註謂四時之祭按春禴禴而  
秋食嘗故春祭或謂之享獻祭法曰享嘗乃止  
祭統曰凡祭有四時春祭曰禴夏祭曰禴秋祭曰嘗冬祭曰  
烝禴禴陽義也嘗烝陰義也禴者陽之盛也嘗者陰之盛也  
故曰莫重於禴嘗按大祭有二曰禴曰嘗故本書又云成王康王賜魯以  
以賜為禴夏之祭依禴禮故或曰春禴或曰夏禴秋冬之祭依嘗禮故云日  
月會于前禴國於是乎禴嘗家於是乎嘗祀又月令季秋嘗犧牲告備于天子  
孟冬大飲烝故於季秋告備耳是  
所以冬祭亦以禴嘗皆祀官之  
王制曰天子諸侯宗廟之祭春曰禴夏曰禴秋曰嘗冬曰烝

按祠禴嘗烝是時祭之正名而春祭或曰禴或曰享或曰酌皆異代之名耳祭  
統王制又以禴為夏祭之名爾雅曰禴大祭也蓋禴與夏六月之大祭以為  
時祭耳禴與夏祭之禮一也禴一稔禴即禴也禴也禴與夏祭同月所以亂  
也竹書紀年曰夏六月魯大禴于周公廟明堂位曰季夏六月以禴禮祀周公  
於大廟周六月以禴為孟夏樂世曰禴  
必於四月以陽上陰下有尊卑之義也

忌日

祭義曰君子有終身之喪忌日之謂也忌日謂與死日同干支之  
後世以甲子為忌日不以二月 忌日不用非不祥也言夫日志有所  
至而不敢盡其私也又曰忌日必哀稱諱如見親  
檀弓曰君子有終身之憂而無一期之患故忌日不樂  
春秋左氏傳曰魯昭公三年五月叔弓子叔 如滕葬滕成公  
子服椒 子服為介及郊遇懿伯之忌 懿伯 敬子不入 叔弓  
也敬弓 惠伯曰公事有公利無私忌 椒請先入乃先受館敬  
子從之  
孔叢子曰季節見於子順子順賜之酒辭問其故對曰今日  
家之忌也故不敢飲子順曰飲也註謂忌日不樂而 禮雖服衰  
麻見於君及先生與之梁肉無辭所以敬尊長而不敢遂其  
私也忌日方有服則輕矣

立祀

王制曰大夫祭五祀祭五祀之禮用特牲有主有尸皆先設席于奧祀中  
祀之禮設主於廟下乃制心及肺肝為俎于主北  
又設俎于主四祭黍稷祭內祭醴皆三祭肉心肝各一既祭則俎  
設俎于主迎尸如祭宗廟之儀祀月之禮南面設主于戶內之西乃制牌  
及齊為俎于主北又設俎于主四祭黍稷祭內祭醴皆三祭肉心肝各一既  
祭之更陳俎設俎于主迎尸如中禘之禮禮在廟門外之東祀禮之禮

先席於門之東東面設主於殿陰乃制神及心肝為俎奠于主西又設俎于俎  
南亦祭黍三祭神心肝各一祭醴二亦既祭徹之更陳俎設俎于主南又  
如祭戶之禮祀門之禮北而設主于門左乃制牌及肺心為俎奠于主南又  
設俎于主東其禮如祭禮之禮行在廟門外之西為散俎厚二寸廣五尺俎  
四尺祀行之禮北面設主于殿上乃制牌及肺為俎奠于  
主南又設俎于主東其禮如祭禮之禮行在廟門外之西為散俎厚二寸廣五尺俎  
曲禮曰大夫祭五祀歲徧士祭其先王父 楚語曰卿大夫祀  
其禮之屬 士庶人不過其祖父也 漢書曰大夫祭門戶井窀  
中禘五祀 白虎通有非 無行與此同 士庶人祖考而已  
禮三本曰郊止天子社止諸侯道及士大夫道五祀之屬 說苑  
稱言祀其禮  
曰大夫祭五祀士祭門戶庶人祭其先祖祭法曰大夫立三  
祀曰族厲曰門曰行適士立二祀曰門曰行庶士庶人立一  
祀或立戶或立窀五經義疏曰靈神姓蘇名吉利夫人姓王名博頭或云  
靈神姓張名禱字子郭一名隗夫人名卿思五行書五  
月辰日猪頭祭 士喪禮記曰乃行禱于五祀 註五祀博言 春秋傳  
靈治生萬倍 之土二祀  
曰夫鬼神之所及非其族類則紹其同位是故天子祀上帝  
上帝往古神聖後王尊崇之至合諸天神而 公侯祀百辟自卿以下不  
弗殊先儒謂上帝即天帝或謂五帝皆失之 過其族類

## 時習館學規

維寶曆五年乙亥春、我

公新與學館、扁曰時習、令國之子弟、肄業於其中、命宗室一人、爲國子總教、提調學政、專制黜陟、所以重國學也、且設尊經堂、置教授及訓導官、誘掖後生、典籍有職、廩餼有給、群居稽古、相觀而善、藏修息游、豫時孫摩、絃誦於斯、揖讓於斯、又從而涵泳於斯、使其耳目不觸異物、而遷焉、所以敦人倫育英才、而供國之用也、越二月吉辰、我公命駕臨視、躬建首善、於是乎、子弟入館者、皆靡然悅服、各思成厥業、以答國恩、豈不濟々乎盛矣哉、古之教者、處曰米廩、夏曰校、殷曰序、周曰庠、皆鄉學也、而學則三代共之、蓋虞商貴在郊、以遠斯集市紛之劇、夏周貴在國、以尊禮樂教化之原、今也中國設斯館、以從來學之便矣、其效則文行忠信、其書詩書易春秋三禮、其事則禮樂射御書數、聖雖邈矣、方策具存、由此求之乎、則庶幾亦可以弗畔矣夫、謹奉

公命、敢定科條、榜諸楹間、以示諸生、若其禮樂之

化則俟後之君子云爾、

一擇音義詳明者、以分授子弟句讀、凡子弟受句讀者、以赴館早晚、爲之先後、先授孝經論語、次及五經諸書、皆須謹慎聽受、進退安詳、毋有劇談大笑、聆於旁聽、讀書之法、要眼到口到心到、而逐句逐讀、語音朗然、平上去入、四聲不差、焉哉乎也、一字不漏、務至於背誦不遺、則名爲三到矣、於是知慧稍開、始可施講解也、廼授六德六行等目一二則、若歷史中孝親忠君友于等故事一二條、使彼油然喜躍、染若丹青、先入爲主、不可復渝、而以爲善誘之地矣、若或唔呶含糊、欠伸厭倦、起席下堂、舉止草率、履舄亂錯者有罰、其爲之師者、亦須要整飾威儀、表率後進、不可尸位素餐、因生意惰、立句讀之師、

一擇經義疏通者、每月以三、八日、講說於尊經堂、必須欽襟正坐、從容敷論、主以孝弟忠信、隆師親友之說、務在紀綱秩然、足爲矜式、而其赴堂坐班者、少長必順、尊卑必序、亦須誠心聽受、毋得傲慢喧聒、有乖禮法、違者有罰、立講說之師、

一擇筆論精熟者、誨蒙釋以把筆法、及于文急就章等

書、稍長、要依古名法帖、歐虞顏柳、唯其所好、

務要机案整齊、筆硯潔淨、點畫撇捺、必須端楷、每月三次、寫做一幅、就於先生處呈改、以圈改少爲最、若或衣裾淋漓、窓壁塗污、有致狼藉者究治、立習書之師、

一擇善爲容者、訓童幼以定省視膳、及灑掃應對、坐立進止等之儀、皆須諄々然、遵守毋失焉、幼成如天性、習慣如自然、即爲學之基、自昇升高之道也、立幼儀之師、

一大學之道、主於養老、歷代明主、養三老五更、勸孝弟力田、皆所以誨民孝道也、一孝立焉、百行從之、故吾東邦

孝謙天皇天平寶字元年四月、詔天下家藏孝經一本、後漢光武時、建學官、置孝經師一人、亦皆務本之義、慎教之所由立也、因令童子先受孝經、朝誦暮釋、從事於斯、以爲學問之本領、則邪辟之心、莫自而入、而培養之道成矣、立孝經之師、

一書須背誦、誦須華音、否則四聲不明、同訓相混、字位或易、語助或脫、不足以供文辭之用、和語之陋也、故書必背誦、誦必華音、而齊楚合焉、彼此一

焉、是處之莊嚴之間之術也、立漢語之師、

一諸生之業、嚴立課程、孝經論語一科、詩書易一科、春秋三傳一科、二禮二戴記一科、是爲正業、雖主古義、不廢新註、彼此參考、必歸至當而止、每歲輪會、終而復始、宜如循環、而其執業也、有會講、有復講、有背誦、有獨看、會講致其討論、復講致其厭厭、背誦致其浹洽、獨看致其靜一、皆一課也、每會有訓道一人、誘掖後生、催督工程、日夕更番、無間缺、而其疑義未審者、必質諸教授先生、得講詳明白、而始休矣、優哉游哉、漸之靡之、於是乎玉石相攻、蓬麻相直、朝乾夕惕、日就月將、至於微諸言行、而有補於政治矣、然後旁及史子百家、凡歷代治亂、地理沿革、文物制度、樂律書算、皆習貫無遺、通古達今、舍短取長、庶免博而寡要之譏焉、立會講背誦之日期、

一記曰、比年入學、中年考校、一年視離經辨志、三年視敬業樂群、五年視博習親師、七年視論學取友、謂之小成、九年知類通達、強立而不反、謂之大成、蓋不考不視、將息而玩、玩斯弛、弛斯厭、厭斯廢、廢斯落、豈能有殖乎、是學之大患也、故日看月考、

時試歲課、等其藝業、而進退之、所以督勤惰、驗作  
 較也、兼科者升班一等、若二等、虛曠一月、若二  
 月、降其班、過之削其籍、不敢齒列、蓋一出焉一  
 入焉、塗巷之人也、但疾病事故、不在此限、古三  
 年通一經、不通者移學易習、以觀有變、俟之道  
 也、至九年學不變、業不成者罷歸、雖過年限、才近  
 成立者、又聽留學卒業、立考課之法、

一詩心聲也、易於動物、文道與也、可行諸遠、與觀  
 群怨之用、經國不朽之典、非斯二者、君子之業、  
 將何以傳後世哉、雖游夏之徒、蓋亦學焉、而後善  
 之、况後生乎、立論詩論文之會、

一凡各齋務令整飭、常加潔淨、不許几席從橫、書帙  
 亂抽、烟器茶甌致紛糝者、又異色間雜人等不許  
 輒入、又不許酗酒狂歌、臧否人物、及為滌褻戲慢  
 之談、若其在館生員、不遵學規、乖戾禮法、敢有  
 毀汗作踐者有責、初犯紀錄、再犯密從繩愆、窮究治  
 尚猶不悛者、同人鳴鼓攻之、即時放遣、永不齒君子  
 之林、古者履楚二物、以收其威、明制用竹篋痛決、  
 唯古今異宜、彼此殊俗、故今不必執泥也、置集愆  
 冊、

一凡諸生肄業者、詳記其姓名鄉里年庚、入學歲月、  
 及每日所講、所誦、所借覽書目、若坐班虛曠等事、  
 以備他日積分通考、置通知、勘合、講誦、供書之  
 四簿、

一凡生員離堂、若同人莫夜來往者、人給牌一面、牌上  
 寫出恭入敬四字、令門吏驗之、以通出入、無者不許  
 輒出入、置出恭入敬之牌、

一館之左右設射圃馬埕、及講武技藝之所、弓馬劍槍  
 諸技之士、皆造焉、傳曰有文事者、必有武備、言  
 不可偏廢也、置東西之兩樹、

右十有三則、臣儀承乏教官、奉 命議定者、臣儀  
 學非經明、質之行修、雖有一日之長、未必賢於諸生、  
 其負乘豈不自恥於心哉、蓋聞一知十、固所罕觀、  
 人百已千、或可跂及、臣儀冀與諸生俱永守之、  
 經學相難、不敢失墜、諸生亦宜時習匪懈、日新可  
 畏、各言爾志、有起予者、以副我  
 公造士之美意焉、則風動於泮宮之間、而草偃於閭閻  
 之下矣、諸生其勉旃、

落 國學教授臣秋儀謹撰

古城貞吉校

玉山集序

治世之音。大國之風。徵之古今。蓋聲詩之為道。則然。然詩志也。志小。則區域  
 自畫。學局。則識量為窄。拘々者與、何足與言詩。必也狂簡嚶々。稱古之人。然  
 後可以鳴其盛矣。積中發外。是唯在其人。則為不易遇爾。余既與熊本秋文學子羽  
 驩焉。稍益親。則知其為人。磊落不屑一世。斯集也文學之詩。而其徒所為輯。近  
 將行世。余乃得與寓目焉。其詩豁達而有法。亦若其人。夫昭代升平。百有餘年。  
 海內歌詠。莫非雍和之音固也。熊本封吟於肥。肥大國也。宏器輩出。相鼓而鳴。  
 莫非快々之風。亦固也。况今其君好學。文學相輔。唱之則杞梓巨材。大國所出。  
 波及海內。是文學為職。固任其責。他邦亦來取法。庶幾從斯始。若夫學識遠大。  
 具於文章雜著者。雖埃之嗣出。既乃推類可知。姑且為序。敢贊盛事云爾。  
 寶曆甲戌之春 平安 服 元喬

玉山集序

詩尚辭而已。苟辭之不嫻乎。方其結撰構思時。苑于臆。畜于念。已躑躅於燥吻。  
 未得流離於濡翰。或直情而徑言乎。俚言盈耳。鄙倍滿幅。急達意而忘温厚。二者  
 何足言詩。今世作者。往々專力修辭。摛藻綴華。彬々乎盛矣。而後生響附景逐。



句摹字擬。自以爲翱翔開天之域。然千人如一。每篇雷同。其究必至老身長子。而遂無發吾心竅。謂之唸咏性情可乎。夫李唐諸子。壹是皆修辭。而體裁人異。聲調亦各不同。馳騁百氏。鑄陶千古。各成一家。豈必屑然剽竊是務。而謂之修辭乎。每後生有求於余。告之淳々不已。我友秋子羽世仕。細川侯。爲士大夫之矜式。才氣甚高。博聞強識。其詩以迢乘爲志。不局促轅下。然遣辭溫雅。韶令風々。唐音哉。今夏侯命以子羽詩稿上于梓。曰玉山集。爲卷者六。子羽謁叙余。余不肖不能重子羽之名。然子羽之名。豈待余重。故以余生平所持論。冠于卷首。嚮者子羽從五馬歸肥也。握手相別。酒後耳熱。語及藝苑。高談雄辨。務排彼剽竊雷同爲詩者。迺子羽之詩可知矣。

寶曆甲戌歲夏五月

高松侯侍讀

岡

井孝先

撰

### 玉山先生詩集目錄

#### 卷之一

四言古詩五首

五言古詩三十二首

#### 卷之二

七言古詩四十一首

#### 卷之三

五言律詩八十首

五言排律三首

六言律詩一首

#### 卷之四

七言律詩八十二首

#### 卷之五

五言絕句百五首

六言絕句三首

#### 卷之六

七言絕句百一首

玉山先生詩集卷之一

肥後 秋儀子羽著  
辛黑光輔輯  
門人 福清子高校

四言

臨高臺 仁德帝登臺、望民庶殷富、而作也、  
臨彼高臺、高臺如雲、烟火千里、鷄鳴相聞、  
臨彼高臺、瞻望祥氛、人烟千里、犬吠相聞、  
臨彼高臺、瞻望無外、板屋鱗次、人烟雲霧、  
臨高臺三章、章四句、

杜若有華 在中將東遊、思故國、而作也、  
杜若有華、思我妻孥、道路有遠、哀我征夫、  
衣裳楚楚、妻孥縫之、道路悠悠、征夫從之、  
衣裳楚楚、經新作故、道路悠悠、日遠鄉土、

杜若有華三章、章四句、  
瞻彼春草 平相國妓妓王失寵、而作也、  
瞻彼春草、我心悲傷、秋氣一至、何草不黃、  
瞻彼春草、我涕不止、霜露一降、何草不死、  
瞻彼春草二章、章四句、 右風雅三首

善哉行

旨酒既陳、熊蹯雞炙、胡不日酒、以永今夕、人壽幾何、若駒過隙、夸父善走、嗟亦何益、鬼伯無時、起於肘腋、累々者墳、孰分舜跖、瓊瑰粲々、曾不如石、明者不疑、達者不佞、以歌以絃、蟬蛻形跡、燕我良朋、皓首勿易、

采芝謠

陟彼商山、言采其芝、芝英燁々、可療我飢、山中無虎、其路孔夷、虎滿于朝、陞階嚙蟻、冠而利齒、孰能觸之、芝兮芝兮、從女無知、

五言古詩

遊仙詩

神龜非奇齡、靈椿豈大年、冥心襲氣母、鍊魄潛玄淵、醜顏染瓊液、鮮膚澤絳泉、蟬聯容成輩、雁行洪崖肩、蓬萊左提外、崑崙右挈前、澡身若木渚、啼髮扶桑顛、言駕青虬逝、一瞬周九天、

病中雜詠六首

寢瘵掩敝廬、抱影窺虛牖、倏忽度冬春、紅芳萎榛莽、雖羸躬亦閒、造物遇我厚、行樂時命屢、幽愁蔭高柳、今朝新雨餘、扶杖翦園韭、何必河之魴、聊足招良友、

討論平生文、以欲垂不朽、趙孟語何偷、仲尼言謫久、  
悠悠任所遭、復奚疑天壽、

其二

棲々衡門下、節變鳴倉庚、江草粉碧色、林木吐幽芳、  
豈不欲行樂、抱疴在筐牀、呼妻檢藥物、稚子戲我傍、  
良朋雖時至、詎能陳壺觴、三春爲流水、百歲徒悲傷、  
寄言滔々者、努力及時光、

其三

園中桃李樹、風雨花參差、零落蒼苔上、歷亂令人悲、  
荏苒老將至、逼促焉得辭、四十稱強仕、奈何已覺衰、  
病容驚明鏡、晨起未梳時、餘翠在簷隙、孤鶯欲囀遲、  
慨茲幽蘭佩、因誰遺所思、

其四

烟鳥棲江樹、微月欲上初、悠然與心會、力疾臨前除、  
庭草藹萌達、映我牀頭書、隣兒纔垂髻、持竿事釣魚、  
對此散愁寂、鳴鐘隔林疎、

其五

大冶鑄我形、何殊爵與蚊、所受雖誠眇、襟衷獨不羣、  
以指喻非指、喜怒一何紛、荷令靜躁定、坐可謁元君、  
警咳叩虛牝、毛竅激清芬、其將乘鸞雀、海上蹈紫氛、

其六

海中有奇樹、乃在蓬壺顛、神露澤柯葉、朱萼一何鮮、  
陽鳥舒靈景、射波湧紫烟、鴻濛游其上、雲將欣逢天、  
教余養其實、云是可延年、甘芳流齒頰、頓使容顏妍、  
携之旋鄉里、輕裾舉蹁躚、衆人嚇腐鼠、萬口唾真仙、  
不如閻光彩、墨々守余玄、

雜感

雨降灌未息、日出燭火然、武仲擲天下、兒戲何蹁躚、  
蒼乎時爲帝、孰分愚與賢、萬言雖盈紙、微跡若蠅涎、  
仲尼魯城北、軒皇豈神仙、神奇與臭腐、循環紛紜焉、  
斯道不容辨、長醉勝大年、

同十驥子華遊江之道宅東澗中、分山水佳妙四字、  
各得一字賦、

古游俠

蠢爾嘯鬼方、王師膽氣張、旌旆蔽雲日、劔戟森曉霜、  
驅馬塞垣上、一麾威靈揚、烟塵淨如掃、獻凱悅漢皇、  
厮養享茅土、妻孥嗟路旁、誰哉大樹下、塊然獨韜光、

九日諸公見過林亭

弱齡戀中林、棲遲杳以深、白雲來庭際、英々覆鳴琴、  
巖壑收陽影、水木含夕陰、茲焉集好友、綢繆寄賞心、  
芙蓉灼柔翰、薛荔間重襟、况有芳菊酒、酌言發長吟、  
世事勿復道、且坐聽秋禽、

公譙擬陳思王

西園屬清夜、嘉賓良宴會、繁星綴鳴珮、輕雲承飛蓋、  
芙蓉臨月池、芳柯環其外、風管流清商、鸞觴汎沈瀟、  
豐澤無不洽、優渥展敬愛、宗子實惟城、千秋得所賴、

山農詞

採薪臨山北、種秫遍山西、山中經九世、家業在鋤犁、  
生兒六七歲、稍長與犢齊、驅犢往又返、荆榛路不迷、  
樂此無餘願、酌醪屬老妻、笑彼飲水者、市朝病夏畦、

擬古

芙蓉抱明月、荷葉凋嚴霜、君子困中野、懷玉脛無裳、  
遺老在北海、美人在西方、天既生良弼、世豈無明王、  
我欲往從之、滄波渺無梁、傲々雲中雁、延頸徒悲傷、

訪行上人臥病

處世如匪澁、垢氛何能竭、茲邀青蓮宇、以探白雲窟、  
嵐翠間薜荔、登臨履齒滑、鈴鐺空中鳴、風吹聲清越、

涼氣滿衣襟、高歌念帝力、

野田黃雀行

黃雀何噴々、翩々唯與雄、禾黍錯若繡、啄々田疇東、  
不願膏粱味、何戀世瑤宮、鴝雞雖文采、詎能翼雀躬、  
鴻鵠舉千里、我則甘下風、昔人玩我巢、其俗貴大同、  
陵夷及戰國、欺詐日無窮、艾如張子野、爪鈞亦當空、  
豈不懷怖懼、辟禍用誠衷、微物知有命、可游昇穀中、

送義天師

黃鵠有高志、一朝萬里翔、長風鳴金策、飄然辭故鄉、  
鄉樹隱海霧、天末忽微茫、習靜怒濤裡、片帆正飛揚、  
乞食上孤島、聽鐘看夕陽、誓欲成覺道、不厭疲津梁、

看雲叟

浮雲多變態、人事多是非、人事何足道、浮雲自在飛、  
忽向空中滅、更傍石上微、出如抽繭緒、飄似脫錦機、  
英々照彩翰、曳々爲白衣、問與老僧偶、孤與貧士依、  
依然看雲叟、此心與世違、

富春有高士

富春有高士、天子本匹儔、偃臥聊復爾、變動星辰愁、  
長揖尚其事、風雲襲羊裘、人皆乘朱轂、我則隨白輿、  
手有千尺線、五采盈目浮、衮職不須補、長此釣長流、

琅函盛玉軸、金界浮寶筏、爾時見維摩、眊眊令人發、

病色削蒼崖、毫光吐素月、供我香積餅、甘芳淪髓骨、  
百慮滌無波、一身坐超忽、生既爲蝶胥、死亦復鳧沒、  
所貴摩尼珠、微細耀毛髮、得之欲獻難、何論楚人削、

晚歸

川上看欲暝、餘紅在層巒、彎々初弦月、艶々媚暮寒、  
岸遠行人小、村幽獨樹圓、喚舟沙際立、秋水正漫漫、

白馬篇

白馬如白龍、矯々洛陽陌、霜蹄何聯翩、月題亦赫奕、  
馬上游俠兒、容顏如雪白、所思在功名、微軀何足惜、  
願得葬胡中、裹屍以馬革、言畢西北馳、萬里如咫尺、  
身與飛雲俱、忽若流星激、交河跑層冰、祁連踏塞石、  
腰間邵節劍、縱橫斬鐵屨、大屈金僕姑、精妙行且射、  
一蹴名王顛、再蹴單于腑、三蹴胡無人、奔竄喪其魄、  
黃沙血揚波、白草盡變赤、信哉馬是龍、噴嘶風生積、  
歸奏天子前、千秋光竹帛、

晚涼行樂至白河上

赤日忽西頽、徘徊清川側、薰風波上來、霖微毅紋織、  
俯臨數潛鱗、仰視指歸翼、片月生中洲、斷山入眼色、  
水木相蔥翠、埃澱淨如拭、瞻彼虛舟汎、優游知食息、

田家雜興

桑柘炊烟起、葵蓋日景傾、妻孥團樂坐、屋後眺山晴、  
涼風來簾簾、使我煩襟清、明朝冒草露、欲向東臯行、  
因盡餘杯寢、月下聽嘒嘒、  
丁卯春宿山家驛、館人有米癖、築介于亭、中貯  
巨石三、形狀不凡、奇不可言、旁有衆怪石列峙  
焉、因賦贈之、

共工戰不勝、奮怒觸不周、天傾地維折、漂漾若汎舟、  
鼈足立四極、蘆灰塞滔流、奇哉女媧氏、鍊石補天罅、  
無乃其餘石、誤墮此牀頭、氣疑神物寓、勢接烟嵐幽、  
非關巨靈劈、還使一拳愁、忽見華嶽裂、又訝蓬島浮、  
拜應效米老、祀乃學留侯、孫楚何得漱、卞和猶未收、  
半夜恐負走、千里當臥遊、愛爾仁智樂、撫弄日可求、

蘇山天門巖、云是羽流鑽燈修道處、

天巖何洞達、空濶石扇開、奇文縛霞壁、崖綠相繁廻、  
此中鑽陽燧、曠然反嬰孩、輕雲生巾舄、紅雪在莓苔、  
斧水漱寒齒、比之瓊液杯、一嘯虛叱應、萬靈紛下來、  
垢氛漸超忽、簪纓心已灰、而我凌倒景、駕雀言裴回、  
俯視人寰小、豈謂非仙才、誰復從我者、霄漢杳渺哉、

丈水翁籃與見招、余行里餘、翁出迎半途、遂同

步、日暮到翁隱居、次宿而歸、

負郭十餘里、喜居籃輿迎、出郊展遠矚、稍覺遺塵纓、  
遙峰台餘雪、田疇靄新晴、青黃錯若縞、野色接空平、  
藉草黃鸝睡、隔竹春鳩聲、豈無伊呂業、深羨沮溺耕、  
繁紆涉微徑、重巖顧高城、半道倒爾旌、相要下興行、  
連袂尋墟落、振策除榛荆、微々澗芳吐、灑々巖溜鳴、  
幽崖紛碧草、重阜被雜英、昏到薛蘿宅、犬吠烟月明、  
陳堂以野蕘、壺觴酌已傾、頽然各就寢、境高夢魂清、  
遠雞忽嗚嘶、花影在燈檠、晨起漱寒齒、風翠解宿醒、  
紅旭上東嶽、彩霞照西瀛、庭內環芳卉、泉石心匠成、  
當戶千嶂繞、搖翰萬象驚、留連竟三夕、何能割愛情、  
瞻彼喬木鳥、求友一何嚶、隣伍來相贈、香芹碧玉羹、  
已疑稱桃客、復恐爛柯名、欲歸迷去路、谷口白雲生、  
重過光明寺、時行上人既逝矣、弟子義公供以杯

紅塵填城郭、春草亂如絲、時人事踴躍、滔々不知疲、  
揚々騎大馬、盡是賣珠兒、我性多繫柄、與世動背馳、  
今辰集寶刹、同心吹蠲篋、慈禽啼脩竹、落棋紛素漪、  
圍坐攬羣秀、峰峰競獻奇、烟霞駐繡棋、水石媚餘姿、  
衍公雖逝矣、典刑有義師、願我嗒乎後、相惠以前綏、

茶、

晤語知何先、未幾東方白、告別慨興嘆、此恨苦如藥、  
如何爲夫婦、草卒如賓客、此生不得意、喜悲須臾易、  
來時欲水滅、去時欲水積、積水緩歸期、幸免上帝赫、  
摘素篇

十月東壁中、霜氣一何冽、嗽々孤鴈翔、淒々卉木折、  
美彼洞房女、感念中腸結、容華日消損、音信日疎絕、  
君子從徭役、中野觸風雪、風雪剝人膚、征衣恐敝裂、  
非妾誰改造、非妾誰補綴、感此拭清礎、遙夕慘遠別、  
雙杵落參差、光燈亦明滅、素手羽嚴寒、皓腕力盡竭、  
豈不憚疲勞、欲慰君飢渴、所貴純素色、比妾志操潔、  
請君昭妾心、終始執高節、緘封附行人、欲言泣嗚咽、  
妾心不易喻、淚盡繼以血、極恐山川阻、中路芬芳泄、

韓體一首、贈數靈菴

綠耳盛蘭筋、玄雀垂菊裳、百里難展足、九霄本翱翔、  
嗟君何卓爾、韜晦在林岡、杉竹掩虛牖、衡門聊徜徉、  
樂備有藜藿、何必河之魴、負郭田三頃、終歲書一牀、  
抱甕汲流水、持斧伐遠揚、晏如無僿石、先哲相頌頌、  
晒彼崇臺榭、安坐前膏粱、古處知所畏、人祥天不祥、  
定省竭孝養、高堂壽且康、甘旨必先饋、樂餌必先嘗、  
如賓敬蕞缺、舉案有孟光、鴈鳩均七子、芝蘭繞一堂、

雖然陳山嶽、松杓錯參差、豈謂非超凡、娛樂欲及時、  
砥恐義輪轉、虞淵不可追、

塘上行

鴛鴦不陸處、芙蓉不陸生、入宮忽見妬、受侮不可名、  
蒼蠅能玷白、衆腹亦拔城、舊人如委土、新人如弟兄、  
誰知新興舊、轉盼爲枯榮、枯榮何足道、恐損君子明、  
其新信孔嘉、其舊豈無情、菅蒯荷代價、庶昭金石貞、

枯魚過河泣二首

枯魚過河泣、出河難或躍、一旦誤吞鈞、百載空銜索、  
世間乏子產、庖人多虛諾、寄言同隊侶、甘芳引鼎鑊、  
牛泔本難容、車轍亦易涸、

其二

枯魚過河泣、出河欲不神、我乃白龍子、魚脈游河濱、  
一被豫且辱、遂喪騰雲身、委尾伏豆俎、翹首語庖人、  
莫敢割我腹、我腹葬忠臣、

織女篇

織女不下機、牽牛不離宅、間以絳河水、常時盈脈々、  
誰謂跂予望、從之難成跡、孟秋皓露降、涼颼及今夕、  
絳河清見底、明徹不盈尺、乃知天上星、盡是河中石、  
駕言不濡軌、女美可悅懌、女有機中錦、願郎服無駭、

維昔國初日、群雄爪牙張、厥祖力如虎、長嘯得壇場、  
羈旅爲藩客、永世貽孫謀、明信薦蘋藻、誠敬陳筐篋、  
君之好儒術、於祖有烈光、長目炯千古、萬卷下五行、  
揮翰抄其要、秉燭提其綱、右軍讓澆酒、左傳厭洗洋、  
病渴與論腐、並驅逐道傍、時發子所懷、盈紙榮成章、  
洞庭兮空澗、韶鈞兮鏗鏘、蛟螭在制御、天地爲低昂、  
東遊圖經歷、海嶠連天長、長鯨爲之駕、以尾擊蒼茫、  
浪沫一千里、日夜鳴雷浪、上崖行仗劍、雲木曉縹緗、  
芙蓉塞眉睫、琵琶浣肺腸、飛步疾於鳥、電鞭驅行裝、  
遂造東武府、庶富難悉詳、甲第何佳麗、冠蓋非庸常、  
鉅公六七作、蟬聯而雁行、牛門執牛耳、一見愜夙望、  
磊落二三子、旗鼓駭相當、西遠誇壯觀、跌宕意氣揚、  
豈料右武國、聞此鳴鳳凰、蓋謂誰昔爾、國華實煒煌、  
荆那傳俎豆、蘇嶽產琳琅、斐然先聖國、屹在海一方、  
萬里爲鄰並、風氣被鴻荒、盪摩生奇士、唇吻激馨香、  
船上觀光者、遂巡讓唯黃、君曰何足道、一粒出大倉、  
餘勇理方枝、墟落免天殤、有時會賓友、乘興奏笙簧、  
雖愛青藜杖、何廢綠沈鎗、馳馬突性癖、屠龍播技痒、  
箕裘業不墜、韜鈴策難忘、咫尺城聚米、百步射穿楊、  
此事君所陋、瑚璉期廟廊、所貴在節操、高潔若秋陽、

聚星皆賢俊、絳繹裹其糧、尋春拾野翠、搖木落山芳、  
冠者將童子、悠然詠風涼、杖屨貪秋景、柿栗殷微霜、  
翩然臨寒壑、崩雪松色蒼、四序耽佳興、弛張亦何妨、  
余也唯存拙、資性愚而狂、榮子猶然笑、智不效一鄉、  
交遊容倚玉、臭味不徹薰、匠氏制大厦、由來要棟梁、  
伯樂過冀野、何嘗拔駿良、欵段依藜豆、斥鴳控偷枋、  
爲君裁長句、沈吟且彷徨、

玉山先生詩集卷之二

肥後 秋儀子羽著  
辛黑光輔輯  
門人 福清子高校

七言古詩

觀十六羅漢圖引

君不見大阿羅漢骨相奇、展圖烟霧飛出篋、忽覩嶽嶽  
梁間語、巉崑欵推赤脚躡、一尊寶籠盛佛牙、光如明  
月夜煒燁、深目一尊喝懶龍、俄頃風雨生鱗鬣、侍者  
僂播一尊痒、快心益背達眉睫、兩尊持咒焚妙香、金  
色梵篆爛貝葉、獅子象虎吼跳梁、夜叉羅刹來服帖、  
十有六尊森玉立、翠氛撲壁壁巒疊、乃欲西去朝法王、  
騰身海雲無舟楫、鐵鉢金策瑠璃瓶、群神扶持翔若蝶、  
五天蒼茫風濤驕、靈鷲之山呼可接、秋生軀不盈七尺、  
健筆與之爭雄捷、天際盈盈無熱地、余亦寒裳欲徑涉、  
揮筆長風拂長髯、目送飛鳥彈銀鑷、

麗門別喜公

麗門楊柳春青青、關關黃鳥啼花裡、今日何日別喜公、  
一聲扶搖九萬里、海上日月跳雙丸、天際數峯如擗指、

玉山先生詩集卷之一

忽覩風雨集袈裟、隔岸之人小如蟻、喜公粲然顧余笑、  
浮雲聚散何挂齒、此去欲探驪龍頤、奪取明珠飯報爾、

蓮光精舍觀少年騎馬圖引、同密上人賦、

高僧手披駿馬圖、高僧口噙駿馬詩、駿馬軒然座隅立、  
觀者寒生愕且疑、身長八尺矯於龍、屹若秋色生孤峯、  
胡雛控出拂其鬣、落落長風吹喬松、錦衣少年玉爲面、  
如月雕弓撚銀箭、自矜騎戰功絕倫、嗚珂欲朝未央殿、  
渭橋東南踏殘雪、流水芳草堪嚼嚼、數聲驕嘶楊柳陰、  
一汗淋漓桃花血、目中千里雲崔嵬、蹄間三尋電滅沒、  
忽疑西極馭經綽、猶憶北庭著鞭折、不唯良工畫逼真、  
又是高僧詩入神、今日詩畫爭神駿、知爾支遁是後身、  
世上黃金撐北斗、嘆息無復市骨人、君不見傳畫下碁  
溪前、夢卜寥寥草如烟、我願明王御此馬、春風日日  
問遺賢、

老婦嘆鏡

朝磨鏡夕磨鏡、少嬌十五十六時、磨來磨去如明月、  
顧影揚蛾每相持、一星呱呱啼著膝、如雲鬢髮忽變衰、  
昨日生一白、今日垂一絲、桃李春色不復有、芙蓉霜  
下難自守、昔日寶鏡使妾妍、今日寶鏡使妾醜、鏡兮  
鏡兮何無情、明月不暈獨自壽、噫嘻鏡乎何得知、妾

之妍醜徒自取、

田元章宅集飲觀益王梅廳

石勢稜稜雪槎牙、錯落寒梅着數花、一鷹颯爽立其上、  
掉頭欲下烟水涯、日銜青嶂生夕紫、滿堂賓客盡高士、  
對此神駿誰敢當、垂天大翼亦徒爾、

洞明師將遊琵琶湖、留其所鐫篆印一顆見貽、

因賦此贈別、

洞明師洞明師、少壯飛錫好探奇、蹈遍日本名山水、  
千里萬里不知疲、天目寒雲生白足、芙蓉晴雪射雙眉、  
朝發東關暮西海、空翠襲衣盡淋漓、師既奇骨多奇思、  
亦能刻印作奇字、萬物翫然指爪端、得之山水之幽致、  
鳥跡科斗非關筆、鐵筋玉箸不緣漆、全牛忽向刀間解、  
雕龍或疑鉢底出、精技應似郢人斤、微旨蚤入周史室、  
自誇印法妙絕倫、刑敵不肯示俗人、歸來秘藏蘇山裡、  
青松白石淨掃塵、蘇山之下有狂生、散髮侷儻意氣清、  
與師異業同臭味、相見肝膽忽相傾、惠我一顆稱知音、  
笑道是物印佛心、佛心印我豈敢、知師中情愛我深、  
我亦家有文章印、頗窺周漢牆數仞、腐令盲史欲比肩、  
笑殺魏晉收餘燼、師乎師乎真大士、我願締交爲昆季、  
佛心印文章印、彼此相質我與爾、師云桑下難三宿、

一旦翻去如脫屣、獨留篆印照案頭、清揚婉不違顏咫、行矣琵琶湖上半輪月、印出兩人一片冰心是、

### 鴻門高

鴻門高、高且雄、天曆數、指顧中、謀臣不語目展動、劍舞雙雙圓白虹、屠兒一入四座傾、卮酒疑肩腥風生、君不見俎上之肉飛生翼、却望天際成五色、

### 老將行

十五已充羽林兵、十八便歌出塞行、天子賜我瘞骨地、天子遣我絕脈城、三十腰間金印黃、錦袍赫奕照路傍、今日廊下身瀕死、紫髯赤髭盡成霜、憶昔出師蕭關道、金天秋隼擊寒草、丈八蛇矛六鈞弓、邊兵百萬淨如掃、朝取一營暮一壘、旗鼓森嚴肅千里、于闐花廳三尋躡、冰海枯蛟三尺是、爰喪其馬飛狐北、晚暮蒼茫求不得、前軍失利半氷折、掘盡沙鼠飲馬血、單于乘虛復來即、陳雲一團畫如墨、戍樓大雪連堞高、士卒墮指命如毛、將軍一呼長風起、奇兵突出若波濤、亂箭飛矢紛如雨、單于如鳥忽遁逃、既危復安蓋有神、皆道將軍勇且仁、帳下推牛供壯士、河上投醪飲萬人、捷書還奏建章宮、宮前花木生春風、公卿舉觴賀天子、殊恩自誇麟閣功、爾來昇平五十年、北邊寂莫絕塵烟、抵今天子盛好文、

白面書生致青雲、七十餘劍無人問、七十餘戰有誰聞、有時聚米談舊事、旁人指目笑紛紛、已矣哉眼前葡萄唯爛醉、身後惹以何足云、

### 輕薄篇三章

勿嘲輕薄兒、請聽輕薄辭、妍好豪奢天所縱、甚口大腸且子思、出入常騎大宛馬、猩紅錦袍光陸離、渭北花滿春晝永、飛鷹圍鷄歸每遲、男尚公主女奉天子、田園第宅連戚里、七貴五侯皆昆季、金張結昏妹與姊、賞賜春秋大大萬、木難珊瑚雜文綺、黃金千鎰市駿骨、明珠百斛傾妖妓、彫楹垂垂結流蘇、階砌離離種桃李、孔翠鸞鷟翔其間、寶石名卉環池水、池水暖拍沙棠舟、中貯九花春醞美、易牙日夜鳴鑾刀、勺取瓊漿調甘旨、紅肥紫蘆水晶鹽、熊蹯牛心白玉匕、趙女歌燕姬舞、管絃嘈嘈熱人耳、髡侍坐隅佐談笑、杯行迴迴無究已、更闌客散銀燭滅、羅襪襟解蘭氣酒、此時痛飲應無數、只知生樂何知死、

### 其二

勿嘲輕薄兒、再聽輕薄辭、我能噓枯作紅紫、我能變鼠作虎兕、是故九卿結我襪、是故八公奉我机、令有強項案合拜、客有駢脅潭立視、羅幙繡帷笑跋客、惡

草莖豆辱仇使、皓腕柔爪搔背痒、黃口豁唇兇癩痔、何知明日非、只知今日是、

### 其三

勿嘲輕薄兒、重聽輕薄辭、結客場中人若蟻、一言不合投袂起、左顧提擲博局盤、右盼反擊金斗尾縱橫、倏忽批人頭、人頭突門門植齒、輕薄兒誰敢當、甌生醜醜良可鄙、萬言盈紙不直錢、區區欲藏名山裡、

### 松鶴壽歌賀道光上人五十四初度上人即親鸞氏之徒也、

松鶴壽、高堂歌舞飲君酒、君家天台石橋畔、青松白鶴結為友、控鶴飛度海上山、琪樹瑤草携滿手、松根茯苓白於雪、小如拳頭大如斗、君今餐之色似童、飄然來往御天風、雙雙白足踏雲氣、袈裟渾濕空翠中、每誦白馬無數篇、不羨青牛長生詮、潦倒一生愛繡佛、遊戲三昧笑金仙、松花紛紛常盈衣、群鶴翩翩相追飛、四十九年未顯實、四十九年豈知非、此日兒孫求予詩、滿堂烟霞日遲遲、余道四海盡兄弟、師道大千皆我兒、大兒歌小兒舞、手弄鶴雛攀松枝、綵服花暖應不老、勸君春風金屈卮、

### 醉後放歌

葡萄熟菊脂黃、凄凄風雨近重陽、開竅撲鼻烟霞氣、忍使湘纍垂涎長、湘江之水空在、靈均骨化色如霜、勸君日日須縱飲、玉壺青絲鬱金堂、君不見飛黃亦駉為吊客、不如生前只術杯、死後銜珠復何益、心上七竅北斗星、腹中一藏沃焦石、斗可酌酒石消酒、今日不飲良可惜、好是携妓遊東山、莫惜一雙金齒屐、大醉華胥賓、小醉葛天民、唐虞雖醉餘、熙熙若陽春、陽春熙熙朝天去、緲茫之鳥尻為輪、俛見黃河入海碧、細於銀瓶噴溜涓涓澗、又見群仙集蓬萊、小於浮蟻翁翁白、試從支機石邊過、千丈萬丈生五色、五色石五色絲、女媧鍊成天孫織、我今携來煥成章、龍文何日補衰職、知我罪我者誰子、葡萄菊脂唯我與爾、

### 春鶯啞

二月三月春欲暮、桃花李花開滿樹、洛城東南亂嬌鶯、綿綿疊疊隔花鳴、蹴花倏忽高枝去、銜花宛轉低枝語、百轉相合落花邊、一聲忽流刺繡處、玉笋共調漢宮姬、金梭同擲秦川女、夢裡聽之斷柔腸、碧紗隱隱窓初曙、望阿蘇池煙、用水斯立韻、

阿蘇之山何奇絕、青壁削瓜崖削鋏、伊昔神人大射獵、

崑上馬跡如踏雪、未矢入石猶飲羽、到今突兀苔蘚聚、水涸火然大澤間、中有神人來往路、金童曉飛六月霜、木客畫嘯五里霧、飄風驟雨吹欲折、九百七十餘丈樹、須臾風罷雨亦晴、鶴鳴萬壑寒色生、靈池新吐寶珠氣、紫煙成花滿太清、笑我年年老風塵、塵中役役七尺身、何時一出飛鳥上、彩翠染我芙蓉巾、

前有樽酒行

誰謂蒼海不變、三見滄海作桑田、誰謂素絲易變、滿頭素絲終依然、今日不飲宛其逝、人生七十箭離弦、前有新豐之美酒、傍有燕趙之嬋娟、長袖屢舞曳羅縠、不管羲輪轉青天、秦皇漢主何迂哉、鞭石航海求蓬萊、蓬萊山不可見、風雨畫鎖糟丘臺、吾輩但唱相逢行、丈夫相逢盡弟兄、百錢落手應須醉、不用百錢問君平、浮雲榮辱何足道、造化小兒弄我生、生也有涯思無涯、半醉半醒也身輕、身如一箇船、百年漂泊艣深淵、蓬萊山不遠顏咫尺、鼎鑪孟杓盡神仙、

李白觀瀑圖

太白星精落塵寰、乘風來往匡廬山、蒼蒼欲供先生墨、挽回銀河瀉人間、先生笑道臣是酒中僊、每飲一斗吐百篇、此瀑若變成春酒、一口吸盡醉陶然、然後五指

挫萬物、醉墨如山答蒼天、

車遙遙

車遙遙路悠悠、重山復水言出遊、郎搖征鐸妾摻袂、欲從不能意夷猶、車輪一轉三頓足、車輪再轉九回頭、願結郎驂作惡木、願要郎船作石尤、此願不得奈君何、棗軸宛轉掃齋流、復水重山鳥過目、車遙遙兮不可留、

鍾馗擊鬼圖

深山之阿夕出雲、凄風苦雨鬼成群、小鬼跳梁大鬼笑、高明之家來去紛、終南高士面如丹、青袍烏靴裁其冠、十圍腰間三尺劍、小鬼大鬼肝膽寒、君不見白日揮揄鬼如林、不獨女羅羅荔蔭、

病懷

歲歲伏枕何悲辛、貂裘零落不堪貧、造物小兒欺多病、薄宦遊子絳此身、藥裹關心空消日、桃花催夢未知春、紅木應生山中路、白石難尋澗之濱、世上交情非故國、少年行樂屬他人、冰壺誰醉青樓酒、金丸誰逐紫陌塵、馬卿病渴文藻著、王粲登樓詞賦新、黃金已盡異鄉滯、青囊空識古方真、今日病起終頭白、浩歌倚杖淚沾巾、君不見北斗孕秀氣、散作酒人六七子、酒人握中提北

醉歌行贈管夷長

一言便殞於期身、趙人匕首督亢圖、咸陽殿上勢已孤、無端環柱英風起、藥囊倉皇大號呼、鞭轡之劍吐光鉞、笑看朱股汚咸陽、英魂去爲燕中鬼、如此光景報田光、河豚行戲示岡士駙

前有三尺魚、後有一坏土、達士由來帝縣解、視死甜於西施乳、寒冬十月雪作花、虎斑豚魚味方美、醉將西施葬人腹、笑殺魚腹埋屈子、君不見吳王白日正酣歌、越來之溪爲血水、又不見吳王三尺魚腸劍、血滯一縷人立死、

各東西

昔爲一江水、同流復同波、自君有訣意、東西各咨嗟、妾心含貞白、之死失靡它、它人行影不欲照、流水滔滔奈君何、

偃松篇、奉壽祭酒林先生七十初度、

君不見玉堂偃松出風塵、磊砢渾作老龍鱗、松子松花紛滿地、有人、服之七十春、斗大茯苓產其傍、化成琥珀歲歲香、有人服之欲千歲、醜顏抹霞碧瞳方、此日笙歌開綺筵、賓客滿堂酒如泉、上有雙雀將雛舞、翩然下戲彩衣前、彩衣風暖春畫永、爲君齊唱天保篇、明月樓歌、贈高子式、

斗、窺下磊落天下士、仲子清高格如鶴、佐郎清冷神似水、維騏絕足蹴風雲、獨行一日三萬里、正虎大類個儒生、長嘯雄劍四五鳴、腹中奇策輕韜略、當面談文不談兵、作歌者誰如秋冷、商絃調急金石清、其餘數子皆卓犖、森若羽人集玉京、傲然醉倒高堂上、呼吸元氣歌豪放、三寸之管驅萬物、天地爲之色沮喪、此時萬物歸一指、苦風酸雨鬼悽愴、紛紛醒者目中空、唯有蘿月來窺帳、

上蔡布衣行

斯本上蔡布衣客、三寸之舌動秦王、在楚漫學帝王術、入秦唯說申韓謀、政如猛虎法獮狗、六經落烟一人手、祖龍游海混鮑魚、無限餘腥輻輳車、區區只惜通侯印、一旦沙丘枉璽書、長子伏劍山東分、三川羣盜畫如雲、昔日咸陽大張宴、徒說禍福終難免、果然市中常赤族、相泣東門感黃犬、可憫奏上獄中語、帝業古來以客著、二世之業何忽諸、王不識鹿客嘆鼠、

荆卿行

易水鳴兮北風寒、白虹屈短日輪殘、太子賓客同縞素、單車西去不復還、羽聲凜冽微聲變、背血洒襟髮衝冠、徑將七尺入強秦、豈恃區區骨勇人、千金難購於期首、

明月樓、樓高百尺枕蒼洲、蒼洲之水淨如練、夜涵明月澹不流、樓上常置酒千斛、樓下車馬紛不休、主人麗句裁明月、自誇未曾向暗投、高臥何減元龍態、清興豈讓庾亮遊、我來一叫明月動、天風吹雪點杯浮、芙蓉顏色遙相照、總海暮雲慘欲愁、黃鶴高飛剛安逝、六翮縹緲不可留、狂歌豪飲君休怪、人間世若蜉蝣、孟門行、醉示南子和、

孟門嘔我足、洛瀆載我船、我術用游及、有時視怵然、但使玉壺酒如河、何論險阻與風波、少年紅顏難再得、結客場中屢經過、桃花香陌紫叱拔、醱醱春風金巨羅、楊柳堤邊聽黃鳥、芳艸池塘泛畫舸、倏忽三萬六千日、休辭日擁美姬歌、醉歌不省人間事、孟門洛瀆奈我何、夢遊僊并序

松玄壽者、壯飲之士也、夢詣帝所、勅為酒仙、覺後語其狀、頗類世所傳九米真人事、善書者、問而戲圖之、一日酒闌出示余、余醉題其上、文不加點、但調入非不足存也、賢者亦一丘、愚者亦一丘、玄壽先生日々醉、萬不掛齒達者流、笑道劉項逐秦鹿、何似集飲爭觥籌、百二山河如蟻垤、謀臣猛將同此呼、先生之杯大於海、中泛

童鬟徐福舟、杯面忽吐千厯氣、結成十二白玉樓、一飲累月堪辟穀、何須更從赤松遊、忽見青童降碧空、引君同朝上帝宮、上帝賜君流霞酒、大腹枵然覺不充、倂視漢廷歲月變、空中翔翔西又東、已聞高陽長揖去、又見常璪在臨邛、長卿著褲漚醜器、糟風上衝先生鼻、鼻間栩栩何可禁、失脚青雲悅墮地、身在山臙睡初醒、紅日三竿破餘翠、

長安少年愛鬪雞、結客場中每相携、三月芳草微雨後、兩雞相見意氣齊、礫毛離披久相持、英姿颯爽不知疲、皆道荆卿臨易水、怒髮衝冠亦似之、紫眼黃鬚且擊、老拳毒手合又離、高隊難剛項令、低過莫侮膝下兒、殺驅欲供子路餼、拔尾何畏賓孟獲、一雞憑陵黃金折、一雞辟易絳冠裂、勝敗欲分指顧中、觀者盛氣與雞同、餘勇欲買高固氣、先鳴自誇州緯雄、飛血淋漓桃花色、落羽掀亂柳絮風、暫時旗靡勝敗決、馳檄先奏飛將功、抱去一飲春池上、長號嗚嘶神獨王、

臥游亭、為岡士賦、五岳如橫指、百年如急流、欲往從之吾老矣、誰寫秀色落牀頭、峭壁懸崖層々碧、芙蓉朵朵紫煙浮、金鷄

夜號跳海日、下窺飛泉洞壑幽、玉井蓮花行可采、狂風吹盡藕如舟、寒松尙鬱秦時雨、匹練遙曳吳門秋、冷笑當年呼萬歲、漢家天子不少留、少文本自向平隸、空說夙志難相酬、我躡五岳朝華胥、天門咫尺屬神游、百怪眩耀非世有、忽飛龍兮驂青虬、賜我瓊漿甜如蜜、聊撫長劍息椒丘、倂見鵬背青濛々、不辨赤縣與神州、黃河一帶供濯足、蒼梧之野白雲愁、巨靈願負忽驚駭、鈞天鏗鏗鳴未休、此時峰々為君響、振衣空翠紛不收、讀水斯立遺草有感

伊人屬長夜、垂堂誤千金、千金亮可惜、永古懷苦心、弱齡讀書滿五車、結髮立言排百家、鍊研倒捲銀河水、星辰錯落筆吐華、筆如九鼎力萬鈞、漁竭天池無遺鱗、珊瑚樹寒老龍泣、貝宮寶藏為一貧、翻然忽叩天關去、青風縹緲不知處、秋老薜蘿滿廢宅、人間空餘太平策、讀之涕零不能禁、谷口烟月向人白、季秋病起、携士騏子華登小岱絕頂、薩筑二州、歷々在指掌、二生神王、賈勇幽尋、余委頓繫遺、先歸、賦此解嘲、飛鳥在我後、白雲翔我前、忽携二生捫星斗、迥立小岱之絕巔、自覺兩間軀為贅、元氣浮動如載船、雙足

二分垂々吐、欲墜不墜石崖懸、香鞋軟々跋瑤草、烏帽岸々摩蒼天、二生探奇不能止、深驅異境相後先、駿蹄脫銜孰能騎、驪龍弄珠破風烟、沓嶂迴峰心旣醉、筑雲薩水眼欲穿、自嘲老夫無勝具、瞪若蝸牛帶殼遷、歸來難酬山靈意、謾誇一揮筆如椽、此時萬象愁無色、颯爽紫髯病神仙、

踏海行并序 庚午夏、宇土侯就封、於是九萬年載筆從焉、赤石帆海、大風船破、適得淺處不沒、可謂破冢而出矣、為余話其狀、至今猶令人病悸也、因作踏海行壯之、君不見東都九萬年、西遊意氣一何翩、紫冥萬里如杯水、揚帆長風破蒼烟、天連赤石陽侯怒、忽見兩蛟挾其船、船破暫時載朽骨、九郎神王益倏然、被髮欲朝憑夷窟、翻身幾墮龍涎、領下明珠何足探、懷璧無恙祐自天、始信毛寶之軍人、穩坐龜背到岸邊、又疑迢迢銀漢水、渺々仙槎送張騫、歸來誇我支機石、何用浮沈卜百錢、今日貝闕親經歷、自道高蹈勝魯連、從此下筆有神助、笑殺玄虛誇大篇、前川捕漁歌



六月一放打魚船、前川飛霞盡如烟、豪飲不知人間熱、  
冰盤冰盞照波偏、漁人舉網庖人躍、百金之魚出深淵、  
魚尾潑刺亂如雪、爭向柁樓事擊鮮、忽聞戛々驚刀響、  
又見片々銀絲懸、醉後團圓同下筋、寒生齒頰忽飄然、  
吳江休戀張翰興、鄭國易欺子產賢、此時何須論魚樂、  
笑殺莊生濠上篇、

古行路難

澄潭瑩無風、游鱗若在空、我來愁其上、魚語與人同、  
一魚言我祖、合劍薦吳宮、一魚言我祖、腹葬楚國忠、  
一魚在側笑、豈如我祖功、我祖躍王舟、周道以明融、  
三魚屹相矜、鼓腮語未終、豫且之罔從天下、三魚立  
枯東肆中、

登高丘而望遠海行

登高丘望遠海、煙濤蒼茫無際涯、人傳中有神仙不老  
藥、瑤臺銀闕光陸離、彩鸞銜花戲其上、芬々郁々珠  
樹枝、若能餐者億萬載、乃使秦王饒涎垂、涎空垂、  
徐福之帆無還期、長鯨噴浪蔽日月、蜃氣空濛青暈吹、  
吾聞遠海雖大、揚灰填之、高丘雖崇、鋤可令夷、唯  
神山不可見、靈藥不可思、火棗交梨或可遇、秦王之  
愚不可醫、

龍笛篇

君不見寒玉生湘水之澗、有人裁之寫龍吟、五指參差  
含妙思、七孔亮濶發奇音、渾沌已死遠飛舞、靈妃休彈  
幾浸淫、颯沓入破飛風雨、引羽刻商慘秋陰、紛々白  
雪梅花落、蒼々殘月關山深、關山迢遞夢魂苦、征馬  
躑躅殘月沈、此夜空圍淚如雨、戎婦柔腸何可禁、

題關雲長長驅圖

神耶人歎龍乎馬、馬上割飛偃月刀、阿瞞大軍鼎折足、  
旌旗百萬如燎毛、孟起自是鯨彭侶、髯之絕倫一何豪、  
東海豪士巨魚歌

東海豪士巨魚歌

東海豪士盤礴脫衣大狂呼、粉壁忽開巨魚圖、巨魚一  
怒尾閭決、百川東盛天地孤、獨身來攻天吳窟、欲奪  
天吳明月珠、天吳失窟無所歸、百萬波臣喘息微、化  
鯤流血猶酣戰、矯龍脫鱗已退飛、墨滯蒼茫何淋漓、  
渤海蓬々黑風吹、狂波矗立五千仞、震蕩天柱與地維、  
渾沌欲死倏忽叫、女媧無功神禹悲、君不見孟嘗三千食  
客難雜狗、無魚何耐久、又不見田橫五百義士、海島  
何處得美酒、我欲告上帝活此輩、未知上帝許我否、  
我願得長竿如彩虹、巨魚忽落任公手、然後傾海爲酒  
魚爲炙、一人日供十千斗、陶然翻過到蓬山、歲歲年

年駐朱顏、

垓下行

身長八尺瞳子、駿騅關々躍千里、叱咤大軍氣成虹、  
飛土逐鹿指顧中、五國諸侯凍股栗、一星火燼秦宮、  
君不見祖龍斃真龍翔、赤縣大風雲飛揚、謀士還家疽  
發背、美人侍飲泣斷腸、八千子弟氣皆死、尙猶獨戰  
勢莫當、暫時涕淚如冰殺、丈夫肝膽照劍鋦、駿騅瘡  
矣烏江冷、垓下歌舞夜悲傷、

玉山先生詩集卷之三

肥後 秋儀子羽著

門人 辛黑光輔輯

福清子高校

五言律

過江之道山莊

久聞懸榻日、忽喜把杯時、四十身多病、稀疎髮作絲、  
聚星難驟得、流水任相知、偶此過丘壑、孤雲爲我遲、

宮中行樂詞

內園春駘蕩、咲語自喧嘩、玉砌觀紅葉、銀盤進綠瓜、  
眼前歌舞入、掌上寵恩加、爭撲雙胡蝶、紛々團扇斜、

銅雀妓

漳河流不盡、妾思自悠悠、搖落銅臺晚、淒涼玉座秋、  
寵恩爲往事、歌舞感曾遊、西望園陵處、蕭條孤月愁、

吉子徵宅集飲贈水斯立、

海內雙青眼、平生肝膽知、微君誰經世、唯我獨耽詩、  
長劍從輕薄、一官笑數奇、悲歌燕市飲、聊與漸離期、

哭池鶴林

碧梧搖落日、淚滿楚臣衣、空見鳳毛美、還悲隼隙違、

玉山先生詩集卷之二

招魂諸弟在、屈指故人稀、嘆息金華殿、談經事已非、

遊妙解精舍  
寺住浮雲裡、諸天不可攀、袈裟人立盡、鐘鼓鳥飛還、白石堪分座、青錢豈買山、平生雙履迹、往々在松間、

佛滅日遊東海寺、上人許酒、  
東海雙林靜、支那一水分、牛車轉大陸、貌座壓高雲、佛滅從薪盡、人生任酒醺、貪看花欲晚、作雨故紛紛、

客中奉寄屏山水先生  
關西夫子在、悵望夕陽中、家隔千山外、人如萬里蓬、詩書游魯國、禮樂問周風、自愧支離甚、何曾比易東、

代東答鄉人  
聞說南山下、悠然出世塵、松間種白石、竹裡戴烏巾、日月閒居賦、田園歸去人、可憐千里外、遊子未知津、

己酉夏、廣南獻象、  
南方產美獸、北斗降瑤光、率舞當唐殿、牽來比越裳、聞言堪拜跪、受教甚馴良、去歲封東嶽、深知應瑞祥、

長至夜陪宴慈嘯閣得親字  
沈沈長至夜、良宴與偏新、一線添詩思、三杯見酒真、律將鸞嘯應、席附鳳遊親、陪笑剪銀燭、何曾惹世塵、  
春夜凌霄閣陪字士侯作得中字

夜宴凌霄閣、飄飄似御風、春星低可摘、烟水望還空、為醉花前月、渾忘髮作蓬、非關大人賦、身已在雲中、

上已前一日慈嘯閣集同高子式賦得酣字  
桃花陪宴日、楊柳亦氍毹、名飲無中興、新詩就兩騷、先期修禊事、臨水漱餘醑、早使群賢集、風流可劇談、

題蘭相如使秦圖應樂山公子之徵、  
奉使為秦餌、由來一壁輕、便能將七尺、爭死動連城、短髮衝冠上、英風倚柱生、泥池高會日、大奮趙王名、

送葉文通歸譚  
故人行仗劍、道路思悠悠、山壓三河出、潮吞八島開、平生知壯志、此別有餘哀、當世嫉熊館、誰能作賦才、

夜讌上蘭陵公子  
良夜華堂燕、何妨鐘漏催、餘權展婉孌、欲別更遲回、銀燭臨詩席、金花泛酒杯、期君當國日、美錦操刀裁、

歲晚送還山人二首  
歲晚饒風雪、山中送汝迴、反招思桂樹、堅臥閉蒿萊、解綬浮雲逸、振衣空翠來、蹇驢應未病、到處欲尋梅、

其二  
問君何處去、去入白雲遊、烟霧南山裡、風霜空谷幽、為甘玄豹隱、難使白駒留、別後梅花發、相思到水頭、

鳳凰亭重奉謁字士侯得雲字

三年復見君、千古重論文、置醴叨恩洽、持螯發興紛、亭堪來綵鳳、人已在青雲、且愛林泉好、陪遊出世氛、

雪後慈嘯閣夜宴得開字  
登臨高閣上、晴雪迥崔嵬、詩憶青鸞嘯、園教玉兔開、寒光生把燭、夜色照銜杯、為侍惜侯宴、還疑明月來、

龜泉群蟹為觀水翁賦  
龜泉鳴暮夜、螢火集菰蒲、風引撲難住、波搖看欲無、路旁堪按劍、衣裡忽投珠、疑是銀河上、離離種稻榆、

看調馬  
誰家俠少年、調馬氣翩翩、弱柳低金埒、飛花拂玉鞭、為耽春色好、屢過酒樓邊、何日嘶風去、沙場縛左賢、

春日郊行到元宅寺得曲字  
郊野多芳綠、時時出展遐、烟扉靜梵音、水寺淨塵躅、為愛花鳥幽、總忘歲月促、祇恐靈物驚、高吟空澗曲、

臨流菴品茶得鳥字  
幽逕松間寺、經過自窈窕、隔林一川平、含雨千峰小、座逐品茶人、門聞啄木鳥、黃昏打鳴鐘、玄理終可了、

胡人吹玉笛  
胡人吹玉笛、漢將在金微、忽見梅花落、猶聞羽檄飛、

關山多雨雪、夜月滿圍關、征婦夢魂苦、飄飄應未歸、

劉伶墓  
先生頌酒德、萬古聞芳馨、鍾見托身後、杯唯稱眼青、緜紳二豪客、江漢一浮萍、寂寞湘潭上、無為誇獨醒、

新歲作  
詩書聊卒歲、杯酒復迎年、芳樹千家雨、垂楊萬井煙、圖唯藏白澤、裝豈著青錢、日夕醒還醉、飄々地上儂、

秋日遊宗岳寺得來字  
秋江佳絕處、風景滿香臺、黃橘霜初下、青蘿烟未開、鐘前憐客到、飯後有禽來、余意在幽憇、何知落日催、

同得法字  
蓮宇秋日明、松門甘露洽、本知貴沈冥、何妨屢親狎、吟詩驚鉢龍、焚香馴寶鴨、身心頓晏如、因得無生法、

望後二尊軒集得沒字  
竹徑少人蹤、桂期叩禪窟、忘却世間相、同賞望後月、心事在水壺、生涯仍白髮、為探摩尼珠、清光曉不沒、

辛酉生喪內  
織女引歸路、虛無指點中、鼓盆傷蝶夢、竊樂在蟾宮、夜雨蘭燈暗、春寒蕙帳空、孤魂招不返、香地恨無窮、

無量壽山觀楓

牛鳴隔一地、獅吼到雙林、山自無量壽、雲猶不住心、  
青蓮終日淨、江樹萬峰深、忽見斜陽照、晴嵐彩翠沈、  
之桂翁今玆七十、宅南有硯河磨墨峰之勝、因賦

為壽

硯水何清冷、悠悠一為君、白沙餘鳥迹、綵石見龜文、  
村似結繩俗、峰看磨墨雲、因知靜者意、長此出塵氛、

早春遊望得春字

駘蕩長安道、風光入早春、翠揚驚久客、芳草送遊人、  
佳氣南山近、流澗渭水新、不知誰氏子、挾彈逐紅塵、

竹院得淨字

竹院隔風塵、可以醫染病、空門留妙題、池水開明鏡、  
焚誦定猿心、丘壑馴龍性、超然不知歸、終日得清淨、

壽福別院壁上、有那波活所老人留題、因用其韻、

示同遊諸詞客、

同到城西寺、風塵如隔生、棋君堪勅敵、詩我愧難兄、  
鳴磬孤雲靜、翻經片石明、留題應不朽、因感昔人情、

新歲壽宗仙岳丈七十初度

新歲岳翁壽、烟霞近席飛、杯從今日醉、壽已古來稀、  
芳樹聽黃鳥、椒花咲綠衣、南山春自好、更覺有光輝、

十日過飲漆園河氏宅、見其二子二首、

黃花香未盡、白酒飲逾蒙、十日仍烏帽、千秋見鳳毛、

風塵如脫屣、珠玉在揮毫、開口漆園與、誰如傲吏高、

其二

秋色幽亭晚、黃花傍濁醪、交游看此物、偃蹇屬吾曹、  
歲月空華髮、風塵只綵毫、非關學彭澤、醉臥與逾高、

初夏山行得禽字

山中朱景靜、雨後綠溪陰、新樹雲猶濕、前峰路更深、  
時々聞伐木、處處變鳴禽、幽憩長松下、清風滌煩襟、

約遊山寺、值雨不果、還過志謙山宅、同酌得金字、

字、

前峰不可上、暫此豁幽襟、求侶聽黃鳥、教人戀綠陰、  
酒憐斟北斗、詩愧比南金、一望愁風雨、無緣見道林、

中秋值雨、同三子賦得前字、

狂簡二三子、高歌到曉天、姮娥傷雨色、桂樹斝秋烟、  
多病青檉外、生涯紫蟹前、何須奔寄藥、一醉即神仙、

遊光明寺得翠字

此生貴適意、興來探靈異、一榻接諸天、半牕依積翠、  
玄語逢真僧、素餐笑傲吏、只道山氣佳、不省人間事、

過宗岳禪院

文園常抱病、金地忽逃禪、日落秋峰外、門臨流水前、

客何須白眼、主是自青蓮、相見忘來去、鳴鐘欲暮天、

贈阿爵神童

瀟酒無塵氣、相逢即竹林、高歌聽白雪、妙歲見青衿、  
皆道阿戎好、偏憐小阮尊、風流何限意、對酒一論心、

吉生宅集飲得昨字

綠醞盈金尊、同與故人酌、一官仍糞疒、丈夫咲燕雀、  
醒醉何關它、是非已爲昨、此心如片雲、可以翔寥廓、

哭智嚴禪師

哭師雙樹下、宇宙日悠悠、知是五天竺、應携隻屣遊、  
虎溪泉石咽、鸞嶺暮雲愁、唯有高秋月、曾經照指頭、

留別水斯立

明日舟船別、今朝口口深、參商忽兩地、弧矢遂初心、  
游子唯耽酒、佳人莫廢琴、蒼茫江海上、猶自有知音、

送井冲默歸省故鄉

蘇山不可見、唯見白雲飛、立馬凄相顧、同樽亦實稀、  
高樓王粲賦、故國老萊衣、不廢詩書業、何曾勞斷機、

室津泊舟

長洲芳草遍、暫此繫扁舟、風土隣鮫室、雲霞結蜃樓、  
看花慣作客、沽酒易消愁、春興行應好、王孫未倦遊、

哭吉子徵二首

朱絃今日絕、白雪昔時聞、擊筑空燕市、招魂仍楚雲、  
千觴思故態、萬卷泣餘芬、雄渡々頭樹、秋聲總爲君、

其二

天地我如寄、死生爾已休、還家身後事、爲客病中秋、  
白酒河山遠、黃花涕淚流、蕭條搖落日、偏使故人愁、

除夕過飲南子和客舍得簪字

殘年猶作客、此地共論心、踪跡空天問、風塵且陸沈、  
玄談仍剪燭、白髮未拋簪、同醉他鄉酒、何妨到夜深、

客中五日

他鄉逢五日、故國思悠哉、芳沐蘭湯色、香啣榴酒杯、  
何須續命好、還使反驅裁、痛飲吾曹事、陶然笑楚才、

荆玉篇

抱玉空山裡、年年涕淚垂、還同燕客裏、難遇楚王知、  
元自連城價、如何按劍疑、微軀豈足惜、三獻使人悲、

太宰府謁菅公祠二首

悠悠八百載、陳迹徒悲傷、都府樓何處、觀音寺已荒、  
魂猶吟澤畔、人似貶瀟湘、唯有梅花色、春風憶帝鄉、

其二

宰府遺蹤舊、猶思昌泰年、浮雲饒紫海、曠日訴青天、  
廟貌千秋肅、詩名萬古傳、欲知歲寒操、松色鬪風烟、

江亭避暑得雙字

避暑幽亭晚，披襟俯碧江，竹涼侵綺席，荷氣撲銀缸，  
名飲追河朔，清風憶北窓，門前楊柳樹，燕子自雙雙，  
陪駕遊妙解精舍

寂々蓮花社，蓮花漏自沈，何妨將五馬，暫此繫雙林，  
朱絨乘餘暇，青山諧夙心，隋侯珠尚在，並照衲衣深，  
送人罷官歸南海

憐爾休官去，孤蓬任所之，朱崖連海氣，銅柱接天涯，  
鵬搏扶搖外，人愁瘴癘時，縱多難得貨，逃世未須疑，  
聞南氏母大人訃至因有斯寄

驚君家信至，西望哭庭闈，萬里難嘗藥，千秋奈斷機，  
空悲彩服易，忍見白雲飛，陟岵今何處，凄然指落暉，  
林莊見花

東莊春色早，花影滿林端，緩步携鳩杖，沈吟戴鶴冠，  
臨風恐作雪，惜日更憑欄，白髮多悲感，啣杯強自寬，  
春日過飲高之道宅得花字

寧知非負郭，幽事屬君家，下榻依春竹，開樽就晚花，  
四隣原市井，一醉即烟霞，鄂調終難和，沈吟到日斜，  
春雨中遊妙解精舍得烟字

竹院何岑寂，春陰此地偏，人來迷曲逕，鳥散破輕烟，

忘世多幽事，看雲息萬緣，不妨花落盡，作雨滿諸天，

醉後賦呈大川上人

雨餘苔徑滑，山屐愜幽期，為許淵明酒，來尋惠遠師，  
依然著勝地，忽爾有新詩，不是匡廬色，誰教淨理知，  
奉和大川上人惠韻

愛此花臺靜，經過與世違，空香飄客席，春雨濕禪衣，  
倚檻聽黃鳥，裁詩座翠微，片雲如有意，更為近人飛，  
送上梵生之江都龍郎

解携前路遠，征馬且踟躕，行矣龍門客，由來燕市徒，  
風煙津樹合，寒色驛樓孤，共道終軍少，青雲屬棄繻，  
將進酒

佳人將進酒，前席發歌新，微雨桃花色，輕風楊柳春，  
朱門停寶馬，綠水出銀鱗，君子休辭醉，桑榆不復晨，  
春日遊宗岳寺

疎箔懸春雨，斜窓含翠微，吾生甘寂寞，此地弄芳菲，  
竹連通幽屐，花香製定衣，自憐機已息，啼鳥近人飛，  
哭岫雲禪師

忽聞身後事，不問病中禪，應為津梁倦，空餘衣鉢傳，  
孤雲歸遠岫，一鳥入寥天，相憶焚香處，秋花白露圓，  
宿慈眼菴得木字

見寄、卒爾和答、

旅窓同守歲，聚首此相親，深夜青燈靜，明朝白髮新，  
為耽杯裏興，不厭客中身，已報梅花發，遲君來問春，  
從軍行

獻策心猶壯，登壇威亦靈，一身垂虎口，萬里踏王庭，  
叱咤雲成陣，橫行劍是星，燕然雖片石，漢業已堪銘，  
送佐公將歸豐州、展拜寂々先師塔下、兼附家弟

書、

虛空飛杖鉢，萬里忽飄然，欲拜無縫塔，西歸不住天，  
風雲隨白足，嶽雪照青蓮，因附一書札，平安報惠連，  
雨中過清見寺

梵宇倚雲標，登臨海色愁，巨壺山自湧，諸佛宅愈幽，  
張祐題詩去，謝公著屐遊，微茫烟雨裡，何處是滄洲，  
五言排律

播州曾根偃松、云是管公左遷時所手栽、實八百  
年物也、癸酉春過觀之、因賦、  
管相祠堂古，孤松久已貞，蟠根餘手澤，偃蓋感精誠，  
地屬印南郡，年傳昌泰名，後凋憐黛色，遺愛慕風聲，  
崔嵬樓仍密，龍鱗老更生，液堪仙鼎鍊，材使帝家成，  
應等甘棠思，何論嘉樹榮，悠悠八百歲，不朽托文明、

香臺依水石，一逕入林間，聽鳥晴窓靜，觀魚白日閑，  
偏憐濠上興，豈買沃州山，但使禪心會，何妨屐屐還，  
得山字

在萬春將盡，高歌強自寬，青山空對酒，白髮更憑欄，  
一鳥林間語，千花雨後殘，美人遲暮意，誰與贈琅玕，  
同士高瑞卿、旅館守歲、遲梵子修、不至、有詩